ソ連社会保障発達史

歴史と現状

柴田嘉彦著

文化書房博文社

ソ連社会保障発達史

----歴史と現状----

柴田嘉彦著

文化書房博文社

本 そのなかでとくに、社会保障のさまざまな制度が今日に至るまで経てきた過程を明らかにすることによって、 ソ 連における現行社会保障制度が成立するまでの歴史を革命前にまでさかのぼり、 まとめたものであ

現行制度をその成立の背景を含め、より深く理解できるようにつとめた。

てきた。 もまだ充分とはいえない段階と考えながらも、 ことを知り、 を移しその研 社会主義の理 ているが、 わが国では最近ほとんど皆無に近い状態にあるといえる。 て重要 もつ人びとにとって社会主義国の社会保障の実情を知ることは社会主義制度そのものを評価するうえでもきわめ 現実に存在し独自に発展している社会主義国における社会保障の理解は不可欠であろう。 義国 現在 の な問 社 の私の研究の主要な課題は、 私はいまの社会主義国における社会保障を本質的に理解するためには、 会保障 私は大学生であった頃から社会主義に関心をもち、 題 現在この研究とその発表は私に課せられた仕事のように感じている。そのため、 究 解を深めようと考え、まず大学院で社会主義国の賃金制度を学び、さらに社会保障の領域にテーマ 一の一つである。それにもかかわらず実際には社会主義国における社会保障の研究をまとめた書物は、 を現在まで続けてきている。 の研究である。 社会保障、 国家独占資本主義のもとにおける社会保障と同時にソ連を中心とした社会主 とくにその本質の究明にとって、資本主義体制下の社会保障とあわせ、 わが国でいま、 いままでにすでにいくつかのつたない関係論文、 大学で現在、 社会主義国における社会保障を研究する者の少ない 社会主義国の労働者の状態を知り、 社会保障論の講義、 ソ連での社会主義革命に至るま また社会主義に関心を ゼミナ 私 翻訳 は研究が必ずし それ 1 'n 書を発表し を通して を担当し

う歴史的に位置づけるべきかを解明することが研究の発展にどうしても必要だと考え本書をまとめた。 に集めえられ た限りの資料を使い、それによって全体を構成してみた。私のこの研究は、 まだ一次資料を整理で 現在まで

それと革命後、どのよりな具体的条件のもとで社会保障制度が形成されてきたか、

での時期、

のである。幸い私の先輩である草鹿外吉氏がそれを出版するために努力して下さった。その結果、今回、文化書 つ意義があると考えたからである。この論文の大部分は日本福祉大学「研究紀要」に六回にわたって発表したも 実を歴史的にならべることによって、そこに流れている本質がある程度、把握できる筈である。そのように判断 きたという段階にあって、それぞれの事項に詳しい評価を加えることはなお充分にはできていない。しかし、事 短 .期間にではあるがこれをまとめた。できる限り早く発表することが現在の諸状況からとくに要求され、 か

と制度をより容易に理解できるようにした。

房博文社によって

出

.版が心よく引き受けて頂けることになった。そこで現行制度と年表をさらにつけ加え、

今後も私は社会主義の社会保障を研究し続けるつもりでいるが、 ととで草鹿氏と出版社、そして直接に仕事を担当された小谷涼風氏に厚くお礼を申し上げたい。 本書 はいわばとの面における私 Ø

の望外の喜びである。 里塚とでもいえるものである。 本書が社会保障の研究と社会主義の理解に少しでも役立つならば、 研究過 私にとって

一九八〇年十二月

田 嘉 彦

柴

2

現在の到

達点をど

第四章	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	第三章	第二章	第 一 章	はじめに	第一部 -
まとめ	十月革命の準備と実行の時期	第一次大戦と第二次ロシアー二月ー革命の時期	第一次大戦前の労働運動の高揚	革命敗北後の反動の時期	日露戦争と第一次ロシア革命の時期	革命運動の高揚	帝国主義の段階	農奴制の廃止から産業資本主義の確立まで	封建・農奴制の時代		十月革命以前における生活保障
五 九	五四	五三	三八	三六	\equiv	\equiv	Ξ	四四	九	七	七

ŧ

えが

ŧ

目

次

第二部	十月革命以後における社会保障の形成・発達	六
第一章	十月革命直後の時期(ソビエト政権の樹立)	六一
(1)	革命後一九一七年末までの時期	六
(2)	一九一八年初めから戦時共産主義に至るまでの時期	七二
第二章	戦時共産主義の時期	스
第三章	新経済政策(ネップ)期	九
第四章	社会主義的工業化と農業集団化の開始期	<u></u>
(1)	社会主義的工業化と農業集団化の準備期	=
(2)	第一次五ヵ年計画の時期	三
(3)	との時期における社会保障政策の特徴	五上
第五章	社会主義建設の基本的完了期	六一
第六章	社会主義建設の完成・強化の時期	六ヵ
第七章	第二次大戦(大祖国戦争)期	八加
第八章	戦後の国民経済の復興と発展期	九七
(1)	戦争直後と第四次五ヶ年計画の時期	九七
(2)	第五次五ヵ年計画の時期	70
第九章	第二○回党大会以降現在までの時期	-
(1)	第六次五ヵ年計画の時期	+

第一部 十月革命以前における生活保障

じめに

は

重要だと考えた。このような条件のもとで、資料としては既に発表されている諸業績、とりわけ、荒又重雄教授の の形成につなぐ革命前の歴史を不十分でも早急にまとめておくことが、社会主義の社会保障の今後の研究にとって には革命前の生活保障について十分な資料を集め、分析する準備がまだできていない。しかし、革命後の社会保障 度にあるソ連の特殊性と、社会主義の社会保障に共通する一般的な原則をより明確にできるからである。現在の私 重要であると思う。なぜなら、このことによって、社会主義国の一つとしてのソ連の社会保障の成立過程、現行制 この目的にとって、十月社会主義革命以前の帝政ロシアの労働者の生活保障の諸形態の歴史をみることがきわめて あって、まだ確定していない、社会主義のもとでの社会保障の本質を一定程度、明らかにするための作業である。 一部は、社会主義国シ連における社会保障の形成、発展過程を研究し、社会主義国でも社会保障が形成期に

「ロシア労働政策史」(恒星社厚生閣)、それと バーニスQ・マジソン著「ソ連の社会福祉」(光信降夫、湯 沢 獲

た

光生館)、

政治、

経済、

労働運動については「ソ連邦共産党史」(大月書店「国民文庫」)

段階に社会保険、 3/ 口 り、一般に、 アの経済史の研究によると、 ッ 資本主義のもとでの社会保障は、 諸国と比べ、 資本の原始的蓄積期に救負法、産業資本主義段階に労働者の自主的共済組合、そして、独占資本主義 国家独占資本主義のもとで社会保障の成立という歩みがみられる。 政治的、 経済的、 ロシアでの資本主義の発展段階は複雑で、その区分については、種々の説がある。 貧困化の拡大、 そして社会的に遅れており、 深化とそれにたいする労働者階級の闘いのなかで発展をみてお 種々の面で特殊性をもっていた。 革命前の П **シ** アは、 その・ ため、 他 Ō 3 口 1 の

お、 産物地代)(九世紀 分けている。 義の時代になり、その後、一九一四年から第一次世界大戦にはいり、一九一七年に没落するという過程に分けてい 九○年代に産業資本主義の確立、そして、一九○○~八年の恐慌、 例えば、 一八世紀なかば)、 第 ソ連での時代区分についての論争は「ロシア史の時代区分」上・下(田中陽児・米川哲夫訳編、 小林良正 の区分は、 すなわち、 このなかでK・バ 1.1 封建経済の分解と資本主義的諸関係の発生(一八世紀なかば ――一五世紀のおわり)、商品・貨幣関係の発生とその発展(貨幣地代)(一五世紀おわ 封建諸関係の発生 シァ社会経済史」(八雲書店)では、 封建的諸関係の発生を九世紀、 ジレヴィチ「ソ同盟封建時代史の時代区分の試み」は、 (キーエフ国家) と封建的細分状態 キーエフ国家の時代とし、現物経済の支配 ほぼ一九六〇~八〇年代を資本の原始的蓄積期、 不況期を経て、一九〇九~一四年に独占資本主 (封建的半国家制度) ――一九世紀なかば)であ 封建時代を三つの部分に を含み、 (労働および生 有斐閣)で紹 第二の区 る。 ŋ な

成

(一七世紀おわり――

一八世紀なかば)

の二つの時代に分かれるとしている。

(一五世紀おわり―

一七世紀おわり) また、

と絶対主義国家の形

H F

シシ

ーニンは「ロシ

分けは、

П

ブ

の中央集権的多民族国家の形成と発展

を多く利用さ せて

IJ

ュ

1

IJ

ッ

クの死後、

義的構成体の初期(一八六一年――一八八二年)、成熟した独占前の資本主義の時期(一八八三年-――一九〇〇年)、 時期(一七九〇年 アにおける資本主義的ウクラードの歴史の初期(一七六○年代──一七八九年)、資本主義的ウクラードの発 ----一八二五年)、封建社会の最後の危機の時期(一八二六年----一八六一年)、そして、資本主 展 の

帝国主義時代(一九〇一年――一九一七年)としている。こ れ ら の 文献と「ソ連邦共産党史」(大月書店「国民文 の時代区分を参考とし、この小論では、つぎのように一応の時代区分をしておくことにする。

二、農奴制の廃止から産業資本主義の確立まで(一八六一~一九世紀末) 封建・農奴制の時代(九世紀以降)

三、帝国主義の段階

②日露戦争と第一次ロシア革命(一九〇四~七年) ①革命運動の高揚 (一九〇一~四年)

⑶ 革命敗北後(一九○八~一二年)

(4)第一次大戦前の労働運動の高揚(一九一二~一四年)

⑹十月革命の準備と実行の時期(一九一七年四月~一○月) ⑸第一次大戦と第二次ロシア――二月――革命の時期(一九一四~一七年二―三月)

第一章 封建・農奴制の時代

般に ㅁ **≥**/ アの建国は、 オレーグが八八二年、キーエフ国家を建てたが、彼は、その最初の公と考えられている。こ ワリャーグ= :ルス: 族のリューリックが ノヴゴロドに奠都した八六二年といわれる。

この

論

がないようである。この時代における、

一世(九七八年頃~一〇一五年)は、

のキーエフ国家の時代、

九世紀から、

一九六一年の農奴解放までをロシアの封建制の時代とすることにはとくに異

ロシアをキリスト教文明に参加させ、九九一年、一〇〇〇年、一〇〇一年に

社会保障の歴史に関係のある制度の動きをみると、まず、ヴラジミール

よるといわれるが、その背後には「封建的搾取を支えるものとして正統な教会イデオロギーが人民の貧困への忍従 済的隷属化によって自分たちを私的な封建的隷属者に変えるという傾向の拡大にたいする、反抗のかたちをとって は、 世紀のあいだに、封建化の過程がはげしく進展し、 リスト教国を通じて、教会によって行われていた」が、ロシアもその例外ではなかった。ロシアでは(4) 任とされ、 の一税による救資法が出されている。この法にもとづいて、貧民、病人、老人、心身障害者などの保護が教会の責 あらわれた」のである。中世封建社会におけるキリスト教的貧民救済は、「慈善と愛」というキリスト教の精 神に П ーマと大使を交換するなどし、後に一三世紀に教会によって聖者に列せられたが、この治世の九九六年に一〇分 封 建的な隷属的共同体員および自由農民大衆の、賈税による搾取にたいする……あるいは、 彼らのための救貧院、 病院などが一○分の一税で設立された。「中世では、貧民の救済は、すべて の キ 大量の貧民が発生した。これにたいし、 「この時期の階級 経済外的強制と経 九————

に農奴制 もに農民戦争の | 二── | 五世紀の八○年代の封建的細分状態を経て、| 七世紀はじめまで中央集権国家が支配した。 は強化され、 諸前 提が成長してきた。 ロシア人その他の諸民族の農民蜂起、 ポリス・ゴドノフ皇帝(一五九八――一六〇五年)は、即位の宣誓で「余は帝国より このような条件のもとで、 下層の都市商工階級の蜂起、 たとえばイヴァン四世 さいごに異端の発達とと (一五三三---八四年) この時期

は多くの市に救貧院を建て、

教的立場からの教会による救済がロシアでは一七世紀末までつづいている。

慈善はその代償としての緩和剤でもあった」点をみなければならない。

このようなキリ

、 スト

を説く必要があった。

軍の なり、 乞食の絶 IJ もとづく諸政策と類似している点もみられる。ピョートル大帝(一七〇〇――二五年) となどを定めている。 は、 たようである。 つ単一な租税制度、 **≥**⁄ とその子供を貧民感化院に収容し、もし、それを拒否する場合には鞭打ちのうえ、シベリアに追放する刑に処するこ 軍人および老齢退職軍人のために特別な救貧院を建立している。 印刷された「法典」をつくり、これにより農奴制を確立するが、この頃、農民の困窮ははげしく、農民叛乱も盛んに 具体的にみると、たとえば、 被圧迫諸民族の農民運動、 的な経済制度の内部で、 貧困を絶滅する」と暫い、 アの絶対主義として確立し、ロシア帝国が成立する。絶対主義の特徴は、一般に官僚主義的行政制度、 诐 勅令によって、 中国などへの封 編 一六六九 また、 滅を唱 11 近代化などを行い、また、 慈善救済施設を国の責任で設け、管理運営することにしたが、貧困を犯罪と同一視し、 また、 え、 貧民救済を国家の義務と認め、基準を設けて貧民を分類するなどし、 常備軍とい 彼らを逮捕し、 七〇年のステパン・ 彼は、 ここには、 建的侵略を行い、地主の擁護政策をとり、 ブ また失業救済を目的に都市に石造建築をおこしたりした。 一七世紀はじめからは、 勤労者の蜂起、 ル 封建的侵略主義の野心を充たすため軍事に熱心であったが、 . 37 アレクセイ・ミハイロヴィチ皇帝(一六四五-われているが、ピョートル一世(大帝)は、 3 イギリスなど西欧諸国で、 ア的な諸関係が発展し増大する。 処罰するなどきびしい政策をとった。 (11) マ ニュファクチ ラージ 都市の運動などが活発化した。 ンの反乱はその代表的な例となった。このアレクセイは、 , ヤ ー を急速に成長させる政策をとった。 絶対主義のもとで行われた 農奴にたいしては暴君に等しかった。 その後、 そして、 しか 国家体制としては絶対主義が確立する。 フョードル三世(一六七六 ――七六年)は、 官僚政治の完成、 農民戦争 し、この政策は、 **(**ラージ の時代にツァーリ 血 労働を拒否する可働 その政策の一環として、 一六四五年に初めて、 の立法」、「救貧法」に 人頭稅 × 同 成果. 時 ッ 6 をあげなかっ ガ 一怠 3 F 実施、 彼 チョ 恒常的 ズム 障害退職 八二年) ヹ なし Ի 陸海 は 貧民 か

は、 ro призрение) を設置した。また、一七八〇年には、スモールヌイ、 護施設、退役軍人ホームの管理資任を王室財政部に移し、一七七五年には各県に慈恵院(пpnkaa oбщecтвенно-な条件のもとで、一七四一年に事業主への労働者用病院設置命令が出され、事業主に労働者のための病 院 をつ く 建的侵略に熱意をもち、また、農奴制度の最後の完成を仕遂げた。このなかで、一七六三年には、救貧院、収容保 ートル一世は工業を奨励したが、当時の工業企業では苛酷な労働条件による強制労働が支配的であった。そのより (一七六二――九六年)の啓蒙的絶対主義の時代に爛熟期に達した。彼女はピョートル大帝(一世)にもまして封 無料で医療給付をすることを命じたが、実効はなかったようである。農奴制度は、その後、(3) 退役の士官のための擬似的年金制度を採用し、さらに、 全階級退役軍人のための無料診療所をつくった。ピョ モスクワ、 セントペテルスプルグに心身障害 ェ カテリ ーナ二世

〇二年に各庁を省に統合し、 境に、封建・農奴制の危機が増大する。一九世紀にはいり、アレクサンドル一世(一八〇一――二五年)は、一八 ときわめて低いものであった。この頃(一八世紀末)になると、ラージンの叛乱の失敗後百年を経て、(**) に、元士官および元兵士の遺族 級士官の心身に障害あるものにたいして、過去の俸給と現在の窮乏状態におうじた特別な年金制度を実施し、 および貧困の元下士官や元志願兵および元軍人の遺族(寡婦)を対象とする国営ホームを建設した。さらに、 の付属工場に病院設置を義務づける法律ができるがこれも半ば空文に終っている。 ふたたび活発になってきた。その代表的な例として「プガチョフの叛乱」(一七七三――七四年)がある。 内務省に貧困者対策の業務を担当させた。その後、一八〇六年には、鉱山およびそ (寡婦と遺児)にたいする年金制度も採用したが、その額は年に二――三ループル 農民運動

農奴の状態はいっそり凄惨になっていったが、「救済同盟(coюз cnacena)」(一八一六——七年)、「福祉同盟(coюз

教会に退役軍人の生活費を支給させ、また、退役軍人のため国立養老院を建てるなどした。そして、一七一七年に 12

3) благосотояния)」(一八一八年)「「一二月党員の乱」(一八二五年)などの運動が起き、一八四〇年代末より小ブル の階級的性格などから、 れていた。 の法律上の基礎とされたが、この第六八四条に、生産による障害と関連した損失にたいする企業主の責任が規定さ ル 最高額は年一二、○○○ルーブルにも達した。そのほかの官吏は勤務状態に応じて年額三○○~四、○○○ルーブ する年金と一時金に関する法規が採択された。これにより、皇帝の決定で金額が定められる年金が裁定され、その 軍人については配慮する多くの法令をだしていた。そして、このニコライ一世の一八二七年にも高官と軍人にたい ニコライ一世(一八二五――五五年)の治世がある。当時、 八三二年にロシア法大全、そして、一八三五年にロシア帝国法典が発布された。この法典は一九一七年まで帝 の年金が支給され、警察官とその家族も年金と手当による保障を受けた。このほか、ニコライ一世の治世には、 は乞食のような生活を運命づけられていたが、前述のように、 ョアインテリゲンチャの革命運動であるナロードニキの運動、そして農民運動もますます活発化した。この間 しかし、個条の内容の不明瞭な定式化、労働者の無知識、多額な裁判費用、 裁判による労働者への有利な解決はほとんどみられなかったのが実態であ 勤労者は、老齢のときと労働不能の場合には餓死ある ロシア帝政は、ピョートル大帝の時代から髙官と 訴訟手続の官僚主義、 国

注

<u>I</u> ۲° パ スカル「ロシア史」、 山本俊朗訳、 白水社、一四一五頁。 二世の提唱で一八六一年、農奴制をついに廃止せざるをえなくされた。

に強力に抵抗した。しかし、経済必然性と農民自身の解放を要求する力によって、ツアリー政府はアレキサンドル

一九世紀後半にロシアでは商品=資本主義的諸関係が発展し、農奴制の廃止をうながしたが農奴主的地主はこれ

2 バーニスQ・マジソン「ソ連の社会福祉」、光信隆夫・湯沢雍彦共訳、 光生館一一頁。

- 3 4 小山路男「西洋社会事業史論」、光生館、一頁。 バーニスQ・マジソン、前掲書、一一頁。
- 5 田中陽児・米川哲夫訳編「ロシア史の時代区分」(下)、有斐閣、三七八頁。
- 7 6 バーニスQ・マジソン、前掲書、一一頁。
- 8 吉田久一・高島進「社会事業の歴史」、誠信書房、四〇頁。 バーニスQ・マジソン、前掲書、 一一頁。
- バーニスQ・マジソン、前掲書、 ーニスQ・マジソン、 前掲書、 一二頁。 一四頁。
- バーニスQ・マジソン、 前掲書、 一四頁。

梅浦健吉「ソウェート・ロシアの社会保険」、

巌松堂書店、七頁。

12

10 9

- 14 13 バーニスQ・マジソン、 パーニスQ・マジソン、 前掲書、 前掲書、一七頁。 一八頁。
- <u>15</u> 梅浦健吉、前掲書、七一八頁。
- 16 頁。 В. С. Андреев "Право социального обеспечения в СССР", «фридическая литература», Москва-1974. 八〇

<u>17</u> Там же, стр. 76

農奴制の廃止から産業資本主義の確立まで (一八六一年~一九世紀末)

改革」が、その頂点であった。この「農民改革」は、農奴主によって行われたブルジョア改革であって、 口 €/ アでの資本の原始的蓄積の過程は、 農奴制の廃止より、 かなり以前から始まっており、 一八六一年の ロシアが 農民

に騒擾やストライキとなって現われるようになった。

法律で、

ウラル地方の各鉱山およびその付属工場に組織された特別な鉱山工場組合もその例である。

農民と同じく、 て、 封 に増大させた。このような略奪的な搾取とまったくの政治的無権利にたいする労働者の抗議は、はやくも六○年代 世紀末でも人口の約六分の五は農業に従事しているというように依然として経済的に遅れた農業国であった。 主義的工業生産も発展しはじめ、近代プロレタリアートも生みだされ、しだいに増加した。ただし、 口 か 侮辱を味わっ とその子分の債務奴隷」となり、その状態は「農民が『解放』後にも、 のでなかったため、 ゎ ッ 建的君主制からブルジョア君主制に転化していく途上の一歩であった。 ロシアは専政君主国で、 って資本主義ロ のいくつかの古い国々では幾世紀もかかった転化が、数十年でおこなわれたほど」であった。 た国 きびしい、 は、 農民は、「するはだかの貧乏におとされて『自由』の身となり、地主の奴隷から、 シア」が現われ、 世界のどこにもない」というひどいものであった。この農奴制の崩壊後に「農奴制(w) 劣悪な労働・生活状態に置かれた。 人民はどんな政治的権利ももっていなかった。 ロシアにおける資本主義の発展はきわめて急速にすすみ、 低賃金と労働強化は、 ロシアで味わったほど零落、貧困、卑下、 この改革は、蜂起した人民の手によるも 労働者は、 労働災害、 資本家とツアリー 疾病、 その早さは 大規模な資本 ロシアは一九 おなじ 地 主 貧困を急速 口 シアに _ = 1 そし どで

た。そのほ は、 ょにすすめられた。 八六一年二月の 入者 あ か、 少ないこと、 ポーランド帝国の鉱山疾病金庫、製造所・工場労働者の一部の相互扶助金庫もで き た が、 官営鉱業所にも三月八日付でそのような内容の法律がでるが、また、 「農民改革」の勅令後、 労働者自身の払込金が主であったことなどから、 工場に緊縛され、 農奴的労働を強いられていた労働者 大きな意義をもたなか がつくられることになっ この法律により、 2 ゎ 解放もじょじ 六 これ 官営鉱 一年の

これらの組合

合費は、

事業主と労働者が等分に負担し、

労働者は賃金の二――三パーセントを徴収されていた。このような鉱山

工場組合はその後かなり普及していった。

は、 することを目的としていた。具体的な給付水準は、傷病による労働不能の場合、手当は、独身者が賃 災厄に遭った場合にも臨時補助金を支給し、さらに、老衰者、孤児、寡婦および永年勤続者などに扶助年金を支給 二分の一、二〇年以上が同四分の一、一五年以上は同五分の一、一〇年以上が同六分の一という内容であった。 事業主側の工場幹部によって管理され、 子供のない有妻者は二分の一、妻子ある者が同三分の二であり、 労働者もこれに参加し、 組合員の傷病者に手当を交付し、火災盗難の 勤続年金は、 勤続三五年以上の場合、 金の三分の 賃 金 組 0)

は、 則は「……②鉱坑、 定められていた。なお、 か おこなわれた。この年に、ラザレフのペルミ領では「老齢年金および業務上廃疾扶助金規則」がでている。 原則を確立する裁判制度の改正など一連の改革が、連年継続してロシア各地でおこなわれていた農民暴動を背景に 下級職工六ルーブル、土工および労務者四ルーブルである。このような金額の低い、格差の大きい給付が鉱山 鉱 八六四年になると、すべての階級に自治権を与える地方自治会が創設され、 扶養家族の数、 山主よりの終身扶助金利用の権利をうる。 ……扶助金利用の権利は、本人の死後……妻、 製造所、 勤続年数などを考慮のうえ決定される。 年金額は三五年勤続の鉱業所上級職工で年額一二――一五ルーブル、普通職工 仕事場で何らかの作業遂行中に不具となり、 ……仏不具になったものへの扶助金の額は身よりがな 一二歳未満で自分の糧を得られぬ子供にうつされる」と ……庶扶助金は三五年勤続者の年金額を上まわらぬこ 肉体的労働に対する能力を失なったもの 形式的に「全臣民に平等な」 九 ル この規 1 どう 裁判 ブ

主の恩恵的な労務管理としておこなわれ

一八六六年には、

コ V

ラの流行もあって、すべての工場は、

労働者一〇〇人に一台のベットを備えた病院を設置

てい

た

16

革命的

情勢が生じた。

しかし、

義組織

「労働解放」団であった。この一八八三年は、世界で初めて、

ドイツに社会保険

(疾病保険) ア最初

が jν

それが、

ロシ

のマ

ク 成立し

え主

八三年に、

プレハーノフを中心に、

ㅁ ツ

シアの労働者階級独自の党が結成された。

アーリの専制を打倒するほど、まだ力が成熟していなかった。その後、

認可され、

一八八四年には、

南ロシア鉱山主大会評議会が自ら拠出して「南ロシア鉱山労働者扶助協会」を設立し

た年である。

ロシ

アでは、

奴制 六六年法は慈恵的性格をもった、かつ実効のない法律の見本のようなもの」であったといえる。 であり、 っても工場病院は、 医療費を労働者から徴収してはならないという法律が公布されている。(※) 的労働基準でだされた法律と同じく、 ペテルブルグにも工場病院や工場付属外来診療所はほとんどなかったということである。(す) キエフではデミエフカの精糖工場に一つできたのみで、 この法律もほとんど実施されなか 他の工場には医師もい った。 しかし、一七四一年、一八〇六年に農 たとえば、一八八〇年代にはい ないという状態 まさに、「一八

にロロ 労働者の自覚をたかめ、労働者階級は、しだいに応汎な政治的任務を掲げて闘うようになる。一八七八――八〇年 盟」という名の組織を結成した。これらの組織は官憲の弾圧によって短期間で壊滅させられたが、 労働者同盟」 ア語に飜訳されたマルクス、エンゲルスの著作がとどきはじめた。そして、これらの労働者は自分の闘争方法を見 イキや騒擾 シアには農民騒擾と労働運動が活発化し、ツアーリズムに反対する革命家たちの闘争が空前の規模に達するな 八七〇年代には、 独自の組織をつくる努力をした。このような最初の組織は、一八七五年にオデッサで結成された「南ロシ .が起きている。それらは労働者の自然発生的な行動であったが、この頃から先進的な労働者の手に(ii であった。つづいて、ペテルブルグの先進的な労働者たちも、 ストライキや騒擾がかなり増加した。 一八七〇――九年の一〇年間に約三二六件 一八七八年に「ロシア労働 多くの先進的な 者 の 北 ス ۲ ㅁ ラ 同 7

この頃、一八八一年に国有財産大臣によって「官営鉱山共済基金に関する臨時条令」が 17

南 された。その規則は一九一三年まで効力をもっていたが、これにより、勤務ができないため免職された身体障害者 八ループルなどきわめて低いものであった。また、一八八三年には下士とその家族の救済措置に関する規則が発布 て には、もしその者がまったくの労働不能で生活手段をもたない場合には、月額三ルーブルの年金を支給するように ΓI **>**/ アの 後者は、 ル 1 ÷ 労働災害の被災労働者およびその家族に扶助金を支給することを目的としているが、その額 ェ ンコフスキー鉱山会社の事例では作業中死亡の葬祭に六ループル、手をもぎとられた発破係に

罰金の一部で、労働不能などの場合に労働者に扶助金(手当)を支払りことが多かった。罰金にたいしては労働者 ば賃金の三分の一、あるいは四〇%にも達し、しかもあらゆる口実で課せられ」ていた。(エタ ずかな賃金があらゆる方法で切りとられており、「とりわけ、労働者を苦しめたものは罰金であった。 罰金はしばし 労働者から徴集することを禁止した。しかし、この法律は、医療を与えることを義務づけてはいな かっ た し、 なった。しかし、 が掲げられていた。武力で弾圧されたが、このストライキの直接的結果として、一八八六年に骪金の制限もふくむ 重要な道標といわれているように組織的な点でとくにきわだっていたが、その中心的な要求の一つに聞 はつよく反対した。 た、その適用はロシア全地域ではなかった。(第) よい歩いていた。このほか、一八八六年六月三日付の最初の工場法は、雇主の行った医療給付にたいする支払いを 当時の . 3/ アにもっとも特徴的なことは、 このよりな低い額の年金では生活できないため、戦争障害者は乞食をしながらロシア各地をさま 一八八五年のモロゾフ工場のストライキは、 雇主が労働者の賃金から差引く罰金が実に多くあったことである。 個々の社会主義者も参加し、 ロシアでは、雇主がこの 口 シアの労働運動の 金の引下げ ゎ ま

府はださざるをえなくされた。レーニンは、一八九五年に「工場で労働者から徴収される罰金にかんする法律の説

工場法、そして、一八八○年の罰金法を制定させた。さらに一八九○年には「罰金基金支出規則」をツァリⅠ

の政

分の二をこえてはならない(すなわち、 **ういり事情を証拠だてるために警察の証明書を提出することになっている。そして手当の額は、** 他の災害のために家産を喪失し、または家産に損害をうけたばあい……。ペテルブルグ審議会の解説によれば、こ 間と産後二週間)だけ行われるべきで、その額は従来の賃金の半額以内ということになっている。 気のため一時的に労働の可能性をうばわれた労働者の手当として……口臨月にたっし、産前の二週間作業を中止し 労働者から徴収した罰金は、「各工場において工場管理部の管理下に特別の種類の基金をつくるためにもちい ら 律違反で、「その他の理由によっては、いかなる徴罰も課することができない」と法律には書かれている。そして、(19) **罰金の最高額を規定し、徴収した罰金は工場主のポケットにいれてはならず、労働者自身のために使用しなければ** および子にたいしてだけ支給される。――手当の額は一〇ルーブルないし二〇ルーブルである」と。 ト・ペテルブルグ審議会の解説によれば、この手当は、その工場に在勤中死亡した労働者か、あるいは、 た婦人労働者の手当として……。 と、罰金は主としてつぎのような労働者のために支出できる。すなわち、「イイ氷久に労働能力を失い、あるい っぱら労働者自身の必要のために使用することができる」と定めている。一八九〇年の罰金基金支出規(ឱ) ならないことになっている。工場経営者が労働者に罰金をかけてよい落度としては、⊖粗漏な作業、⇔欠勤、 この基金は、 ーニンは、「労働者はそのほかのばあいにも手当をうけとる権利をもっている」と述べ、これらの手当 大蔵大臣が内務大臣との合意にもとづいて発布する規則にしたがい、監督官の許可をうけて、 ペテルブルグ工場審議会の解説によれば、この給付は、 四ヵ月分の賃金をこえてはならない)……。 臼葬祭料として……。 わずか四週間 半年分の賃 則 (産前二週 その両親 によ サンク 金の三 (三)規 は 病 る

明」といら論文を書いている。これによると、一八八〇年の罰金法は、罰金をとることがゆるされる場合を示し、⑻

場主の施し物だとかお慈悲だとか見ないで、自分たちの賃金からの控除金でつくられた労働者自身の金で、自分た

い」ことを指摘している。(鉛)

告するような代表 許可を雇主にまかせるということは、おどろくべき不正である。労働者は罰金が罰金基金に入れられるように監視 ちの必要にだけ支出されるものである、 手当の支給にかんする労働者の申請をうけつけて審査し、罰金基金の資産状態とその支出について労働者に報 にはこの金の支給を要求する完全な権利がある」ことを強調している。(8) (選出代表)を選挙する権利が、法律によって彼らにあたえられるよう努力しなけれ と見ることをまなぶように、 いまでは労働者自身が努力しなければならな また「骪金から手当を支給する ば な な

世、 者に手当を支給していたことは、 する「共済(または協同) で、一八九三年には、鉱山、鉄道および海軍工場労働者を対象とした、労務疾病、障害、死亡にたいして「保護」 このように、資本家が、労働者からとりあげた罰金を基金として、労働者が労働不能になった場合などに、 八九〇年代にロシアの資本主義は急速な前進をして、この十年間に生産額と労働者数が倍増した。 そ また、その基金を労働者が管理する必要を強調していることは、社会保障の歴史のうえで興味ぶか 使用者および労働者と国家代表の三者によって管理運営された。(第) 組合 TOBapumecTBO」 が法律によってつくられた。 ロシブの一つの特徴である。レーニンが、この手当を労働者の権利として支給さ これは使用者と労働者側の同額の の 労働 な ^ት

は逮捕 場主の責任についての法律と、 に ブ ルグのマルクス主義諸サークルは、レーニンの提唱で単一の社会民主主義的非合法組織に合同し、一八九五年末 この一八九三年に、 労働者階級解放闘争同盟」とよばれる組織が生まれた。この年にレーニンを先頭とする指導部、 され たが、 1 レーニンは革命運動に参加するためサマラからペテルブルグに移っている。そして、ペテル == ン は、 労働者に医療上の援助をあたえることを工場主の義務とする法律を発布する要求が 獄中で「社会民主党綱領草案」(第) を起草した。 そこには、 労働者の傷害にたいする工 積極的活動家

拠出により、

律、十、学校を経営し、労働者に医療上の援助をあたえることを工場主の義務とする法律」と。 働者の傷害にたいして工場主に實任をとらせ、 提起されている。すなわち、「……D、 労働者のために、 労働者がわに過失があることを挙証する義務を工場主に 課 ロシア社会民主党はつぎのことを要求する。…… する

法 労

時間 だけでなく、 ストライキが勃発した。労働日短縮の要求を中心にした大規模な闘争はツアリー政府に九七年、 この九五年から翌九六年にかけて、ペテルブルグでストライキがあり、とくに九六年には繊維労働者のゼネラル ?を一一時間三○分に制限させるなど、「闘争同盟」は大きな勝利を得た。この年にはまた、 - 重症の肢体不自由で貧困な下士官にも年金支給が定められたが、月に三ルーブルという低い額であっ 以前のように 士官 法律で一日の労働

法律で設定すること」を要求する必要を指摘している。これらの要求は、災害事故、身体障害者の責任は工場主に(部) あって、労働不能の場合の保障の費用は工場主が収奪した剰余価値で実施すべきであるという立場に立っていた。 書いたが、ここでも「……七、すべての災害事故と工業および農村労働者の身体障害にたいする工場主の責任制を

翌九八年には、

ロシア社会民主労働党が結成された。レーニンは、

九九年末に流刑地で「わが党の綱

|領草案」を

- 1 ν ーニン「農奴制崩壊五十周年」、 全集、 大月版、 第一七巻、
- 2 ーニン、 前掲書、
- 3 ーニン、前掲書、七九頁。
- 4 ーニン「『農民改革』とプロレタリア=農民革命」、全集、大月版、第一七巻、 一一二頁。
- 6 3 В.С. Андреев "Право социального обеспечения в СССР", «вридическая литература», Москва-1974. 七大頁。 梅浦健吉「ソウェート・ロシアの社会保険」、巖松堂書店、八―九頁。

7 8 荒又重雄「ロシア労働政策史」、 恒星社厚生閣、一〇二頁。

梅浦健吉、 荒又重雄、 前掲書、七—八頁。 前掲書、 一〇二頁。

荒又重雄、 前掲書、 一〇三頁。

荒又重雄、前掲書、 「ソ連邦共産党史」⑴、大月書店、二二頁。 一〇四頁。

荒又重雄、前掲書、 荒又重雄、前掲書、 **荒又重雄、前掲書、** 一四七頁。 一四七頁。 一四五頁。

13

12 $\widehat{11}$ 10 9

B.C. Auдpees,前揭書、七九頁。

B. C. AHAPeeB, 前掲書、七九頁。 "Советское пенсионное право", «юридическая литература» Москва-1974. 七十頁。

レーニン、 レーニン「工場で労働者から徴収される罰金にかんする法律の説明」、全集、大月版、第二巻、一三-五七頁。 前掲書、二一頁。

20

19 18

22 21

前掲書、

三八一四〇頁。

前掲書、三八頁。

l ニン、 **ーニン、** 1 ニン、 **ーニン、** I ニン、

前掲書、五〇頁。 前掲書、 前掲書、

四一頁。 四〇頁。

26

ーニン「社会民主党綱領草案と解説」、全集、大月版、第二巻、七七―一〇三頁。

1

ニン、

前掲書、八〇頁。

17

「ソ連邦共産党史」⑴、大月書店、

一四頁。

 $\widehat{16}$

ーニスQ・マジソン「ソ連の社会福祉」、光信隆夫・湯沢雍彦共訳、光生館、二八頁。

28 ーニン「わが党の綱領草案」、 ーニスQ・マジソン、前掲書、

二〇頁。

1

前掲書、二五五頁。

全集、大月版、第四巻、二四三—二七〇頁。

第三章 帝国主義の段階(二〇世紀)

(1)

革命運動の髙揚

(一九〇一一四年)

アの資本主義は帝国主義の段階にはいった。恐慌のなかで、労働者は経済的な闘争から政治的な闘争に移りはじめ 九〇〇―三年にロシアをおそった恐慌により、工業の集中がすすみ、資本家の独占団体が急速に成長し、ロシ

スクワ、ハリコフ、キエフでデモストレーションに参加した。

た。一九〇一年の二月から三月にかけて「専制をたおせ!」というスローガンのもとに数千人がペテルブルグ、

になって軽作業で低い賃金の労働に移った場合には、新旧賃金の差額の三分の二を補償するというものである。こ(3) で、二分の一打切り、完全孤児には一人三分の一、三人以上で親に与えられるべきものの全額、そして、身体障害 働力永久完全喪失に過去三年間の平均賃金の三分の二の年金、寡婦にはその二分の一、半孤児には一人 六 分 の この一九〇一年に官営鉱山労働者(業務上障害)年金臨時規則(五月一五日付)が公布された。その内容は、 労

九〇二年には、ストライキとデモストレーションは全国に拡がり、労働運動はもりあがった。 そして、一九〇

うして、災害を受けた労働者への補償は、官営鉱山から慈恵的立法によって始まった。

南部地方で政治的ゼネラルストライキが、 三年になると労働運動の波はさらに高まった ロシァ社会民主労働党委員会の指導のもとに実施され、二〇万人以上の (第一表)。 とくにこの年の夏には、 ザ カフカース、 ウクライナなど

第1表 ロシアのストライキ (1895—1904年)									
	スト	ライキ	件数	参加	喪 失 働 日 数 (千日)				
	A11.381	内	訳	労働者数					
	総数	経済スト	政治スト	数 (千人)					
1895	68	68	_	31	157				
1896	118	113	5	30	189				
1897	145	143	2	60	321				
1898	215	209	6	43	159				
1899	189	178	11	5 7	265				
1900	125	115	10	29	120				
1901	164	159	5	32	110				
1902	123	112	11	37	128				
1903	550	424	126	87	445				
1904	68	66	2	25	185				

(資料) 荒又重雄「ロシア労働政策史」198頁

くった。すなわち、

労働者が政治的闘争に参加しなけ

要求を充たすかのように労働者に信じさせ よ

うと

ペテルブルグそのほかの都市に労働団体を組織 一般にこのような政策を「ズバトフ主義」とよん

でいるが、具体的には、

モスクワ保安警察の長官であ

た。 て、 ればツアーリ政府自身が労働者を援助し、その経済的

この組織の機関の委員は会員総会で指名され、そのリストは警察総監に送付され、 掲げ、たとえば「失業にさいして、 たズバトフが一九〇一―四年に革命的に発展した労働運動に対抗するため、 シア的条件に合わせてではあるが、 相互扶助協会の規約には、 西島有厚教授は、 モ ス クワに 西ョ 「機械産業労働者相互扶助協会」、一九〇二年に 1 積極メンバー、その家族は金銭的援助をうける」ことになっていた。そして、(ヨ) 組織の目的として「積極メンバーと彼らの家族に金銭的援助を与えること」を 口 警察みずからの責任において、 ッ バ 流の合法的、 経済主義的、 組織的にも理論的にも徐々にではあるが積極 平和的、 保安警察の統制のもとに、 体制内的労働組合運 「繊維労働者相互扶助協会」 をつ 任命された。 このズバ 動 を トフ主義 た 当 とえ の

ば、

九〇

平年 Ė は つ

くった。

П

について、

時に、 ゆる弾圧の手段でこれを阻止しようとした。 労働者がこれに参加した。 せないための手段の一つとして、上から共済組合をつ たツアーリ ツアー リ政府は労働者の闘争を革命闘争に向 ズムは、 銃殺、 このような労働運動の 投獄、 流刑などあら それ 発展 と同 わ

これらの要求は、

ロシ

アの労働者階級につよく支持され、

0

場合における保障と、老齢の労働者にたいする国家年金の支給を要求として掲げた。

要求項目とされた。

イキの力と、労働災害事故の深刻さを背景として、一九〇三年にツァーリ政府にたいし、六月二日、「災害の結果、

そして、それはまず、前述のようなロシア南部での一九〇二―三年に展開された大衆的ストラ

前述のような高揚した政治ゼネストのなかでの主要な

国家の費用による食料、衣服、学用品の支給、それと、災害事故だけでなく、初めて、職業病に起因する労働不能 律で確立すること。 のことを保障する民主主義的憲法にもとづく共和制によってこれをおきかえることを、その当面の政治的任務とし 革命前史の研究」、青木書店、八三頁)。しかし、革命運動の成長は、その後、ズバトフ主義を一掃することに 的に保護育成することによって、労働運動と革命運動の隔離を実現しよう」としていたのだと述べている(「ロ た老齢の労働者にたいする国家年金の支給。……」という要求を提起している。ここでは、 たは部分的な労働能力喪失 てかかげる。 ……労働者階級をまもり、その戦闘能力をたかめるために、……つぎのことを要求する。……⑺労働者の完全ま この間、一九〇二年に、レーニンは、「ロシア社会民主労働党草案綱領」を執筆したが、 そのなかで 「……つぎ ……⑴一六歳まで無料の普通義務教育。貧困児童には国家負担で食料、衣服、 この喪失が雇用者の手落ちによることを労働者が挙証する義務の免除。 ――災害事故または有害な生産条件に起因する――にたいする雇用者の民事責任制を法 学用品を支給すること。 ……9労働能力を失っ 貧困な児童にたいする なったo

ている」と、年金の必要性と要求の根拠(正当性)を明らかにしている。 と国家全体を扶養している。だから、彼らは、年金をもらっている役人たちにおとらず、年金をもらう権利 ニンは「年寄りの労働者は国家から年金をもらわなければならない。労働者は、その労働によって金持階級全体 老齢の労働者にたいする国家年金については、翌一九〇三年に書いた「貧農に訴える」という論文のなかで、レ

せざるをえなくさせた。 【能力を喪失した労働者、 職員に対する工業企業の所有者による補償に関する」法律 (労働災害補償法) を制定

おかない。つねに不誠実でつねに中途半端で、しばしばまったく偽りでうわべだけの譲歩、ふつう多かれすくなか 力だけではとうてい戦えない。このような敵は、 の 敵、 ーニンは、この法律を改良の一つとして位置づけ、この法律のだされた背景についてつぎのように述べている。 主要な敵にたいしては、 的=階級的な生活にめざめつつあるプロレタリアートは、 たとえもっとも仮借ない、もっとも組織的な、もっとも全面的な暴力にしても、 相手方に自分も考慮させずにはおかないし、譲歩を行わせずには すでにかなりまえからわが国の警察的専制 の真

りむった労働者にたいする補償にかんする法律、 同じ一九〇三年の九月一日に機関紙「イスクラ」に公表した論文「労働者災害補償法」のなかで、(๑) 工場総代にかんする法律がそれである」。 この法

ず、ただ自由主義的=ブルジョア的な『オスヴォボジデーニェ』の報道から知らされている法案)、身体障害 をこ

の諸施策は、疑いもなく、この改良のうちにはいる。すなわち、労働者共済組合法案(政府からは公表されておら

れ巧妙に隠蔽されたわなをはった譲歩ではあるが、しかし、ともかくも譲歩をさながら一時代を構成するいろいろ

一部は実施され、一部はたんに企図されただけのツアーリ政府の最近

の改良を、

行わせずにはお

かないのである。

と笞というあだ名でよんできた。飴というのは革命的諸階級にたいする施し物であって、それは、 すでにありとあらゆる経験をつんできた西ヨーロッパの民主主義者たちは、ずっとまえから、警察国家の政治を飴まる。 律を深く分析しているが、その最初の部分でも、 なかに反目をもちこみ、その一部分を自分の味方にひきつけ、 つぎのように述べている。まず、「警察国家との闘争にかけ プルジョア政府が プロレ タリアートにたい これらの階級 ては あ

があり、

親身であることを信じさせることを目的とする、経済的譲歩である。

笞というのは、

自身政府にたいして

階級、 信頼をもたないばかりか、不信をまきちらしているすべてのものにたいする警察の追求である。 、その団体、その集会、その新聞、その政治的施設や機関の完全な自由と独立をめざすすべてのものの抑圧である。 笞はまた、 労働者

からである」と労働者補償法のでてきた背景を説明している。 できるのだが、このようにふるまうことが必要なのは、拡大する労働運動がますます恐るべきものになりつつある は、つまり、 ……労働者補償法は、彼ら(労働者-引用者注)の政治的自発性にすこしも解れるところがない。それでここで いくらか気まえよくしてもよいのだ。ここでは、より危険すくなく『改良家』の役割を演ずることが

災害の発生した日より労働力回復の日あるいは労働力永久喪失の認定された日まで賃金の二分の一、年金は労働力 者が死亡した場合には、補償は彼らの家族の成員に与えられる」と定めている。補償は扶助金と年金で、 わず、肉体の損傷からする三日以上の労働能力喪失に対して補償する義務をおり。……もし災害の結果として労働 永久完全喪失のさいに年俸の三分の二、不完全喪失にはその程度に応じて給付されることになっていた。 つぎに、この法律の内容をみると、第一条には「企業所有者は災害に際し労働者に、彼らの性、年齢のいかんを問 扶助金は

たいして責任を負わずに、これら他人の不払労働から利潤を引きだしているあらゆるものの市民的責任(労働者の るすべてのもの、他人の労働力を利用しながら、仕事のうえでこの商品(労働力)がこうむる災害もしくは損傷に る。これをみると、 **ーニンは、** 前述の論文のなかで、党の綱領草案にある要求と対比しながら、この法律を具体的に批 判 まず「わが綱領草案(『労働者の部』第七項)は、雇い主一般、すなわち、労働者を雇 って ι て

工業その他等々の労働者は除外されている。しばしばいっそう劣悪で危険な条件下にある賃金労働者、 および鉱業所の企業に働く』労働者と職員にしか関係しないのである。 したがって、 農業、 手工業、 建設業、 勤労者の大

不具化や疾病にたいする)を法律で確定することを要求している。ところが新しい法律は、

もっぱら『工場、

とでは、この法律の適用を完全に無力化するおそれすらある」と指摘している。(ロ) ことだけでなく、『生産の諸条件や環境を正当な理由となしえない、彼(被災者)の作業上のひどい不注意』 が 過去とくらべて一歩前進であると評価できるが、「雇い主には、そのかわりに、被災者自身に悪意があったとい う 律が「労働者から、労働能力の喪失が資本家の責任によって生じたことを立証する義務を解除している」ことは だれにも周知のところである」という、職業病にたいする企業主の責任の抜けていることである。また、新しい法 は、したがって、ここでも雇い主の責任をせばめている。どんなに多くの労働者が、不慮の事故のためばかりでな けでなく、有害な生産条件の結果としてのそれにたいしても、責任を確定することを要求している。新 し い だけ、労働者に補償する義務を負わせている。われわれの綱領は、不慮の事故による労働能力の喪失にたいしてだ する労働によってひきおこされたか、またはそういう労働の結果生じた身体損傷による』労働能力の喪失のば をいちじるしく妨げるものであり、官僚や出世主義者やブルジョア的半可通からなるわが裁判所の周知の構成のも ったことまで証明することが許されている」ということである。そして、この補足が「実際の責任を確定すること(ほ) 身体損傷のためにでなく、有害な生産条件によってひきおこされた病気のために労働能力を喪失しているか、 あ

る。

が、この規定は、「そのなかにさらに補償額を削る規定を三つ、企業の貪欲を大目にみる規定を三つ、ふくん でい

第一に、かりに労働者が年に三〇〇日働いたとしても、その年間給与は二六〇日にけずられる――法律がけず

そして、年間給与は平均日賃金(または雑役夫の平均日給)をもとに、その二六〇倍と定められてい る。

ところ

つぎに、補償の内容についてであるが、補償額は被災者の年間給与のあれこれの割合と規定されている。

年金は、被災者の年間給与の三分の二以下でなければならない(死亡または労働能力の完全喪失のば

ち

かん

多数が除外されている」ということである。第二には「新しい法律は企業の所有者にたいして『企業の生産に(ミシ

のほ か? 業の所有者は二五 故件数の多少とも正確な算定とその原因の研究とが可能になる」と、労働者に権利の行使をつよく訴えている。 て、あらゆる事故を工場監督官へ通報するより要求することを、労働者は固執するがよい。 あげて扇動することをすべての労働者に根気づよく忠告する。各被災者がつねに無条件に、 の適用外にある事故でさえ、警察への通報を要求できると定めている。このことは、第二〇条『被災労働者の補償へ、、、 あろう)」と述べている。そして、同時に「法律は、被災者が身体損傷のばあいは無条件にすべてについて、(8) あい、各事故について当局に通報する義務から自分を解放することであろう(また裁判所によっても解放されるで である。しかし、労働者が幾日だけ労働能力を奪われるかを、事故の直後にいったいだれが知ることがで きよ このことについても、レーニンは、「それはいったいどんな事故か? それは、三日以上労働能力が失われる 事 故 は、いずれにせよ雑役夫の賃金なのである。……第三に、雑役夫の平均日給額は三年ごとに! 工場鉱業所問題 生不具にさせられた労働者の生活保障を左右する本法律の不履行にたいして、一〇〇ルーブルの罰金で百万長者を K の法律は、その適用を受けるような事故にかぎり、 議会によって決定される。 賃金をもらっていたとしても――たとえば操業が一年じゅうでない企業で働くばあい――、算定の基礎とされるの るよう命じているからということのほかには、なんの理由もなしに! かんする規則』に、直接述べられている。そこでわれわれは、この個条をいつでもかならず適用するよう全力を この規則はこっけいなまでに不合理で、工場主に抜け穴をあたえるだけのことであり、彼らはたいていのば 事故を警察に届け出ないことにたいしても、 ル ープル 労働者がいっさい参加できないことはいうまでもない」と批判している。このほぼ) から一〇〇ルーブル の範囲内の罰金を課されるだけになっている。 ただちに警察に通報するよう企業の所有者に義務づけている。 一般に新しい法律の規定を順守しないことにたいしても、 第二に、かりに労働者が雑役夫よりもよい 第二〇条にもとづい こうしてはじめて、事 これ か、こ 5

労働党がこうした裁判でなく、

ことについては「これらの協定がほとんどのばあい、もっともおくれた労働者にたいする組織的な欺瞞であり威し、 おどかそうというのは労働者をばかにすることを意味する」と批判している。(如) であることは、いうにおよばない。…… いまやますます警察のたんなる助手になりつつある工場監督官に、『調停 彼らに支払われるべき補償の形と額について、 の役割がゆだねられているのである」と述べ、最後に、「ここでわれわれにのこされていることは、社会(st) 企業の所有者と協定することを任せている 法律はまた、 被災労働者とその家族 (第三一条)。 この

ことはいうまでもない。社会保障、社会保険を求める労働者の闘いは一層、前進することになった。 充分さがあった。このような法律によって労働者の要求は充たされなかったし、 主の責任は個人的なものであって、 多少とも満足すべき調停を労働者にあたえることができる」ことを指摘している。このほか、この法律は(タヒン 企業が他の人に移った場合には被災者が補償を受ける保証がな 階級闘争も和わらげられなかった いなど多くの不 た

もとで、当事者の権利と義務を説明する仕事で、不具者の補償についての訴願と要求をまえもって審査 する

要求していることに注意をうながすことだけである。このような裁判所だけが、

官吏の調停ではなく、

労働者と経営主の同数の代表者からなる産業裁判所の設立を

主

国家から政治的に独立した機構

0)

排

者階級の社会保障、 が、ここではじめて党綱領が採択された。 九〇三年の七月から八月にかけ、 社会保険の要求を全面的に、そして、 ロシア社会民主労働党第二回大会がブリュッセルとロンド この綱領の作成で、 具体的にかかげた。 v 1 ニンは指導的役割を果した。 この綱領は、 ンで開 催 さ 労働

童には国家の負担で食事、 「……一四、男女を問わず一六歳未満のすべての児童にたいする無料の義務的な普通教育と職業教育。 衣服、 学用品を支給すること。 貧困な児

労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するため、

また彼らの解放闘争の能力を発展させるために、

党は

賃金の保障、

疾病期間中の給料の保障)

つぎのことを要求する。……

……六、婦人の身体に有害な部門での婦人労働は禁止される。婦人は産前四週間、 産後六週間は就労を免除さ

れ、その全期間ひきつづき普通の賃金を受けとる。

回以上、毎回すくなくとも三〇分作業を免除される。

七、婦人の働くすべての工場その他の企業に乳幼児の託児所をもうけること、 生児を哺育中の婦人は、 三時間に

八、老齢ならびに完全または部分的な労働能力喪失の場合のために、国営の労働者保険を、資本家にたいする特

別税を財源とする特別基金によって実施すること。

ての医療・衛生施設を企業家から完全に独立させること。企業家の負担で労働者に無料の医療援助をあたえ、 ……一三、賃労働を使用するいっさいの企業にただしく組織された衛生監督制度をもりけること、そのさいすべ

代表と企業家代表をその管理に参加させる義務を、地方自治機関に課すること。」(※) ……一六、すべての生産部門に、地元および外来の労働者の雇用の仲介事務所(職業紹介所)をもうけ、労働者

この綱領では、保障を受ける者を本質的に雇用労働者としながらも、

同時に貧困な子供も含めている。

中ひきつづき賃金を支払りこと。

保障のための財源については、勤労者からの費用負担を免除するという原則のうえにたって、国家資金からの保障 る保障 (貧困 な子 供への支給)、資本家にたいする特別税による保障(老齢と労働不能のときの保障)、雇主の負担によ (医療援助、疾病手当など)を規定している。さらに、保障の金額についての指示(妊娠と出産の場合の通常

労働能力喪失、疾病、妊娠と出産、子供にたいする特別な配慮の必要性などかなり広範に、そして具体的にあ

もはじめてあらわれた。このほか、保障のあたえられる事由の範囲は、

による保障、医療援助のようなサービスの提供となっている。(※) げられている。保障の形態も、賃金の保障あるいは保険金という貨幣形態、 衣料、食料、託児所の経営という現物

社会保険にたいする要求内容が明確にされたことは、その実現のための闘争

を大きく発展させる条件となった。

このように労働者階級の社会保障、

2

荒又重雄「ロシア労働政策史」、恒星社厚生閣、二〇六頁。

1 В.С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «юридическая литература», Москва-1974. 中中區。

3 荒又重雄、前揭書、二一四頁。

レーニン、前掲書、一五―一七頁。

4 レーニン「ロシア社会民主労働党草案綱領」、全集、大月版、第六巻、一三―一九頁。

レーニン、前掲書、四一六―七頁。

レーニン「貧農に訴える」、全集、大月版、第六巻、三六九―四四六頁。

レーニン「改良の時代」、全集、大月版、第六巻、五二五―六頁。

レーニン「労働者災害補償法」、全集、大月版、第四一巻、八三―九〇頁。

レーニン、前掲書、八三―四頁。

9 8 1 6 3

12 荒又重雄、前掲書、二〇七—八頁。 レーニン、前掲書、

八五頁。

13 I ニン、 前掲書、 八六頁。

レーニン、 ーニン、 前掲書、 前掲書、 八六頁。 八六頁。

ーニン、前掲書、

八六—七頁。

32

- レケニン、 レーニン、 前掲書、 前掲書、 八八頁。 八七一八頁。
- レーニン、 前掲書、 八八頁。
- レーニン、前掲書、八九頁。 レーニン、 前掲書、
- レーニン、前掲書、九〇頁。 1 ニン「党綱領改正資料」、

・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、九二頁。

全集、大月版、第二四巻、五〇二―五頁より。

その発達した資本主義が経済や政治構造にある農奴制の遺物とからみ合い、これらの遺物がプロレタリアートの搾 帝国主義は特殊性をもっていた。たとえば、高度に集中した大工業では資本主義的独占体がますます発展したが、 前述のように、一九〇〇―三年の経済恐慌を契機としてロシアは帝国主義の段階にはいった。しかし、ロシアの (2)日露戦争と第一次ロシア革命の時期(一九○四−七年)

取のとくに残忍な形態、農民の極貧、非ロシア民族の暴圧を生んでいた。このような状態のなかで、一九〇五―七

年の革命(第一次ロシア革命)が始まったのである。 すでに述べたが、この革命前の数年間に労働者の政治的ストライキとデモストレーションはきわめて増大した。

者、職員に労働力喪失にたいする年金規則を裁可し、また一〇月には内務大臣が相互扶助協会、貯蓄・貸付基金、 「死亡への互助協会」などの共済基金の模範規約を認可するなどしている。しかし、労働運動はますます発展する(ホッン 九〇四年にツアーリ政府は、労働者のこの闘いを抑える政策の一つとして、六月九日付で大砲製作所関係の労働

かで、額はきわめて低かったが、企業主負担による疾病手当を獲得した。また、革命運動が高揚するなかで、ツアかで、類はきわめて低かったが、企業主負担による疾病手当を獲得した。また、革命運動が高揚するなかで、ツア 社会保険の本格的実現を要求して闘っている。 疾病時の賃金の半額保障・医療の工場負担などがあった。このほか、一九〇五年にはリャザン鉄道労働者は、 (6) 1リ政府は一二月一二日付で国営労働者保険の実施の検討を指示する勅令をだし、そのための委員会がつくられた。 [5] ストライキが勃発した。このストライキは労働者の勝利におわり、 た。その要求には、労働条件、権利への要求とならんで、 工場はストライキにはいった。このストライキは拡がり、 九〇五年一月には、 前年一二月中旬に発生したプチロ 最低賃金、工場内医療の改善、作業の衛生条件の改善、 七日にはペテルブルグのゼネラル・ストライキが始まっ フ工場の労働者解雇事件を契機として、三日にプチロフ ロシアで初めて労働協約がかちとられ、そのな 国家

ることを提案した。この請願書のなかには、ポリシェヴィキの活動により、社会民主党の綱領と一致する一連の要 求もとりいれられており、 ボンが、 を文化的・共済的なものにしようとする新構想」によるものであった。これはガボン主義とよばれている。(デ) よびズバトフ主義の経済闘争に対する工場主の批判をりけとめ、より一層労働者の自主性を認めつつも、その活動 トフ組織に似た組織をつくっていた。これは「ズバトフ主義における警察の直接的介入に対する労働者の批判、お ツアーリ政府は、 月九日の日曜日に、 一九〇五年一月のストライキのなかで、 革命運動を抑えようと、一九○四年に僧侶ガポンを使いペテルブルグの労働者のあいだにズバ ペテルブルグでは、 その一つには、 国営労働者保険の準備に労働者代表を参加させよ、という要 求 四万名以上の労働者が、 ツァーリに請願書を手渡すために冬宮にむけて労働者の行進をす 教会旗や聖像、 ツアリー 肖像をもって このガ

冬宮に向かって平和的に行進をした。ボリシェヴィキはこのような行動のもつ危険性を警告していたが、その警告

ことになった。同じ一九〇四年の一二月には、ボルシェヴィキの委員会に指導されたバクー油田の労働者の強力な

スクワで失業救済事業も行われている。 されてしまった。なお、一九〇五年にペテルブルグでは市会によって職業紹介所が開設され、翌一九〇六年にはモ べるとともに、 歩をせざるを得なくされた。すなわち、ツアーリは、一〇月一七日詔書を発布し、言論、集会、結社の自由、人格の 治行動に発展した。このような革命の成長のなかでツァーリ政府は自分たちの支配体制を守るため、いくつかの譲 開始された。そして、一九〇五年一月だけで四四万人の労働者がストライキを実行した。こうして革命 が ソビエトも生まれている。その後、ストライキは武装蜂起にまで発展したが、ツアーリ政府によりこの蜂起は鎮圧 不可侵、国会選挙権の拡大などを宣言した。 政治的ゼネラル・ストライキの実施を決定した。ストライキは全ロシア的な規模にまで拡大し、労働者の強大な政 拡がり、ペテルブルグでは一月一○日、労働者と軍隊の武装衝突がつづき、モスクワではゼネラル・ストライキが 曜日といわれているが、この事件によって、ロシアの労働者はさらに政治的にめざめた。抗議ストライキが全国 た。夏と秋には政治的ゼネラル・ストライキの準備をすすめ、一〇月六日ロシア社会民主労働党モスクワ委員会は は的中し、 ツアリーの軍隊が発砲し一、〇〇〇人以上の人びとが射殺された。 ツアーリは災害、疾病に関する労働者保険の準備を命じた。革命が高揚したこの時期に労働者代表(ヨ) 詔書で、「ロシア議会」――立法機能をもつ国会・ 衆知のようにこの一月九日は ---を開設すると述 血 まっ の日 E

泪

- (1) 「ソ連邦共産党史」(1)、大月書店、一四頁。
- (2) 荒又重雄「ロシア労働政策史」、恒生社厚生閣、二〇八頁。
- (3) 荒又重雄、前掲書、二一三頁。
- (4) 尾形昭二「ソ連の社会保障」、大月書店、一九七頁。
- 5 "Социальное страхование в СССР., «профиздат» москва-1973, стр. 43.

- (6) 荒又重雄、前掲書、二二一一二頁。
- (8) 荒又重雄、前掲書、二二二頁。(7) 荒又重雄、前掲書、二一八頁。

西島有厚「ロシア革命前史の研究」、青木書店、四五四頁参照。

(1) 荒又重雄、前掲書、二二四頁。(9) 前掲「ソ連邦共産党史」(1)、一一七―九頁。

一荒又重雄、前掲書、二四四頁。

バーニスQ・マジソン「ソ連の社会福祉」、光信隆夫・湯沢雍彦共訳、光生館、一九頁。

(3) 革命敗北後の反動の時期(一九〇八―一二年)

ストライキ参加者の数はどんどん減少して、一九○九年には六万人、一九一○年には五万人にまで下がった。この イキ闘争の衰退は一九○八年には決定的となり、ストライキ参加者の数が一七万五、○○○人に減った。その後も ライキ闘争の高揚したことを特徴としている」と書いている。ところが一九○六年と一九○七年に始まったストラ(-) 万人となっている。レーニンは「革命の三年間は、世界のどこにもその比をみないほど、プロレタリアートのスト 人であった。それが一九〇五年には二七五万人と激増し、一九〇六年には一〇〇万人、そして一九〇七年には七五 に先だつ一○年間、すなわち、一八九五──一九○四年におけるストライキ参加者の年平均数は約四万三、○○○ 行し、自由主義的プルジョアジーは裏切り、プロレタリアートは落胆し組織を解体するという時期であった。革命 ような情勢のもとでツアーリ政府は、労働者保険についての約束をまったく放棄していた。 革命の敗北後、一九○八年から一九一○年までの三年間は、警察の手でつくられた黒百人組的地主の反革命が横

おり、 〇人の乞食を『乞食調査保護特設署』で取り扱った。彼らのうち、一、七六一人が裁判にまわされ 字を引用し、保護がまったく生活を保障していないことを明らかにし、資本主義のもとでは、「保護」でさ え、 プ ている』)、一、八九二人は保護のために特設署の施設にとめおかれ、九、六九四人は釈放された。……同じ一九一 旦那をさわがしてはならんぞノ――、一、三七一人が故郷に送りかえされ(農村は貧民の世話をすることに『慣れ ロレタリアートにたいする弾圧のために利用されていることに注意を向けた。すなわち、レーニンは「一六、九六(ミ) いた。レーニンは、サンクト・ペテルブルグ市の一九一一年における「保護」問題に関する統計からいくつかの数 困者はさらに増大していった。当時、このような貧困者にたいする「社会的保護」は私的な慈善に大きく依存して は高騰し、労働者の状態は悪化し、農民の窮乏は深刻になった。そしてこのような条件のもとで、労働者階級が徐 々に攻勢に転ずる傾向がみられ、たとえば一九一一年のストライキ参加者数は一〇万人に増えている。しかし、貧 ところが、一九一〇年末に情勢は変わりはじめた。すなわち、 また保護を受ける個人の権利を保証していなかった。それだけでなく、「保護」は弾圧的性格を多くもっ て 一九一〇年の中頃から産業の繁栄のなかで生活費 ぱな

と述べ、「保護」の実態とともにその本質を明らかにしている。 『解放された者』(乞食は『保護』から、筋肉労働者は仕事から)は、街頭や、木賃宿や、割部屋で泊っている」

一年に(旧モスクワ門外地の)市職業紹介所に職をもとめて四三、一五六人の労働者がやってきた。職 を え た の

は、六、○七六人であった。

νì

- (1) レーニン「革命的髙揚」、全集、大月版、第一八巻、九八頁。
- 2 "Советское пенсионное право", «юридическая литература», москва-1974, стр. 70. レーニン「ある発見について」、全集、大月版、第一八巻、五八五頁。

④第一次大戦前の労働運動の高揚(一九一二―四年)

始まった。そしてメーデーのストライキには約四○万人の労働者が参加した。なお、四月二二日(五月五日)、ペ 衆の革命的高揚に転化するきっかけになった」のである。大衆的なストライキ、デモストレーション、大衆集会が 以上の死傷者をだした。 一九一二年四月四日、 このレナでの労働者の射殺事件は、労働者の怒りに火をつけ、「大衆の革命的な気分を 大 シベリアのレナ鉱山では鉱山当局との交渉にきた労働者の群衆に軍隊が発砲し、 五〇〇人

テ 国会で疾病の場合と、災害事故による労働者保険法案を通さざるを得なくなった。 ルブルグで、レーニンの創刊したボルシェヴィキの新聞「プラウダ」第一号も発刊されている。 このような四月から五月にかけてとくにつよくなった労働運動の高揚の結果、ツアーリ政府は、 ついに六月に、

するものであり、もう一つは疾病保険、すなわち、業務上の事由に因らない一般の疾病、 死亡などにたいして医療給付をし、同時に傷病手当金、分娩費、出産手当金および埋葬料などを支給するというも は死亡した場合および身体障害になった場合に、医療給付をするとともに傷病手当金、 労働者保険法のうち、一つは災害保険、すなわち、業務上の事由に因り負傷(職業病は除外されていた) 傷害年金、 負傷、 妊娠、 遺族年金を支給 分娩および もしく

これらの法律の主要な内容は、つぎのようになっていた。

(適用範囲)

のである。

⑴機械的動力を使用し二〇人以上の労働者を使用する工場および鉱山

②機械的動力を使用していない三〇人以上の労働者を使用する工場および鉱山

かったし、 なお、 農業労働者、 シベリア・極東および中央アジアは適用区域外とされた。 鉄道輸送従業員、 建設労働者、 海上輸送従業員、 郵便電信従業員、 店員などには適用されな

(保険料)

危険の程度におうじて定められた。 ⑴業務上の事由に因る災害の場合における保険料は全部事業主の負担で、 その料率は当該工場または鉱山事業の

の割合は被保険者が賃金額の一〇〇分の二ないし三で、事業主は被保険者の負担額の三分の二を負担 した。 ⑵業務上の事由に因らない一般傷病、すなわち疾病保険における保険料は、事業主および被保険者が分担し、そ つま

(保険給付)

ŋ

全保険料を事業主二、被保険者三の割合で負担した。

従来の収入全額に等しい傷病手当金を給付し、また、そのために身体障害となった場合にも一九〇三年法と同様の 障害手当金を支給した。 業務上の事由に因る災厄のため労働力を喪失した場合は、一九〇三年の保険法と同様に医療給付をするとともに

目より支給された。 は二分の一ないし三分の二であった。なお医療の給付は傷病の第一日目よりおこなわれたが、傷病手当金は第四日 した。傷病手当金の額は、 業務上の事由に因らない一般傷病に因り労働力を喪失した場合には医療の給付をするとともに傷病手当金を支給 このほか、傷病手当金の支給期間は一ヵ年に二四週間と限定され、再発または他の傷病に因る 被保険者が独身者のときはそのときの実収額の四分の一ないし二分の一、妻子をもつ者

出産手当金は、産前に二週間、 産後四週間支給し、その額は被保険者の実収入の二分の一ないし全額の 範 囲 内 場合では通計一カ年三○週間を超過できないと定められていた。

被保険者の境遇を勘案して疾病金庫委員によって決定された。 埋葬料は死亡した被保険者の実収日額の二〇倍

ないし三○倍であった。

行なわれた。 災害保険は、 これは災害保険の保険料が事業主のみによって負担されたためとされている。 新たに組織された保険組合が保険者となり、その管理は主として事業主の選定した代表者によって

険者より、他の五分の二は事業主側より選挙された。このように災害保険と疾病保険はともに、保険料の負担割合 庫を組織することができた)が保険者となり、その管理は事業主と被保険者の選挙した理事によってお こ な わ れ 疾病保険は、新たに工場、鉱山に組織された疾病金庫(工場、鉱山の規模が小さいものは数個連合して一疾病金 疾病保険の保険料は被保険者五分の三、事業主五分の二の割合であったため、その理事総数中五分の三は被保

険者側より選出された。 名は被保険者から選出され、 または部長を主脳とする保険局があった。 以上の保険組合および疾病金庫を指導、監督する機関として商工大臣を議長とする保険問題評議会と各県に知事 後者は議員総数一五名のうち一三名は官吏、憲兵および事業主より、 前者の議員総数は二七名で、そのうち二一名は官吏、 一名は事業主、五 他の二名は被保

を基準としてその管理権が定められていた。

されていた。この会議でレーニンは、労働者保険にたいする労働者の要求原則を明確にし、政府のこれらの労働者 これらの法律の提案されていた一九一二年の一月に、プラハではロシア社会民主労働党第六回全国協議会が開催

まず、資本主義社会での社会保障、社会保険の実施の必然性をつぎのように特徴づけた。

保険法案を全面的に批判した。

本主義的発展の進行全体によっていやおうなしに命ぜられる改革である」。 賃金のなかから貯蓄するあらゆる可能性をうばわれている。だから、すべてこのようなばあいの労働者保険は、資 果、労働能力を失うばあい、また資本主義的生産様式と不可分に結びついている失業のばあいにそなえて、自分の っとも切実な生活欲求をみたすにはとうてい足りない。こうしてプロレタリアは、傷害、疾病、老齢、 「(一)賃金労働者が生みだす富のうち、彼らが賃金として受けとる部分は、ほんのわずかであるから、彼らのも 廃 疾の結

保険制度はなく、 お、ここではじめて、失業の結果、賃金を失り場合の保険も提起されている(当時、世界には、まだ独立した失業 にすぎなかった)。 つづいてレーニンは、労働者の利益に合致した保険をつくる基礎となるべき原則をつぎのように定式化した。な ただ、イギリスで一九一一年に成立した国民保険法に疾病保険とともに失業保険が含まれていた

る統一的な保険組織が、あらゆる種類の保険を管掌しなければならない」。 主と国家が負担しなければならない。(ニ) 地域別にそして、被保険者の完全な自治の原則にもとづいて構成 され に、労働者を保障しなければならない。(ロ)保険は賃労働の当人とその家族との全部をふくまなければならない。 のうえに、妊娠と出産。かせぎ手が死んだあとの寡婦と孤児への扶助)、あるいは失業のために賃金を失うばあ (ハ)すべての被保険者は賃金全額補償の原則によって補償されなければならない。しかも、保険金の全額は企業 (イ)それは、労働者が労働能力を失りすべてのばあいに(傷害、疾病、老齢、廃疾、婦人労働者のばあいにはそ 「(二) 労働者保険のもっともよい形態は、つぎのような基礎のうえにきずかれている国営労働者保 険 で あ

41

の闘争を発展させるのに大きな役割を果しただけでなく、他の資本主義国での労働者階級に社会保障、社会保険の

ここで述べられている規定は、レーニンの労働者保険綱領とよばれ、ロシアの労働者階級の社会保障、社会保険

制定と改善の方向をしめし、さらに、社会主義での社会保障、 社会保険を構成する基礎とされた。

つづいて、 政府の法案について、具体的に批判した。

れは、 式は、傷害補償の義務をもっぱら企業家におわせている現行法とくらべてさえ改悪である。(ニ) この方式 は、 保 されている、等々)の寸分のすきもない監督のもとにおいている」。 組合(引用者注――疾病金庫)は工場的な型であり、企業家は、これらの組合に容喙することを規約によって保障 たえられている)、経営者(災害を保険する組合は、もっぱら企業家によって構成され、疾病を保険する疾病 共 済 兵や警察には、 険機関からいっさいの独立性をうばい、保険機関を、官吏(「審議会」と「保険問題評議会」の)、憲兵、警察 にはこれがもっともしばしばある――傷害にたいする保険も、労働者が負担するたてまえになっている。 の基準で計算される)と同時に保険金の大部分を労働者に負担させている。疾病保険ばかりでなく「小」 たらぬ補償額を定めている(完全傷害のばあいに最大限の補障が賃金の三分の二、しかもその賃金は実質賃金以下 の法律案である。これは、(イ)保険の二つの種類 アートの小さな部分(もっとも寛大に計算しても、六分の一)をふくんでいるにすぎない。(ハ) それは、取 る に (農業労働者、 「(三)合理的に構成される保険のこれらすべての基本的要求に根本的に対立しているのは、国会の採択した政府 幾多の地方(シベリア、政府案ではカフカーズも)と、とくに保険を必要としている労働者の幾 建築労働者、鉄道従業員、郵便電信従業員、店員等)を保険の枠外において、ロシアのプロレ 般的な監督のほかに、 実質上、保険機関の活動を指揮し、その人的構成に容喙する権利などがあ ――災害保険と疾病保険――をとっているにすぎない。(ロ)こ の部 レタリ 憲 類

あればこそ、政府と資本代表者との多年にわたる予備交渉と協定の結果、労働者のもっとも切実な利益を、

このような内容の法律がつくられたことについては、「(四)凶暴な反動のいまの時期、

反革命が支配する時期で

もっと

ある。

打倒し、 も乱暴に愚弄する、このような法律が生まれることができたのである」と、レーニンは書いている。そして、プロ・60 ν タリアートの利益にほんとうにこたえる保険の改革を実現するための必要条件として「ツアーリズムを決定的に プロレタリアートの自由な階級闘争の条件を獲得すること」を強調している。

る。 また、 法案が労働者の反対にもかかわらず実施された場合の闘争の基本方向について、つぎのように決定してい

をも、 化する武器にするように、 民主主義思想を精力的に宣伝し、こうして、プロレタリアートの新しい隷属化と抑圧のために考案されたこの法律 会法案によって設置される新しい組織形態 「もし国会の法案が、自党したプロレタリアートの抗議にもかかわらず、実施されるばあいには、 彼らの階級意識を発達させ、彼らの組織性をかため、完全な政治的自由と社会主義のための彼らの闘争を強 同志たちに要請する」。 (労働者疾病共済組合) を利用して、これらの組織の細胞のなかで社会 協議会 は、 玉

静めることにならなかった。ボリシェヴィキの党は、この法律が許容する小さな可能性を、法律の改善と革命的闘 このような労働者保険にかんするツアーリの法律は、政府とブルジョアジーの期待に反し、労働者階級の闘争を

もだされている。このなかで 第六回「プラーグ」全国協議会では、 また「農民の飢餓との闘争における社会民主党の任務についての決議案」

争のために利用した。

「(一)ロシアの二千万農民の飢餓は、ツアーリズムと農奴的地主の階級によって抑圧されている農民大衆の、ま

たくたえがたい、世界のどの文明国家においても考えられない、おしひしがれた状態を、もう一度しめすもので

ャブリストのようなおくれた反革命ブルジョアジーのあいだでさえ、抗議の声を呼びおこしている。 々に警察が言いがかりをつけていることは、 (四)飢民救済事業にたいする政府の妨害、ゼムストヴォや、 ブルジョアジーのなかにさえ非常に広範な不満を呼びおこし、 義捐金募集者や、給食委員会の組織者、その他等 オクチ

主義者は支持し、階級闘争の精神をもって導かなければならない」と指摘し、飢民にたいする労働者の自然発生的(g) る。そして社会主義者についてはもちろん、どの民主主義者にも自然にわいてくるこの意向を、 な援助活動を一定程度、評価し、それを階級闘争に発展させることの重要性を強調している。 ったくかかわりなしに、飢民のために醵金したり、その他の援助をやろうという自然発生的な意向がう か (六)労働者階級のあいだには、飢民と失業者の数がふえたために自階級の経済状態が悪化していることとはま すべての社会民主 ゎ ħ

Ħ リシェヴィキ派議員は国会内だけでなく、国会の外でも大活躍した。 民族同権とならんで社会保険にかんする法案を準備した。これらの法案は「プラウダ」にも発表されたが、(②) 九一二年の秋には国会選挙がおこなわれたが、困難な条件のもとで労働者階級の国会代表たちは八 時 間 労 働 ボ

がストライキをおこなった。経済闘争と政治闘争の結合が革命的な大衆的なストライキを生みだした。 を革命闘争の拠点に変化させ、これらの合法的な労働者組織を指導した。 ボリシェヴィキは、 労働運動はひきつづいて発展した。一九一二年に一○○万人以上、一九一三年には一二七万二、○○○人の労働者 革命がもりあがる時期にはいった。このような新たな革命的高揚、労働組合運動の発展という条件のもとで、 労働者階級の合法的組織(これには、一九一二年の法律でつくられた疾病金庫もふくまれる) シアは新

譲で具体化された(一九一二年一二月二六日──一九一三年一月一日)。会議は、

労働者保険に関するプラーグ協議会の決議は、

当面する情勢におうじて、

党中央委員会と党活動家のクラコウ会

レーニンによって七つの項目 に

関する決議がつくられたが、 そのなかには、つぎのような、保険闘争についての決議がふくまれていた。

保険闘争について、

で、大きな精力を発揮したことを確認するとともに、――本会議はつぎのように考える。 労働者階級とその党が、あらゆる迫害にもかかわらず保険法施行に関連してプロレタリアの利益を固守するうえ

する政府と資本家の試みにたいして、断固たる、協同一致した闘争が必要である。

労働者に、疾病共済組合の労働者代表を、

――労働者集会をゆるさずに――あてずっぽうに選出させようと

にしなければならない。 一 労働者はいたるところで、自分たちにのぞましい代表者候補を予選する集会を、事前許可なしにひらくよう

労働者は、保険法の施行に伴り強制と愚弄に抗議するための革命的集会をひらかなければならない。 もっとも有力な社会民主主義的労働者から成る代表候補労働者名簿をまえもって作成し、どんな集会をひら

四

くこともできなかったところでも、おなじくこの名簿を一斉に通過させることが、いずれにせよ必要である。

おもな努力は、 五 本会議は、代表選出をポイコットするのは、目的にかなっておらず、有害であるとみとめる。現在資本家の 一定の工場プロレタリア細胞 ――労働者の疾病共済組合はこうした細胞になるにちがいない―を、

の上記の志向にとって有利であるにすぎないであろう。 労働者にもたせまいとすることに、向けられている。ボイコットは現在労働者を分裂させることによって、資本家

労働者の闘争を拡大し、発展させながら、 あげて、 疾病共済組合代表の正しい選出のための闘争は、一瞬も中止してはならない。あらゆる手段により、 あらゆる好機を利用し、 企業家に、 ――それと同時に、あらゆる障害にかかわらず、社会民主党の名簿を通 一瞬も生産の正常な進行が確実に行われるとおもわせないようにし、 全力を

ならない。

過させることを放棄してはならない。 社会民主主義的労働者を代表に当選させることによって、 選挙は闘争の今後の発展を排除するものではない。 われわれは正しい選挙のための今後の闘争 反対に――しっかりした その闘争 46

を改選するように――労働者の利用しうるあらゆる手段をもちいて――煽動しなければならない 七 選挙が集会なしにおこなわれるところではどこでも、集会をひらいて選出する真の自由の原則に立って代表

では代表が極力労働者を援助するであろう――を容易にするであろう。

社会民主党国会議員団は、 労働者の選挙集会を拒否したことについて新しい質問をただちに提出しなければ

九 口 **シ**/ アにおける事態の解明と密接に関連させて行わなければならない」。 保険の施行についてのあらゆる煽動は、 一九一三年の夏に開催された党中央委員会と党活動家との会議 われわれの社会主義的原則と革命的要求を説明しながら、 (ポロニノ) でも与えられた。す ッ ァ ì IJ

なわち、レーニンは「ロシア社会民主労働党中央委員会と党活動家との一九一三年夏の会議の諸決議」のなかで、 同様な指示は、

たとえば、「合法団体内の活動について

傷病保険組合、協同組合など)内の活動を強化することがとくに必要である。 労働者階級の経済闘争と政治闘争とが高揚している現在、 すべての合法的労働者団体 (労働組合、 クラブ、

数への少数の服従をまもりながら、党の方針を遂行する活動、 四 本会議は、保険組合代表の選挙のさいや、労働組合その他のもののあらゆる活動で、 等々の活動をしなければならないと考える。」など、 運動の完全な統一と多

このように、党は、疾病金庫の創設と、その指導機関の選挙に関するカンパニアを労働者階級の全般的な革命的

内での活動強化の方針などについて述べている。

傷病保険組合

(疾病金庫)

をめぐって、

ボリシェヴ

ヴィキと、

解党派およびナロ

ードニキ左派(エス・エル)とのあいだに執拗な闘争がおこな

ルグで保険評議会の選挙が実施された。

九一四年三月二(一五)

日にペ

テルブ

そして、

ふくめて)党的に団結しつつあります」と書いている。 えば、「ア・エム・ゴーリキーへ」の手紙のなかで、「ピーテルでは労働者がすべての合法的な団体で(保険協会も 任務と結合させ、 1 ニンは、 ポリ 疾病· 3/ 金庫でのボリシェヴィキの活動を方向づけ、 ェ ヴ ィキが、 すばらしい、そして協力した保険組織を組織したと高く評価している。 労働者階級の団結のために保険施設 を 利 用 たと

中心にしたが、特殊な状況のもとで、同時に八時間労働、 た雑誌 「 保 険 間 題 」 であった。これは戦時における、唯一のポリシェヴィキの合法的な機関誌となった。(Bonpock crpaxobahua) (常)パニアの進展を解明し、その実施に関する指示を与えた。また、大きな意義をもったのは、一九一三年につくら(『) の雑誌は、 称で発行されたほとんどの各号で、 保険カンパニアではボリシェ 九一三年一〇月から一九一八年三月まで中断しながらペテルブルグで発行され、 ヴ 1 新聞は保険法の真の内容と性格を明らかにし、政府の政策を検討し、 キの出版物、 なによりも新聞 地主の土地没収、民主的共和制のためにも闘った。 「プラウダ」が大きな役割を果した。 一九一三年につくられ 労働者保険の実施 異な 保険カン 0 た名 を

の保険組合とすべての管理機関の内部における党細胞の結成。 あると述べ、その諸点の一つとして「二 つくること(労働組合、クラブ等々においても同じ)。」をとりあげている。 (一九一三年) にかんする地方での報告の摘要」では、 これらの方針からもわかるが、 九一三年一二月にレーニンによって書かれた「ロシア社会民主労働党中央委員会と活動家とのポロ 具体的に傷病保険組合の選挙にも党は、 保険カンパニア。雑誌『保険問題』 会議の諸決議、とりわけ前面に出されるのはつぎの諸点で 管理機関内に自分たちの、 積極的にとりくみ、大きな成功をお を極力普及させること。 すなわち党の、 ニノ すべて 会 さめ 議

との

選挙

関の選挙でも、解党派は失敗し、代表五七名のうち、プラウダ派は八二パーセントを占めた。レーニンは「イ・エ関の選挙でも、解党派は失敗し、代表五七名のうち、プラウダ派は八二パーセントを占めた。 ゎ フ・アルマンドへ」の手紙のなか で、「保険評議会の選挙では、なんとすばらしい勝利をおさめたことでしょう! のブロックの出した要望を拒否した。そして「プラウダ」の名簿の侯補者は全員当選している。また、全国保険機 れた。

しかし、選挙人集会の参加者の四分の三がボリシェヴィキの要望に賛成を表明し、

的な規定を反映した労働者社会保険法案を作成した。作成後、法律の草案は、外国にいたレーニンに送られ、 ニンによる、 議士は保険カンパニアの実行に積極的に参加した。彼らは、レーニンの指示によって、レーニンの保険綱領の基本 を暴露した。 あばき、党のプラーグ協議会の決議を一般に普及し、政府の反労働者政策、保険活動家の迫害の事実、 演壇を利用し、ポリシェヴィキ代議士――第四国会の議員――は保険法を発布するときに政府が拠った真の目的を このようにポリシェヴィキはあらゆる場所で保険カンパニアを具体的に、精力的に遂行した。国会では、国会の 国会での質問は、労働者のストライキとデモストレーションによって支持され、ポリシェヴィキ・代 多数の修正、指示および注解をつけて返送された。こうして、草案は、正確に、明瞭に、あらゆる問 集会の禁止

よび家族員への最大限の保障、保険カンパニアと金庫の全活動の自由、連合への金庫の統一の自由、というような

ださい」と言ってい 完全な自主管理という原則にもとづく、全市と全区域的な疾病金庫の組織化、 題を設定し、 みごとです! これについての記事を、 疾病金庫への医療援助の手渡し、傷害手当の支給のための、疾病金庫の企業主による補償、手当額の引上げお リシェヴィキ党は、保険のカンパニアの実施を指導し、労働組合をそれに積極的に参加させながら、 レーニンによって大部分が書かれ、ことごとく校訂された。(部) フランスの社会主義出版物(か労働組合出版物)に載せるよう努力してく 企業主による費用の支払いをともな 労働者の

解党派とエス・エ

ル

な改善でも獲得することをきわめて重視した。

メンシェヴィキは、 保険カンパニアを合法性の枠内に限ろうと努め、疾病金庫があたかも保険問題だ け

K

· 従事

プロレ

労働者大衆の身近な要求を提起して闘った。

の「中立性」理論は労働者階級の革命的自覚を麻痺させ、ブルジョアジーの利益にこたえるものであると説明した。(ミヒ) し、政治活動、労働者階級の全般的な闘争に参加すべきでないと主張した。ポリシェヴィキは、このメンシェ ィ

タリアートを資本主義の束縛から解放することはできないし、保障のないこと、赤貧、失業をなくすことはできな 社会保険は労働者階級の根本的利益のための闘争の手段であり、 ただひとつの保険法の発布では、

いことを勤労者に宣伝した。

れる面をつよくもったようである。しかし、革命の方針を一貫してとるとともに党は労働者の地位のどんなささい の他の労働者組織の非合法化という特殊な条件のもとで、疾病金庫は諸々の役割を担い、革命の手段として利用さ 武器として広く役立ち、ときにはストライキ委員会となった。 う、もっともきびしい条件のもとでおこなわれた。それにもかかわらず、金庫は、革命的闘争に労働者を統一する で活動した。それは、メンシェヴィキとの執拗な闘争のなかで、警察のテロ、連続的な逮捕、活動家の 追 放 と い ほとんど唯一の合法的組織としてとどまった。この時期に、疾病金庫は、ポリシェヴィキ党の直接的な影響の 多くの労働組合と労働者の諸団体が粉砕された第一的世界大戦の時期には、 ロシアの特殊的な諸条件、 疾病金庫は、 とりわけ、 国内での労働者階級の 労働組合、そ もと

に、 り支配階級 1 ルクス主義者は、労働者階級の努力と活動を、直接または間接に改良だけに限定する改良主義者 に た い の手にのこしておくような、 「マルクス主義者は、 無政府主義者とちがって、 勤労者の地位の改善のための闘争をみとめている。 改良のための闘争、 すなわち、 しかし、それ 権力をこれまでどお

て、もっとも断固としてたたかう。……

労働者にたいする改良主義者の影響が強ければ強いほど、労働者はますます無力であり、ますますブルジョアジー は個々の改善をかため利用することができる」と、改良と改良主義の区別を論文「マルクス主義と改良主義」のな(ॐ 的で奥深く、その目標が広範であればあるほど、改良主義の狭さから解放されていればいるほど、ますます労働者 る。改良主義がいつわりであることを自覚した労働者は、自己の階級闘争の発展と拡大のために改良を利用する。 ている。改良主義者は、施し物で労働者を分裂させ、だまし、彼らをその階級闘争からそらせようとつ とめ てい は、改善のためにたたかい、その改善を賃金奴隷制にたいするいっそうねばりづよい闘争をつづけるために利用し に従属し、ブルジョアジーはますます容易にいろいろな奸計をもちいて改良を無効にしてしまう。労働運動が自主 資本主義が存続するばあいには、改良は恒久的なものでも重大なものでもありえないことを理解している労働者

またレーニンは、 のちに、つぎのように改良の闘いの重要性を指摘している。 か

持されなければ、強固で、真実で、重大なものとはいえないと、つねに付言している。われわれは、改良のための におしえている」。 れる恐れがあること、そしてそれは、真の革命的社会主義の成功にとってもっとも重大な脅威であることを、 この闘争を労働運動の革命的方法と結合しない社会主義政党は、 上)するのを援助することにつとめている。われわれは、どんな改良も、それが大衆の革命的闘争方法によって支 労働者階級が彼らの状態を、たとえほんのわずかであっても、 宗派に転化する恐れがあり、大衆から切りはなさず。 現実に改善 (経済上お ょ び 政 治

さらに、レーニンは、改良の闘いを重視した具体的な例として社会保険の闘争をあげてつぎのように述べている。

解党派より十倍もしっかりとこれに『しがみついた』ことは、だれでも知っている。『保険問題』と全ロシア 保 険 て容易にこたえられる。頭で考えだした改良でなく、本当の改良、すなわち保険をとってみたまえ。プラウダ派が を主張している。『プラウダ派』は改良を利用することを忘れてはいないか? これには事実をあげることに よっ 「『プラウダ派』は、 マルクス主義的プロレタリア政治を遂行しながら、 ロシアの革命における労働者階級の利益

評議会の選挙の結果とを見たまえ。……

わけにはいかないであろう。それは、労働者にとって有害な、非マルクス主義的政治であろう。…… かりに改良や部分的改善を実現することを否定するようなグループがあるとすれば、こんなグループと統合する

働者グループの数が証明した)。」。 のだから、全ロシアの自覚した労働者は圧倒的多数で、この戦術を受けいれたのである(このことは、事実が、労 良主義のごまかしを大衆に説明している。こういう戦術がただ一つ正しい、ただ一つマルクス主義的な戦術である 善のただ一つの可能性も、どんな小さな可能性も見のがしていないし――これは事実が物語っている――、 プラウダ派は――アンの表現を借りると――『嵐または破壊への進路をとる』とともに、本当の改良や部分的改 また改

こうしてポルシェヴィキ党はレーニンの指導により社会保険闘争を積極的に組織し、労働者の物質的利益の真の

擁護者として闘った。

泪

- (1) レーニン「革命的髙揚」、全集、大月版、第一八巻、九九頁。
- 2 「ソウェート・ロシアの社会保険」、厳松堂書店、一一―六頁。
- 3 レーニン、前掲書、四八九頁。 レーニン「ロシア社会民主労働党第六回(『プラーグ』)全国協議会」、全集、大月版、第一七巻、四八八―九頁。

- レーニン、 前掲書、 四八九一四九〇頁。
- 8 1 6 レーニン、前掲書、 レーニン、 前掲書、 四九〇頁。 四九〇頁。
- レーニン、前掲書、四七一―二頁。 レーニン、前掲書、 四九一頁。
- 「ソ連邦共産党史」⑴、大月書店、二三九頁。
- レーニン「ロシア社会民主労働党中央委員会と党活動家との会議の通報と賭決議]、全集、大月版、第一八巻、四八九―四 前掲「ソ連邦共産党史」⑴、二四一一二頁。

12

九〇頁。

 $\widehat{1}\widehat{1}$ 10 9

- 14 <u>13</u> 四四六一四五八頁 レーニン「ロシア社会民主労働党中央委員会と党活動家との一九一三年夏の会議の賭決議」、 全集、 大月版、 第一九巻、
- レーニン「ア・エム・ゴーリキーへ」、全集、大月版、第三六巻、二九二頁。
- <u>15</u> профдвиженя. Профиздат, москва, 1973 стр. 46. "Социальное страхование в СССР", Допуш. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ
- <u>16</u> Там же, стр. 46.
- <u>17</u> 全集、大月版、第四一巻、三七一頁。 レーニン「ロシア社会民主労働党中央委員会と活動家とのポロニノ会議(一九一三年)にかんする地方での報告の摘要」、
- <u>18</u> <u>19</u> レーニン「イ・エフ・アルマンドへ」、全集、大月版、第四三巻、四八八頁。 レーニン「ブリュッセル会議におけるロシア社会民主労働党中央委員会の報告」、全集、大月版、第二〇巻、五四七頁。
- 20 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 46.
- 21 Там же, стр. 47.
- Там же, стр. 47.
- レーニン「マルクス主義と改良主義」、全集、大月版、第一九巻、三九四―五頁。

- レーニン「『社会主義宜伝連盟』の書記へ」、全集、大月版、第三一巻、四三八頁。 レーニン「二つの道について」、全集、大月版、第二〇巻、三二六―七頁。
- (5) 第一次大戦と第二次ロシア――二月――革命の時期(一九一四―一七年三月)

ば、一九一六年に、全ロシア保険評議会のうち五名の労働者代表および一○名の同代表代理の計一五名のうち、一 らも理解できるように保険闘争も依然として発展していた。 九の疾病金庫から全権が集会して一一名を選出したが、そのうち一○名はポリシェヴィキ系であったということか ストライキを実施した。このように労働運動が急速にもりあがった。そして、このような情勢のもと で、 た と え すぎなかったが、一九一五年には少くとも一、〇〇〇件のストライキがおき、五〇万人以上の労働者が参加した。 体が弾圧された。 の数が増加しはじめた。すなわち、一九一四年には約七〇件のストライキで約三万七、〇〇〇人の労働者の参加に 一名が逮捕あるいは追放されたため専制政府によってその補充選挙が行われている。この選挙で、一月三一日、七 一九一六年には、一、五〇〇件のストライキがあって、一〇〇万人以上の労働者、すなわち前年の二倍の労働者が 革命的髙揚の時期(一九一二―四年)は世界大戦によって一時的に中断された。多くの労働組合と労働者の諸団 しかし、やがて国民のなかに戦争とツァーリ専制の政策にたいする不満がたかまり、ストライキ

者がストライキを実施した。 に合流して、「パンよこせ!」、「戦争やめろ!」、「専制を倒せ!」といり要求を掲げた。 つぎの日にはデモが さら 二月一七日には、プチロフ工場で労働者のストライキがあったが、この日は一二万八、〇〇〇人の労働者がこれ 一九一七年にはいると、ストライキの波はさらにたかまった。一月には二五万人、二月には四〇万人以上の労働

出された。 はペトログラード全市をまきこんだ。ペトログラードのこの蜂起は勝利し、全国で労働者・兵士代表ソビエトが選 衝突がはじまった。そして二六日にはボルシェヴィキの呼びかけで政治ストライキから蜂起に移り、二七日に蜂起

に拡がり、

首都では約二〇万人がストライキをし、

社会革命党員の裏切りによって、ブルジョアジーが国の政権を握った。新しく生まれた臨時政府は、ボリシ キがそのほかの政治的および経済的諸問題とならんで、新たに、労働者保険に関する要求を提起したがその具体化 このようにしておこなわれた二月のプルジョア民主主義革命で、 ツアーリズムをなくしたが、 メンシ ェ ヴ 1 ヴィ キと

Ž

をまったく考えなかった。

- (1) 荒又重雄「ロシア労働政策史」、恒星社厚生閣、三〇六頁。
- (2) 「ソ連邦共産党史」(1)、大月書店、二九〇一二頁。
- (6)十月革命の準備と実行の時期(一九一七年三月—一〇月)

を革命的手続きで、 の時期には、多くの疾病金庫は、理事会と総会で選挙によって選ばれるべき役職が任命によって与えられていた者 社会保険のための闘争は、一九一七年のブルジョア民主革命の時期にも停止しなかった。この革命後のごく初め 罷免し、 金庫のいくつかは保険料の払込みを労働者から免除する要求を提起

ログラードのすべての疾病金庫と、疾病金庫のなかった大官営工場の代表者が出席した。会議の参加者は、多数の 九一七年三月には、 主要な要求の綱領を作成した最初のペトログラード保険評議会が開かれた。これにはペト

二五日はついにゼネラル・ストライキの日となり、警察隊との

意見でレー らはブルジ ョアに同調して労働者の革命的要求を支持することを拒否していた。 ニンの保険綱領に賛成した。ところがいくつかの疾病金庫は、 なおメンシェヴィキが指導しており、 彼

こでは、労働者の社会保障、社会保険についての旧党綱領の要求をさらに発展させ、明確にした。 という用語をここでレーニンは初めて使用している。 ア社会民主労働党(ボ)第七回大会で党綱領改正が認められた。レーニンは綱領のこの改正草案を執筆したが、こ この年、レーニンはいわゆる四月テーゼを発表し、そのなかで党綱領の改正問題を提起したが、同じ四月のロ なお、社会保険

-

五、すべての生徒に国家の負担で食事、 衣服、 学用品を支給すること。

労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するため、 また彼らの解放闘争の能力を発展させるために、 党は

つぎのことを要求する。

の医療扶助を受ける。 六、……婦人は産前八週間、 産後八週間は就労を免除され、その全期間ひきつづき賃金の全額を受けとり、 無料

回以上、毎回すくなくとも三〇分、作業を免除される。哺乳中の母親は扶助を受け、その労働日は六時間に短縮 Ł, 婦人の働くすべての工場その他の企業に、乳幼児のための託児室をもうけること。哺乳中の婦人は三時間に

八、労働者のための完全な社会保険。

()あらゆる種類の賃労働者のために。

问あらゆる種類の労働能力喪失――すなわち、疾病、 災害、廃疾、 老年、 職業病、 出産、

の他による――のために。

엤いっさいの保険施設は被保険者によって自主的に管理される。

|| 保険料は資本家の負担とする。

労働者によって選挙され自主的に管理される疾病共済組合(引用者注、

疾病金

庫 Больнячная касса) の手に引きわたされる。

:

ಠ್ಠ に衛生法を公布すること。そして衛生施設は、労働者団体によって選挙される衛生監督機関の手に引き わた され 賃労働を使用するいっさいの企業における労働の衛生条件を改善し、 労働者の生命と健康を保護するため

:

の労働者団体ときわめて緊密な結びつきをたもち、公共的自治団体の財源でまかなわれなければならない。......]。 級的・プロレタリア的な組織でなければならず(けっして、労資同格の組織であってはならない)、労働組合その他 失業者のための職業斡旋の仕事をただしく組織するために、職業紹介所をもうけること。 職業紹介所は階

閣ができた。ここでは労働省が新しくつくられ、その機構の六つの部の一つに社会保険部が組織された。六月三一

わゆる「四月危機」のあと、五月五日に臨時政府の新しい内閣、すなわち、

メンシェヴィキをふくめた連立内

二四日に第一回全ロシア労兵評議会大会で、労働者代表は、演説し、そのなかで、失業防止のための職業紹介所網

寡婦、

孤児、

失業そ

をつくること、一九一二年社会保険法の改正の法令を制定することなどをとりあげた。

七月事件後の七月二四日に成立したケレンスキー政権は、 懸案になっていた労働立法をいくつか制定した。

したが、疾病保険はつぎのように改めた。 まず、七月二五日に、社会保険法改正法が制定された。これは、災害保険については一九一二年法をそのままに

①適用範囲を五人以上の労働者を使用するすべての工場、 鉱山に拡張する(ただし、鉄道従業員、農業労働者な

どは依然として除外された)。

た。 ②疾病金庫は、 まったく被保険者の管理に移し、各組合は事業主の同意を得なくても互に合同できること に

⑶事業主の保険料負担割合を増し、事業主と労働者の負担を等分にした。ただし、地方平均賃金の三分の二以下

の賃金しか得ていない下級労働者はその負担をまったく免除する。

(4)傷病手当金の額は、独身者も妻帯者もすべて、実収賃金の二分の一ないし三分の二とした。 八月一九日には、職業紹介所法も制定された。さらに、一〇月一一日付でだされた社会保険法付則は、 保険問題

評議会および保険局の組織ならびに議員選出の割合をつぎのように改めた。

(保険問題評議会)

医師会代表…一名 弁護士代表官吏代表……六名 市町村代表

労働者代表…一〇名 事業主代表 六名

(保険局)

労働省代表

司法省代表 一名 市自治団体代表一名

二名

商工省代表

労働者代表

六名

町自治団体代表一名

事業主代表 六名

合計 八名

これによって労働者代表の数は増加した。 つづいて、労働者のつよい運動を反映して、一〇月一七日付でさらに社会保険法付則がだされた。

の決議のなかで、 の法律のほんのわずかの変更だけに限られ、勤労者の共感を得ることはできなかった。 臨時政府は、このようにツァーリの保険法にいくつかの改正をおこなった。しかし、この「修正」は、 これらの「修正」のあらゆるペテンを暴露し、 ーニンの保険綱領の実施を要求した。 労働者の集会と会議は、 ツアー そ IJ

ものを、さらに産前を二週間延長し、計八週間支給するということである。 (®)

手当金支給期間を延長する内容で、

具体的には、

出産手当金を従来は産前二週間、

産後四週間、

計六週間であった

これは、

出産

した。 できないことを労働者に明らかにした。ボリシェヴィキの党は、社会保険問題での臨時政府の政策を積極的に暴露

協調主義者からは、勤労者の状態の真の改善をめざす根本的な行動

乳は期待

臨時政府の保険「改革」は、支配層、

をしめしているかにみえたが、国内のそのほかの根本的な政治的および経済的改革と同様に、 その後、 まもなく、 十月社会主義革命となった。 臨時政府によって採択された諸法律は外見上、 レ 1 ニンの労働者保 労働者 への配

профивиженя. Профизиат, москва, 1973, стр. 47-8. "Социальное страхование в СССР", Допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ

2 Там же, стр. 48.

3 レーニン「党綱領改正資料」、全集、大月版、第二四巻、五〇一一三頁より。

4 荒又重雄「ロシア労働政策史」、恒星社厚生閣、三二〇頁。

5

荒又重雄、前掲書、三二六頁。

6 梅浦健吉「ソウエート・ロシアの社会保険」、巌松堂、一七―八頁。

梅浦健吉、前掲書、一八—九頁。

8 梅浦健吉、前掲書、 一九頁。

前掲、"Социальное страхование в СССР" стр. 48.

第四章 ま ح め

者、農民の過酷な労働・生活状態が長く続いたロシアの特徴的ないくつかの点を指摘することができる。 とげた国ぐにと共通的な諸点と、経済的に発展の遅れた、そしてツァーリの専制的な支配と、そのもと で の 労 働

十月社会主義革命以前の帝政ロシアにおける生活保障の歴史をみると、イギリスなど資本主義が典型的に発展を

「救貧法」的な「救済」、種々の相互扶助、共済組合、そして社会保険という制度の推移がほぼ認められ、そ れ ら

まず共通的といえることは、ロシアの特異な歴史的な発展のもとでも、

キリスト教的「慈善と愛」に も と づ く 59

の る。 の闘争の発展のもとで、支配者の譲歩(同時に、新たな支配体制の強化を狙う)として実現してきてい 制度が資本主義の発達にともなう労働者、農民の労働・生活状態の悪化の進行と、それに反対する労働者、 社会保険では、労働災害補償、疾病保険から始まっていることもほかの資本主義国と似ている。 る点 であ 農民

口 シアの特徴としては、つぎのような諸点を列挙できる。

(1) 年金が軍人、官吏の一部 (高級幹部)にのみ、 かなり早くから実施されていた。

義務づけるいくつかの法律が早くから発布されていた。 (2).実効性はほとんどなかったが、農奴的労働のもとで工場主にたいし、 労働者からとりあげた罰金を基金とし労働者の労働不能の場合などに手当を支給するとい うこ と 労働者のための病院設置、 無料の医療を

あるいはツアーリ政府、官憲によって、労働運動の発展をおさえ、弾圧する手段として上から共済組合 が つく ら (4)労働者 の自主的な共済活動は弱かったが (労働組合運動への弾圧のきびしかったこともその一原因)、資 本 家

れ、 育成される場合が多か つた。

(6)

が、

かなり一般的であった。

③資本家が、

⑸失業保険、年金保険の制度は帝政ロシアのもとでは実現しなかった。 レーニンの指導のもとで社会保障、社会保険の要求が明確にされ、闘争も積極的におこなわれた。

(7)また、革命運動、 労働運動のなかで、労働者、 農民の社会保障、社会保険の諸問題がとりあげられ、 これらの

運動ときわめて密接な関連をもって制度の実現、 改善の闘争が闘われ た

労働者保険綱領にもとづく社会保障、社会保険の抜本的な改善、 8)それにもかかわらず、 ロ シ アでは、 全般的に制度の成立が遅れ、 実施は、十月社会主義革命以後にもちこされた。 内容も不充分であった。そして、レ 1 ニンの あった。

第二部 十月革命以後における社会保障の形成・発達

第一章 十月革命直後の時期(ソビエト政権の樹立)

(1)

革命後一九一七年末までの時期

一九一七年一〇月二五日(新暦一一月七日)にロシアの十月社会主義大革命が勝利した。しかし、その後、ロシ

国を荒廃させ、疲弊させていた。プロレタリアートのなかには、国家を統治し経済を運営する準備のできた基幹活 主義革命が勝利をおさめたのは、一国だけであった。社会主義への道がきりひらかれるのは史上はじめてのことで アでの社会主義の建設はきわめて複雑で困難な情勢のもとでおこなわれなければならなかった。すなわち、「社 会 ロシアは経済的には比較的おくれた国で、農民人口が大多数を占めていた。戦争はつづいていた。 戦争は

者注)に必死になって抵抗した。国際資本が、彼らを支持していた」のである。(1)

動家はほとんどいなかった。打倒された搾取者の地主と資本家は、プロレタリア独善裁(労働者階級の権力―引用

の経験であった。

険法 あまり普及していなかった時期である。しかも社会主義のもとでの社会保障制度の樹立は、もちろん世界で初めて (疾病保険と失業保険)の成立した一九一一年から数年しか経ていない年であって、各国にまだ、社会保険が 国際的な社会保障の歴史をみても、一九一七年というのは、イギリスでの初めての社会保険である国民保

このような困難な条件のもとで出発したが、 ソビエト政権は、 レーニンの労働者保険綱領で定式化された社会保

最初の措置と法令の一つとして、一〇月二九日に労働時間は「一昼夜に八時間および一週に四八時間を超えてはな 含まれていたが、主として社会保険と労働保護の分野での仕事を遂行することになった。そして、ソビエ かれ、その一つとして労働人民委員部(人民委員はア・ゲ・シリャプニコフ)を設けた。この労働人民委員部は、 布告にもとづいて、国を管理する人民委員会議が構成されたが、そのもとに専門別行政機関として人民委員部が置 ての」布告につづき、三日目の二七日(一一月九日)に「労農政府の構成についての」布告を採択している。この 険の分野での諸要求の実現に直ちに着手した。 いくつかの専門部をもち、そこに社会保険部(部長ヴィノクウロフ博士)と労働保護部(部長ア・コロンタイ)も まず一〇月二五日から開催していた第二回ソビエト大会で、第二日目の「平和についての」布告、「土地に つ い~) ト政権は

らない」ことを確定した八時間労働日に関する決定をだし、つづいて、 革命後六 日 目の一一月一日には、(5)

_ 〇月

三〇日付「社会保険に関する政府通達」を公布した。この通達は、つぎのような内容である。 すなわち、「ロシァ

のプロレタリアートは、自分の旗に、賃労働者、そして都市と農村の貧困者の完全な社会保険を提起する。

も連立・協調主義政府も労働者の保険要求を実施しなかった。

全ロシアの労働者階級および都市と農村の貧困者にたいし、この政府が労働者保険ス

労働者、兵士および農民の代議員ソビ

エトに立脚した労農政府は、

ㅁ ーガンにもとづく完全な社会保険に関する法令の発布に、 即刻、 着手することを布告する。

(1) (2)労働能力喪失のすべての種類、すなわち、疾病、傷害、身体障害、老齢、母性、 例外なくすべての賃労働者、そして都市と農村の貧困者に保険を適用すること。 寡婦と孤児、それと失業の

場合に保険を適用すること。

- ③ すべての保険費用をことごとく企業主に負わせること。
- 労働能力の喪失と失業の場合に、少なくとも稼得賃金全額を補償すること。
- (5)すべての保険組織での被保険者の完全な自治」。

その後の社会発展の変化と歴史的過程の特殊性によるいくつかの異なった点もみられる。たとえば、社会保険の適 補償というように賃金全額以上の補償もありうることを示していることなどが、それである。 用範囲を賃金労働者以外に都市と農村の貧困者というように広く定めていること、「少なくとも稼得賃金 全 額」の この通達の内容は、本質において一九一二年にレーニンが労働者保険綱領で定式化した諸原則と同じであるが、

用する権利を失うが、その代りに国家から年金保障を受ける」と労働不能の農民への年金を受ける権利を宣言して わせたが、 なお、前述の「土地についての」布告は、農村社会に、労働不能農民にたいして、耕作で援助を与える義務を負 同時に「老齢あるいは身体障害の結果、永久に土地を個人で耕作する可能性を失った農夫は、 土地を利

設に努力を集中し、 十月革命が成功した直後の数カ月は、社会主義革命が大きく前進した時期であった。ソビエト権力は、平和的建 この時期に、 通達の諸原則を実現するための一連の法令を採択した。

まず最初は、一一月八日付ロシア共和国人民委員会議「年金増額に関する」法令で、これにより、災害事故によ

の保険納付金で、

年金を一〇〇パーセント増額するという内容である。

災者を審査する業務の移譲ということ)にもとづき、一九一七年一月一日にさかのぼり、 なったすべての年金受給者にたいし保険組合(企業主)の負担で、 の適用、 働者保険の法律が根本的に改革されるまでは労働者保険綱領の原則 被災者への稼得賃金全額の補償、被保険者への自治の委任、および労働者組織から選出された医師への被 ただしそれで不足する場合には企業主への追加 (具体的にここでは、すべての労働者への保険 災害事故で身体障害者と

る障害者の年金が、

企業主の負担で二倍に引上げられた。

すなわち、この法令は、

一九一二年の災害事故による労

うに要求した。その後も企業主は、 一一月八日付のこの法令に反対する指令をだし、法令が「法的に……効力をもたない」とし、それを執行しないよ 企業主は当然、このような法令に反対した。たとえば、一一月一六日、 ソビエト政権は、 着実に自己の社会保障政策を推進した。 ソビエト政権の社会保障に関する諸政策に執拗に反抗する行動をとった。 保険組合(企業主の組織) の委員会は、 しか

あるいはこれらを有しない場合におけるこれらの設備にたいする貨幣額の支払いに関する」法令を決定した。この 法令により「一、 すなわち、人民委員会議は引続いて、一一月一四日に「疾病金庫への企業のすべての治療施設の無償の引渡し、 疾病金庫の手に医療援助を引渡す場合、 企業主は、企業のすべての治療施設を、 もし 疾病金庫が

それらが用に応えていると認めるなら、 療施設を医療援助の規準に合致した状態にするための追加資金を疾病金庫に支払うよう義務づけられる。三、企業 医療援助の規準を充たさない場合、 が治療施設を所有していない場合、 もし疾病金庫がそれらを引受けることに同意しないなら、企業は、それらの治 ある 疾病金庫に無償で引渡すよう義務づけられる。二、企業付属の治療施設が い は存在する治療施設が用にたってい ない場合には、 企業主は、 治療施設

外来患者診療所、産院、

サナトリウムおよび救護所)

の設備にたいする資金を、

労働者一〇〇人当り一般

ソビエト政権は、 患者診療所、産院などを閉鎖、譲渡あるいは縮小することを禁止する」ことになった。このようにして医療面で、 よう義務づけられる。四、企業主には、この法令の発布まで彼らが所有していた治療施設、すなわち、病院、 病院ベット一床と女子労働者二〇〇人当り出産ベット一床の計算により、実際のそれらの価格を疾病金庫に支払う あるいはそれが使命に応えていないときには、 まず、企業のすべての治療施設を無償で疾病金庫の手に移し、もし企業にそれらの施設がない場 企業主にそれに代る資金を疾病金庫へ支払わせることなどによ 外来

人民委員会議布告がそれである。この政策により、帝政時代の元高級官吏、地方行政長官、郡警察署長などの法外 一一日付「国の出納面からの、一人あるいは家族への一カ月支給三〇〇ルーブルを超える年金の支給停止に関する」 また、ソビエト政権は、高級職員と高級官吏の革命以前からの法外に高い俸給、年金を削減する方針 を 実 たとえば、一一月一八日付「人民委員、高級職員および高級官吏の報酬に関する」人民委員会議決定、 一二月 施

って、これらの治療施設を疾病金庫の所有とし、その管理のもとで医療をよりよく保障する措置をとった。

に高い年金額が制限され、またその支給停止の措置も実施された。

二日に人民委員会議は、国家保護人民委員にア・エム・コロンタイを指名している。 善的施設と障害兵士とその家族の救済は国家保護省のもとで国の責任で実施されることになった。 鎖について、 つづいて一一月一九日には、国家保護省とその所属施設 に 関する 指令「慈善的施設と身体障害者救済団体の閉 およびそれらの業務と貨幣総額の障害兵士執行委員会への譲渡について」が決定され、 なお、一一月一 これ以後は慈

題であった。このため一二月二日付で「広範な住民大衆の罹病率、死亡率および非衛生的生活条件との闘いに関す よって引き起こされた食料不足という条件のもとで、保健、 ソビエト政権はまた、国民の保健、公衆衛生にもつよい関心を払った。とくに、戦争と経済混乱、 公衆衛生の改善は、 この新しい政権にとって焦眉 そしてそれに

結集を呼びかけた内容である。

梅毒、 管理への譲渡、 合理的な給水・下水管の設置、 る」内務人民委員部、交通人民委員部および国家保護人民委員部の管理協議会からの指令が公布された。(Konzerus) (B) のための医療職員代表者大会、のそれぞれの必要性を述べ、最後に、医師、 それに伝染病との闘い、 これらの課題の遂行への住民の参加、そのための医療ソビエトの利用とその民主化、 人民サナトリウムなどに関する公衆衛生立法、 および商 工業施設と住宅部屋への公衆衛生監視、 医師助手、 薬局の業務変更とそれの社会的自主 罹病率、 薬剤師にたいし労農政府 死亡率および結核病 医学問題研究 これ

労働者保険のすべての種 び地方と都市の自治、 業労働者委員会の中央評議会から各二名、 になった。この保険評議会は、被保険者から二四名、全ロシア労働組合中央評議会から四名、工場委員会および農 する」指令により、 社会保険業務の管理についての改革も実施された。 労働者の保険に関係するすべての業務は、労働人民委員部に属する保険評議会が管理すること 医師、 |類に関係する規定、 法律家から各一名で構成された。保険評議会の管轄には、 労働人民委員部から三名、 訓令の発布、 すなわち、 地方の保険施設の業務を管掌する行為の手続きなどを決 一一月二〇日付労働人民委員部「保険評議会に関 司法人民委員部から一名、 現行の指令の範囲内での、 雇主から八名およ

定する命令の発布そのほかが含まれている。 その後、 一二月中に重要な社会保険が二つ、すなわち、 失業保険と疾病保険が実施されることにな っ

労働者の平均賃金の三倍以上の高い稼得賃金を得ている者を除いたすべての雇用労働者に適用され、 月一一日付全ロシア中央執行委員会、 のため、失業者の救済を目的として、 まず失業保険である。 ソビエト政権は、 人民委員会議決定「失業保険規則」である。 世界で初めて、 資本主義から引き継いだ失業者をすぐ解消することはできなか 企業主の費用負担による失業保険を実現した。 この失業保険は、 当該 それが、一二 手当は失業の 地 域での

上 は労働組合地方評議会の代表四分の三、地方疾病金庫の代表四分の一で構成される金庫委員会が管理した。 裁定し、 が、この税が実施されるまでは雇主の払込金をこれに充てる。この払込金は労働者に支払う賃金の三パーセント以 四日目から支給され、 なお、失業者ということについて、この規則は、「その者の生計の主要な源泉が雇用労働であって、当該労 働 (季節労働者にたいしては五パーセント)とされ、全ロシアで統一的に決定された。このほか、失業者に手当を 支給するため、 であった。また、 その額はその地域の労働者の平均日額賃金(ただし、その失業者の以前の稼得賃金額をこえ 労働人民委員部の組織内に地方失業者金庫を設けた。そして、 失業保険の資金は所得、 財産および遺産にたいする累進税の一部で形成することになる この地方失業者金庫の 業務 組

の労働がない場合」と解釈されている。 がない場合 合によって定められた報酬ノルマによる労働を見つける可能性をもたないすべての労働能力をもつ者で、その この時期につづけて制定されたもう一つの重要な社会保険は、疾病保険である。すなわち、一二月二二日に労働 ――職業紹介所で、 そして地方職業紹介所あるいは労働組合に登録されていて、それとも疾病金庫でそ

の規則は、 者・兵士・農民代議員ソビエト中央執行委員会は「疾病保険に関する」布告を採択した。この布告の第一条は「こ 新たに設立され は自由職業その他)で雇用に従事するすべての者に適用される」と規定している。ただし、この規則も失業保険と (すなわち、 妊娠と出産の手当、 当該地域の労働者の平均稼得賃金の三倍をこえる稼得賃金を受けている者には適用されない。疾病金庫 口 製作所・工場、 シ たが、 ア共 和国の全地域に、そして、 この疾病金庫は、 埋葬手当などの貨幣による手当を支給し、 鉱業、手工業、 労働者にたい 建設、 性、 商業、 年齢、 į 疾病、 輸送、農業、 宗教、 出産、 さらに労働者とその家族に医療援助を与える。 国籍および民族の区別なく、 林業、 死亡の場合にそれぞれ一時的労 漁業、 家内工業、 個人サービスまた あらゆる労働部門 不 が

平均一日稼得賃金の三〇倍と定めている。

医療援助については、つぎのように規定されている。すなわち、

金庫加盟者およびその家族員、それと事実上、そのような家族員の状態にある者にたいしてあ

止されてから、代表会議の決定により、出産後九ヵ月間、稼得賃金の四分の一から二分の一未満の額で特別手当を が支給される。 の決定で、それを一・五倍まで高めることができる。乳児に哺乳している女子労働者には、出産の手当の支給が停 出産の場合の手当(産前産後各八週間計一六週間)も稼得賃金全額であるが、疾病金庫の代表会議

具体的に給付内容をみると、まず疾病の場合の手当は、労働能力喪失の最初の日から全快の日まで、稼得賃金全額

所)が与えられ、労働日は(出産後九ヵ月間)、一日六時間以内に制限された。死亡の場合の手当は、その地 支給する。このほか哺乳している女子労働者には三時間おきに三〇分以上の休憩、養育のための特別な部屋 (託児 域の

らゆる種類の医療援助を与える。

疾病金庫は、

a、突然の疾病と災害事故の場合の応急手当、39、医療援助は、つぎの種類で利用が許される。

b、外来患者診療所治療、

c、家での治療、

d、助 産

e、患者への完全給養をともなり病院(入院)

ナトリ

ウムと療養地治療

医療援助は、 無料の医薬、 包帯材料、 改善食料およびすべての必要な医療用品をともなう。」

68

疾病の開始後六ヵ月を経過してか、 このような医療援助は「疾病の全期間中、 同じく、 もしこの期限よりも早く、その者が身体障害者と認定されるなら、疾 許与される。 注。身体障害者金庫の設立の時点から、 すべての病人は

病金庫の加盟者であることをやめ、身体障害者金庫の経費に移行する」ことになっている。 疾病金庫の資金は、つぎのものから形成される。すなわち、

- a 雇主の払込金
- b С 金庫の資産収入 補助金 (пособие)

と寄付金

- ď 金庫の理事会が課した罰金
- е
- 延滞 利子

f

偶発的収入」。

的な払込金で構成された。この雇主の払込金は、疾病金庫の各加盟者、すなわち、 このように、疾病金庫にたいして、労働者、職員は保険料の払込みを免除され、その資金は主として雇主の義務 労働者、 職員に支払う賃金の一

なお災害事故の場合の手当と医病援助も疾病金庫が給付したがそれは、まだ残ってい

た保険組合 (雇主によって構成)の負担で実施された。

○パーセントと定められた。

者会議と理事会が管掌した。代表者会議は、 市の疾病金庫と、地方管区にたいする管区の疾病金庫として新たに設立された。そして、 疾病金庫は、企業主によって左右された以前のような工場ごとのばらばらな形態に代って、大都市にたいする全 理事会の構成員とその代理者の選出、金庫の業務を審査する任務とそ 金庫の加盟者によって選出される代表委員 (人数は金庫の定款で定め 疾病金庫の業務は、 代表

られる)で構成され、その管掌の対象には、

金庫の業務の管掌、 会議で秘密投票によって選出され、 とくに加盟者の稼得賃金額の決定、 構成員の人数と任期の期間は金庫の定款で定めることになっていた。 疾病の事実とその継続期間の確定および貨幣手当の裁定、 理事会は

の審査手続きの確定、

理事会の年間報告書の審議、

監査および承認などが含まれていた。

理事会の構成員は、

代表

疾病金庫の年間活動報告書の作成などを行った。

労働者の平均稼得賃金とされ、 となり、 らに加入したこと、疾病保険の傷病手当金、 いってよい内容である。そのことは、たとえば、被保険者の範囲が拡大され、 されることになった。 こうして、 雇用労働者は何も負担しなくてよいことになったこと、 失業保険が初めて設けられ、 この二つの社会保険は基本的にレーニンの労働者保険綱領に基づき、それが具体化されたと また無料 の医療が保障されるなど給付が改善されたこと、 疾病保険 出産手当金の額が稼得賃金全額となり、 る以前 のものとまったく異なった内容をもった制度として実施 そして最後に、社会保険が基本的に労働者 雇用労働者のほとんどすべてがこれ 失業保険の手当は当該地 保険料が全額事業主 ற 管理 負 域 担 Ó

に移ったことなどに表われている。

各一名、 は、 庫の名簿の管理、 法律の執行にたいする監督、保険評議会によって発布される規定、訓令および決定の執行にたいする監督、 とについて「保険官庁に関する規定」が労働人民委員部で定められた。 支給する決定をした。 九一七年の一二月にはこのほか、 地方労働委員部二名、 金庫加盟 者 雇主の払込金額の引上げに関する疾病金庫の決定の承認、 また、 四 名 同じ一六日に、各県あるい 地方労働組合中央評議会二名、 地方司法委員部一名、 六日に、 戦争による傷害者にたいする年金にパ 地方と都市の自治から各一名、 は各州に保険官庁 (cTpaxoы присутствие) 工場委員会および農業労働者委員会の中央評議会から この官庁の管轄には、 などがはいった。そして、 および雇主からの四名の計二 1 セ ン 労働者保険に関する ト比率 を設立するこ での付 保 保険 加 管 金を 庁 金

決定を一二月二九日付で公布した。 済委員会を閉鎖し、 このほか、 人民委員会議は、 障害兵士とその家族にたいする救済のすべての業務を障害兵士全ロシ _ 月一九日付国家保護人民委員の指令により、 国家保護人民委員部は、 慈善的施設を廃止する政策を推進し、 戦争障害者臨時全国および地方救 ア同盟の管理に移譲する(coms) たとえば、

七名で構成された。

この管庁は、

九一八年九月に廃止されるまで活動を続けた。

直接的義務としての幼時の保護に関しての研究と緊急措置を実施することであって、 をした。また、 月一二日、 ム ついての法令を公布した。 コ ロ ン タ マリ女帝施設庁孤児院評議会、(cober) この人民委員部は、 をはじめ、 この協議会の目的は、 エ ム ぺ 一二月三一日付で母性と幼時 3/ 評議会常置委員会、 ̈́ 7 婦人の社会的任務としての母性の保護と保障に関しても、 口 ヴ ア、 エ 経営委員会、 (母子)の保護と保障に関する協議会の組織化に営委員会、寄付金募金委員会などを廃止する決定(ピロスエルトロム) 力 スキピィ ン ス 国家保護人民 + 1 カ 1 委 ェ 員 ヌ の ミン ア・ 国家 ۴ ェ の

の IJ 世婦人研究所と婦人アレキサンドル学校の内部に、 ンク、 かこの協議会にたいして、省の主要的な局の付属で「母性と幼時(母子)保護部」を組織すること、 エ IJ プ 口 朩 ロ ヴ 才 イ、 エ ヌ • デ 1 • コ 口 ν 共和国における母性と幼時の保護に関する全ロシ ヴ 7 の 六名がこの協議会の構成員として任命されて ア国 = 家組 コ ラ 織 ł

•

イ

•

1

•

ゥ

1

フ・

1 •

の中央施設として「婦人宮殿」を創設することが命ぜられた。

このようにソビエト政権は、

母子保護に関する政策

についても革命後、

直ちに着手している。

的 ということをはっきりと証明した。 十月社会主義革命後一九一七年に採択された社会保険そのほか社会保障に関する諸法令、 政治的意義をもっていた。それらは、 この期間に社会保険そのほ 共産党とソビエト政権が勤労者の生活と労働にもっとも か社会保障の基礎が築か その発生の出発点から労働組合の参加 ñ 規則は、大き その結果 配慮を して 直 な ち 経 に勤 い 済 る

ソビエトの社会保険は、

労者の物質的状態の改善に反映された。そして、

0)

もとで実施され、社会保険機関はどこでも労働組合によって組織されたということが特徴である。

- (1) 「ソ連邦共産党史」② 大月書店、三七〇頁。
- 3 2 CY, 1917r., No. 1, cr. 2.
- CY, 1917r., No. 1, cr. 1. СУ, 1917г., No. 1, ст. 3.

4

- 6 5 CY, 1917r., No. 2, cr. 17. Cy, 1917r., No. 1, cr. 7.
- 8 7

9

- "Социальное страхование в СССР", Допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ CY, 1917r., No. 2, cr. 25. ヴェ・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、一〇四―一〇五頁参照。
- (\(\mathbb{C}\)) CY, 1917\(\text{r.}\), No. 3, c\(\text{r.}\) 34 профивижения. Профизиат, Москва, 1973, стр. 51.
- СУ, 1917г., No. 3, ст. 46.
- Cy, 1917r., No. 9, cr. 124.

<u>12</u> 11

- См. "Советское пенсионное право", «Юридическая литература», Москвв, 1974. стр. 75. レーニン「高給職員および官吏の俸給について」、全集、大月版、第四二巻、四頁参照。
- 13 CY, 1917r., No. 4, cr. 61.
- 14 crp. 16. В. И. Максимовский, "Управление социальным обеспечением," «Юридическая литература», Москва, 1974.
- <u>15</u> Cy, 1917r., No. 5, cr. 81.
- <u>16</u> CY, 1917r., No.7, cr. 106.
- CY, 1917r., No. 8, cr. 111.

ない」という指示をだしている。

これらの行動にたいし、

一八年一月二〇日には、

人民委員会議は、

ド保険組合理事会がソビエト政権の管理に服従しなかったため、この組合の財産と基金は共和国の所有物であると

とえば、一八年三月四日にも、この委員会は、疾病保険に関する法令は「全体的にも部分的にも履行されてはなら

- (2) Cy, 1917r., No. 13, cr. 188. (2) Cy, 1917r., No. 9, cr. 143.
- (2) CY, 1917r., No. 9, cr. 143.
- (a) Cy, 1918r., No. 13, cr. 186. (a) Cy, 1917r., No. 11, cr. 165. (a) Cy, 1918r., No. 13, cr. 193.
- ② 一九一八年初めから戦時共産主義に至るまでの時期

九一八年一月一八日、

第三回全ロシア労働者・兵士・農民代議員ソビエト大会は「勤労被搾取人民の権利

の宣

労大衆とその全権代表、すなわち労働者・兵士および農民代議員ソビエトだけに、属さなくてはならない」ことが 者に完全な全権力を保障し、 権のすべての措置を確認し、 令に保険組合の委員会が反対する指令をだしたことはすでに述べたが、その後も資本家は同様な行動をとった。 がら推進された。 強調されている。 ている時機に、権力機関の一つの地位といえども、搾取者に与えることはできないと考える。権力は全体として勤 言」を採択した。この宣言は、一七年一○月の第二回全ロシア労働者・兵士代議員ソビエト大会以来のソビエ 資本家は、 社会保険、社会保障の分野でも、 搾取者の権力が復活するあらゆる可能性をなくす」、「今日、搾取者との決戦が行われ 同時にソビエト政権の当面の基本方針を明らかにした。この宣言のなかでは、「勤 社会保険、 社会保障に関するソビエト法の実施を妨害した。 ソビエト政権の政策は企業主とその組織の猛烈な反抗と闘 一七年一一月八日付法 ト政 いな 労

ログラー

ばい

疾病金庫その

ほ

かの社会保険組織から彼らを放逐した。

メ

ン シ 工. ヴ 1

社会保障の政策が実施されたのである。

当時の社会主義ロシアでは、このような資本家、

メ

ン

シェ

ヴィキとの闘争のなかで一歩一歩、新しい社会保険、

の布告をだしている。

子の活動 せようと試みた。しかし、社会保険機関のなかに隠れ場所を見つけたメンシ 家に利用した。 また、 ソ · ピエ 広範な労働者大衆の支持を受けたボリシ 彼らは、 ŀ 政権に反対するメンシェヴイキは、 ソビエト政権の信用を失墜させることを目的とし、 保険機関を反対闘争の拠点に変えようとし、 ェ ヷ 1 キ の党によって暴露された。 キは全敗をこうむった。 社会保険に関する法令の実施を失敗さ エ ヴィキとそのほ 労働者は彼らの信用をう かの 保険機関を隠れ 敵意をもった分

未成年者の保護業務を組織するため、 月にはこの ほ か、 二五日付で国家保護人民委員部は、 国家保護人民委員部付属で未成年者保護部を設立し、 社会的に有害な性質の行為で有罪と認められ すべての矮正 る (非行)

の移行、および未成年者保護協議会の設立について」の決定が行われている。この対翌二六日にも、国家保護人民委員部に関し、「未成年と年少の子供の全保護施設の、 る未成年者保護協議会が設置された。 を管理するため、母性と幼時(母子)部部長、未成年保護部部長および一般的性格の孤児院の管理人の三名から成 その他すべての保護施設が国家保護人民委員部の管理に移行された。そして、すべての孤児院と未成年者保護施設 よび年少者のためのすべての孤児院は、 孤児院、 コロ <u>=</u> および国家保護人民委員部の管理に集中されている施設をこの部の管理に移す決定を公布した。 このようにして非行未 国家保護人民委員部の全国家的資金の負担で維持され、 成年者の施設、 孤児院、 この決定により、 国家保護人民委員部の管 理 コ П = 1 など未成年、 子供、 孤児院、 未成年者 コ 年少の 口 お 1

子供のすべての保護施設が一八年一月に国家の責任で維持、

管理されることになった。

配置、 た と地方自治体自治が引受けた。そして、以後、労働者と職員の雇用は職業紹介所を通じてのみ行われることになっ 名から成る職業紹介所委員会が管理し、 方職業紹介所は、 一月三一日付で公布した。この職業紹介所の目的は、「a、国民経済の全部門での労働力の正確な計算と計画 の対策の一 当時のきびしい政治的、 労働の需要と供給の整理、 環として、人民委員会議は地方および州職業紹介所を設置するため、 労働組合の代表一名、 経済的状態のもとで雇用 c 紹介所の維持の費用は労働人民委員部が定める額の国 地方労働者代議員ソビエトの代表二名および市と地方自治体自治の代表ニ 失業保険法による手当を受給している失業者の統制」となってい ・失業問題の解決は依然として大きな課題であった。 「職業紹介所に関する」法令 の 補 助 金をも この課 って市 的 地 な を 題

問機関として、 保健衛生部、 療・保健衛生業務の問題を解決する場合には審議権をもって人民委員会議の会議に出席した。こうして、 した。(二月から新暦法が実施されたため二月以降は新暦の日付を用いる。(1) ソビエトを廃止し、 人民委員部が存在していない条件のもとで各人民委員部に付属して、 ソビエトの代表から成る医療・保健衛生ソビエトを設立することを決定し、二月一九(六) 月三〇日付で公布された。 |療関係については、 各医療協議会は統合したのである。(3) 労働者・兵士代議員ソビエト医療・保健衛生部の代表と、 その業務と財産を医療協議会ソビエトの管理に引渡し、 マた。医療協議会ソビエトは、全人民委員部医 療 協 議 会によって組織され、そ(Медициюкие коллегии) (Медициюкие коллегии) 労農政府の最高の医療機関としての「医療協議会ソビエトに関する」人民委員 人民委員会議は、 さらに二月一六(三) 設置されつつあった各医療、 市および地方自治体自治医療・保健衛生 また、 内は旧暦の 医療協議会ソビエト付属で、 Ħ 日付で法令として公布 日付である 中央医療 あるい その代表は (会議法令が 保健衛生 は医療 まだ保健 諮

すでに述べた疾病と失業の保険に関する法令の公布と同時に、

ソビエ

ト政権は、

年金について、

すなわち、

カ

ッ コ

的な疾病の結果、

身体障害者となった労働者にたいする障害年金保険法を発布する準備をはじめた。

いする年金増額に関する法令への補足について」を決定している。(ヨ) うな生産の種類の目録は、 じた割合の年金額となっている。 した、 団経営の企業にもすべて適用された。つづいて、労働人民委員部は、二月二二(九) 体障害者に 燐などを取扱う化学工業では、 は労働にたいする報酬が年 委員部の決定である。(ユタ) 一八年二月二二(九) 当該企業に五年以上働いた労働者にたいしては、 彼の職 .は新しい障害保険法の公布で報酬されることになっていた。 種の平均年間稼得賃金を越えない額)、完全でない身体障害の場合は労働能力の喪失の程度 に 応 すなわち、この決定によると、 日付で公布された「企業閉鎖の場合における身体障害・労働者の報酬について」の労働人民 労働組合中央評議会との合意のもとで労働人民委員が定める。 金の形態で支給される。 障害年金は企業での労働あるいは勤務の期間に関係なく裁定される。 有害な、 有毒のガス、蒸気およびほこりの排出と結びついた生産、 年金の額は、 企業の閉鎖の場合、 ほ か に収入がないという条件が 完全な身体障害の場合には被災者の稼得賃金全額 これは、一七年一一月八日付法令への この規則は、 身体検査で身体障害者であることが判明 日付で「身体障害労働者に (yboyHыh) 私的な企業にも国営および あれば、 また、 多年の 五年未満勤 なお、 たとえば鉛、 勤 補足 務 そのよ あ 続 の身 で る ぁ た 集 Ļ١

関する」決定が二四(一一)日付で公布され、 ト付属戦争・ 統制のもとに置かれることになった。 二月には、このほか、 障害者年金裁定部の設立に関する」決定を二月二七(一四)日付で公布し、 国家保護人民委員部「軍役所付属年金支所を国家保護人民委員部の管理へ移行することに つづいて、 軍役所付属年金支所が国家保護人民委員部の管理に移され、 同人民委員部は、 月二三日 「労働者 戦争 兵士・ • 障害者年金裁定部 農民代議員 ソビ 国 ェ の

を支払っている者に

かかわりなく、

関係するということを定めた内容である。

Воинское присутствие

って、一〇〇パー

セ

ント

の年

金増額はすべての年金受給者に、

彼らが被保険者となっ

ている根拠の法律、

その年

金

その第一

歩

ĺ

と区別し、

(Социальное оъеспечение) という用語がソビエト・

が労働者 • 兵士・ 農民代議員ソビエト付属で設立された。

則 講和の締結 会は、党とソビエ にもとづいて国の経済生活全体を再編成することに力をそそいだ。 月三日には、 は ソビエト権力を強固にし、 ドイ ト権力の対外政策の基本方針を承認し、社会主義建設における当面の課題を決定した。 ツとの講和条約がようやく調印され、 息つぎがかちとられた。 六日から八日まで第七回臨時党大会が開催された。 ソビエト共和国は、 し が Ļ その経済建設は、 経済を復興し、 戦争と資本家の支 社会主義 ブレ · ス の 大 原 ۱

委 員 会 の設立に関する」共同と、 in move that have the control of the control ることを委任した。 たいし年金と手当に関するすべての諸問題の計算と調整を管轄すること、そのために社会保障人民ソビェトをつく また、 財政人民委員部にすべての年金基金を統一する、そのため人民銀行付属の社会保障計算 (капитар)

人民委員部は、 の決定により、 貸付委員会をつくる。 年金、手当などの社会保障業務と年金基金の管理がより明確になり、 国家保護人民委員部と協同して仕事をする、 労働人民委員部に労働保護業務を引受けさせる。そして、最後に、 ということを定めたのが、 労働保護業務を社会保障業務 この決定の内容である。 財政人民委員部と労働

労働人民委員部の担当とするなど社会保障制度の体系化がさらに一歩すすめられた。

ロシアで、

そして世界でも始めて使用されていることも注

また、

社会保障

の社会保障法からである。 目される。 な お、 資本主義国で社会保障 組織体制については、四月二〇(七)日付で「労働人民委員部付属保険評議会の構成の ((Social security) という言葉が用いられ たのは 一九三五年、 7 メリカ

変更に関する」人民委員会議法令が公布され、労働人民委員部付属保険評議会の構成は、(33) 名による、 保険業務人民委員部からの一名によって補充されることになった。四月二六(一四)日、 国家保護人民委員部のもとに、社会保障評議会がつくられた。 (第) 保険業務人民委員長 社会保障関係 の指

う現在の名称は、 員会議「国家保護人民委員部を社会保障人民委員部と改称することに関する」決定である(四月三○▲一七≫日付 のとしてレーニンの指導のもとで世界で初めて用いられた点に画期的な意義があるということができるだろう。 はっきりと区別され、 こうして、この法令は、社会保障を受ける法律上の権利を布告し、 いた古い時代の残存物である」と。このような理由から、国家保護人民委員部を社会保障人民委員部と改称した。 公布)。この法令は、社会保障の本質を定義して、つぎのように述べている。すなわち、「国家保護人民委員部とい アで世界で初めて「社会保障」という言葉が使用されたということだけでなく、 の仕事をするために、 同じ四月二六(一三)日には、人民委員会議は「障害兵士の社会保障に関する」法令を決定し、 ソビエト社会保障の形成で大きな役割を果したのは、ヴェ・イ・レーニンによって署名された四月二六日人民委 社会保障の任務の社会主義的理解に合致しないし、社会的救済が施物と慈善という性質をもって 国民が権利として受ける、 国家による生活保障であるという明確な正しい内容を意味するも 確認した。これらの事実から、 この言葉が、 以前の慈善的救済と ソビ 五月三日 ۲ (四月 ㅁ 3/

送付されることになった。こうして障害兵士の社会保障業務と国家資金使用での決定的な発言は国家権力にあるこ 者・農民代議員ソビエト付属社会保障部に属することとし、すべての資金もこれらの組織を通じて障害兵士同盟に 保障業務で指導し、

方向づける役割は、

ソビエト政権の当該の機関、すなわち、社会保障人民委員部あるいは労働

一七年一二月二九日付法令の解説と変更であって、

障害兵士の社会

二〇日)にそれを公布している。

この法令は、

この決定は、 労働者、職員に毎年二週間の有給休暇をとる権利を保障し、 また、 勤労者の休息の権利を確認し、六月一四(一) とくに有害な生産に従事する者にはさら 日、「休暇に関する」決定を公布した。

に長い休暇を定める権限を労働人民委員部に付与した。

拠を与えたことを意味した。 すなわち、憲法には一八の人民委員部が定められたが、そのなかに労働人民委員部などとともに七番目に社会保障 あるが、ソビエト憲法は社会保障、保健の分野を独立した、全国を包含する管理部門に分離することを規定した。 実現の初期に達成されたことだけが反映された。 人民委員部、一八番目に保健人民委員部が掲げられている。このことは、新しい社会保障、保健制度に憲法上の根 エト憲法であるロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法を採択した。この憲法には、当然ながら、 八年七月四日から、モスクワで第五回全ロシア・ソビエト大会が開かれ、この大会は一〇日には、最初のソビ 社会保障は本質においてまだやっと形成段階にはいったところで ソビエト権力の

社会主義連邦ソビエト共和国のすべての医療・保健衛生業務を指導する中央医療機関である」と規定している。具 人民委員部に関する 特別の決議が採択されたときから始まった。その後七月一一日に、レーニンが保健人民委員部に関する法令に署名 ソビエト医療・保健衛生部第一回全ロシア大会が召集され、そこで保健人民委員部の合目的性とその設置に関する ここで保健人民委員部の創設についてみると、その具体的な動きは、一八年六月に労働者・農民・兵 士 Ł コが最初の保健人民委員、ソロヴィヨフがその代理となった。七月一八日には、人民委員会議は(48) (規則)」法令を決定し、二一日付で公布した。この法令は最初に「保健人民委員部は、 一代議 「保健 ァ 員

これらの規範の適用

c、医療・保健衛生の分野におけるロシア社会主

体的任務として、「a、医療・保健衛生業務の分野における立法的規範の作成と準備、b、

たいする監視と監督およびその確実な実施のための措置の採用、

医療 課題の実施での共和国のすべての施設への協力、 部の体制はこの時期に確立されている。 る中央医療・保健衛生評議会を設置することになった。(ウンエサヒ) 保健人民委員部の付属で、 育・医療施設)、 地方労働者・農民代議員ソビエトの医療・保健衛生活動の統一と調和」がこの人民委員部に負わされて 織と管理、 人民委員部は、 義連邦ソビエト共和国 保健衛生部が f、中央、 軍·保健衛生部、 交通部 組織され、 地方の医療・保健衛生施設の医療・保健衛生活動の分野での財政の監督と財政的協力、 のすべての施設と市民にたいし、 (鉄道課、 科学・実際的諸問題の研究のための学術医療評議会、および労働者組織の代表の参加す 保健人民委員会は定期的にこの部の大会を招集した。 市民医療部、 水路課、 獣医課)の各部から成り、 保険医療部、 e, 科学的および実際的性格をもつ中央医療・保健衛生施設 一般の義務たる命令と決定の公布、d、 さらに、 学校・保健衛生部 地方には地方労働者・農民代議員ソビエ 各部の責任者で協議会が構成された。 (教育人民委員部の管轄 このようにして保健人民委員 医療•保健衛生 K ۲ る。 あ 付属で また、 る 保健 の組 g

者援助協会のすべての資産を社会保障人民委員部に引渡すことを決定し、二一日付でそれを公布した。 決定を七月三一日付で公布してい(28) 会保障人民委員部は、 コベ の援助の任務をもつすべての資金を統一する目的で、社会保障人民委員部は、 IJ |会保障人民委員部(人民委員ア・ヴィノクウロフ)の活動も着実に進められた。七月一六日には、 ź ス キー委員会、 モスクワ補装具委員会およびその付属の補装具工場を社会保障人民委員部の管理に移行する それと廃止された障害兵士中央委員会 (qekyba) の一構成部分にはいる各地の戦争被障害 以前のアレ キサン ドロ フ つづいて社 障害兵士へ 委員会、 ス

場監督署が廃止され、

労働監督部が設けられた。

労働監督部は労働人民委員部の管轄に属し、

労働

入民委員部関係

では、

一八

年五

月一八

日付公布の

「労働監督部に関する」

人民委員会議法令によって、

児

監督官は労働組合評

の現物給与が含まれるが) の保険、②地方保険金庫に払込金がきちんと払込まれているか。③賃金(賃金には住宅給与、食事およびそのほか つぎのすべての種類が実施されているか。a、疾病、b、労働能力の喪失、c、失業、d、およびそのほかの種類 たいする監督の実施では、つぎのことが確認されなければならない。すなわち⑴法律で定められている社会保険の た。その後、労働人民委員部は、七月三一日付で「労働監督部への命令に関する」決定を公布した。この決定には 勤労者の生命および健康の保護に関する必要な措置をとらなかったことに対して責任を問う広範な権利が与えられ 事するすべての者の生命、健康および労働を保護することを目的とし、監督官には労働に関する法律の違反および 議会と保険金庫によって選出されることになっている。労働監督部は、 「Ⅶ、社会保険に関する法律の実施にたいする監督」の項目があり、そこには、「社会保険に関する法律の執 行 に からの控除が正確におこなわれているか」ということである。 いかなる経済的活動であっても、 それに従

社会保障制度を創設するための大きな仕事をなし遂げた。ただし、この当時には、まだそれを完全に実現すること この平和な息つぎの間にソビエト国家は、レーニンの労働者保険綱領にもとづき、新しい、しかも世界で未曽有の この時期は苛酷な激しい崩壊と食料難、 官吏のサボタージュおよび資本家の反抗という条件のもとにあったが、

泔

はできなかった。

(1) 「人権宣言集」、岩波文庫、二七八頁。

(2) 前掲書、二七九頁。

3 профдвижения. профиздат, Москва, 1973, стр. 52. "Социальное страхование в СССР", Допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ

- 5 1 СУ. 1918., No. 18, ст. 268
- 6 СУ, 1918г., No. 19, ст. 287. 前掲、"Социальное отрахование в СССГ", стр. 52.
- Cy, 1918r., No. 22, cr. 321.
- CV, 1918r., No. 21, cr. 319.
- Cy, 1918r., No. 20, cr. 310. ユ・リシツィン、カ・バティギン「ソ連の保健と社会保障」、石島ユタカ訳、

ナウカ、二七頁。

СУ, 1918г., No. 28, ст. 363 1918r., No. 25, cr. 343.

1918г., No. 28, ст. 364

- Cy, 1918r., No. 28, cr. 375. СУ, 1918г., No. 28, вт. 368
- CY, 1918r., No. 29, cr. 388.

「ソ連邦共産党史」(2)

大月書店、三九五頁。

CY, 1918r., No. 32, cr. 424

18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 1

- 19 стр. 82. ₩ С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литературя», Москва, 1974.
- 21 CY, 1918r., No. 34, cr. 458 Cy, 1918r., No. 34, cr. 453

20

- CY, 1918r., No. 43, cr. 527
- CY, 1918r., No. 51, cr. 582

23 22

- М. Фогель, "Право на пенсию и его гарантин", «Юридическая литература», Москва, 1972. стр. 8.
- 前掲、「ソ連の保健と社会保障」、二七頁。

- (옆) CY, 1918r., No. 52, cr. 590.
- (云) CY. 1918r., No. 52, cr. 596. (窓) CY, 1918r., No. 56, cr. 618.
- (%) CV, 1918r., No. 36, cr. 474 (%) CV, 1918r., No. 56, cr. 620

第二章 戦時共産主義の時期

経済的崩壊によって必要とされたが、一時的なもので、当時は、この政策がただ一つ可能なものであった。 ることを余儀なくされた。この政策がいわゆる「戦時共産主義」と呼ばれている。戦時共産主義への移行は、一九 るをえなかった。国の資源はひどく消耗していた。こうした条件のもとでソビエト政府は経済政策に変更をくわえ 十月革命の成果を守ることに向けられた。 いされ、平和な社会主義建設を中断せざるをえなくされた。 八年の夏からはじまって、一九一九年春まで約一ヵ年間徐じょにおこなわれた。これは外国の軍事干渉と国内の(1) 和な息つぎは短期間にすぎなかった。 ソビエト国家は、 ソビエト国家は、国のすべての内部活動を敵を粉砕する課題に従属せざ 国の全勢力、全資源は、干渉者と反革命勢力を粉砕し 外国の干渉と国内の反革命勢力によって戦争をむり強

告「勤労者社会保障規則」であるが、ここに至るまでにもいくつかの法令がでている。 戦時共産主義の時期の社会保障分野における最も代表的で重要な法令は、一八年一○月三一日付人民委員会議布

てまた、 ソビエト政権は、 扶養者の死亡の場合における彼らの家族員への社会保障に、当時の条件のもとでとりわけ大きな注意を払 負傷あるいは疾病の結果、労働能力を完全あるいは一部分、喪失した赤軍兵士と赤衛兵、 そし

った。その具体的な政策の一つとして、人民委員会議は、八月七日、「労農赤軍兵士とその家族の年金保障に 関 す

三、○○○ルーブルの金額、第二等級(労働能力の著しい低下の場合─七○から一○○パーセント未満)は二、一 金を定めている。すなわち、第一等級(労働能力の完全な喪失の場合―一〇〇パーセント)に よる 年 金は、年に 力を完全に、あるいは部分的に失った赤軍兵士にたいし、

る」法令を決定し、八日付で公布した。この法令は、軍務の執行の結果受けた怪我・傷あるいは疾病により労働能

第2部 当した一部、なお一五パーセントより低い身体障害は考慮されないとなっている。また、出生から一七歳未満、 支給されないこと、この最低生活費に達しない収入のある場合には、年金は収入と最低生活費の差額の水準で支給 最低生活費の水準まで低められること、年金のほかに最低生活費に達する他の収入がある場合には年金はまっ るいはこの年齢に達しても身体障害で労働不能で恒常的な世話を必要とする孤児は、一人では――戸主の俸給定額 体障害者の場合にのみ――完全な身体障害の場合には俸給定額の二分の一、そして部分的な身体障害の場合――相 三、60一人あるいは二人の子供を有する寡婦へは――同じ俸給定額の三分の二、60子供のない寡婦へは、彼女が身 年金を保障した。すなわち、⑭三人とそれ以上の子供をもつ寡婦へは――戸主に定められていた俸給定額の四分の 姿を消した、赤軍兵士の家族には、労働不能の場合、労働能力喪失の第一等級による俸給定額から、つぎの計算で される。 ○○ルーブルの額、第三等級(労働能力の中位の低下の場合─四○から七○パーセント未満)は一、二○○ルーブ より指示された年金の最高額が高いと判明した地方では、年金は、地方労働者・農民代議員ソビエトの命令により て保障される。なお、 の二分の一の額、二人にたいしては――四分の三の額、三人以上には――戸主の俸給定額全額がそれぞれ年金とし ルの額および第四等級 つぎに、殺害された、あるいは軍務による傷、怪我および疾病により死亡した、 この法令では、最低生活費(地方の労働組合によって定められた不熟練労働者の平均賃 (労働能力の弱い低下の場合−−五から四○パーセント未満)は四五○ルーブルの額で裁定 あるいは戦場で通知なく

労働能力の喪失の程度に応じて四つの等級に区分した年

部の資格に改革され、

軍

・保健衛生部」となった。

保健衛生部の一つの部に軍・

保健衛生部が置

か別

れることは、

九月一日に公布した。

これにより、

中央軍

•

保健衛生管理局

は保健人民委員部の一つの部に、

個

の独

立した

されるということが、 つけ加えられている。 ここには戦時共産主義の時期のきびしい条件が反映していたとみるこ

とができる。

ビエ 険規則: 定の(2) 庫に支払りべき金額、 と定められている。 よって定められている、全支払賃金からの一定のパーセントの額で、災害事故保険について払込まれるべき金額 職員に支払 金から一〇パー 見積の承認の場合、 険の当該払込金の払込みを続ける。 委員会議決定である。 布されている。その一つは、八月七日付「失業および疾病の場合の保険に関する規則の適用手続について」 それ後、八月から九月にかけても、人民委員会議と労働人民委員部から社会保障に関係するいくつか つづいて八月二九日に人民委員会議は、「軍・ ト労働部 う お よび失業保険規則にしたが aとbで示した項目を含め、 わ れる賃 (労働人民委員部)の預金に適当な金額を納入しなければならないことなどが規定された。 セントの額で、疾病保険について疾病金庫に支払りべき金額、 そして、 金 企業の支出の見積につぎの金額を含める。すなわち、 c, か ここではまず「①あらゆる企業は、 ら四パ 地方保険組合の払込金の現行の料率、 政府の 1 セ つて、 ②国民経済最高会議、(coner) ン あらゆる施設と企業はすべての国家施設と国家企業の職員と労働者を、 ۲, 地方保険金庫、ただしそれがない場合には国庫、 すぐ保険にいれるため、 季節的に従事する者には六パ 保健衛生管理局と保健人民委員部の合同に関する(ynpabrehre) それと区および州の会議は、 (comer) その国有化と押収の後、一般 災害保険金庫あるいは一般保険 見積りを作成する場合、 1 a, -12 ント b、企業に恒常的に従事する労働者 企業の労働者、 の額で失業保険について失業者金 般的根拠にもとづいて社会保 地方労働 国有化され 支出 職員に支払われる賃 者 の見積りにこの決 金庫の当該の部に た個 (規則)」 農民代議員 々 の決定が公 0) 決 定₄ 疾病! 企業 の 人民 保 を Ó

とを目的」とし、

子供給食をまず第一の課題と認め、

の時期には、

に実施されることになった。 七月一八日人民委員会議 「保健人民委員部に関する (規則)」法令ですでに規定されていたが、 この決定で具 体 的

民の間での栄養の減退を考慮し、かつ食物不足と密接に関連している多数の疾病から子供と青年男女を保護するこ

九月一四日、「子供給食の強化に関する」決定をし、

すべて

食料問題が異常に緊迫していた。このような条件のもとで、人民委員会議は「飢餓に悩む県の住

週当たり八分の三フント、 料を支給する、d、 未満の子供には、 小麦ひき割、 割当食料を支給する、そして階級割当食料がまだ実施されていない場合には、きつい肉体労働に従事する者と同等 たり二分の一フントあるいは一フントの蜂蜜、卵――週当たり三個、脂肪: に追加的な切取式配給券を交付する、 の食料機関につぎのことを指令した。すなわち、一、a、勤労住民に属し、子供に哺乳している母親に主な種類 肉または魚 月当たり二分の一フントの砂糖の計算による特別な子供切取式配給券を実施する、 牛乳一日当たり一びん、小麦ひき割あるいはその他 すべての学校食堂に、各生徒当たり、 週当たり二分の一フント、卵――週当たり二個を保障する、e、登校してい 脂肪 ――月当たり一フント、 þ 歳未満の子供には一日当たり牛乳一びん、週当たり二分の一フント 砂糖-パン――一日当たり四分の一フント、 ――月当たり二分の一フントあるい -週当たり二分の一フント、 ――月当たり一フント、 c ない学齢 は 脱皮した穀物 の追加的割当食 砂糖 フ 歳から五歳 (五歳 ۲ の |月当 蜂 か Ö (O)

刻、

組織し、

ら一六歳)の子供のための給養に同じ計算による食料品を保障する、二、教育人民委員部には学校付属の食堂を即

生徒に温い食料を保障するよう委任する、三、保健人民委員部には、学校付属で、それ

から一六歳までの登校していないすべての子供のための給養場所

というように、子供の保護を優先し、具体的に保障するよう指示している。

その後、

を即

刻

組織す

がそのとき不

可

能なところでは学校外に、

五歳

るよう委任する、

金庫に分けられた。

強化に関する」法令の第二項と第三項で指示した目的にたいし、地方の条件で、課税を至急に行えない組織に貸付 に同じく子供給食に関係し、 「子供給食の強化に関する」法令の補足で、すべての労働者・農民代議員ソビエトにたいし、住民への課税による 「子供給食基金」を地方に組織することを命じ、国の出納局の資金から、保健人民委員部の命令で、「子供給 食 の 人民委員会議は、「子供給食基金に関する」決定をし、二六日付で公布した。これ(6) は

の形で補助金を与えるために支出することを定めた内容である。

る法律の執行の監視などを主な任務としてきた保険官庁が廃止され、その業務が労農代議員ソビエト労働部と保険 このようにして、一七年一二月一六日「保険官庁に関する規定」で各県あるいは州に設立され、労働者保険に関す 労働部への承認のための提出、4 、保険規則への違反、それと強制的決定の不履行にたいする罰金の決定である。 法律、規定および決定の実施、 する監督など一一項目である。 指導、b、労働者の保険と労働保護に関する法律、規定および決定の遂行にたいする監視と保険金庫の活動にたい わされることになった。具体的に労働部の管理に属するのは、a、すべての保険と労働保護の仕事の当面 た。この法令により、保険官庁は廃止され、その権利と義務は労働者・農民代議員ソビエト労働部と保険金庫に負 このほ か九月には、 労働人民委員部は一六日「保険官庁の廃止に関する」決定をし、二五日付でこれ(πpucynersne)(?) b、被保険者の範囲の拡大、c、強制的決定の作成とそれの、労農代議員ソビエト また、保険金庫の管理と定められているのは、a、労働者保険と労働保護に関する を の方針と 公布

法令の効力を赤軍兵士の直系上位の親族および彼らの兄弟、姉妹、孤児にたいし、赤軍兵士のこれらの家族員が彼 の補足について」の決定をし、一五日に公布した。この決定は、「労農赤軍兵士とその家族への年金保障に関する」 一〇月にはいると、まず、一〇日に人民委員会議は、『労農赤軍兵士とその家族への年金保障に関する』法令へ

者と職員にだけ実施された社会保険が、後に、

国内の全勤労住民にたいする社会保障に替えられた。

この規則によ

が保障される場合には死亡した赤軍兵士に定められていた俸給定額の四分の三、二人あるいは三人の親族の場合に の扶養にあり、労働不能で、財産的に保障されていない場合に拡げる。そして、この親族にたいし、もし四人以上

は同俸給定額の三分の二、一人の場合には二分の一の額の年金を裁定するという内容である。 八年一〇月三一日に、人民委員会議布告「勤労者社会保障規則」が採択された。この規則により、(②) 最初 は 労働

に現物支給化されたことなどである。以下、具体的にこの「勤労者社会保障規則」の内容をみることとする。 は国家の支出額で支弁されることになったこと、保障内容の点では、給付がインフレー いなかったことと関連し、後に(一九一九年四月)保険料は国家の直接的な資金供給に替えられ、 しない手工業者と農民にも適用されたこと、保険料が最初は存続したが、国営工業内部に独立採算業務が存在して って実施された社会保障の主な特徴をあげると、社会保障が、すべての労働者と職員、それと、他人の労働を搾取 ≥⁄ ∃ ンに条件づけられ広範 社会保障の費用

制 度」および第四篇「補足規定」から成っており、 第一篇第一章は 「保障の範囲」であって、ここではまず第一条「保障の種類」には「勤労者社会保障は、 第一条から第五六条までである。 つぎの

全体は、つぎの四つの篇、すなわち、第一篇「一般規定」、第二篇「社会保障の種類」、第三篇「社会保障の財政

業者の責任によらないで生じた失業の結果、生存手段の喪失。 (c) 災害、 者に与えること、心発生の原因(一般的疾病、災害など)に関係なく、労働不能の結果、生存手段の一時的喪失、 場合に適用される。 老齢などによって惹起された労働不能の結果、 すなわち、似医療、医薬などの援助および助産のすべての種類を、それを必要とするすべての 社会保障の任務にはまた、 生存手段の恒久的喪失(全部あるいは 疾病、 災害などにたいす 一部)、(d)失

る予防策の採用も、

それらの結果の軽減も含まれる」と書かれている。第二条「保障に該当する者の範囲」では、

る権利が与えられることなどの

「医療援助の義務性」(第七条)

を規定している。

- 貨幣手当と年金」では、「一般規定」(第二章)、「一時的労働能力喪失の場合の手当」(第三章)、「恒久的 労 働

で、この課が地方で社会保障をこの規則、中央の訓令、命令書その他にもとづいて実施すると定めている。 である」と書かれ、第四条「社会保障の地方機関」は、 しているが、 なくである」と規定し、 まず「保障に該当するのは、 前述の要件を充たす外国の市民も保障に該当することになっている。第二章は「社会保障機関」について規定 施設あるいは農場で働いているか、個人のところあるいは独立して働いているかに関係なく該当し、 第三条「中央機関」では、「社会保障を指導する中央機関は、 この者は労働の性格と継続期間に関係なく、そして、彼らが国営、 生存の源泉が他人の労働の搾取でなく、 地方勤労者代議員ソビエト労働部の社会保障・労働保護課 自分自身の労働だけであるすべての者に例外 労働人民委員部社会保障·労働保 護 国有化、 株式、 集団 部 ŧ 経

院 と述べ、医療援助の種類として匈急病の場合の応急手当、ゆあらゆる専門の外来患者診療所、 用は、労働能力の回復の不可能な場合を除いて義務的であること、地方社会保障・労働保護課には、労働能力をま 期限」(第六条) 用具および補助手段 よび包帯材料、 の種類」(第五条)については、「1、 第二篇「社会保障の種類」は大きく「医療援助」と「貨幣手当と年金」の二つに分かれている。 (e) 療養地 ない病人が、 補助食品、それと、 は、 (眼鏡、松葉杖、支え、補装具その他)の供給のあらゆる種類を包含した医療援助を与える」 医療援助を必要とする全期間となっている。このほか、労働能力喪失のとき、 サ それを喪失する危険にさらされている場合、その病人に医療援助を利用するように強制す ナトリウム治療、 治療の成功のためと、 地方の社会保障・労働保護課は、科学的な高度の治療、 (f)物療研究所、 疾病あるいは災害の諸結果の軽減のために必要な、 (8)家庭での医療援助を掲げている。 「医療援助を与 え (c) 助産、 医薬剤、 まず「 医療援助 (d) 病院 治療手段お 医療援助 医学 元 え 利

金

|の限度」(第一〇条)

としている。

能力喪失の場合の年金」(第四章)、「妊婦と産婦の手当」(第五章)、「失業の場合の手当」(第六章)、「埋葬 (第七章)、そして「現物による援助」(第八章) に分かれている。 、手当」

果、稼得賃金の大部分あるいは一部を失った者に生存手段を提供する」ことと規定し、つづいて、「手当の規準 認された質率で許される最高の質率額」という三つの規準の種類を定めている。そして、一人が受給する手当、年 障すべき平均稼得賃金」、および「3、最高限(最大)の手当は、当該の地域について労働人民委員部によって 承 金の総額は、 率で許される最低の賃率額」、「2、 決定」(第九条)では「1、 「一般規定」については、まず「手当と年金の支給目的」(第八条)として、「労働能力の喪失あるいは失業の 稼得賃金、 俸給その他の所得と合せ、最高限の手当を越えることのできないことなどを、「手当 と 年 最低限 通常の手当は、手当あるいは年金の受給者が居住している地域で、人びとに保 (最小)の手当は、当該の地域について労働人民委員部によって承認され た 賃 結 の

定(身体障害の確定) 稼得賃金となっている。 たいしてだけ支給され、 れた原因、たとえば疾病、 「一時的労働能力喪失の場合の手当」は、稼得賃金の喪失を伴う労働能力の一時的喪失の場合で、それが惹起さ の日までが手当支給の継続期間である 第一一条の事情の発生した最初の日から、 災害、隔離その他に関係なく支給される(第一一条)。手当は実際に欠勤した労働 (第一三条)。手当の額は、 労働能力の回復の日、 通常、 あるいは恒久的年金の裁 手当を受ける 者

害、 一五条)、 つぎに「恒久的労働能力喪失の場合の年金」であるが、この年金は「労働能力の喪失を惹起した原因 老齢、 身体障害についての届書の提出の日から(第一六条「年金裁定の期限」)、被保険者の死亡の日まで年金は 職業病その他) に関係なく、 完全な、 あるいは部分的な労働能力の恒久的喪失の場合」に裁定され (疾病、 災

戦時共産主義の時期 乳し、 続 間 者 であり、 働日にたいして支給される(第二三条)。妊婦と産婦にたいする手当の額は、一時的労働能力喪失の場合と同 としての手当の支給の停止の日から七カ月間、 ている産婦には分娩後の八週間、そのほ 年に一度以内で再検査を受ける権利が与えられている 同四分の三、 を三〇から四四パー 能力喪失の場合の年金額は、 支給される の場合の年 期間 手当のほ カ月間前払いされる。また、課は、障害度の変更を決定するため一年に二度以内の再検査をし、 に届人に身体検査ビュローを通じ検査を受けさせ、その資料にもとづいて年金を確定する(第一九条)。年 金 には年金が増額される。 妊婦と産婦の手当」は、 同時に労働日が短縮されるという条件のもとである(第二三条)。そして(0)と(1)の手当は実際に欠勤した 哺乳する母親への手当は、 (a)肉体労働に従事している妊婦には分娩前の八週間、そのほかの妊婦には六週間、(b)肉体労働に従事し 金月額 か (第一七条)。 六〇パ 産婦には最低限の手当日額の一五倍の額で、 ぼ ーセント以上失った者には完全年金額となっている。 セントまで失った者には、同二分の一、労働能力を四五から六〇パーセントまで失った者 年金受給者が居住している地域で支払われる通常手当の日額の二五倍であり、 年金の額 年金裁定の届書は地方社会保障・労働保護課に提出され、 妊娠と分娩の場合、それと子供の哺乳期に支給される(第二一条)。手当の支給 労働能力を一五から二九パーセントまで失った者には完全年金の五分の一、 産婦への完全な手当の四分の一の額で支給される (第一八条) かの産婦には六週間、 そのほ はつぎのように定められている。 かの母親には二分の七カ月間、 (第二〇条)。 世話をする用品にたいする追加手当が支給される ©肉体労働に従事している哺乳する母親 なお、 特別な世話を必要とする年金受給 すなわち、 課は、 ただし、 (第二四条)。 提出の日から一ヵ月の 完全な労働能力 産婦自身が子供を哺 年金受給者には なお、 部分的な労働 には、

の

継

は

産婦

労働能力

には

喪

失

二五条)。

ħ

b

額 労

第三二条)。

労働をやめた失業者、自分の義務に不誠実な、あるいは怠慢な態度のために解雇された者は、手当を受けることが のために生存手段を持たない、稼得賃金を失った失業者に支給される。ただし、当該労働組合の賃率で定められ労 できない(第二六条)。そして手当は、 働人民委員部によって承認された支払のために提案された職に従事することを拒否する、あるいは相当の理由なく 「失業の場合の手当」は、労働部―労働力配置課に登録されていて、 失業者が解雇のときの精算の稼得賃金を受取った日から、 企業の閉鎖という原因、あるいは定員削減 就職の日まで 支

給され、額は、 埋葬手当」は、被保険者の死亡の場合に、彼を葬った者に、最低限の手当の三○倍の額で支給される(第三一 最低限の手当の水準である(第二八条、第二九条)。

代りに、年金受給者を身体障害者ホームに入居させる、そして、年金額を低くしながら、給与の若干の種類を彼ら 品および補装具の供給は現物給与とみなさない)といりときに、未成年を扶養している者には最低限の手当の二分 に供給することが委ねられている。 久的労働能力の喪失の場合」(第三五条)であるが、ここでは、地方社会保障・労働保護課に、貨幣による年 金の に全部、あるいは一部の現物による給与(下着、住居、食事その他)の使用が許されている(注。医薬品、治療用 委員部社会保障・労働保護部に、匈病人、妊婦あるいは産婦が病院に滞在する、엥病人、妊婦、 現物による援助」の章では、 そのほ かの者にたいしては四分の一まで手当を削減することが委ねられると規定している。 まず「一時的労働能力の喪失、母性および失業の場合」(三四条) 産婦および失業者 は、 つぎに「恒 労働 人民

葬・火葬を引受けることを委ねている。 このほか、「死亡の場合」(第三六条) は、 地方社会保障・労働保護課には埋葬手当の支給の代りに、 死亡者の埋

この規則による社会保障の財政は、第三篇にまとめられていることは前述した。 種類から構成されると定めている (第三七条)。 すなわ まず、 社会保障の資金であるが

- 「M) くけつ hiệ、 liet s:ド 国 z) 種用 ii) くし え 規則ではこの資金はつぎの五つの種類から構成されると定り
- (a) 私的の企業、施設および個々の雇用主の払込金

国有化および国営の企業および施設の払込金

(b)

- (c)雇用主 の ない場合における保障の該当者の払込金 (協同組合、 手工業者、 農業経営者、 その他)
- (d) 社会保障への支払いの遅滞による延滞利子およびこの規則の違反にたいして課せられる骪

である。
のは、社会保障施設の資産と資金からの収入

社会保障・労働保護部がこれを管理し、 社会保障に入ってくるこれらのすべての資金によって統一的な全ロシア社会保障基金を構成し、 部の定めた規定と訓令にしたがって使用することになって い 労働人民委員部 第 九

料率表にもとづいて地方社会保障・労働保護課によって確定される(第三九条、第四〇条)。(rapuф) の企業、 の定める、 保険払込金の算定については、 施設あるいは農場が関係する危険の等級ごとに労働人民委員部社会保障・労働保護部によって定められた ㅁ 3/ ア共和国全土に一致したレートの形で、そして、そのほかの算定については、母性と失業者の保障にたいする払込金は、 で種類 労働人民委員部社会保障• の保障にたい する払込金は、 労働保護

報告は 社会主義の社会保障の資本主義のそれにたいする優位性を現実に示した点で大きな意義をもっている。 九四二年など)に、この社会保障規則によって社会主義国 П シ アで社会保障が全面的に 実施 たとい

資本主義国でまだ社会保障の実現していない段階(アメリカの社会保障法は一九三五年、

イギ

ý

スのペ

ヴ゛

アリッ

保障への勤労者の参加という被保障者の自主的管理などが実現された。 ⁽¹⁾ 水準などでなかったことは事実である。それにもかかわらず、この規則は、レーニンの労働者保険綱領 を 発 の場合そのほかの不可欠な場合の保障、パ稼得賃金の全額補償の一部(一時的労働能力喪失の場合の手当、妊婦と の労働を搾取しない、生活手段の収入源をもたないすべての勤労者の保障、何労働能力喪失のあらゆる場合、 せ、具体化している。たとえば、そのことはつぎのような点にみられる。すなわち、イイ質労働者だけでなく、 もちろん、戦時共産主義というきわめてきびしい経済、生活条件のもとであったため必ずしも理想的といえる給付 産婦の手当) 実施、 無料の医療援助、臼国家と雇主の資金による保障、 表

は、 は職業病の結果による身体障害の場合、 とが明確に困難であるため、六○歳から始まる年齢の勤労者の保障を急いで実施する目的で、専門家の鑑定なしで (その後、一九一九年六月二○日の社会保障人民委員部社会保障・労働保護部協議会は、「専門家の鑑定を行 なお、年金についてみれば、この規則では、労働能力の恒久的喪失の場合、 たとえ労働能力の低下が老齢によって条件づけられたとしても、この時期には、まだ障害年金とさ れて い 同程度の身体障害を伴う場合にのみ、 年金を受ける権利を規定している。ここで老齢は、 年金裁定の根拠とみなされ、老齢による労働能力喪失と関連した すなわち、疾病、 老齢が労働能力 傷害、 老齢あるい うこ の た 金 喪

第2部

ø, 当を受ける。注。失業者と彼の受ける手当に関する規定は、これに添付されている」と書かれ、それぞれの付録と の支給手続きは、 の疾病のとき、勤労者に支払われるべき報酬は、疾病金庫によって支払われる手当の形態で支給される。 勤労者社会保障規則」の内容の一部は、一二月二日の「労働法典」に規定された。労働法典には第七八条「勤労者 この年齢の勤労者に年金を裁定するよう地方課に命令書で提案する」こと決定している)。 これに添付されている規定によって定められている」、第七九条「失業者は、 失業者基金か ら手

規則」の内容の一部が述べられている。 して「疾病時の勤労者への手当支給規定」、「失業者および失業者への手当支給に関する規定」に「勤労者社会保障

に、赤軍の勝ちとった南部の保養地を保全する措置を至急講じなければならない。 た戦傷者と労働傷害者、北部の疲れきった赤軍兵士と消耗した労働者に治療と休息のための保養地を提供するため 委員会議議長へ、写しをウクライナ陸軍人民委員へとして、「共和国で療養事業を新たに組織することを 考 え、ま を開放した。これと関連して四月にレーニンは、「ハ・ゲ・ラコフスキーへの電報」 で、 会保障機関の創設に積極的に参加するように義務づけた。また、三月にソビエト政府は、レーニンの署名した特別 の法令によって、すべての保養地と療養所を共和国の財産とすることを宣言し、勤労者と赤軍兵士のために、それ 九一九年には、まず一月に第二回全ロシア労働組合大会が開催され、この大会は、労働組合組織にたいし、社 キエフ、 ウクライナ人民

視していたかということを示している。 てもらいたい」と命じている。これは、 その他の保養地にある治療設備、建物、家具、庭園、資材・備品を破壊と略奪から守るもっとも厳重な措置を講じ 至急、 南ロシアとタヴリーダ半島で作戦する各部隊長に命令をだして、南ロシアとクリミヤ半島、オデッサ、・・・ レーニンが、当時、 赤軍兵士、勤労者のために保養地、 療養所をいかに重

れ と施設にたいする)を廃止し(ただし、社会団体、個人企業、個々の雇用主、手工業者および農場主に限り、 の「勤労者社会保障規則」においては、社会保障制度の資金は、企業および施設の払込金(保険料)を主として形成さ 勤労者社会保障規則の財政制度に関係する部分の変更に関する」人民委員会議布告である。一八年一〇月三一日 社会保険の原則の上に建てられていた。ところがこの一九年四月一七日布告は、保険料の払込 (すべての企業

「勤労者社会保障規則」は、その後、種々の変更を受けた。そのうちもっとも重要な変更は、

一九年四月一七日付

社

一会保障を実施するため、

の国有化、

月に

は商業

の国有化が布告されている)。

労働人民委員部の地方機関に付属する社会保障・労働保護課が組織されたが、(nonrien)

一九一

通り国 れた戦時共産主義の経済制度に対応したといえる(一八年六月に工業企業の全般的国有化の布告、(38) 支出金によって引受けることになった。 た。この形態は、すべての企業が中央集権的方式で自己の全生産物を引渡し、生産に必要な資金を国家から支給さ .庫に保険料を払込まなければならなかった)、社会保障を実施するための資金は、 つまり、社会保険形態から、 国家の全額負担による社会保障形態 国家予算からの直接 九 月に私 に 変わ 有鉄道 的 な

題に応えるためであ 委員部の活動の境界に関する」人民委員会議布告がでている。 なった。これは、統一した組織のもとで社会保障に関する全国を包括する政策の統一的な実施と活動 九年には労働人民委員部と社会保障人民委員部は統一され労働・社会保障人民委員部となり、この課もその った。 このことに関しては一九年三月二七日付「社会保障の分野における労働 社会保障人民 を保証 一する課 付属に

時に労働不能者と失業者への物質的保障の規定に関する機能が存在したことは、 法令によって、 民委員部に分割され、 けるその活動を困難にすることになった。 かし、その後、 すなわち、 労働・ 統一された機関に種々の機能、 勤労者の社会保障のすべての業務は社会保障人民委員部に引渡され 社会保障人民委員部は、再び、二つの人民委員部、すなわち、労働人民委員部と社会保障人 労働人民委員部と社会保障人民委員部に分割することに関する」全ロシァ中央執行委員会 そこで、 一九二〇年四月に、二一日付 すなわち、労働の組織化、 労働力の計算と配分、賃金などと同 労働の分野と社会保障の分野にお 「労働・社会保障人民委員部を二

ッ ŀ じ年に、 および資金配分に関する訓示が発布された。 さらに、 労働 人民委員部、 保健人民委員部および社会保障人民委員部の これによると、 労働人民委員部の管轄には、 あい ただの 機 その基本的機能のほ 能 施設、

保障人民委員部に負わされていた母子保護の機能が保健機関に移されたこと、身体障害の確定と補装具の支給が当 無と程度の決定、労働能力のリハビリテーション、補装具の支給、母子の保護が属し、社会保障に関する残りのす かに失業者の保障も属し(二〇年末には社会保障人民委員部に移管)、保健人民委員部の管轄には、 なによりも年金と手当(失業手当を除く)の裁定が社会保障部に負わされた。ここでは、以前、社会 労働能力の

時は保健機関に負わされていたことなどが注目される。

必要性について「レーニンは、わが党はこれらの任務を放棄することはできないし、社会保障の必要性の原則をど 視するレーニンの一貫した態度の証明とみることができる。 民委員部と労働人民委員部の合同にたいしてレーニンは懐疑的態度を表明しているが、 んなことがあっても維持する必要がある」と理由づけていたということである。また、(※) 署名によっている。 に一貫して遂行したレーニンの指導である。社会保障に関する重要なほとんどすべての布告は、レーニンの直接 視しなければならないだろう。そのなかで、とくに注目されるのは、労働者保険綱領をもとに社会保障政策を誠実 リーニンは、そのときのレーニンの態度についてつぎのように語っている。すなわち、この人民委員部を保持する 以上のような社会保障に関する政策は、国内戦争と外国の干渉というもっとも苦況のもとで実施されたことを重 当時、 資金不足のため社会保障人民委員部の解散についても党内で意見がでた。 これらの例は社会保障を重 一九年における社会保障人 ェ ィ カ O

第2章 力喪失のあらゆる種類、 綱領のなか 九年三月一八日から二三日までひらかれたロシア共産党が第八回大会は新しい共産党綱領を採択した。この で、社会保障に関して「ソビエト政権は、 および---世界ではじめてー ――失業からの、 他人の労働を搾取しないすべての勤労者にたいする、 労働能

この時期の社会保障は、困難な条件によってもたらされた若干の欠陥をもっていたとしても着実に前

企業と国家の負担による、

保障を受ける人び

成功した。

調している。ここには十月社会主義革命以後、社会保障分野で獲得された成果が、集約的に表現されている。 との完全な自治および労働組合の広範な参加のもとでの、完全な社会保障を立法制度のなかに実現した」ことを強

労働者保険綱領を具体化し、社会主義のもとでの新たな社会保障制度を創設する面で多くの成果を達成することに を完全にやり遂げることを不可能にした。それにもかかわらず、すでに述べたようにソビエト政権は、レーニンの 国内戦争、外国の干渉、それらと結びついた内乱の時期は、ソビエト政権が社会保障の分野で計画していたこと

九二〇年末に、ソビエト国家が勝利し、外国の干渉と内戦は基本的に終了した。

Ž

- (1) 「ソ連邦共産党史」② 大月書店、四三一頁。
- (~) CY, 1918r., No. 58, cr. 637.

3

1918r., No. 58,

CT. 641

- (*) CY, 1918r., No. 63, cr. 694.
- (15) CY, 1918r., No. 68, cr. 732.
- (c) CY, 1918r., No.70, cr.768
- (~) CY 1918r., No. 70, cr. 754.
- (c) CY, 1918r., No. 74, cr. 810.

9

1918r., No. 89, cr. 906.

- ヴェ・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、 民衆社、 一〇七頁。
- Cy, 1918r., No. 87-88, cr. 905. Я. М. Фогель, "Право на пепсию и его гарантии", «Юридическая литература», Москва, 1972, стр. 13.

- <u>13</u> профдвижения. профиздат, Москва, 1973, стр. 53 "Социальное страхование в СССР", Допущ, в качестве учеб, пособия для студентов высших шком
- 14 レーニン「ハ・゛・ラコフスキーへの電報」、全集、大月版、第四四巻、二四七頁。
- <u>1</u>5 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 8.
- 16 ソ同盟司法省全同盟法律学研究所編「ソヴェト労働法」(上巻)、山之内一郎訳、巌松堂書店、一三四頁。
- 18 17 Там же, стр. 8. В. И. Максимовский, "Управление социальным обеспечением", «Юридическая литература», Москва, 1974, 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 8.
- 20 Там же, стр. 17
- 22 21 Там же, стр. 18. "Советское пенсионное право", «Юридическая литерагура», Москва, 1974, стр. 77. См. И. Калинин. (См. «Воспоминания медиков о Ленине», М., 1964, стр. 63.) К сессии ВЦИК, «Известия» 22 марта 1928г. No. 69 (3303).

"Социальное обеспечение", No. 4, аперель, 1978г. стр. 11.

第三章 新経済政策(ネップ)期(|九二〇-二五年)

主義戦争、内戦、外国の軍事干渉のため荒廃し、大工業の生産高は一九二〇年には戦前の約七分の一という低い水 国内戦争に勝利はしたが、ソビエト・ロシアの国民経済は壊滅にちかい状態にまで破壊された。国の経済は帝国

準にあり、農業も同様な状態で、なかでも食料品の不足が深刻な問題となった。国民経済を復興し、社会主義を建

タリアー 催された。この大会では、農産物徴発を食糧税に代えることに関する決議、国内の社会主義経済の土台をきずくこ 設することが緊急の課題であった。このような情勢のもとで、一九二一年三月、ロシア共産党(ポ)第一〇回大会が開 産主義政策から新経済政策に転換した。この政策の目標は、「プロレタリアートと農民の同盟を強固にし、プロ とを目ざす平和建設の新たな条件と課題に応じた新経済政策(ネップ)への移行に関する決議を採択した。戦時共 トの独裁(権力――引用者注)を強化すること、社会主義的な方向に国を発展させること、プロレタリアディッキャー

存在も許された。

資本主義にたいする全勤労者によるあらたな断固たる攻撃を準備する必要があった。この時期の経済面の特質は、

物質的刺激の広範な利用、独立採算制である。国営企業は独立採算制に移り、小規模個人経営の

的要素とたたかわせ、社会主義的要素を勝利させ、搾取階級をなくし、ソ連邦に社会主義を建設する」ことであっ 国家の手に国民経済の中枢を確保しながら、一定の範囲内で資本主義をみとめること、社会主義的要素に資本主義

た。新経済政策は、戦時共産主義にくらべて、ある限度まで後退を意味したが、この退却により勢力を再編成し、

貨幣交換の発展、

職員への物質的保障と医療など――を発展させなければならなかった。過去の時期 支えることに関係のないあらゆる支出を国家予算から削る」必要があった。同時に、経済的崩壊という条件のもと(ぎ) 出に割り当てることは困難であった。むしろ「多くの支出を地方予算に移すこと、プロレタリア国家の存立を直接 障から雇用従事者社会保険への変更であった。この時期にソビエト国家は、十分な資金を社会保障への直接的な支 大きな影響を与える労働者階級(工業、社会主義の建設者としての)への保障とサービス――労働不能の労働者、 で国営大工業を復興し、社会主義を建設することが最大の課題であったが、そのためには労働能力の維持と回復に 戦時共産主義から新経済政策への移行は、社会保障の分野にも大きな変化を与えた。その中心は、勤労者社会保 ――国内戦争と外国の干渉の時

協同組合、集団経営、

ゼ」を承認した。このテーゼは、

さらに、

社会保険については、

一九二二年九月四日、

ㅁ

シァ共産党

(ボ)中央委員会は

「社会保険に関

す

1

新たな諸条件のもとでの社会保険の任務をつぎのように規定している。

を実施する」と述べている。保険料は企業と施設に負わし、私的部門には高い保険料を払込ませることを定めた。(6)

であったとすると、この時期に基本的な注意が向けられたのは労働者、職員の保障であった。このほか、新経済政 軍兵士・身体障害者とその家族、それと、援助を早急に必要とした貧困、疾病および高齢の勤労者、 期には全勤労者の社会保障が発展したが、そのなかでもまず第一には、直接的に敵の粉砕に従事していた者 孤児への配慮 赤

策のもとでの経済的刺激と独立採算制の広範な利用ということも新たな条件であった。

ことを、全ロシア労働組合中央評議会幹部会に委任する」ということであった。この決定草案は、 う理由で、社会保険に戻ることになった。レーニンは、このことに関連し、すでに一九二一年一○月一○日に「社 く、企業の負担による労働者、職員にたいする社会保険がその時の諸条件、課題からみてもっとも適切であるとい 労者への社会保障を停止するということは問題にならなかった。そして、国家の負担による全員への社会保障でな の法令は「一時的および恒久的な労働能力喪失、失業、そして死亡のあらゆる場合に社会保険を適用して、 で採択され、 会保険についてのロシア共産党 玉 の財政力からも、 社会保障の具体的な形態は、このような国の諸条件、 保健人民委員部、および社会保障人民委員部と協力して、新経済政策と関連した労働者保険の問題を検討する 一一月一五日、 課題に照しても全額国家予算による全勤労者への社会保障は適切ではなかった。もちろん、勤 利権許与、賃貸および私的の、企業、施設および経営で賃労働に従事する人びとに社会保険 人民委員会議は、「賃労働に従事する者への社会保険に関する」 法令を発布した。 (ポ)中央委員会政治局の決定草案」を執筆した。その内容は、「最高国民経済会会 課題によって決定されなければならなかった。 同日、党政治局 たとえば、 国営、

すなわ る

う結論になる」と。

ぎ去った時期における社会保障はもっぱら、

ち、「私的工業の存在、

する人びとの国家社会保障を、彼らが働いている企業の負担による彼らの社会保険に取り替えることが必要だとい

および国営企業の独立採算への移行は、社会保障の分野に一連の新しい課題を提起した。

国家の負担で実施されていたが、現在の諸関係からは、

施設の管理に参加する。 ことである。そして、保健機関は、被保険者のサービスに関して治療の施設の仕事に方向を与え、これらの治療の 療施設の仕事に方向を与えること、これらの治療施設の管理に参加することにも」関与しなければならないという(w) 民委員部の機関にはいった)によって実施されたが、この保険金庫の委員会は、労働組合の会議で選ばれ、労働組 「被保険者の医療援助の組織計画の作成と確立にも、これらの計画の実現、とくに被保険者のサービスに関して治 保険は、 なお、このテーゼは、 地域的保険金庫(最初、これは社会保障機関の制度にはいっていたが、後に一九二三年初めから労働人 これからもわかるが労働者への医療援助は、社会保険の一種として検討されていた。 保険機関と保健機関の関係についても一定の方向を定めている。すなわち、 保 険 機 関 は

第2部 力という条件のもとで社会保険の問題はソビエト政権と党に無関係であり得ないことをつよく主張して闘った。(1) 国の社会保険となにも異なっていないことを証明しようとした。 された、 用しようとしていた。 合と密接な関係をもっていた。なお、テーゼは「保険組織の組織者と思想的指導者としての役割は、 ソビエト政府からの社会保険機関の「独立」という理論を提起して、党とソビエト政権に反対する闘争にそれを利 する」と指摘しているが、選挙による保険金庫の組織ということに関連して、 労働運動の自主的な形態でなければならないと主張し、そのことによって、 すなわち、メンシェヴイキは、社会保険はプロレタリアートの権力のすべての制度から引離 これにたいし、 当時、メンシェヴイキは、 共産党は、 ソビエト社会保険が資本主義 プロレタリアートの権 労働組合に属 共産党と

過

賃労働に従事

て社会保険が実施され、このことにより国家予算は、労働者、職員への社会保障にたいする巨額の支出を免除され このようにして、二一年一一月一五日付「賃労働に従事する者への社会保険に関する」人民委員会議法令によっ

須の条件である」と。 険は、仮病によってごまかす欠勤などとの闘争に広範な大衆に直接、関心をもたせるので、工業の改善にとって必 発展にとって、もっとも確かな方法は、国営工業の強化、労働生産性の向上に関する仕事である。同時に、社会保 済力の強化によってのみ、プロレタリア共和国は、これらの欠陥を除くことに成功するだろう。………社会保険の 現在の瞬間、社会保険の実現で労農政府に若干の限界をおしつけている」と述べている。さらに「工業の復興、経 不可能であった。二二年九月四日付のテーゼは、つぎのように指摘している。すなわち、「国の困難な経済状態は、 社会保険は実施されたが、最初は国の経済的困難な状況のため、一度に完全な規模で社会保険を実現することは

た。また、一八年の「勤労者社会保障規則」では、年金額は当該地域の平均稼得賃金から算定されていたが、二一(ヨ) 社会保険の資金で実施され、軍勤務員そのほかの市民への年金保障は国家のそのほかの支出で行われるようになっ 年一一月一五日付法令によって、 労働者、 職員にたいする年金は、 社会保障機関から漸次、 保険金庫に移された および失業の保障(当時存在した特別な失業者の金庫を通じ)などが実施された。年金保障についてみると、二一 定の限界のもとで、最初は、一時的労働不能の保障、妊娠と出産の保障、追加手当による保障(分娩、埋葬)

状況のもとで、年金受給者のため、社会保障の諸機関に、貨幣による保障の代りに、身体障害者と扶養者喪失の家 族員にいくつかの種類の現物給付を給付する権限が与えられた。貨幣による年金の現物給付化は、労働不能者の物

年から始まる新規の受給者の年金は、その者の稼得賃金全額から算定されるようになっている。このほか、当時の

質的保障の水準を維持するための一時的措置として行なわれたが、組織的に実施されたため、恒久的な性格をもっ また、賃労働で働く者の医療援助の費用の一部も社会保険に負わされた。

以上のような制度の動きを、具体的に述べることとする。

っ た_{[f} 児への授乳のための手当を定めた。また同時に、被保険者とその家族員にたいする埋葬手当が実施されることにない。(音) まず、一九二一年一二月五日、人民委員会議は、産婦への追加手当、すなわち、看護品のための一時的手当、乳

目的とした。そのほかの原因による身体障害の場合には、勤務期間に関係なく障害年金が裁定された。 となった労働者、職員にたいする年金には、八年間の労働勤務期間を有することが必要とされた。この要件は、こ 保障に関する」法令を定めた。これらの法令によって、労働災害、職業病あるいはそのほかの原因(一般の疾病、 勤労者の家族を保障するため、一二月九日付「扶養者の死亡の場合における勤労者および軍勤務員の家族員の社会 現するため、一二月八日付「身体障害者の社会保障に関する」法令を発布し、さらに、扶養者喪失の場合における(ミシ の期間を設けることによって、自分の勤労で生活しなかった者から、年金保障を受ける人びとの範囲を守ることを らの人びとの家族員が扶養者喪失年金を受ける権利を持つことになった。なお、ここで、老齢の結果、身体障害者 老衰)の結果、身体障害となったすべての労働者および職員、それと同じく軍勤務員が障害年金を、そして、これ によって労働能力を失った者の軍と赤軍の軍勤務者にたいする身体障害の場合における社会保障を受ける権利を実 つづいて、人民委員会議は、賃労働で働いていた者、戦争あるいは軍務にあった時期に受けた傷害あるいは疾病

は、被保険者にたいし、受けていた実際の稼得賃金全額による手当の支給を定めている。

同じ一二月九日付で、「一時的労働不能と母親の場合における社会保障に関する」 法令が発布されたが、こ こ で

および経営からの払込金の徴集が実施された。 り疾病の場合の保障とともに、被保険者の治療を必要とする国営、協同組合、集団経営および私的の、企業、施設 人民委員会議は、つづいて一二月一九日付「疾病の場合における保険に関する」法令を決定した。この法令によ(25)(26)

そして、二一年の最後に、一二月二八日、「失業の場合における社会保障に関する」法令が採択されている。(窓)

養する、休息の家の組織化が起こっている。また、社会保険とならんで、特別な功労をもつ人びとにたいする個人(ム) 年金に関する立法が発展し、さらに、身体障害者ホーム、身体障害者の仕事場が組織された。(※) この年には、このほか、療養地治療はより一層発展し、国家と社会保険資金によって無料で、労働者、職員を給

ちろん、二二年の「社会保険に関する」テーゼに述べられているように、困難な経済情勢のもとで社会保険には限 このようにして、二一年に、賃労働者、元軍勤務員およびこれらの家族への全面的な社会保障が確立された。も

界があった。たとえば、ネップの初期には、季節的、臨時的従業員、農業経営で雇われて働く一部の層にはまだ保 体的に充足できる範囲におかれていた。しかし、賃労働従事者は自分の賃金からはいかなる払込みもしない、企業 補償されたが、年金と失業手当はそうでなかった。ネップの初期には、補償の水準は基本的には最低必要欲求を全 年金は一九二八年から実施)。このほか、一時的労働不能手当と母親(産前、産後)への手当は、稼得賃金全 額 で 険が適用されなかった。また、高齢者への年金は身体障害と認定された場合にだけ支給された(一般の場合の老齢

第3章 は、基本的に地方予算に移された。しかし、このことは無料の医療サービスと治療の圧縮をほとんどもたらさなか(密) んどなかったが、全勤労者にたいする無料の医療と治療という基本的原則を保持した。ただし、保健への資金供給

するという方法で被保険者による自主的管理という原則も貫いた。医療サービスに関しても、経済的可能性はほと 主と社会主義的企業、施設の払込みによって社会保険は実施され、また、国家機関の指導のもとに労働組合が参加

っ た

農民

の社会保障は、

国家が国家の資金によって彼らを保障することができなかったため、

それが拡大され、

深

かめら

n

7

い

た

保護制 助を切迫して必要としている者を助けた。 業務の組織方法改善に関する」法令である。ここには「相互扶助の原理にもとづき、(ឱ) 家が農村住民に広範な医療衛生および予防の援助を展開 参加させる必要性を考慮し、 したのは、 具体的な状況にもとづき、 相互扶助によって実施された。 た。このほか、 それによって農民のすべての必要を充たすことはできなかった。 内部的な自発的拠金で、 執行委員会の付属で、 二一年五月一四日にヴェ・イ・ この委員会は国家によって提供される貨幣およびそのほ 農民に種々の生産的、 会の付属で、農民・社会的相互扶助委員会を形成する」と書かれていた。(крестьянские комитеты общественна взаимопомощи)(ε)ヤ蔵し、また、さらに彼らの自主的活動と創意を発展させる目的で、農村 農民自身の自主的活動と創意 凶作、 貧困な農民への援助は革命以後すでに存在し、 火災それと、そのほかの天災および社会的災厄の場合の相互扶助 社会的援助を与えていたという条件のもとで発展した。そして、 農民相互扶助は、 ーニンが署名した「労働者、 ï (イニシアティブ)を重視した。 い 国家によって奨励される共済という性格をも たるところで母親 共産党は、 か の物質的手段を分配し、 農民、 農村住民の社会保障の (母性) および赤軍兵士家族の社会 保 広範な農民大衆をこの業務に この点で大きな役割を果 と子供 ソビ 農民相 (幼時) 農業の ェ ۲ 実施では、 を 互扶助委員 お うが 仕事 の国家的 組 ょ 農業 織 ぴ で援 郷 膧 玉 O

織的援助を与えるという課題は、

この農民相互扶助によって解決された (30)

戦争による身体障害者および戦死した赤軍兵士の家族に組

(一九三二年に、

農民相互扶助組

織

は

そ

の

歴

史的

使 命を果

コ ル

ホ

1

ズ 相

互扶助金庫

八共済組

合〉に改組される)。

一九二二年三月二七日

四月二日に開かれたロシア共産

経済政策は、

国の経済の復興によい影響を与えた。

社会主義的改造に至るまで、農村のもっとも貧困な層、

基本的には農民 106

党(ボ)第一一回大会は新経済政策にもとづく社会主義建設の第一年度を総括したが、中央委員会の政治報告のな 保障も拡充された。 と農民の同盟は強固になった、経済的成果は現にあがっている」と言明している。新経済政策にもとづいて党は、(fi) ソビエトの国の経済復興の任務を着々と解決していった。経済復興と国の新たな財政的可能性の増大とともに社会 かでレーニンは「退却はおわった、目的は達せられた、農民経済との結合は確立されつつある、プロレタリアート

固定貨幣単位への移行とともに、年金の最高額と最低額が導入された。(※) 部と全ソ労働組合中央評議会の決定によって、労働による身体障害者と扶養者を喪失した勤労者の家族にたいする には地方保険機関に、保険資金の状況によって年金額を引上げることが許された。このほか、ソビエト貨幣制度のには地方保険機関に、保険資金の状況によって年金額を引上げることが許された。(3) 年金は、その地域での当該企業と施設の従業員に定めてある最低賃金の二倍から算出されるようになった。二三年 すでに一九二二年九月二六日付の「年金、同じく失業による補足の手当の規準計算に関する」社会保障人民委員すでに一九二二年九月二六日付の「年金、同じく失業による補足の手当の規律計算に関する」

く、「本法典の効力は、 択されている。この法典は一一月一五日から施行されたが、一九二条、一七章に分かれ、ロシア共和国 だ け た。この労働法典の主要な内容は、八時間労働日を確立し、労働の保護と保健に関する一連の方策を制定し、(8) 国ならびに自治州の全領域に及ぶものとする。」(施行規定第五条)となっているので、事実上は全連邦 法 ニンの労働者保険綱領の原則にもとづく国家社会保険を確立し、労働組合機関の広範な権利を保障することであっ 二二年の一○月三○日には、第九回全ロシア中央執行委員会第四会期において歴史的な新しい「労働法典」が採 ロシア社会主義連邦ソビエト共和国、およびすべての連邦構成共和国、 ソビエト自治 で レレ でな あ 共 和 っ

この労働法典では、社会保険については、第一七章「社会保険」にまとめられ、第一七五条から第一九二条まで

第一七六条

社会保険は左に掲げる事項を包含する。

八条より成っている。全文はつぎのような内容である。(タヒ)

「第一七章 社会保険

くは経営または私人のもとで雇用労働に従事するすべての人びとにたいし、その労働の性質および継続期間ならび 第一七五条 社会保険は、国営、集団経営、協同組合、利権許与、租借、合弁、もしくは個人の企業、 施設もし

に賃金支払方法に関係なくこれを適用する。

(1)医療援助を与えること。

り追加の手当を支給すること(たとえば乳児の養育、 (中) 一時的労働不能(疾病、災害、検疫、妊娠、出産、 埋葬にたいする)。 病気の家族員の看護)の場合に手当を支給すること。

臼失業の場合に手当を支給すること。

| 胡身体障害の場合に手当を支給すること。

第一七七条 社会保険の実施のため、支払われる賃金の一定率の保険料を払込むものとする。保険料の率はその

○一届用による従業員の死亡もしくは扶養者の失踪の場合にその家族に手当を支給すること。

企業の、健康に有害なこと、 および危険の程度により人民委員会議の決定でこれを定める。

備考 てはならない。 保険基金は厳重に、労働者、職員の保障のためにのみ使用し、いかなる他の必要のためにもこれを支出し

を被保険者より取立または賃金より差引いてはならない。 第一七八条 保険料は、雇用労働を利用する企業、施設、 経営もしくは個人によって払込まれるものとし、これ 月間毎月支給する。

右の手当は労働不能となった当時、本人が実際に受けていた稼得賃金より低くてはならない。 手当支給時その企業もしくは施設での相当等級の賃金率の範囲において手当を受ける。ただし、 第一七九条 すべての被保険者は、その原因に関係なく(第一七六条の印)一時的労働不能となった場合には、 いかなる場合にも

第一八〇条 一時的労働不能による手当は労働不能となった日からその回復の日または身体障害と確定した日ま

で支給する。

暇期間中支給する。 第一八一条 妊娠および出産にたいする手当は被保険者にたいし、本法第一三二条および同条備考に規定した休

労働に従事する女子にたいしては産前および産後各六週間労働を免除する。 (引用者注。第一三二条 筋肉労働に従事する女子にたいしては産前および産後各八週間、 また事務および知識

る 備考 特殊な状況のため産前産後の休養を各八週間と定める事務および知識労働の職種一覧表は労働部で作成す

率を一時的に滅額することができる。ただし当該種類の賃金率の三分の二以下であってはならない 社会保険中央機関は資金が不足した場合には、一時的労働不能者に支給する手当(第一七九条) の

嬰児の分娩費として当該地方における平均一カ月分の賃金の範囲での一時的追加手当ならびに、嬰児の哺育料とし て当該地方における平均一ヵ月分の賃金の四分の一の範囲での手当を支給する。養育手当は嬰児出生の日から九カ 第一八三条 嬰児出産の場合には被保険者およびその妻にたいし、第一八一条に規定した手当以外に、 出生した

第一八四条 被保険者および被保険者の扶養を受ける労働不能の家族の埋葬にたいする手当は通常市民の葬儀に

要する平均費用の範囲において定める。ただし当該地方における平均一カ月の賃金を越えない額とする。

当該地方における平均賃金の六分の一を下まわらない範囲において失業者の属する部

第一八五条

失業手当は、

類および失業の時までの雇用による労働の行程に応じ当該機関において定める。

未成年者の失業手当は、雇用による労働の行程に関係なく本人の属する種類によって定める。

第一 備考 八六条 失業手当の支給期間は、労働の種類と行程により当該機関において定める。 ただし、手当支給の最

低期間は六カ月以下であってはならない。

ため労働能力を喪失したすべての者が有する。 老齢による障害にたいする手当を受ける権利を生ぜしめる労働の継続期間は人民委員会議で定める。 第一八七条 身体障害の場合に社会保障を受ける権利は、 雇用労働に従事していた者で災害、疾病または老齢の

第一八八条 身体障害者にたいする扶助料支給の規準および形式は、身体障害の性質、 程度および身体障害者の

財産の状態に応じ、当該機関が定める。

は、 第一八九条 充分なる生計の資金を持たないで、 雇用による労働に従事する者が死亡もしくは失踪し、適当なる方法によりこれを確証できた場合に かつ被保険者の扶養を受けていた左に掲げる家族は社会保障を受ける権利

(イ)未成年の子、兄弟および姉妹は一六歳に達するまで

を有する。

| 円労働不能の両親および配偶者

の前記の家族員で労働能力を有するも八歳以下の子供を持つ者

は

で

の

で

の

で

方

の

で

方

の

の<br

第一九〇条 被保険者の死亡または失踪の場合に被保険者の家旅を保障する規準および形式は、保障を受ける者 遺族にも適用された

の年齢および財産状態に応じ当該機関で定める。

φ 雇用によりそのもとで労働する者は本法第一七六条およびそれ以下に規定した一切の手当を受ける権利を失わ 企業、施設、経営および個人で、その払込みを要する保険料(第一七八条)を支払わない 場 合 に

ない。 第一九二条 本法ならびにその他で定めた社会保険に関する規則に違反した者は、刑法の当該条項により刑事上

嬰児産衣類の購入費として「追加」支給を規定し、さらに授乳する母親にたいし九ヵ月間、その地方の平均月収の 権利が定められた。この妊娠と出産の手当のほか、当該地方の平均賃金に応じた約一カ月の収入に相当する一組の 利が与えられている。事務そのほかの非筋肉労働に従事する女子は、産前産後それぞれ六週間、この手当を受ける すべての労働者、職員に、「災害、疾病、または老齢」のために永久的に労働能力を喪失した場合は、手当受 給の とを必要とされたが、夫が保険に加入していればその妻は非保険者であっても「追加」手当は受給できた。 なる仕事にも従事しないことと定められ、この前後一六週間については、稼得賃金全額に相当する手当を受ける権 とされた。女子については、筋肉労働に従事している場合には、妊娠の最後の八週間および出産後の八週間はいか 二五%の割合での「追加」支給を定めている。妊娠と出産手当を受けるためには産婦自身が保険に加入しているこ このように二二年のこの法典のもとで疾病などによる一時的労働不能の場合の手当は、稼得賃金全額が一般原則 また、

兄弟姉妹はいずれも年金の受給権を認められている。なお、障害の場合の手当で、老齢からもたらされる障害にた

(第一八九条)。この法典では死亡者の両親および生残った夫または妻、一六歳以下の 子

権利が与えられることを規定した(第一八七条)。この規定はまた、死亡した労働者、職員の労働能力をもた ない

統一されている。

被保険者に保険給付をするのは、つぎの場合である。すなわち、

法律による社会保険は、災害、疾病、出産、障害、失業および死亡などの各保険を含み、一つの保険機関によって いする保険の場合にのみ、人民委員会議が手当(年金)受給の根拠を構成する雇用の期間を決定する、と定められた。 この労働法典の第一七章「社会保険」を基礎として、二二年一一月一五日付「社会保険法」が公布された。この

埋葬料を支給し、 の看護のためなどの事由による労働不能の場合にもすべて手当を支給する)。 場合、すなわち、疾病、負傷、妊娠、出産などによる場合はもちろん、検疫による隔離、 闫身体障害者および老衰者、すなわち、永久的労働不能者に手当を支給する(業務上の事由に因ると否とに関係 ○一時的労働不能の場合に手当を支給する(業務上の事由によると否とにかかわらず一時的労働不能のすべての 分娩費、嬰児哺育料などを補給する(被保険者、失業者およびこれらの者の家族が死亡した場合には 分娩の時はその費用を補給し、嬰児にたいしては一定期間、哺育料を補給する)。 交通遮断、病気の家族員

労働期間中に発生したものであること、ハ雇用労働をやめた後二年以内の者であること、ただし業務上の事由 の限りでない。なお、身体障害者は、労働能力の喪失の程度により第一等級─労働能力喪失程度一○○%から第六 る障害者は三ヵ月以内であること、臼老衰による障害者は年齢五○歳以上で、過去八年間継続して雇用労働に従事 金を受けるにはつぎの資格要件を必要とする。イイ恒久的労働能力喪失者であること、イリ障害者となった原因が雇用 なく雇用中に身体障害者となった場合、および老衰により労働不能となった場合に手当を支給する。なお障害手当 した者であること、恸自活できる資財を持たない者であること、ただし業務上の事由に因り障害者となった者はこ に因

『被保険者の死亡または失踪の場合、その遺族にたいし手当を支給する

(被保険者が死亡または失踪し、

その遺

――同じく一から二九%の六段階に分類されていた)。

材料の支給、

い処置、

手術その他の治療、

二看護、
(中看護、
(中看護、
(中毒性)
(中

義手足その他の補装具などの支給とな

っていた。

この社会保険法施行の当初は、社会保険の事業は社会保険人民委員部の所管であったが、二二年一二月二一日、

族が労働能力がなく、 かつ生計の資金のない場合に手当を支給する)。

支給する)。 |田失業の場合に手当を支給する(労働能力および労働の意志をもっているにもかかわらず失業した場合に手当を

第二部類失業者 三等級 賃金)全額と同額、第二等級――従来の稼得全額の三分の二、第三等級――同二分の一、②業務上の事由に因らな 機関に委託して行われた。この医療機関が無料の医療給付を行ったが、給付の範囲は、イイト診察、엗薬剤および治療 い一般の傷病または老衰に因る場合、第一等級-の手当は、 カ月分 である。 の手当は労働能力喪失の時の稼得賃金と同額、支給期間は事故発生の第一日目より回復または身体障害の確定まで 健人民委員部の管轄に属している)。 対医療給付を行う 給付内容はほぼ労働法典に定められていたことを基本としていた。すなわち、たとえば、一時的労働不能の場合 (死亡者が一○歳以下の場合はその半額)、分娩費は当該地方の平均賃金一ヵ月の範囲とされた。 出産の場合は労働の種類により産前産後各六週間ないし八週間である。 (1)業務上の事由に因る場合、第一等級 同四分の一である。 (第一部類以外)の場合はその三分の二と定められていた。医療給付は保健人民委員部所管の医療 (被保険者およびその家族に医療給付を行う。 失業手当は、第一部類失業者(有資格者)の場合は当該地方の平均賃金の三〇%、 ――従来の稼得賃金全額の二分の一、第二等級――同三分の一、第 ――従来の稼得賃金(障害となる直前三カ月間の平均一カ月稼得 この医療機関は社会保険機関に所属しないで保 埋葬料は当該地方の平均賃金の一 身体障害

第1表 平均保険料率および保険料徴収率の推移

	平均保険料率(賃金にたいする比率)		保険料徴収率	
1922年		24.7%		
1923年	1月6月	22. 5 16. 3	1月	39.4%
	12月	15. 6	10月	58. 3
1924年		15. 7	4月 6月 10~12月	71. 3 87. 9 84. 9
1925年	1月	15. 0	1~3月4~6月	93. 8 96. 6
	9月	13. 7	7~9月 10~12月	99. 7 94. 5
1926年	1月4月	13. 59 13. 3	1~3月4~6月	96. 2 95. 1

(資料)梅浦健吉「ソウェー ・ロシアの社会保険」 厳松堂書店 (昭和3年)64頁,67頁より作成。

人民委員部会議の決議により労働人民委員部に移管された。 疾病保険および出産保険を含む凶基金 一月一二日、 失業保険を含む①基金 保険料は二二年の人民委員会議の一連の法令で定め それぞれ定められた。 六日、病療保護を含む回基金――賃金の五―七%と 保険料率は賃金の六ー 四つの基金にたいする保険料 均一に賃金の二・五%、 九%、 障害保険およ 二月

び遺族保険を含む四基金

同七一一〇%、

れ

た すな うわち、

月二日、

を引下げるため、 あった。そこで、二三年四月一二日、労働者 大きかった。その結果として滞納が累積する傾向に 農民の生活状態は好転し、 た) 。経済復興がすすみ、 険料は払込まれなかった(約三分の一程 度 で あ の経済的困難な状況のもとで実際には定められた保 に分類された 金にたいする保険料率は労働の危険率に応じて等級 %と定めていた。 の総合計は支払給与額の二〇・五%ないし二八・五 赤軍兵士代表ソビエ 企業にとって社会保険料の負担は、まだかなり (最低の一級~最高 賃金支払額の一六% なお、 ト中央執行委員会は保険料率 (の基金を除いたすべての基 一九二二年末には労働者、 政治情勢も安定してきた の四級まで)。当時 (第一級) 農民 か っ

収入は以前にくらべて著しく増加するようになった(第一表参照)。 の三つの基金を合併した。保険料率の引下げと経済復興の進行のもとで保険料の徴集率は漸次高まり、保険料の総 軍兵士代表ソビエト中央執行委員会の命令で保険料がさらに下げられた。なおこの規定は、前述の仏、 譲の決議で平均保険料率を一四%にする命令がだされた。そして二五年二月二六日には、 はこの割引かれた率の保険料を払込んだ。保険料についてその後の推移をみると、二四年一○月六日、人民委員会 された」率で設けた。それにより保険料は賃金支払額の一二~一六%になり、多くの政府直営の作業場、国営企業 −一六%、第二級−一八%、第三級−二○%、第四級−二二%) に加え、二つの新しい等級を 「一時的に」「割引 ソ連の労働者 (B) 一農民 および(0) (• 赤

(第四級)

までの「社会保険にたいする新保険料率」を公布した。実質的には、この四つの等級

(第一級

功をおさめたことを指摘し、工業の発展、なによりも社会主義建設の土台となる重工業の発展に力を集中するよう された。大会は、他の重要な諸問題とともに、経済面について、国民経済で、また労働生産性をたかめるうえで成 二三年四月一七日から二五日まで、レーニンは病気のため欠席したが、 ロシア共産党 (ボ)第一二回大会が開催

に労働者階級に呼びかけた。

そのほ および臨時労働従事者の社会保険に関する」労働人民委員部命令書によって季節的および臨時的労働者にも社会保 険が適用され、二四年には農業経営に雇用されて働く労働者にもその適用が拡大された。二三年には、(銀) だ社会保険が適用されていなかった人びとに適用されるようになった。すなわち、二三年六月二一日付 経済の発展とともに社会保障の拡充もすすめられた。 か人文の発達、 人類の福祉 |向上に寄与した功労者にたいし年金あるいは一時金を給付する法律が公布され 社会保険の適用者の拡大という点で、 ネッ プの 初期 「季節労働 K 政治 は ま

いる。医療面では、二三年一二月一九日付「治療―保健衛生業務の状態を改善する措置に関する」人民委員会議法(4)

令によって、治療―保健衛生業務の管理を統一する原則の確固不動であることが確認され、当面の課 題(4) |国内の活力ある労働資源の維持と全住民の健康改善」、治療援助と保健衛生援助のあらゆる種類による労働 者 へ とし

のもっともよい保障、共和国の農村地域と辺境での保健の発展が定められた。(単)

ソビエト国家は、全勤労者に治療援助をおこなおうと考えたが、財政資金の欠除と活動家の不足によって、一般

予算的資金と、被保険者へのこのような援助の改善をめざす社会保険資金によって提供する課題もこの時期に提起 定した治療施設を拡充することになった。被保険者に無料の治療援助をするために多額の社会保険資金 れ、保健人民委員部の管理に移された。同時に、被保険者をもふくむすべての市民にたいする医療援助を、保健の の医療施設での市民にたいする医療サービスの順番を確定し、被保険者と家族員の医療サービスのために特別に予 か 分離さ

際的に拡大された 社会保険の資金は被保険者への医療援助の改善に向けられなければならなかった。ネップへの移行とともに療養 このほか、 農村地域では、 治療施設網がつくられた結果として、無料の医療サービスを受ける人びとの範囲が実

ウムの仕事の最初の試みが承認された。(紙) 地治療がいっそう発展したが、二三年には社会保険の資金によって労働者と職員に場所が提供される夜間サナトリ れを拡大した。国家資金と社会的資金および社会保険資金によって身体障害者を給養する身体障害者ホームは従来 保健人民委員部は託児所、母親と子供(母子)ホーム、婦人相談所のネットをその管轄下におき、 可能な限りそ

通り、社会保障人民委員部の管理のもとに置かれた。国家保障を受ける権利をもたない貧困な身体障害者もときど((髪)

き入ることを許された。身体障害者ホームはまた、社会保険と農民相互扶助の諸機関によっても設立されるように

ーニンが亡くなっている。

育人民委員部へ引渡す手続きに関する」ロシア共和国人民委員会議の決議にしたがい、労働者、 なった。このほか二三年八月三〇日付「労働組合と経営機関の文化基金によって維持されていた社会養育施設を教すった。このほか二三年八月三〇日付「労働組合と経営機関の文化基金によって維持されていた社会養育施設を教 ビスしていたすべての社会養育施設、学校、子供の家、就学前養育施設などが教育人民委員部の機関に移され、 職員の子供にサー 基

本的にこれらの休暇資金によって維持されるようになった。

置き、社会保障関係の業務を国家行政の重要な部門として位置づけた。なお、この年の一月二一日、ヴェ・イ・レ 条)を、そして、共和国人民委員会議に労働人民委員とならび、保健人民委員、社会保障人民委員 的法律の制定」、「国民保健の部門の一般的措置の制定」を掲げ、ソ連人民委員会議の構成に労働人民委員 る)の最高権力諸機関の管轄事項、第一条(ソ連の管轄)でソ連の管轄に属する事項の一つに「労働に関する基本 体化した。その後、 「ソビエト社会主義共和国連邦基本法(憲法)」を承認した。この憲法は、第一章ソ連(以下、ソ連邦をソ連 と すぼり ソビエト社会主義諸共和国のソ連邦への統合への方向は、 単一の連邦国家憲法の作成がはじまったが、二四年一月三一日、第二回ソ連邦ソビエト大会は すでに二二年一二月の第一回ソ連邦ソビエト大会で具 (第六七条) (第三七

師、 び六月二八日に同じく承認した労働者学部教員規則第四部にしたがって、 備校(paбфak) および農村地域の文化的・啓蒙的施設の若干の従業員、すなわち、農村図書館の指導者、図書館員、子供の家 四年一月二一日には、 の教員に永年勤続年金保障が導入された。(※) またロシア共和国人民委員会議が承認した大学・専門学校科学従事者規則第四部、 二五年になると、さらに、 都市と農村の初等学校の教 初めてソ連で科学従事者と労働者大学予 およ

二五年には、二月六日付「ソ連労働人民委員部付属連邦社会保険評議会規則」がソ連中央執行委員会と人民委員(ロタ)

の教育家などにも永年勤続年金が確立された。

働人民委員部付属共和国社会保険評議会を設立するという内容である。 労働組合と経営機関の役割の強化のためにソ連労働人民委員部付属連邦社会保険評議会、 会議で決定された。これは、 労働人民委員部代表者が議長となっていた。(53) 社会保険の分野で統一的な全国家的政策の実施と、 連邦社会保険評議会は、つぎのような代表 これと関連した諸問題の解決での および連邦構成共和国労

者九名で構成され、 労働人民委員部代表者 全ソ労働組合中央評議会代表者

名

四名

ソ連交通人民委員部代表者 ソ連最高国民経済会議代表者 二名 名

名

ソ連財政人民委員部代表者

九名

なお、 このほか、財政的経理の調整、統一した予算の創設などは、全国的規模での社会保険業務の改善を促進した。 金分野にも新たな方向がみられるようになった。 このほか、各共和国の全権を委任された保健人民委員部代表者もこの評議会に参加し、発言権をもった。 永年勤続年金の出現は前述したが、 経済的困難のもとでは不

ば、恒久的な労働不能ということが年金を受ける権利の発生の一般的な統一的な根拠と認められるようになった。 可避であった、 年金を受ける権利をその必要度に応じて決定するという状態は、新しい原則に席を譲った。たとえ

因に依存して決定するという政策がよりすすめられた。 および二五年二月一九日付連邦社会保険評議会の決定である。 (8) この具体的な動きとしては、 二四年一月三日付ソ連労働人

これによって、

生産における傷害

そして、年金は、

労働不能の結果失った稼得賃金を補償する、

年金額は身体障害の原因、

あるいは扶養者喪失の

原

民委員部の決定、

118

準に関する」連邦社会保険評議会の決定で、一般的な傷病を原因とする身体障害者にも実際の一カ月平均賃金から、ピト で算出されるようになり、年金額が引上げられた。さらに二六年一月四日付「社会保険手続きで与えられる年金規) あるいは職業病の結果によるすべての身体障害者にたいする年金は、その者の実際の稼得賃金の一定のパー 乜 ント

年金を算出するようになった。

びとに適用されるようになった。 年金の裁定は、 られ、農業あるいは農民の副業である諸職業と関係をもつ、戦争による身体障害者と軍勤務員家族は国家年金保障 るという以前の原則は漸次、意義を失った。たとえば、二五年には年金裁定の場合に考慮される最低収入額が定め に移され、 軍勤務員にたいする年金も変更された。すなわち、年金を受ける権利は、 後者の年金は都市で支給されている年金額まで引上げられた。こうして軍勤務員とその家族にたいする(88) 生活手段の別の源泉(たとえば農業)のあることとすでに基本的に関係がなくなり、 何らの収入もない場合にのみ与えられ 農村地域の人

る」ロシア共和国保健人民委員部と労働人民委員部の命令により、すべての被保険者、その家族員、それと労働 化された家内工業者と手工業者の多くの大衆をふくむ協同組合保険 社会保険のその他の分野では、二四年に、四月一日付「被保険者への補装具および整形器具供給手続 このほか、二二年に産業協同組合共済組合制度が出現したが、この制度は漸次、社会保障の一形態 :----に転化していった。 (9) き 協同組合 K 関 す

は、農民相互扶助の組合にたいし、 よる身体障害者および社会保険から年金を受給している、その家族員にたいする無料で補装具と整形手術品の供給 を受ける権利が定められた。 九月二八日付で「農民相互扶助組合規則」 (g) 軍勤務員の家族、 がロシア共和国中央執行委員会と人民委員会議で承認され 身体障害者および農村のもっとも貧しい市民への社会保障を たが、 これ

どの設備、維持および調達で、国家機関に協力し、可能な場合には、これらを自己の資金で開設し、維持するよう に」義務づけた。そして、これらの目的に一部(少額であったが)、社会保障機関から資金が導入された。 実施し、「組合の効力範囲にある、身体障害者の施設、病院、学校、子供の家、児童保護預所、託児所、無料食堂な

まで、 この年には、このほか、社会保険機関は、サナトリウム・療養地治療と休息の家の組織化に着手した。(※) サナトリウムと休息の家は、保健機関と労働組合によって組織されていた。(8) このとき

くられた。 ・ は二回の食事付の遊園地網が発達し、託児所の発展に注意が向けられ、とくに農村地域で季節タイプの託児所がつ 関に引渡され、地方予算に移されたためである。このような条件のもとで、就学前年齢の子供のための一回あるい 学前と校外の施設の縮少をともなうことになった。その理由の一つは、これらすべての施設が教育人民委員部の機 の支給を組織し、予防活動を実施する義務が定められた。このほか、保健人民委員部の機関の体系のなかで機能を たいし、出生の第一日目から二歳まで、自分の区の子供の監視を無料で引受け、彼らのための滋養のある混合食物 ネップへの移行とともに、子供施設での子供の給養と養育は無料であるといり原則を維持する試みは、 , 二五年に保健人民委員部は「乳児のための相談所にたいする」訓令を承認したが、ここでは、(eg) 相談所に 常設の就

ウムおよび休息の家による労働者、職員へのサービスをより広範に発展させることを可能にした。 そして、社会保険の財政制度の強化は、文化・日常生活上の措置に資金の一部をまわし、療養地治療、サナトリ

給養を、特別委員会の指令によって引受けるようになった。 (ff) 果していた母親と子供の家は、妊婦、子供と母親

(二ヵ月以内の期限で)、および哺乳年齢の子供・孤児の無 料 の

経済復興、社会主義建設がすすめられるとともに、労働者、 以上に述べたように、 この時期には、 きびしい経済的困難のなかで社会保障が出発したが、 職員への社会保険を主柱として社会保障は滑実に拡充 新経済政策のもとで

されてきた。また同時に、社会保険による労働者、職員への保障、生活向上は、経済復興と社会主義建設のために

大きな役割を果した。

- (1) 「ソ連邦共産党史」②、大月書店、四九二頁。
- 2 ヴェ・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、一一〇頁。
- 3 レーニン「社会保険についてのロシア共産党(ボ)中央委員会政治局の決定草案」、全集、大月版、第四二巻、四七二頁。
- <u>4</u> レーニン、前掲書、同頁。
- <u>5</u> В. С. Андреев, "Право социального обеспения в СССР", «Юридическая литература», Москва. стр.
- $(oldsymbol{\omega})$ "Социальное страхование в СССР", допущ. в качестве учеб. пособия для студентов выссщах школ профдвижения. профиздат, Москва, 1973, стр. 55.
- (7) 前掲、"Congarinoe crpaxobanne CCCP",五五頁。
- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 86. 前掲、ヴエ・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、一一〇一一一一頁。

8

- 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 55-56
- $\widehat{10}$ 9 Там же, стр. 56.
- $\widehat{11}$ Там же, стр. 56.
- $\widehat{12}$ Там же, стр. 56.
- $\widehat{13}$ Там же, стр. 56.
- 14 Су, 1918г., No. 89, ст. 906.
- 15 Я. М. Фогель, "Право на пенсию и его гарантии", «Оридическая литератури», Москва, 1972. стр. 13-14.
- $\widehat{16}$ Там же, стр. 88. 前掲、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 88.

 $\widehat{24}$

23

Там же, стр. 88.

25

Там же, стр. 88.

- <u>19</u> 18 Там же, стр. 87.
- 21 Москва, 1974, стр. 78. "Советское пенсионное право", под редадией М. Л. Захарова, учебное пособие. «:Оридическая литература», Там же, стр. 87
- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 87.
- Там же, стр. 87.

22

- Там же, стр. 89.
- 26 Там же, стр. 88.
- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 15.
- Там же, стр. 19. "Социальное обеспечение", No. 4, апрель, 1978, стр. 19

28

27

 $\widehat{29}$

- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 15. 「ソ連邦共産党史」⑵、大月書店、五〇四頁。
- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 14.

32 $\widehat{31}$ 30

- 33 Тви же, стр. 14.
- 35 34 Там же, стр. 14
- 木田純一著「社会主義法概論」、法律文化社、一九七一年、六二頁。
- 36 梅浦健吉「ソウエート・ロシアの社会保険」、巌松堂、一九二八年、二〇九―二一四頁。 ソ同盟司法省全同盟法律学研究所編「ソヴェト労働法」(上巻)、山之内一郎訳、巌松堂書店、 一九五四年、一三七頁。
- 前掲書よりまとめる。 前掲書、三三一三五頁。

- $\widehat{40}$ S・M・シュワルツ「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、松井七郎訳、巖松堂、一九五五年、一七○頁。
- 前掲書、一七一頁。
- 43 $\widehat{42}$
 - 前掲、「ソ連の社会保障」、一一七頁。
- 前掲書、一一七頁。
- 前揭、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 88. 前掲、「ソヴエート・ロシアの社会保険」、三五頁。
- $\widehat{48}$ Там же, 89.

Там же, стр. 89.

 $\widehat{46}$ 45 44

Там же, стр. 88.

<u>51</u> 50 Там же, 89. $\widehat{49}$

Там же, 89.

- $\widehat{52}$ ノーポスチ通信社編「新ソ連憲法・資料集」、稲子恒夫訳、ありえす書房、一九七八年、七九―九三頁。
- 前掲、"Советское пенсионное право", стр,79.
- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 15. Там же, стр. 79.
- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 16. 前掲、「ソウエート・ロシアの社会保険」、五二―五三頁。
- 58 <u>57</u> Там же, стр. 17. Там же, стр. 16.

<u>56</u> 55 54 53

- 59 前掲、「ソ連の社会保障」、一一七頁。
- 60 前掲、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 90.
- $\widehat{61}$ Там же, сгр, 90. Там же, стр. 90.

- (3) 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 57
- (64) Tam see, crp.
- (6) 前掲、"Право социального обеспечения в СССР", стр. 90-91.

Там же, стр. 91

第 四章 社会主義的工業化と農業集団化の開始期 (一九二六―三三年)

⑴社会主義的工業化と農業集団化の準備期(一九二六一二八年)

したため、ソビエト国家は社会主義的再建、社会主義の基礎建設の段階に入ることになった。そして、この大会で 興の仕事を総括し、社会主義建設の新しい段階の課題を規定した。 九二五年末(一二月一八――三一日)にソ連共産党(ボ)第一四回大会が開催された。この大会は国民経済復 すなわち、国民経済復興の課題を成功的に解決

題の一つとなった。 家としてはもとより――滅びる」ことを強調していたように、蓄積の問題が社会主義的工業化のもっとも困難な課 化 は国家の補助金を必要とする。国家の補助金をみつけださなければ、文明国家としてのわれわれは――社会主義国 れていたため、重工業の発展が最重要課題とされた。そして、ヴェ・イ・レーニンが、すでに二二年に、「重工 国の社会主義的工業化という路線を確定した。 二六年からソビエト国家は、社会主義的工業化政策を実施しはじめた。この目的は、 社会主義の物質的=技術的土台の創設であった。 すべての資金は社会主義的工業化、 まだ、この当時のソ連の工業水準は低く、とくに重工業が遅 なかでも重工業の発展に向けられた。そして緊縮政策の実 ソ連の強力な工業国 |への転 業

現、

生産合理化の実施、

工業生産物の原価引下げという三つの課題が労働者に提起され、これらの課題は、

労働生

うになったことはすでに述べた。

産性の向上と、労働規律の強化を土台として解決がはかられた。

依拠し富農への攻撃を展開し、それを抑制し、農民経営をより急速なテンポで社会主義に導くという政策がとられ の課題が、農村における党の基本的課題として提起されるべきである」と述べている。そして、貧農=中農大衆に た。大会決議「農村での活動について」は、今日においては「小規模個人農経営の大規模集団経営への結合と改造 なった。この問題を解決する方向として、二七年一二月に開かれた第一五回大会で農業集団化の路線が 決 定 され 農業の立ち遅れが深刻な経済的、政治的困難の原因となり、社会主義建設全体の発展を阻むように

時 期には、これらの課題との関連で勤労者の社会保障も発達した。

た

社会保険評議会の決定により、 っとも大きな援助をするという方針を承認した。 会保険の仕事に関する報告をきき、保険政策の全般的な方針、すなわち、生産に直接に従事している被保険者にも 働者と職員の社会保障に向けられた。具体的に、たとえば、二六年一月一五日、 社会主義的工業化が社会主義建設のもっとも主要な課題であったため、 一般的な疾病による身体障害者への年金が実際の一カ月平均賃金から算出されるよ 一月四日付「社会保険手続で与えられる年金規準に関する」連邦 特別な注意は、従来通りまず第一に、 ロシア共和国人民委員会議は、 社 労

困難であることなどの理由によっている。 労働者、職員への特別な注意と同時に、国家は、軍勤務員とその家族にたいしても特別な配慮をした。そのこと 国の防衛での軍の特別な役割、彼らが祖国防衛での犠牲者であること、戦時だけでなく平時においても兵役は この年にも軍勤務員の物質的保障の改善に大きな注意が払われた。 たと

労農赤軍幹部国家保障規則が採択され、軍勤務員幹部への年金保障が防衛機関に負

えば、

二六年三月一九日には、

に、これ以前に効力をもっていた法令に一連の追加をおこなった点でも注目されている。 ことになった。なお前述の一〇月一一日付規則は、該当する人びとの年金保障に関し、すでに発布されていたすべ との闘争への積極的参加の結果、労働能力を失りか扶養者を喪失した者にたいする国家保護規則を承認(**) その家族、死亡あるいは長期所在不明の軍勤務員の家族、労農赤軍の隊伍に召集された者の家族、それと、反革命 わされ、一〇月一一日には、全ロシア中央執行委員会とロシア共和国人民委員会議は軍務による身体障害者および ての法規範をある程度、法典に編纂し、より精確な表現と保障のより改善と、被保障者の範囲のより拡 大の た め たいし、定められた場合に毎月手当を支給し、これらの人びとに教育、保健および社会保障の施設で特典を与える た市民の家族の保障に関する」決議を採択し、労農赤軍に兵卒あるいは下級幹部として召集された市民の家族員に た、一二月三一日に、ソ連中央執行委員会と人民委員会議は「労農赤軍の隊の常備兵士として現役軍務に召集され これにより、 被保障者の した。 ŧ

和国保健人民委員部、内務人民委員部および労働人民委員部の訓令は、災害事故の被害者にたいし最初の緊急医療 つくりだす努力をした。たとえば、二六年の三月一一日付「最初の緊急医療援助の手続と規則に関する」ロシア共 またソビエト国家は、保健を発展させ、無料医療援助と治療を受ける市民の権利を実際に保障するための条件を 人数が拡大され、障害年金と扶養者喪失年金の裁定により容易な条件が導入された。

稼得賃 医薬と治療材料の無料の提供をともなりこのような援助を受ける個人の権利が認められた。 援助を与えるようすべての治療施設に義務づけることを定めた。この場合、家の外で、すべての被災者にたいし、 このほか、この年には、 金に依存して定められるようになった(たとえば一月二四日付「教育と養育の施設への支払徴集に関する」 就学前施設での子供の給養にたいする一部支払いの徴集が整理され、 その は両親の

全ロシア中央執行委員会とロシア共和国人民委員会議の決議)。

月間

この時期に出現した。(2) るいは結核病中毒患者のためのサナトリウム・林間学校、まる一年間機能する「学齢前児童のための林間学校」も 会的資金によって維持される専門化された子供施設が普及するようになってきた。後に、基本的に子供、 二六年六月一六日には、また、子供の家の三つのタイプ、すなわち、就学前の子供の家、学齢の子供のための子 三―一六歳の子供のための労働コンミューンを定めた、子供の家規則が初めて採択されるなど、 結核病あ 国家と社

を指令した。このことは、国の経済における社会主義部門の拡大と強化、 が困難を切りぬけながら社会主義の道をすすんでいること、国の経済で大工業の指導的地位が固まったこと、農業 の振興と農業協同組合の発展で大工業の主導的な役割が一層つよまったことを指摘した。 二六年一〇月末から一一月初めにかけて、第一五回共産党全国協議会はそれまでの一年間の総括をし、 九二七年には、 四月に第四回ソ連邦ソビエト大会が開かれたが、この大会はソビエト政府に五カ年計画の作成 社会主義工業の指導的役割の強化ととも 国民経済

定により、 いより、 の工業化、 従来、 農業の集団化の路線がおしすすめられた二七年には、 嬰児の産衣類の購入費、授乳手当(「追加手当」)の受給に被保険者である妻または夫の雇用期間 まず、一月一三日付連邦社会保険評議会の決

に、長期計画作成の可能性と必要性とが生みだされたことを示した。

は要件になっていなかったが、それを改めた。すなわち、この決定により、この追加手当は出産休暇をとる前年六 ヵ月間雇用されていた女子にのみ支給され、被保険者でない女子にたいしては被保険者である夫が出産の前年六ヵ

被保険者の所得が疾病手当支給にたいする一定最高額(一二〇――一八〇ルーブ 場合においてのみ、 嬰児の一揃いの産衣および授乳手当を支払うことを定めた。これにより高い賃金の労働者、 ルの月額収入) を超過しなかった 職

用されていたことが支給の要件とされるようになった。五月一九日付連邦社会保険評議会の決定はさらに、

二七日付「労働英雄に関する」ソ連中央執行委員会とソ連人民委員会議の決議により、労働英雄の称号を付与され 員はこの手当を受給できないことになった。このような一定の制限を設けるとともに、他方では、たとえば、 は、七時間労働日に移ること、勤労者の福祉を高めるためのいくつかの施策を実施することを述べた。 ている勤労者には高くされた年金保障が実施された。 また、この二七年は十月革命の一〇周年に当るが、 十月革命一○周年記念日のためのソ連中央執行委員会の宣言(領)

害者への年金額を一定程度、高め、被保険者の範囲を拡大することを許可している。〔1〕 職員の一人当たり一ヵ月平均収入は、疾病手当の平均が六三・五〇ルーブルであったのにたいし六三・八四ルーブ 年にはこの最高限度は月一二〇――一八〇ルーブル(地方によって異なる)であった(二七一二八年の全労働者、 いて、 疾病手当は賃金全額であったが、 これを受けるための条件として一定の限度の賃金収入が定められ、 二 七 の一定の制限の導入につづいて、他の諸手当にも同様な措置がこの時期に実施された。二二年の労働法典にもとづ で、社会保障について、年金の基金を二倍に増加することを規定し、主として農村住民の負担で戦争による身体障で、社会保障について、年金の基金を二倍に増加することを規定し、主として農村住民の負担で戦争による身体障 ルであったし、実際上は団体交渉による協約で差額は企業によって補償される場合が多く、この制限はこの当時、 工業化のための資金蓄積、そのための緊縮という政策をとらざるをえない状況のもとで前述のような追加手当へ

後)、「一時的労働能力喪失者」として再分類され、実質的に低い率の手当が支給された場合もあった。また、一二

大きな意味をもたなかった)。このほか、長期に疾病手当を受給する被保険者は一定期間後(一般的に二ケ月 満 了

月二八日付「社会保険機関により支給される手当に関する」労・農・赤軍兵士代表ソビエト中央執行委員会および

ソ連人民委員会議の命令は、連邦社会保険評議会に「利用し得る社会保険基金が十分でない場合には、ソ連人民委員会議の命令は、連邦社会保険評議会に「利用し得る社会保険基金が十分でない場合には、

ソ連全土ま

たは個々の地方あるいはまた個々の労働者および職員の種類にたいし、三分の一まで手当率を減少する」権限を与

第2部

えた。 いて、出産休暇の前年六ヵ月間の雇用者に限るという条件を定めた。 しかしこの規定は実際にはあまり多く利用されなかったようである。この命令はまた、 出産手当の受給につ

経済情勢の特徴であった。このため農業集団化の政策が決定されたことは前述した。また、この大会は、国民経済経済情勢の特徴であった。ミミ 回党大会が開かれたが、工業の発展では大成功であるが、農業が大幅に立遅れているということがこの大会直前の の割合は八六%になっている。二六/二七経済年度に国民所得も前年度より一一%増えた。二七年一二月に第一五 上回った。二六/二七経済年度に大工業の生産高は前年度を一八%上回り、二七年末に工業生産での社会主義部門 一九二六年、二七年の二年間の努力ののち、最初の成果が現われてきた。二七年末、農工業総生産高は、 戦前を

発展第一次五ヵ年計画の作成に関する指令を採択した。

とし

み、その申請を考慮すると規定し、現実に退職した申請者にだけ給付を認めていた。このことは当時はまだ失業者の、その申請を考慮すると規定し、現実に退職した申請者にだけ給付を認めていた。 (25) がかなり存在したためで、やがて二九年末に労働力が不足するという状況が生まれ、後述のようにこの条件は変更 男子六〇歳、女子五五歳と定められた(なお、この時の決定では、労働者が繊維工場に雇用されなくなった時にの された。受給資格は、男女とも二五年という同一の労働勤務期間(後述のように二九年より女子は二〇年に短縮)、 に年金が支給されていた)。最初は、この老齢年金(労働能力の状態に無関係)は、繊維工業の労働者にだけ 導入 て、老齢年金がソ連で初めて実施された(従来は、老衰で労働不能となった場合にのみ障害年金として高齢労働者 二八年にはいると、まず、一月五日付連邦社会保険評議会決定により、社会保険による特別な種類の^^レルト (3) 保 障

央執行委員会およびソ連人民委員会議で承認された規則、それと、七月四日、連邦社会保険評議会が承認した「身 (器)

とくに障害年金についての重要な規則がこの年にでている。すなわち、三月一四日にソ連中

老齢年金以外にも、

級)に分け、

働能力の喪失(一般的障害)に分け、この二つの範疇を「労働能力喪失の程度」にしたがって六つのグループ 因、 体障害および扶養者喪失の場合における社会保険手続での保障規則」である。(タロ) には、障害年金は、労働災害および職業病による労働能力の喪失(災害障害)と、そのほかの一般的な原因での労 労働勤務期間、 年金額がきめられた。六つのグループはつぎのような基準で区分されている。すなわち、 稼得賃金の額に応じた年金裁定の条件と年金額の格差づけが実施されることになった。 これにより、身体障害の 等 級 具体的 と原

第一等級 ―完全に労働能力を喪失し、 日々の特別の注意を必要とする

第二等級 ――完全に労働能力は喪失したが、日々の特別の注意を必要としない

−正規には労働できないが、以前の定期的収入の五○%以下の収入を得る臨時的または容易な労働に

第 第五等級 四等級 ·労働能力喪失によって収入の喪失三〇~五〇% 庘 一五~三〇%

同同 一五%以下

ということである。(28) にたいする年金は、年金総額と稼得賃金そのほかの収入が総計で、以前の稼得賃金を越えない額で支給することが ~八年 りになっている。 (申請時の年齢に応じて)の雇用期間のあることが条件とされた。このほか、(a) なお、 障害の原因、障害の程度(等級)による年金額(最後の収入にたいする割合)は、 受給資格として、災害障害の場合には雇用期間は関係しないが、 一般的障害による身体障害者 一般的障害の場合には一 第二表のよ

金)による自分の欲求の満足を保障しながら、自分の力で労働を続ける現実的な可能性が与えられた。また、この 定められた。これにより、失われた稼得賃金を補償するという年金の機能を維持し、同時に障害者に労働支払

賃

130

ての法令の効力を受けないが、

人民委員部の職業技術学校にはいる権利を与えた。

	弗 Z 表					
•	障害の程度	最後の収入の割合としての障害年金				
		災害障害	一般的障害			
	第1等級	1/1 (全額)	2/3			
•	第2等級	3/4	4/9			
	第3等級	1/2	1/3			
İ	第4等級	1/3	なし			
	第5等級	1/6	なし			
	第6等級	1/10	なし			

された。

この年には、

このほ

か

五月二二日付「女子従業員の子供

への

サー

働者に初めて実施されるとともに、障害年金、

扶養者喪失年金も改善

る資格のあることを定めた。このようにこの年には老齢年金が繊維労(゚Გ゚)

加的規則は、死亡者の兄弟姉妹および子供たちが、もし教育機関に在 いことを証明しなくてよいことになった。さらに、一〇月三一日の付いことを証明しなくてよいことになった。

学中の場合には、

一八歲

(従来は一六歳)まで扶養者喪失年金を受け

規則

扶養者喪失年金について、

両親および夫

妻

の年金請

は、

夫 は、

(妻)

が六〇歳(五五歳)に達している場合には労働能力のな

頁より。

和国人民委員会議の決議により、託児所は、企業の強制的払込金、 会保険資金および地方予算によって資金供給されることになった。

ビスのための託児所を維持する資金源および予算に関する」

ロシア共

社

共和国人民委員会議の決議は、これらの人びとにたいし、身体障害者協同組合に加入する権利、それから社会保険 社会保障を受ける権利をもつ人びとの範囲を拡大するという面でも、八月二七日付「国家保障と社会保険につい 労働者階層に属する身体障害者の特典に関する」ソ連中央執行委員会およびロ シア

リウ Ĺ • ナ 療養地治療により大きな注意が払われ、 リウム 療養地治療についても、 夜間 サナ 未成年者のための特別なサナトリウムと区分も始められた。 (8) ኑ ij ・ウム に包括される勤労者の数が増え、 貧し い農民 のサ 治療 ナト

が拡大されるなど社会保障全般にわたって改善がすすんだ。 食はより広範な規模で必要者に提供されはじめ、被保険者のほかにより広く、勤労者の別の層に無料の補装具支給

- (1) レーニン「共産主義インターナショナル第四回大会」、全集、大月版、第三三巻、四四三頁。
- (2) エム・ペ・キム編「ソ連邦の歴史、社会主義時代」、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、三六九頁。
- (¬) В. С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1974. стр. 91
- 4 Я.М.Фогель, "Право на пенсию и его гарантии", «Юридическая литература», Москва, 1972. стр. 16.
- 5 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 94
- (7) Tam me, crp. 94-96. 6 Там же, стр. 94
- 8 Москва, 1974, стр. 79. "Советское пенсионное право", под редакцией М. Л. Захарова учебное пособие. «Юридическая литература»,
- 9 前掲、"Право социальното обеспечения в СССР", стр. 96.
- Тан же, стр. 97.
- 11 Там же, стр. 97.
- 12 Там же, стр. 79.

13

S・M・シュワルツ「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、松井七郎訳、巌松堂、一九五五年、一五一頁。

- 前掲、"Советское пенсионное право", стр. 79.
- 前掲書、一五一頁。
- 「ソ連邦共産党史」②、大月書店、五八七頁。

前揭、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 94.

132

前掲書、一六四頁。

31

29

30

27

28

前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一五五一六頁。

- 18 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四一一二頁。 一四二頁。
- 19 前掲書、
- 21
- 前掲書、 前掲書、
 - 一五1—二頁。 一四二一三頁。
- 前掲、「ソ連邦共産党史」⑵、五九三―四頁。
- "Социаньное страхование в СССР", допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высщих школ 前揭、"Советское пенсионное право". стр. 80.
- профявижения. профиздат, Москва, 1973. стр. 57-8. 前掲、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 17.
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六五頁。

25 24

- 前掲、"Советское пенсионное право". стр. 81.
- Там же, стр. 81.
- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 18. 前掲書、一五六一七頁。
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六四頁。
- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 33.
- Там же, стр. 95.

34 33

35

Там же, стр. 96.

Там же, стр. 97.

133

材を軍事力を高めるためにふり向けることを余儀なくされた。

②第一次五ヵ年計画の時期(一九二八/九年—一九三二\三年)

は戦争と侵略への方向がつよまった。このような情勢のもとで、 したことのない深刻で長期にわたる経済恐慌がはじまった。資本主義体制の危機が進行するなかで、帝国主義国 一九二八年一〇月、ソ連は第一次五ヵ年計画の遂行に着手した。 ソ連は国防力を強化し、 翌二九年の末、資本主義世界では、かって経験 かなりの人手と資金 · 資

えば、工業では労働生産性の向上に根本的な転換が生じ、 の一途をたどっていた。 一九二九年は、社会主義建設のすべての戦線で大転換のおこった年として、 しかし、 資本主義世界が恐慌で苦しんでいるとき、ソ連での社会主義経済は困難な条件のなかでも対照的に向上 また、社会主義的蓄積の問題もほぼ解決され、 ソ連の歴史ではみられている。 農業では たと

お 農民の大多数がコルホーズの道に転換した。 この二九年における社会保障の動きのなかでまず第一に注目されるのは、老齢年金の適用範囲の拡大である 前述のようにこの年に、女子にたいする老齢年金受給に必要な労働勤務期間は二五年から二〇年に 短 まず、 二九年五月一五日付「老齢 縮 の場 され な

この決議につづいて五月二三日付で連邦社会保険評議会が規則を承認した。この規則によって、地下に雇用されて、ッパト にたいし、心険な職業における年金受給開始年齢を引下げる権限を付与した。老齢年金は、 合における社会保険手続による保障に関する」ソ連中央執行委員会およびソ連人民委員会議の決議により、 た)。すなわち、二八年から繊維工業労働者に適用され始めた老齢年金は、 五〇%と定めた。 電気化学工業、鉄道および水運で働く労働者に適用が拡大された。この決議はまた、社会保険評議会では一次のでは、 なお、 この決定でもまだ、年金給付は、 現実に退職した申請者ということが基礎になっていた。 被保険者の前の収入の 鉱業、

くとも一年間は、保険計画に包含されている産業の一企業、またはそれ以上の企業で継続的に雇用されていたこと 下で就業していたことを条件とした。このほか、この規則は、老齢年金を請求する者は、一般に退職日の直前少な いる炭坑夫は、五〇歳で老齢年金を請求できることになった。 ただし、労働勤務期間二〇年のうち一〇年以上は地

を証明することを条件として定めた。

強調している。ここから、基幹労働要員への最良の保障、労働生産性向上への全面的協力、保険機関と労働者との 決定は、国の工業化の一般的課題からの社会保険の立遅れを指摘し、社会保険機関の仕事の根本的改善、社会主義 労働者階級の生活の改善、その物質的および文化的状態の改善の重要な要素に変化した」と述べている。 時に 「プロ て国家の一般的工業化計画の基礎の上に労働生産性の増大をより以上に促進させることである」ことを指摘し、同 建設の課題への社会保険の従属を要求した。この決定では、社会保険の主要な任務が「あらゆる可能な手段によっ 者階級のもっとも主要な獲得物の一つである。国民経済の強力な発展と国家の急速な工業化の結果、社会保険は、 「ソ連の社会保険は、生活と文化のもっとも重要な側面をとらえており、十月革命の勝利によって達成された労働 「社会保険に関する」全ロシア中央執行委員会およびソ連共産党(ボ)中央委員会の決定がだされた。この決定は、 その後、社会主義化の新しい情勢に即応する社会保険の任務を定めるりえで重要な意義をもった九月 二八 レタリアートの主幹を形成する集団にたいする保障規定を改善することが絶対的に必要である」ことを そして、 日付

期における年金保障の法律的および組織的な構成形態の詳細な分析をおこない、老齢保障の諸問題を解決する必要 関係の緊密化、それと社会保障機構の再編成の必要という方向が定められた。とくに年金について、社会主義建設

働勤務期間と年金を受ける権利のより密接な結びつきを定める必要を強調し、年金の額は勤労者が従事している国 性が強調されている。具体的には、老齢年金保障をすべての生産労働者に漸次、適用するという課題を提起し、労

響を与えた。

る優先的取扱い」を勧告している。この決定は、社会主義的工業化のもとでの社会保障のその後の方向に大きな影(弱) 民経済部門に依存して決定されなければならないと述べている。このほか、疾病の休暇の許可について医師および(タ) 同僚労働者が「一層厳格に統制」し、「療養地、サナトリウムおよび休息の家の利用に関し、生産労働者にたい す

間と結びつけられるようになった。 の受給者は、少なくとも三年以上雇用されていたということを条件とされた。すなわち、この手当が初めて雇用期 な補償が支給され、これより短い日数の労働能力の喪失の場合には、賃金全額の補償は、工業における生産労働者 修正に関する」決定をした。これにより、手当は、一五日以上の労働能力を喪失している疾病の場合にだけ、完全 および運輸労働者(鉄道および水路)にたいしてのみ許可されることになった。そして、この場合においても手当 一〇月一九日には、連邦社会保険評議会は「一時的障害の場合における手当支給を規整する規則の変更ならびに、ソルト なお、そのほかの被保険者は障害の発生後、初めの五日間は喪失した賃金の七

付連邦社会保険評議会決定、三〇年五月一三日付ソ連中央執行委員会およびソ連人民委員会議決議(第五項)、 そ になった。また、地下労働および有害労働条件の労働に従事する者には、低い年金受給開始年齢が定められた。 学工業、煙草(嗅ぎ煙草をふくむ)工業、ガラス工業、それと陶磁器工業の労働者にさらに適用が拡大されること れと同じく三〇年の九月二日付連邦社会保険評議会決定により、老齢年金が適用されることになった。>>++- [3] 五%、第六日目以後から全額補償を受給できた。 永年勤続年金についても、二九年七月三日付、同年九月二五日付、そして三〇年七月二三日付のソ連中央執行委(g) (g) なお、すでに労働者に老齢年金が適用されている国民経済部門で働いている技師・技術職員にも、一○月三一日 年金関係では、一二月一二日付連邦社会保険評議会決定により、三〇年一月一日より、老齢年金は印刷工業、化年金関係では、一二月一二日付連邦社会保険評議会決定により、三〇年一月一日より、老齢年金は印刷工業、化

維持のための基金をコル

職員は、教育予算で給養された。

さらに、その後、三〇年の農業協同組合模範定款は、(ii)

高齢と労働不能のコルホーズ員への託児所、

子供遊園地の

員会およびソ連人民委員会議の決議により、医学および獣医学の従事者、農業技師にたいして導入された。

かの施設に最優先的に収容する、被災者には返還する義務のない一時的手当を支給するなどの内容である。 たすべての市民に、被保険労働者と同等に医療援助を提供する、彼らの子供は、子供の家、 革命との闘争に積極的に参加した結果、被災した人びとのようなそのほかの市民に実施する、 る」決議を採択した。これは、被保険者とその家族にたいする年金保障を、労働災害のときのような場合、それと 委員会と人民委員会議は、二九年一一月一六日「富農の強圧で被害を受けた人びとと農場へ援助すること に 関 す (хозяиство) このほか、農業集団化のこの時期に、農村での富農との階級闘争が激化したという条件のもとで、 コロニー 富農の強圧で被災し およびそのほ ソ連中央執行

ル にたいし、 ホー 農村では、また、 ズにおける就学前施設の組織化に関する」教育人民委員部とコルホーズ本部の命令書がだされ、では、また、コルホーズでの子供の施設の発展にも注意が向けられた。この二九年に、四月二4 自己の負担で幼稚園、 児童保護預所および子供の家をつくることを勧告している。 なお、 四月二七日付 ここでの教育 コ ル で「コ ホ ーズ

三〇年の初めにコルホーズ建設の五カ年計画は大体において遂行された。三〇年にソ連の歴史ではじめて、 国民

ホーズ内につくることを規定している。

六 位、 資本主義国よりはるかに立遅れていた。 経済制度にたいする社会主義経済制度の優越性をはっきりと示した。とはいえ、ソ連は、鉱工業生産の水準で先進 経済のなかで(価格の表示で)鉱工業の比重が農業の比重を上まわった。社会主義工業の高い発展速度が資本主義 電力の生産では第九位という水準であった。(※) 二九年で、 重工業を発展させる、 粗鋼の生産では世界で第五位、 とくに、 鉄鋼業の立遅れを克服するなど 銑鉄の生産と石炭の産出では第

た。

囯 国にするために犠牲と厳重な節約の必要から、 の生産力をさらに急速に高めなければならなかった。 多くの困苦欠乏に耐えなければならないという状態にあった。 国はまだ貧しく、 国民、 なによりも労働者は、 国を工業大 この

時期のソ連での社会保障政策を理解するためには、このような諸条件を考慮する必要があるだろう。 三〇年には、まず一月三一日付「農村住民への医療援助によるサービスの手続に関する」ロ ≥⁄ ア共 和 国 人民委員

(услугв) (услугв) 険者と等しい根拠にもとついて医療援助による保障を受けるようになってきた。このことは、この種類のサービス(обслуживание) 社会主義的工業化、 会議の決議がだされた。 農業の集団化という課題の成功的な解決という条件のもとで、 これにより、 農村地域での医療援助はまず第一に被保険者とコ 一月三一日付決議は、 勤労者のより広範な階層が被保 ル ホ 1 ズ員 そ の に提供され 例 で あ っ

うな条件のもとで、二月一一日に発布された規則により、老齢年金は、従来は申請者が退職した場合に認められて この規則は、 に いたが、それを退職するか、「同一雇用の場所において収入の低い仕事に転職」した場合に認められるという こ と 変更された。 の)時期 の高い工業化テンポは、 いわゆる小法典編纂の形態による、年金立法の規範の統合であり、 これは熟練・ベテラン労働者を保持していくという政策によるものと思われる。 ソ連中央執行委員会および人民委員会議は、「社会保険による年金および手当規則」 ソ連の失業者をなくし、 失業問題を労働力不足の問題に変えていった。 障害年金保障と扶養者喪失年金保 を承認した。 (18) このよ

三〇年六月-七月にソ連共産党(ボ)第一六回大会が開かれたが、この大会は、社会主義的工業化のテンポを早める

障の分野に一連の新しい規定を導入した。(※)

とくに年金保障で、職員とその家族とくらべ、労働者とその家族の年金

を受ける権利

に若干の特典を定めた。

と述べ、社会保険の諸問題の解決への労働組合の参加を強化する必要性を強調した。この後、労働組合は社会保険 善をはかりつつ、社会保険によって使用される巨大な額の合理的利用の問題で最重要な機関でなければならない」 を決定し、そのなかで、社会保険の重要な意義を指摘しながら、「……労働組合は、保険金庫の仕事の系統的 な 改 で実際に遂行しとげるよう」中央委員会に委任した。この大会はまた、「再建期における労働組合の任務について」(8) ことを確認し、「今後も社会主義建設に戦闘的なボリシェヴィキにふさわしい速度を確保し、 五カ年計画を四カ年

の分野で積極的な役割を果すようになる。

関する」決定を採択し、また、失業者を扱う職業紹介所を秋に停止した。当時資本主義世界では、二九年からの大関する」決定を採択し、また、失業者を扱う職業紹介所を秋に停止した。当時資本主義世界では、二九年からの大 ットの一層の拡大、労働者と職員の子供へのサービスなどに利用できるようになった。旣 ソ連には存在しない。これに関連して使用されなくなった多額の社会保険の資金は、サナトリウム、休息の家のネ は、第一次五ヵ年計画のなかで失業問題は基本的に解決された。これ以後、失業手当という保障 恐慌のため失業者は史上最高、三、〇〇〇万から五、〇〇〇万人と推定される状態にあったが、社会主義 ソ 連 で の一〇月、ソ連労働人民委員部は、「失業者を労働に直ちに派遣することおよび失業手当の支給を停止すること に ズ・ソフホーズ建設の急速なテンポは、 たせなくなった。一〇月二〇日のソ連共産党(ボ)中央委員会決定は、「国の社会主義的工業化の大成功と、コルホー 者が職業紹介所に登録されていたが、三〇年一〇月にはそれが一四万人に激減し、職業紹介所は労働力の需要をみ 三〇年末に、ソ連では、失業者が完全に消滅することになった。二九年一〇月には一三六万五、〇〇〇人も失業 ソビエト連邦の失業の完全な一掃をもたらした」と宣言した。そして、こ (失業保険)は、

できるような方法に作業時間割を訂正する」ことを命令する指令を発した。これには、障害労働者が「優先的」に

ソ連労働人民委員部はまた、一一月二六日、すべての企業管理者にたいし、「障害労働者に軽易な作業の割当 が

べ、労働能力を失った労働者の雇用は「労働力の訓練および再訓練」にとって特別な重要性をもっていると指摘し 雇用される詳しい、仕事の一覧表が付けられた。そして、労働人民委員部は、「社会主義建設の急速なテン ソ連における失業の完全な一掃とは、国民経済のあらゆる部門の熟練労働者の追加的雇用を必要としている」と述 ポ ٤

を指摘し、 その仕事を再組織しなければならない」と。この月の労働機関会議はまた、疾病手当に消費された「巨大な金額」 その実践的運営を通じて、高度に社会主義建設の完遂と労働の訓練の改善を前進させるために、自らを再調整し、 したが、そのなかで今後の社会保険を指導する基本原則をつぎのように述べている。すなわち、「社会保険機関は、 このほ か一一月には、第七回労働機関全ソ大会は「社会保険の現段階と当面の任務」を扱った長文の文書を採択 その国民経済におよぼす「大きな弊害」を述べ、さらに「労働者の生産増大」の必要、ならびに党が衛

生の改善および疾病の防止ならびに病人の要求にたいする厳格な抑制を求めているという特別な勧告をしている。

関の保障のもとにある、兵役と労働による身体障害者、コルホーズ員のうち、出生の場合と生れたときからの身体 職業学校が組織され、ここにはいる権利をもつ人びとの範囲も拡大された。とくにこのような権利は、社会保険機 会主義建設に従事することになった)。 障害者に認められた。三〇年に、これらの学校は九校が機能していた(三二年には一五万人以上の身体障害者が社 と身体障害者就職斡旋科学センター 具の企業と工作所が社会保障人民委員部の管轄に移され、 社会保障のそのほかの分野では、たとえば、三〇年には、レニングラードとシペリア補装具研究所をふくむ補装 (цитин) が創設されている。身体障害者のための特別な職業技術学校と中等 また、 モスクワに労働能力鑑定科学センター

国の工業化の一般的課題からの社会保険の立遅れが党によってつよく指摘されており、党中央委員会が社

140

社会主義的工業化と農業集団化の開始期 和見主義者」は、保険機関の活動を手当と年金の枠内に限るよう努力し、 る政策に意識的に反対する活動もおこなわれていた。すなわち、労働人民委員部と労働組合にいた一部の「右翼日 び労働者の社会諸団体と密接に結びつかず、生産部面に保険活動家をつくりだすことにあまり注意を払 支出され、 にもかかわらず、社会保険機関は、「失業手当」の名目で数百万ルーブルも支給されていた。 として、 範な保険活動家をつくりだすことに注意を向けることが緊急課題とされていた。このような政策が強調された背景 労働組合だけでなくすべての労働者の統制のもとで遂行されること、このために大衆的な保険教育を発展させ、広 険の役割は位置づけられていた。そして、保険機関が労働者の社会諸団体と密接に結びつき、(88) 段階においては、『保障』以上のものが社会保険に要求されている。今や社会保険は、社会主義的攻撃の目的 ブ った。これらのことが、現実に起きている問題点として指摘された。これに加えて、党と政府の社会保険にたいす に無関係な分子をしばしば年金で保障していた。また、社会保険資金が度たび社会主義建設の利益を考慮しない 自らを脱却しなければならない。 仕しなければならない」ということ、そして、この遂行を可能にさせるためには「社会保険は古い時代の痕跡から 付決議ですでに述べた。「復興期間中社会保険は、 ル , ?' 社会保険の立遅れの実態はつぎのような現象として表われていた。 ア均等化」を定着させ、 労働生産性の向上をめざす闘いの要素として利用されなかった。さらに、 すなわち、日和見主義的理論から脱却しなければならない」と、 社会保険に保障による格差を導入することを失敗させるために運動した。 労働者階級の福祉を保障する制度であった。 労働規律の違反者を支持しなが ら、 すなわち、 社会保険の機関は、 失業が完全に消滅している 保険金庫は、 その仕事のすべてが 今日の社会主 再建期 てい 企業およ の社会保 階 義

級

で 的

なか

会保険機関の仕事の根本的改善、

社会主義建設の課題への社会保険の従属を要求していたことは二九年九月二八日

K

奉

の

一小

社会保険は労働生産性の全面

共産党

(ボ)は、重要な生産要員は、保障で特典を利用できなければならないし、

的な向上と、社会主義競争の発展を積極的に促進しなければならないと考えていた。

防ぎ、 後の雇用場所における勤続期間によって決定されることを要求する規則を規定した。 保険機関の実地の仕事における官僚主義の決定的な根絶」を要求している。そして、そのための具体的な計 本的改善、 保険によるサービスで特典を定める必要に関する決定を採択した。 険の再編成に関する決定、国民経済発展への全面的協力のため、主要な、指導的な工業部門の労働者にたいし社会 て、疾病の第一日目からの賃金全額補償は、三ヵ年以上雇用され、かつ現在の仕事に二ヵ月以上働いていることを められた。 一九三一年一月、全ソ労働組合中央評議会第五回総会は、党の指示の方向に沿って、「生産を注視した」社 労働者、 たとえば、社会保険による手当が、申請者の労働者、職員としての全雇用期間だけでなく、その者の最 その仕事の再編成、工場、 職員を生産に定着させ、 製作所および大国営農場への接近、社会保険従業員の基幹要員の改善、 生産技術を習得させることが目的である。具体的には、 総会はまた、「上から下までの社会保険網 これは、 労働力の「流動」 疾病の手当につい 頭が定 社会 の根 を

%)相当額、一ヵ月後から賃金の六六・七%の手当を支給されることになった。 間を通じ、 および快復期患者の療養の家にはいることに雇用期間が基準とされた。(4) ○日間は稼得賃金の六六・七~七五・○%の手当、また、 賃金の六六・ 七%の手当を受けた。 非労働組合員は、 現在の仕事に一年未満雇用されていた者は、 障害の最初の一カ月は、 このほか、療養地、 賃金の二分の サナトリウム 障害の全期 (五)

証明できる労働組合員にだけ支給される。これらの条件を満たすことのできない組合員は、障害発生後、

最初の二

組織されていた保険制度とは別個に存在させることを予定した。 および鉄道輸送など主な部門にたいして」それぞれ特別保険基金を創設した。 総会 は、 新し い組織体系についても計画した。 すなわち、「重工業 この主な目的は、 (炭鉱、 これらの特別保険機関は、 国民経済計画のもとで、 鉄鉱、 冶金、 機械製 地 域的に もっと 化学)

会保

び雇用期間条件の短縮、

(b)一つの特定産業における雇用期間に応じた手当の増額、

(c)賃労働の仕事を継続している

者喪失の場合の保険にたいする規則を改正し、

害、老齢および扶養者喪失の場合の保険を改善するために、社会保険評議会は一カ月以内に障害、

(a) 困難か

つ危険な仕事に従事する労働者にたいして高率の手当およ

に、七つの特別保険基金(前述の六つの部門に水路輸送部門を加えた)が設置された。 も重要な産業に従事する労働者、 職員を扱う保険機関にたいし、優先的に金融を確保することであっ た。 三一年

の場合、年金と賃金の総計は一定限度額を超過できないように定められていた。 る」といり内容であった。これにより老齢年金受給者が労働に引き続き参加でき易い条件をつくった。 給付は、 険評議会は、一月二〇日、「老齢年金の受給資格者で労働を継続する者に関する」決定をした。これは、「老齢年金^^^** 労働力不足が続き、労働力(とくに熟練労働力)を確保することが困難であるという状況のもとで、連邦社会保 被保険者が給付を申請する直前に雇用されていた仕事を、 退職したか否かに関係なく認められるべきであ ただし、こ

当は、稼得賃金の半額から全額まで格差がついた。これらの政策は、社会保険の分野における均等化 差のついた規準を導入し、また、先進的労働者にサナトリウムと休息の家の利用券の利用で特典が定められた。 さ、労働組合の組合員であること、生産の突撃作業班員であること、それと生産部門に依存して、手当と年金に格 る。すなわち、以前の均等的な規準の代りに、総合計としての、および継続としてのそれぞれの労働勤務期間 この決議は、 その後、三一年六月二三日、ソ連中央執行委員会および人民委員会議は「社会保険に関する」決議を採択した。 このほか、この決議には、「とくに重要な産業(石炭、金属、化学など)に雇用されている労働者にたいする 障 生産の重要度、労働勤務期間、 とくに突撃作業班員の奨励、労働力の流動の防止、主要部門の労働者の保護の改善を目的とした。 労働にたいする態度を考慮した新しい保障手続きを定めた と闘い、基幹 内 容で の長 ぁ

老齢および扶

く

地方でのその機関は、

実際に

は

労働人民委員部の制度とよりも労働組合とより密接に

はすでに、

労働組合の機関になった。

産業部門別金庫の創設は、

社会保険の資金を、

まず第一に基幹的な産業部

結びつい

てお

Ď,

基本的

保険評議会によって、 後述 のように一 カ月でなく七カ月後の三二年二月二九日に発布されて

保険

金受給者に

たいする優先的取扱

いなどを規定する指令を受けた」と述べられていた。

この新し

い 規則

は

社会

なわ このことは、 中央社会保険 選挙され 該労働組合中 同 は 時に、 Ę 、社会保険本部は解散され、その代りに共和国社会保険金庫がつくられ、(гавное управление социалиным стахованием)に、ソ連中央執行委員会と人民委員会議は、保険金庫の再編成、その作業改 共和 た 保険 国地 金庫 央委員会の直接的な統制 ま た 組 域 が 織 P 金庫と同じく、 組織され と労働 っ とも重要な工業部門と輸送では、 組 た 合の 、ソ連労働人民委員部社会保険中央管理局に所属されたが、そのすべての仕、ソ連労働人民委員部社会保険中央管理局に所属されたが、そのすべての仕この産業部門別中央社会保険金庫(機械製作、冶金、基礎化学、鉄道 とれ 関係 のもとでおこなわれた。 をい っそう強化するための重要な 労働組· この金庫の委員会は、 合の直接的な指導のも その作業改善の一連の措置を決定した。す 歩であ その っ た。 労働組合大会で選挙され 委員会は諸組合間の とで活動する、 産業部門別保険 そのすべての仕事は当 と水 産業部門 金 庫、 ع な 別

門 に向けることを可 能にし

庫 所 労働者 に直 が組 さら 接、 中央あ の社会諸団体に立脚 織され 属 産 る 業部 た い は ے 菛別 州 ō 所長 保険 の 産業部門別 金庫 しながら、 は 労働 Ė ょ 9 金庫に属していた。 組 てサ 合の 手当を裁定し、 製作所 1 ピ ス を受ける企業、 • 工場委員会のメンバー 支給した。 そのほかの産業部門では、 それ 産業部門別 と地域網の大規模と中規模 で 金 あっ 庫 っ た 支払所は地方 組織されてい 支払所は、 る産業部門の支払 0 その活動とし 州 企業 地域保険金 K 支払

月二三日付

「社会保険に関する」

決議はまた、

手当支給の一

定最高額

の制限を事実上無意味なものとした。

択される

(コルホ

そして、七月二〇日、社会保険評議会の決定は、 ルを越えないすべての被保険者に拡張した。 は、嬰児の一揃いの産衣類の購入費、授乳手当(「追加」手当)にたいする受給資格を、所得が月額三〇〇ル - プ 給される手当の一定最高額は、月額三〇〇ルーブルに引上げられた。さらに、八月一一日付社会保険評議会の決定 いして手当の支給制限を廃止した。そして、そのほかのすべての被保険者(大部分は非筋肉従業員)にたいして支 国民経済の社会的部門における筋肉労働者および技術従業員にた

織するという職務を金庫に負わせた。 自分の労働によってコルホーズの仕事に参加できない男女コルホーズ員に援助を与える、託児所、老人ホームを組 民委員会議は、「男女コルホーズ員社会相互扶助金庫規則」を採択した。この規則は、高齢者、 承) に改組され、この金庫が発展した。三一年三月一三日、 だすようになった。 央執行委員会とロシア共和国人民委員会議の決議)で、作家と造型芸術家に特別な年金規則が定められた。 この時期における農業の全面的集団化への移行は、賃労働の消滅と、コルホーズ員社会保障の新しい形態を生み このほか、この年に、文学と芸術の重大な意義を考慮し、 とくに、農民相互扶助組織は、 なお、相互扶助金庫に関する全連邦的な標準的法令は、三二年二月一日に採 コルホーズ相互扶助金庫 一一月三〇日付「造型芸術家年金規則」(全ロシ 全ロシア共和国中央執行委員会およびロシ (農民相互扶助金庫の権利 労働不能者 など、 ア共和国人 務 を継 ァ 中

の6耳ecTBO)

の主要な定員は相互保険金庫と産業協同組合相互扶助金庫に引入れられるだろうことを考慮して、独立労働の人び

四月二〇日、全ロシア中央執行委員会とロシア共和国人民委員会議は、「独立労働の人びとの相互扶助

ていた。しかし、この形態は十分に発達しなかったし、協同組合化の過程で、その必要性は消えていった。三一年

い金額であったが、社会保険機関は独立労働の人びと(協同組合に参加していない家内工業者)に保障を与え

ーズ社会相互扶助金庫に関する」ソ連中央執行委員会幹部会決定)。

との相互扶助(金庫)をより一層、実施することは目的に適っていないと認める」ことを決定した。(8) で、農業に従事する人びとに定めた規範によって社会保障機関から年金を受けている人びとに、つぎの追加手当、 この年の一二月一〇日に、全ロシア中央執行委員会とロシア共和国人民委員会議はまた、農業と関連をもたない

三一年中に全国平均で農民経営の半分以上がコルホーズに加入し、集団化した。 めにかけて開かれたソ連共産党(ボ)第一七回協議会では第二次五ヵ年計画を作成する課題を検討した。農業では、 すなわち、匈嬰児の看護品のため、匈乳児の哺乳のため、②埋葬のため、のそれぞれの手当を実施した。 三一年の工業生産実績は、五ヵ年計画を四ヵ年で遂行することを保障した。そのため、三二年一月末から二月初

制を組織しなければならない」(イ・ヴェ・スターリン、(タイ) では、やはり三一年に(三月、第六回ソ連邦ソピエト大会)で、コルホーズの収益分配の基本原則として、全コル 止し、旧来の賃金等級制を打破し……熟練労働と不熟練労働、重労働と軽労働との差別を考慮するような賃金等級 ホーズの一般的な労働の量と質の計算方法として作業日を採用することを確認し、この年に出来高払い制と作業日 工業の発展テンポを高めるために労働力の流動化をなくし、熟練労働力を確保する目的で、「賃金の画一制 三一年六月)ことがこの時期に強調された。また、 を廃

公衆保健指導と、そのほかの区で彼らへの系統的な健康診断を実施するという課題を提起した内容であった。 れることになった。つづいて、青年の健康に特別に配慮をするため、二月一五日付で「大衆的な学校での内部整備 る」ソ連中央執行委員会幹部会決定により、全ソ連規模で農民相互扶助委員会がコルホーズ相互扶助金庫に改組さ 三二年にはいって、社会保障分野では、まず、前述のように三月一日に「コルホーズ社会相互扶助金 庫 ロシア共和国人民委員会議の決議が採択されている。これは、主要な労働者区の学童への完全な(39) K 関す

制

则に移った。 (55)

関する」ソ連中央執行委員会およびソ連人民委員会議の決議にしたがって発布されている。二月二九日付決定は、 の年金保障改善に関する」連邦社会保険評議会決定である。この決定は、前述の三一年七月二三日付「社会保険にの年金保障改善に関する」連邦社会保険評価を決めた。 この年に社会保険の歴史で大きな役割を果たしたのは、つづく二月二九日付「身体障害、扶養者喪失および老齢

④きつい、および有害な生産に従事する労働者にたいする年金により高い規準と短縮された労働勤務期間を定め、 害年金と老齢年金の年金規準を著しく引上げ、⑶労働者が従事する国民経済部門に依存して年金額に格差をつけ、 ⑴老齡年金を全国民経済部門の労働者および技師・技術職員に適用し、⑵年金の規準、とくに一般的疾病による障

を導入した。さらに、身体障害の程度を示す等級を、従来の六等級制から三等級制に変更した。 ⑸当該部門での労働勤務期間の長さに応じて年金額に格差をつけ、⑹賃労働を続ける年金受給者に種々の刺激形態

およびその労働の有害性によって、つぎの四部類に分けられた。 この決定の主要な内容をさらに詳しく述べることにする。まず、年金受給者は、従事する国民経済部門の重要性

第二部類 第一部類 ——金属工業、機械工業、電気技術工業、石炭工業、鉱山業、 ――地下労働およびその他の有害労働に従事する労働者。 石油

(採油および精油)

工業、

基礎化学

第三部類 第四部類 工業、ゴム工業、鉄道輸送、水路輸送、通信関係製作企業の労働者 ――他のすべての筋肉労働者および生産に従事する非筋肉労働者。 ―そのほかのすべての非筋肉労働者。

肉労働者は、 年金額は、 この部類に応じて格差をつけた。たとえば、老齢年金では、後述のように、三七年に第四部類 従事する産業部門の労働者と同一部類にはいり、 第三部類は五〇%となっている。 第四部類が廃止され、三つの部類になるが、それに の非筋

よると第一部類は賃金の六○%、

第二部類は五五%、

上、六〇歳、女子は、二〇年以上、五五歳)。 うち一○年以上をこのような労働で過した者は五○歳で年金を受給できる(一般には、男子は勤務期間 二 五 年 以 老齢年金ではまた、 地下労働またはそのほかの有害労働に従事する労働者、職員で勤務期間二〇年以上で、 その

⑴不規則就業、问短時間の労働、汃大幅に低い資格条件しか要求しない他の職業に利用しうる者」すべ て を 含 め 力を喪失した者)は従来の通りであった。第三等級には、「通常の労働条件では働けないが、残された労働能力を、 能力を完全に喪失し、常時介護を必要とする者)、第二等級(本職およびそのほかの一切の職業にたいする労 障害年金では、まず、障害の程度が六つの等級に分けられていたのが三つの等級に変えられた。 第一等級 (労働

齢によって)雇用されていたこと、そのほかのすべての筋肉労働者は二年~八年、また非筋肉労働者は二年~一二 の年金額は、 るが、長期間の雇用期間をもたない年金受給者には、部類による格差はあまり大きくない。すなわち、第一等級で 年間の雇用期間を資格として必要とされた。前述の部類と、障害の程度(等級)によって障害年金の額に格差があ 般的障害の場合における年金受給には、地下労働者および他の危険な職業に従事する者には一年~六年間 賃金の六七~六九%、第二等級は四七~四九%、第三等級では三三~三五%の間で部類に応じて決定 牟

年、 年金額に差がでた。第一部類の年金受給者の最高率は一八年以上の雇用期間をもつ者で、第二部類は同じ く 二 三 の年金は、第一等級では、第一部類が賃金の一〇〇%、第二部類九〇%、第三部類八〇%、第四部類七五%と一〇 しかし、長期に雇用された者には、部類によって長期雇用にたいする追加(付加金)がかなり異っていたため、 第三部類三一年、第四部類では三四年のそれぞれ雇用期間を最高率を受けるのに必要とした。そして、

になっていった。

災害障害の場合には、第一等級は賃金の一〇〇%、第二等級七五%、第三等級では五〇%と定められた。 第三等級では、それぞれ、六六%、五六%、四六%および四一%である。これらの率は一般障害の場合であるが、 ○~七○%の幅があった。同じく第二等級では、各部類に、八○%、七○%、六○%および五五%となっており、

期間によっても高い率(割増)で年金が計算された。また、あらゆる場合に、年金の算定根拠となる賃金の最高は 一、二〇〇ループルと定めた。 年金額の格差の根拠は主として累積された全体の勤務期間であったが、二年以上、同一の職業を続ける継続勤務

部の機関の制度内に形式的には留まりながら、社会保険は、実際的には、ますます労働組合組織の仕事の構成部分 改善で労働組合組織の役割をいっそう強化することに関し、労働組合の組織に指示した。こうして、労働人民委員 人の場合には一二五%である。以上がこの決定の主な内容であった。 であろう年金額を基準とし、扶養者一人の場合はその五〇%、二人の場合七五%、三人の場合一〇〇%、そして四 同じこの年の四月に開かれた第九回労働組合大会は、保険機関再編成の措置の実施を提案し、社会保険の仕事の 最後に扶養者喪失年金であるが、この場合の年金は、死亡者が生存していた場合に障害年金の第二等級で受けた

ば、従来は地方の平均賃金を基礎として計算されていたが、全国一律に、一揃の嬰児の産衣購入費にたいして三二 より、これらの手当を受ける権利をもつ者の範囲が年金受給者にも拡大され、固定額の手当を実施し た。 および授乳手当の支給は、出産休暇(または夫が被保険者でも妻が被保険者でない場合は分娩)直前の一定期間継 ルーブル、 四月にはまた、四月一七日付連邦社会保険評議会の決定で、分娩手当規則と埋葬手当規則が定められた。(6) 授乳手当として総額四五ルーブル(九カ月間)、すなわち月額五ルーブルと定められた。さらに、 たとえ これに

当(平均稼得賃金の四〇~五〇%の額)が、新しく導入された。また、社会保障機関から年金を受ける身体障害者 (g) 続的に雇用されていたことが条件とされ、その最低必要期間は、婦人突撃作業班員、機関士および技術 者 は このほか、三二年には、 そのほかの労働組合員は八カ月、非労働組合員は八カ月であった。(ff) 制限された労働能力をもつ者にたいする生産訓練期間 (再教育あるいは職業転換) 四 の手 カ

の強固な基礎も生まれた。 ==技術的基盤の強化のための前提をつくった。同時に、このことによって勤労者の物質状態の改善と文化水準向上 要な課題の解決を保障した。社会主義経済の土台の建設は、 した。第一次五ヵ年計画の完遂は、社会主義の土台の建設という、資本主義から社会主義への移行期のもっとも重(%) 中央委員会と中央統制委員会合同総会は、第一次五カ年計画期間にソ連は農業の国から工業国になったことを確認 の身体障害者にたいする年金の最低額が著しく高められている。(gi) の年金も引上げられ、 九三三年の初めに、第一次五ヵ年計画が四年三ヵ月で達成されたということが報道された。そして、一月の党 たとえば、この年に、赤衛兵とパルチザン、 第一次五ヵ年計画期間に労働者とコルホーズ員は、食糧と工業製品の供給などまだ少な ソ連の生産力のいっそうの発展と、社会主義の物質的 および彼らの家族のうち、 第一等級と第二等級

諸機関の枠をこえて増大した。これらの機関はもはやこれらの業務を処理することができず、かつ、生産の変化、

国民経済の急速に成長する条件のもとで、労働保護や社会保険に関する業務は労働人民委員部の地方的な

発展の要請に対応できなかった。

他方、

このような情勢のもとで、

三三年六月二三日、「ソ連労働人民委員部と全ソ労働組合中央評議会との統合に 関す

労働組合は、はるかに新しい任務に応える能力をもっていた。

基金は四倍以上、保健関係支出は三・二倍、文教費は六倍に増大している。失業と貧困は根絶することができた。(イ゙)

それにもかかわらず、二八年から三二年までに、

たとえば社会保障

からぬ困難を体験していたことは事実である。

150

このように、問題は、

中央評議会に移管する」と規定している。 る」決定がソ連中央執行委員会、ソ連人民委員会議および全ソ労働組合中央評議会で採択された。この決定の第一 ても全ソ労働組合中央評議会の機関に合併し、労働人民委員部ならびにその諸機関の義務は、これを全ソ労働組合 項には「社会保険の機関をも含むすべての地方機関と共に、ソ連労働人民委員部を中央においてもまた地方におい

保険の分野での、新たな、より重大な任務を提起した。国営社会保険の管理機能を労働組合に負わしたことは、こ 障し、労働者と職員の保障における格差を改善、強化し、彼らの文化・日常生活上のサービスを高めなければなら 労働者大衆を社会保険の統制へ参加させるだけでなく実際の活動にも引きいれること、 なかった。この移行は、 ることを労働組合に要求したのである。'社会保険管理の労働組合への移行は、労働生産性向上への闘いの強化を保 の分野でのすべての仕事を、種々の産業部門と企業の特殊性、個々の労働者グループの労働条件、もっとも広範な の仕事にたいする統制から、その直接的な管理に移ることを意味した。共産党とソビエト政府は、 社会保険組織の管理、その資金と財産は労働組合に引渡されることになった。そのことは、 この決定により、社会保険の管理への労働者大衆の参加を拡大し、勤労者の物質的福祉を一層改善する目的で、 社会保険管理における民主主義原理のいっそうの拡大を示したといえる。 などを考慮して、 労働組合は、 労働組合に社会 打ち建て 社会保険

しつつ、社会保険業務を産業部門別の原則に従って組織する」という方針によって労働組合は、社会保険の再編成(タシ この決定の第二条にある「社会保険の実際的指導権を労働組合の中央委員会および共和国、地方、 州機関に集中

会保険のすべての業務を決定的に再編成することであった。

ス業務を決定的に、根本的に改善し、この仕事への勤労者自身の広範な参加にもとづき、生産の利益のために、

労働人民委員部から労働組合への保険の機械的な移行ではなく、

労働者、

職員へ

のサービ

社

(1)一切の社会保険資金

すべての企業と施設では、 労働組合工場・現地委員会(ф3mk)付属の社会保険支払所が働きはじめた。支払所の された。そして、すべての労働組合中央委員会と州委員会に付属して、産業部門別社会保険金庫が活動を開始し、 と、生産・産業部門別原則によるその組織化を行った。 地域・共和国、州、区のそれぞれの社会保険金庫は、 解散

ない区では、支払所の資格で社会保険金庫が形成された。 この決定と関連し、具体的な手続きを定めるため、九月一○日付で「ソ連労働人民委員部の全ソ労働組合中央評

議会への統合手続に関する」ソ連人民委員会議および全ソ労働組合中央評議会の決定が公布された。そこには 「1、一九三三年九月一五日より、全ソ労働組合中央評議会および労働組合中央委員会に左の通り移譲される。

向ソ連労働人民委員部およびその機関 (社会保険機関をふくむ)の所管する療養所、 休息の家、 科学研究所、 そ

い労働機関および社会保険機関の人員の他の機関ならびにその建物および財産

方・州機関に置く。このため、労働組合の中央委員会に社会保険部を、 社会保険を、産業部門別に組織し、その実際の指導の中心を、 労働組合の中央委員会およびその共和国 その共和国・地方・州委員会に社会保険委 · 地

員会を、 企業および施設の工場・現地委員会に社会保険評議会を置く。

組合中央委員会の保険金庫の直接の管理は、組合中央委員会議長がこれに当る。 全ソ労働組合中央評議会にたいし、社会保険事業の一般的指導、社会保険の諸問題に関する労働組合にたい

する監督・指示ならびに社会保険予算および保険料率のソ連人民委員会議への確認のための提出の義務 を 負 わせ

る。

た

社会保険事務の直接指導は、 全ソ労働組合中央評議会第一書記が、 小規模・高能率の所属機関を設置して、これ

全ソ連的意義をもつ療養所および休息の家管理のため、全ソ労働組合中央評議会は、 独立採算制の組織 を設け

4 保険料 は、 支払人によって、国立銀行の関係労働組合の勘定に払込まれる。 る。

切の権利、特権および特典が付与される」と述べられていた。(2) 5 労働組合機関に、ソ連労働人民委員部の全ソ労働組合中央評議会への統合前に、 社会保険機関が享有した、

管理が移され、社会保険組織は、 このようにして、ソ連の社会保険は、 地域別原則から、 政府 (労働人民委員部) 地域別原則と結合した産業部門別原則に再編されることになっ から労働組合(全ソ労働組合中央評議会) の手に

は、 なければならないことが強調された。これは、手当だけでなく、 の許可、 なによりも、 この年の六月に全ソ労働組合中央評議会の大会で疾病保険の再組織を討議したが、ここでは、 および被保険者の子供の昼間託児所、 長期間にわたって雇用されていた突撃作業班員にたいしてまず第一に、そして最高度にあてられ 幼稚園などの許可にも適用された。(グ) 療養地、 サナトリウム、 快復期の患者の療養の家 社会保険

執行委員会および人民委員会議の決議により、飛行士などに永年勤続年金が実施されるようになった。(8) 三三年にはこのほか、一〇月一七日付「永年勤続年金による民間航空の空中・飛行員の保障に関する」ソ連中央

(1) 「ソ連邦共産党史」⑵、 大月書店、六一二頁。

153

- (<<) "Советское пенсионное право", под редакцией М. Л. Захарова учебное пособие. «Юридическая литератра»
- профдвижения, профиздат, Москва, 1973. стр. 58. "Сопиальное страхование в СССР", допущ. качестве учеб. пособия для студентов высщих Москва, 1974. стр. 80. школ
- S・M・シュワルツ「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、松井七郎訳、巖松堂、一九五五年、一六六―七頁。
- <u>4</u> "Советское пенсионное паво". стр. 80 前掲、"Социалиное страхование в СССР". стр. 59.
- "Право на пенсию и его гарантии", стр. 18.
- (15) "Социальное обеспечение", No. 4, апрель, 1978. стр. 10 全ソ労働組合中央評議会編「ソヴェトの国家社会保険」、尾形昭二訳編、理論社、一九五三年、三三頁。
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一三九頁。 前掲書、一三九頁。

7 6

8

- 9 前揭、"Право на пенсию и его гаритии". стр. 18. 尾形昭二著「ソ連の社会保障」、大月書店、一九五九年、二〇五頁。
- $\widehat{10}$ 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四三頁。 前掲書、一四三一四頁。
- $\widehat{\mathbb{I}}$
- $\widehat{12}$ 前揭、"Советское пенсионное право". стр. 80.
- 14 Там же, стр. 80. Там же, стр. 80.
- Там же, стр. 80.
- Там же, стр. 81.
- Там же, стр. 81.

32 31

- <u>18</u> Там же, стр. 81.
- стр. 92. В. С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридческая литература», Москва, 1974.
- Там же, стр. 97.
- Там же, стр. 93
- 前掲、「ソ連邦共産党史」②、六三九頁。 前揭、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 96.
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六七一八頁。
- 前揭、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 18-9. 前揭、"Советское пенсионное право", стр. 81
- 前掲、「ソ連邦共産党史」②、六四〇頁。
- 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 59
- <u>30</u> *日本とソビエト* 、一九五八年三月一五日号、日ソ協会、拙稿。

エム・ペ・キム編『ソ連邦の歴史、社会主義時代』、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、三八九頁。

- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六八頁。 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 58.
- 33 前掲書、一三九頁。
- $\widehat{34}$ 前掲書、一四三頁。
- 35 "Социальное обеспечение", No. 4, апрель, 1978. стр. 10.
- 37 36 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 58 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四〇頁。
- 38 Там же, стр. 59.
- Там же, стр. 59-60.

- $\widehat{40}$ 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四四一五頁。
- 41 $\widehat{43}$ 42 前掲書、 前掲書、 前掲書、 一四四一五頁。 一大八頁。 一四五頁。
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一五八頁。 前揭、"Социальное страхование в СССР". стр. 60.
- 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 60-61.
- 前掲書、一五一頁。 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四六頁。
- 前揭、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 20.

前掲、"Прао социального обеспечения в СССР". стр. 94.

50

 $\widehat{49}$ 48 $\widehat{47}$ $\widehat{46}$ 54

- $\widehat{53}$ <u>52</u> 51 Там же, стр. 95. Там же, стр. 2.
 - 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 95.
- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 97. 前掲、「ソ連邦共産党史」②、六五九頁。

スターリン「新しい情勢――経済建設の新しい任務」、全集、大月版、第一三巻、七七頁。

<u>56</u> **5**5 54

- 前掲、"Право на пенсию и его гарантии". стр. 19.
- "Советстское пенсионное право", стр. 82 前揭、"Советское пенсионное право". crp. 82.
- <u>59</u> <u>58</u> 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六〇頁。

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一一二頁。

前掲書、一一一一二頁。

156

74 <u>73</u>

- 前掲書、一六〇—一頁。 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一五八頁。
- 前掲書、一六五頁。
- 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 61.
- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一五二一三頁。 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 92.

67 66

- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 92.
- 前掲、"Социальное обеспечение". crp.10.

Там же, стр. 94

"Советское пенсионнее право". стр. 82 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 61 前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義時代」、四一七頁。

巖松堂書店、一九五四年、一五○─一頁。 尾形著「ソ連の社会保障」二〇六頁。ソ同盟司法省全同盟法律学研究所編「ソヴェト労働法」(上巻)、 山之内一郎訳。

- 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、二一三頁。 ヴェ・エス・アンドレーフ「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、二五頁。
- <u>75</u> 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 61-2. 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、三五頁。
- 76 「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一四六頁)

前掲、"Право социального обеспечения в СССР. стр. 94.

以上に述べたことからわかるように、社会主義的工業化と農業集団化の開始、そして第一次五カ年計 画 の 時 期 (3)この時期における社会保障政策の特徴

とができる。

するという目的に社会保障(とくに社会保険)は役立たなければならないという面が強調され、その方向に保障が 編成され、労働組合がその推進で積極的役割を果すことになったということである。もちろん、この前提には、 貧困の問題が基本的に解決されたという判断があったし、その解決に全力をあげたことはもちろんのことであ ソ連における社会保障は一定の明確な方向性をもつようになってきた。すなわち、社会主義建設の課題を達成 失

だ残存していると思われる、ソ連の社会保障のもつ特殊性の「原型」をつくりだした側面のあることを指摘するこ という全体的な特殊性が生みだされたと同じように、社会保障の形成についてもそのことが反映され、現在でもま を認めることができるが、同時に、当時ソ連が置かれていた国際的、国内的な特殊な条件から「ソ連型」社会主義 る。この時期の社会保障政策には、社会保障を社会主義的に再編成するという面(労働に応じた分配原則の反映)

として、つぎのような事情を列挙することができると思う。 ①戦争、帝国主義諸国の干渉、内戦によって国の経済、生活が壊滅的打撃を受け、その復興に全力をあげなけれ まだ明確にこのことを明らかにする準備ができていないが、その当時のソ連の社会保障の形成を特徴づけた条件

なりの人手と資金、資材をあてなければならなかった。 ②一国社会主義国として国際的に帝国主義国に包囲され、 国際関係の緊張が続くという条件のもとで、 国防にか

ばならなかった。

にたいする保障、それと軍勤務員への保障がソ連の社会保障で大きな位置を占め、そのために多額の費用を必要と ③前述のことと関連し、祖国防衛の闘い、反革命勢力との闘いで多数の犠牲者が生みだされた。これらの人びと

を保障するため、 ④遅れた農業国から、進んだ工業国への転換を短期間に達成する必要があった。そこから工業の高い発展テンポ 国の全力をそこに集中し、とくに高い資本蓄積に国の資金、資材、労働力を振向けなければなら

なかった。

- 技術者の不足が工業発展を阻害した。そこから労働力の確保、長期継続勤務期間の必要、熟練労働者、技術者の養 質の高い労働力による労働生産性の向上が必要であった。 は農村出身者が占めるといり実態であった。このよりな条件のもとで、労働力の不足に加え、とくに熟練労働者、 ⑥農業国としての状態がかなり残り、文盲も多数、 確保が社会主義建設での大きな課題となった。 存在した。工業化への進展のなかで労働力を必要とし、 しかし、新たに工業に補充される労働力のほぼ三分の二 また
- を集中することがつよく要請された。 ⑥社会主義建設で、とくに基幹産業部門を優先的に発展させる必要から、そこに、労働力、 熟練労働者、 技術者
- これらの条件のもとでソ連では ⑦それに、イ・ヴェ・スターリンの指導上の問題。
- ⑴一挙に全国民に全面的な社会保障を保証することができなか つた。
- ③戦争による障害者、その家族、戦死者の遺族、軍勤務員への保障を重視した。 ⑵もっとも切実に保障を必要としている者を優先せざるをえなかった。
- 仏社会主義的工業化が国の中心課題となり、そこから労働者への保障が優先された。
- 生産部門で働く者、長期に働く者に高い水準の保障をおこない、その結果、社会保障にかなりの格差がついた ⑸とくに熟練労働者、技術者、そして基幹産業部門、 きつい労働条件(地下労働をふくむ)、 有害な労働条件の

(H)

の時期の実態をみても明らかであろう。

による民主的な管理など)したこと、当時でも資本主義国とは質的に異った優れた保障を実現していたことは、こ 種類の増加、保障水準の引上げ、勤労者に費用負担はなく国と資本家の全額負担、無料の医療の徹底、勤労者自身 綱領で示された方向を維持し、経済建設の成功、生産力の発展に応じて着実に前進(適用者の範囲の拡大、保障の このような特徴をもちながらも、 ソ連では、制約された困難な諸条件のもとで社会保障はレーニンの労働者保険

らに、ハ労働力をここに集中する刺激として高い保障をおこなり必要ということが根拠であった。工業における賃 社会的に重要な労働をしていること、何現実にきびしい労働をしていること、ここから高い保障が当然とされ、

コルホーズでの所得の分配でも同じような政策がとられた)。

第五章 社会主義建設の基本的完了期(一九三三―七年)

よる年金保障の導入が完了する。年金は、祖国の福祉のために働いた人びとにたいする配慮として重視された。 農耕法をとりいれること、家畜頭数を増やしその生産性を高めるということが主要課題であった。 1 労働者の技能の向上と技術要員の養成に専念することを指令した。農業では、コルホーズ、機械・トラクターステ 年との比較で二倍以上になることが予定された。大会は、新しい技術を習得し、新しい生産部門の運営に習熟し、 くすということであったが、基本的な経済課題は、国民経済全体の技術的改造を完了することであった。基本建設 題は、資本主義的分子を最終的に一掃し、人間による人間の搾取と、搾取者と被搾取者への社会の分裂を完全にな とえば、三四年一○月一五日「プラウダ」の主張は、「年金受給者──これは勤労者の将来である。プロレタ リ の国民所得は二倍以上に高まり、社会保障は、いっそう完成し、前進し続けた。 は第一次五ヵ年計画の二倍と定められ、一九三七年における鉱工業総生産高は、 九三七年度ソ連国民経済発展第二次五ヵ年計画に関する決議を承認した。第二次五ヵ年計画での基本的な政治課 第二次五カ年計画のなかでは、とくに老齢年金の改善がすすめられ、後述のように、事務職員にたいして年齢に 国民経済の再建は基本的に完成し、この第二次五ヵ年計画の期間に、国民の物質的状態は著しく改善した。ソ連 ション(エム・テ・エス)、ソフホーズを組織的・経済的に強化すること、農業の機械化をほぼ完了し、新 し い 九三四年一月二六日から二月一四日までソ連共産党(ボ)第一七回大会が開催された。この大会は、一九三三― 一九一三年の約八倍に、 一九三二 ァ

に、もう働くことのできなくなったとき、彼らの老年を年金で保障するように配慮している。年金受給者は、感銘

勤労に従事する人びとは、自分たちの国で安心して、裕福に暮すことのできるように、そして彼らがすで

れ た。④

びそれと同等とみられる者、それに、これらの人びとの家族員の国家保障規則」を採択した。この新しい規則は、 額を引上げた。また、軍人およびそれと同等の人びとにたいしても身体障害の三つの等級資格がこの規則で実施さ と農村地域に居住している労働不能の家族員にたいする付加金を受ける権利をすべての身体障害者に与え、 それ以前に公布されたこの問題に関するすべての法令を統一し、年金で保障を受ける人びとの範囲を拡大し、都市 務員とその家族員の年金保障の発展にも大きな注意を払った。三四年には、「戦争、 兵役による身体障害者、 お · 金の ょ

の深い配慮を享受しなければならない……」と述べている。第二次五ヵ年計画のなかでソビエト国家はまた、(②)

個 定めるようになるには一定の時期を必要とした。 水 ホ 助の金額と裁定条件を定めながら使用された。経済的に発展したコルホーズでは社会相互扶助金庫の資金によって き、資金の残りの部分は、コルホーズ理事会によって、それぞれの具体的な場合に、労働不能コル る基金を創設した。 日にソ連共産党(ボ)およびソ連人民委員会議で承認された「農業アルテリ模範定款」であった。この定款の凶条 一項にしたがって、 ーズの経済的可能性から、すべてのコルホーズ員にたいし年金を受ける権利を付与する安定した統一的な条件を ーズの枠内で実施されたコルホーズ員の年金を受ける権利はまだ無条件という性格を持たなかった。 々の労働不能コル 第二次五ヵ年計画の時期に、コルホーズ員社会相互扶助の発展に重大な影響を与えたのは、一九三五年二月一七 また、 各コルホーズは老コルホーズ員への援助、 ホー ズ員にたいし、年金の支給も実際に行われた。 コルホーズ員総会の決定にしたがって資金の一部は、社会相互扶助金庫 子供・孤児の養育、 しかし、 社会相互扶助金庫を通じて各コ 託児所、 遊園地などにたいす ホーズ員への援 へ渡すことがで 国家とコル

このほか、三五年には、

レニングラードで、現在でも活動している補装具企業の技術従業員の養成の ため の エ

軍勤

害者の労働の組織化と労働能力の審査に従事する科学・研究所の統一が実施され、労働能力審査および身体障害者 ۴ 労働組織化中央科学研究所(циэтин)、それと、労働能力審査および身体障害者労働組織化レニングラード科学研 ·教育学研究所(лнииn) 補装具中等職業学校が開設された。また、補装具をつける分野での学術要員の養成も三三年からレニングラー(6) が創設された。 の基盤の上に始められている。この分野に関連して、三五年から三七年にかけ、 身体障

究所 (лиэтин)

ることになった。 各八週間と定めた。このほか六月二七日付法令は、多子家族への国家補助金の制度を設けた。すなわち、これは、 出産手当の支給期間が、以前は職業によって産前産後各八週間ないし六週間であったのを、すべての者に産前産後 乳手当は総額四五ループルから九〇ルーブル(月額五ループルから一〇ループル)に引上げられた。また、妊娠と 七人以上の子供を有する母親にたいする国家の補助で、具体的には、第七子誕生時に母親に二、〇〇〇ルーブルが よび人民委員会議の決議が公布された。この法令によって産衣の購入手当が三二ルーブルから四五ルーブルに、授 大、別居手当の不払いにたいする罰金の増額、および離婚法における種々の変更に関する」ソ連中央執行委員会お 一子の誕生の場合には五、〇〇〇ルーブルが一括払い、以後四年間、年総額三、〇〇〇ルーブルが月割支給され 括払いされ、以後四年間、年二、○○○ルーブル(月割払い)で、第八子、第九子、第一○子までが同じで、第 三六年には、六月二七日付で「堕胎の禁止、 分娩時に支給される手当の増額、 産院、 託児所および幼稚園網 の拡

経済と階級構成にとくに深刻な新しい変化

をもたらした。この憲法はソ連で社会主義の勝利した事実を反映し、社会主義制度は国民経済のすべての部門で確

画の完遂、工業の成長、工業の社会主義的再建と農業集団化の完了は、

この三六年の一二月には、第八回臨時ソ連邦ソビエト大会は、新しい「ソ連憲法」を採択した。第二次五カ年計

らびに勤労者の利用に供せられる広く行きわたった寮養地の供与、によって保障される」と書かれている。 立したと述べている。憲法は、勤労者の労働と休息の権利、教育を受ける権利などとともに、老齢に達した場合、 会保障の権利として「ソ連市民は、老齢、疾病および労働能力喪失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する。 同じく病気や労働能力を失った場合に物質的保障を受ける権利を、法的に確認した。この憲法の第一二〇条には社 この権利は、国家の負担による労働者および職員の社会保険の広範な発展、勤労者に対する無料医療の提供、

すなわち、労働の権利を定めた第一一八条には、「ソ連市民は、労働の権利、すなわち労働の量と質に応ずる 支 払 このほか、第一○章「市民の基本的な権利と義務」では社会保障に関連するいくつかの規定が定められている。

市民は休息の権利を有する。 労働の権利は、………失業の解消、によって保障される」とあり、休息の権利を規定した第一一九条には「ソ連

をともなう保障された仕事を得る権利を有する。

る種類の教育の無料制などによって保障される教育の権利を第一二一条で規定したあと、第一二二条では、男女同 定し、……労働者および職員に対して年次有給休暇を設定すること、勤労者に対する奉仕のために、広く行きわた 休息の権利は労働者および職員のために八時間労働日(一九六〇年から七時間労働日に変更……引用者注)を制 休息の家、およびクラブを供与すること、によって保障される」と述べられている。さらに、 あらゆ

保険および教育に対する権利が与えられること、母および子の利益が国家的に保護されること、 よび独身の母にたいする国家的扶助、妊娠時に婦人に有給休暇が与えられること、広く行きわたった産院、託児所 婦人のこれらの権利を実現する可能性は、婦人に対して、男子と平等の労働、労働にたいする報酬、 子供の多い母、 休息、 お

権について、「ソ連における婦人は、……すべての分野で、男子と平等の権利を与えられる。

および幼稚園の供与、によって保障される」と規定している。これらのことから、資本主義国における 憲 法 と 比 の保証を与えているということができる。 べ、社会主義国ソ連における憲法は、より明確に社会保障の権利を規定し、そして、それを具体的に実現するため

意義を証明しているといえる。 会主義的本質から生じている勤労者の物質的福祉向上に関する国家の重要な集中的活動の一つとしての社会保障の このように、社会保障を受ける権利が憲法に定着された個人の権利であるというこの事実は、ソビエト社会の社

委員会議の決議により、これらの年金額が引上げられ、この年金規準は四〇年まで効力をもった。 ザン、それと、これらの人びとの家族員にたいする年金額の引上げに関する」ソ連中央執行委員会およびソ連人民 三七年には、一月三一日付「国内戦と労農赤軍の隊列での軍務による身体障害者、元赤衛兵および元赤色パルチ

保険資金の国家予算への払込、ならびに労働していない年金受給者にたいする年金支払を免除し、これらの支出は 金の料率の変更に関する」決議を採択した。この決議は、一、労働組合にたいし保健、住宅建設のための国家社会 参加のもとで行われる……などを内容とした。すべての区には、年金の裁定と支給に関する社会保障機関の熟達し 裁定および支給は、加盟共和国の社会保障人民委員部の機関をして行わしめる。ただし、年金の裁定は労働組合の 切、国家および地方予算の負担とする。……二、一九三七年五月一日より、労働していない年金受給者の年金の 三七年三月にソ連人民委員会議は、二三日付「国家社会保険予算からの若干の支出の取りはずしおよび保険払込

機関ー社会保障部に移したのである。同時に、就労していない年金受給者にたいする年金支給の支出は、社会保険 あるという理由から、ソ連人民委員会議は、就労していない年金受給者にたいする年金の裁定と支給の業務を国家 た施設が存在していることを考慮して、労働組合機関のなかにそのような施設を平行して維持することは不適当で

権利状態に関係なく提供され、託児所、

医療援助、 官庁の予算に移された。 八年には、 国家予算の直接支出による労働者、 労働者要員の養成、 労働者、 職員への年金保障については社会保険基金による資金供給に復帰した)。社会保険予算はまた、 保健の資金供給がすべて国家に負わされ、医療サービスと治療は、 住宅建設、子供の施設にたいする支出を免除され、これらの支出はそれぞれの該当 職員の年金保障へ移行するというソビエト国家の実験と関連して――、 すべての市民に彼らの

予算の資金から解放し国家と地方の予算で引受けた

定められた。 理髪・ 刄 異っていたが、たとえば、石炭労働組合九%、 1 浴場・ テ 1 3∕ 洗濯労働者組合六・ 3 ン 労働組合四%、 ≡% 高等学校・研究機関職員組合四%というように、 書籍販売労働者組合四・六%、 石油労働組合八%、 地質労働組合七·一%、 行政機関労働組合四 各労働組合全体に一つの料率が 運転手組合四 四 % 機械 トラク

にたいする払込金の金額を変更し、保険料率を単純化した。産業別によって、支払い賃金総額に対する保険料率が

幼稚園の維持にたいする支出を国家が引受けた。この決議はまた社会保険

た18 会を組織することを決議した。その後、その経験にもとづき、職場委員会付属の社会保険職場委員会がつ くら れ 仕事に労働 去する具体的プロ つづいて三七年四月に全ソ労働組合中央評議会第六回総会が開かれ、 『組合活動家を参加させるため、 グラムを定め、 この問題への大衆の参加を一層つよめることが要求された。 総会は、 企業と施設に、 労働組合工場・現地委員会付属の社会保険評議 ここでは、 社会保険の仕事にある欠陥 そして、 社会保険 を除

の制限を最終的に徹去した。 憲法 ソ連のすべての市民へ平等の権利を保障したが、 その具体的な現われの一つは、 三七年七月三一日、 このことは、 ソ連人民委員会議で承認された全 権利におけるそれ 以前の いくつか

(当初は、年金支給の全費用を国家と地方の予算で負担したが

の生活状態も根本的に改善された。

社会主義的改造が完了し、

社会主義が基本的に建設された。

社会主義が勝利するとともに搾取

国の経済で社会主義制度が確立したことは、

第二次五

カ

年計画は、

期限前、

すなわち、四年三カ月間で達成することに成功した。

国民経済のすべての部門の

は一掃され、

勤

労

った。 労働者 は、 ソ労働組合中央評議会の決定である。(ヨ) 的出身あるいは社会的地位により選挙権を以前、失っていた人びとにたいする年金保障における制限も はず たく同じ条件で裁定されるようになり、 さらに、 非筋肉労働者の大多数は自動的に第四部類に分類され、年金保障で不利であったが、この決定により、 労働者、 (職員) 社会保険による保障で以前に存在していた勤労者の個々の部類の組織は廃止された。 は、 職員ともに資格条件は同一とされた。 同 産業に雇用されている賃金労働者と同一部類に分類され、 この決定により、 老齢年金は例外なくすべての労働者および職員に適用 事務職員にたいしても老齢年金と障害年金が労働者とまっ 第四部類は廃止されることにな が拡大され 三二年の規定で 非 筋 社 肉

明書 民委員部訓令が公布されている。 所、公衆保健指導所、 管理部の医師によっておこなわれる。 は病 ときは一 ほか、七月三一日付「被保険者の疾病証明書発行手続に関する」全ソ労働組合中央評議会およびソ連保健人 人を治療する医師が発行し、 原則として、 般の医 療機関の産婦人科医、または一般医によって発行された。 この証明書の発行は保健人民委員部の医療または衛生機関および運輸人民委員部 病院および保健室の医師、妊娠および出産の場合は、妊産婦相談所 これによると、一 病気または災害により労働能力を喪失した場合の疾病証 原則として証明書の期間は三日以内で、 時的労働不能は疾病証明書 病気 延長は主治医と医長の連帯でなされ (労働不能証明書) の家族員 の医 の看護のための 師、 明書は、 この によっての 医院、 種 の運輸 の医 疾 み証 (病証 詬 診 寮 苼 から

高度の技術にもとづいて社会的生

始しており、ソ連にとって戦争の脅威が高まり、平和な社会主義建設に努力するとともに国防を強化しなければな だしたといえる。しかし、国際的には、ドイツ・ファシズムがヨーロッパで、日本帝国主義が極東で侵略行動を開 産を不断に、かつ急速に拡大するための、社会の富をふやし勤労者の福祉を不断に向上させるための条件をつくり

Ł

らなかった。

(1) 「ソ連邦共産党史」② 大月書店、六八頁。

2 "Социальное обеспечение", No. 4, аперель, 1978. crp. 14-15.

(m) CY PC&CP 1934r. No. 17, cr. 103.

4 Я. М. Фогель, "Право на пенсию и его гарантии", «Юридичская литература», Москва, 1972. стр 19.

"Советское пенсионное право", «Юридическая литература», Москва, 1974. стр. 82-83.

(四) C3 CCCP 1935г. No. 11, ст. 82. 疝掲、"Советское пенсионное право", стр. 83

前掲、"Социальное обеспечение". crp. 15.

"Право на пенсию и его гарантии", стр. 21.

6

(7) ram se, crp. 15.

(co) Tam see, crp. 15.

9 S・M・シュワルツ「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、松井七郎訳、巌松堂、一九五五年、一五二―三頁。

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 宮沢俊義編「世界憲法集」(第二版)、岩波文庫、三〇六―七頁。 バーニスQ・マジソン「ソ連の社会福祉」、光信隆夫・湯沢雍彦共訳、光生館、一九七四年、七○頁。

尾形昭二著「ソ連の社会保障」、大月書店、一九五九年、二〇七頁。

ノーボチス通信社編「新ソ連憲法・資料集」、稲子恒夫訳、ありえす書房、一一〇―一頁。

168

- <u>12</u> В. И. Максимовский, "Управление социальным обеспечением", «Юридическая литература», Москва, 1974.
- (三) 前掲、"Право на пенски и его гарантии". стр. 19.
- 4) C3 CCCP 1937r. No. 22, cr. 88.

В.С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1974.

前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一七三頁。 全ソ労働組合中央評議会編「ソヴェトの国家社会保険」、尾形昭二訳編、理論社、一九五三年、一八一頁。

前掲、"Право на пенсию и его гарантии", стр. 22.

<u>15</u>

<u>17</u> профдвижения. профиздат, Москва, 1973. стр. 62 畑中政春・吉良勝共著「ソヴェトの労働」、日本評論社、一九五〇年、三六六頁。

"Социальное страхование в СССР", Допущ, в качестве учеб, пособия для студентов высших школ

(2) 前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 63.

(四) 前掲、"Советское пенсионное право". стр. 83.

(2) Tam me, crp. 83-84.

(2) 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、七一頁。(1) 前掲、「ソ連の労働階級及び労働政策」(下)、一六一頁。

23 前掲、「ソ連邦共産党史」②、六九六頁。

第六章 社会主義建設の完成・強化の時期(一九三八―四一年六月)

九三七年の秋、資本主義世界では長い不況の後、新しい恐慌が突発したが、ソ連の国内では建設活動が続けら

する問題を提起した。

れた。一九三九年二月一〇日から二一日までソ連共産党(ボ)第一八回大会が開かれ、ここでは、社会主義 の 完 すことが定められた。 の向上、防衛力の強化を予定していた。とくに、防衛産業を急速に発展させること、巨大な国家的予備をつくりだ 四二年)を検討した。この計画では、国の工業力の増強、コルホーズ制度の強固化、 と、「社会主義から共産主義への漸次的移行の時期」 にはいるソ連国民経済発展第三次五カ年計画 一九四二年の工業生産高は、三七年との比較でほぼ二倍に増やすことを目標としていた。 国民の物質的福祉と文化水準 (一九三八 170

た。とくに第三次五ヵ年計画の課題の遂行と、緊張した国際情勢は、 ソビエト国家は、社会主義建設の前衛分子をあらゆる手段で激励する一方、 生産規律を最大限に強化し、 生産の攪乱者と非妥協的 労働力の流動性 に 闘 争

た、大会は、人口一人当たりの生産高で主要資本主義国に追いつき、これを追いこすという基本的な経済課題に関

譺、 を防止することをつよく求めていた。 におけるいくつかの動きについて先に述べることとする。 日付「労働規律の確立、 第三次五ヵ年計画の時期における社会保障の分野での重要な法令は、このような要請に応えた三八年一二月二八 ソ連共産党(ボ)中央委員会および全ソ労働組合中央評議会の決議である。まずこの決議にいたるまでの三八年(*) 国家社会保険実務の改善、およびこの問題での濫用の防止措置に関する」ソ連人民委員会

確認した。これによると、社会保険評議会は、被保険者にたいするサービスを改善し、 会保険の一切の業務を行うことになっている。この社会保険評議会は、労働者および職員一〇〇人以上の工場・現 組合員の活動家を参加させる目的をもって労働組合工場・現地委員会に設けられ、 当該企業または施設における社 国家社会保険実務に、労働

三八年八月に二二日付で全ソ労働組合中央評議会幹部会は「社会保険評議会規則」、および「保険代表規則」(マ)(マ)(マ)

を

成

社会主義建設の完成強化の時期 題 間 施設 収支の周 告の確認、 場および部局 養委員会の活動への 院そのほ の違反、または仮病の場合、飲酒・喧嘩などによる病気または災害の場合の手当金剥奪の問題 げならびに疾病お る一時援助資金による手当、 ている。 地委員会に設け の の解決 の決定、 援助 定められた養生方法の遵守の点検、 の社会保険活動家 現地 かの医 すなわ 知 (1) ゟ 委員会 h児童機関 労働能[.] 参加、 への配っ 職場および部局に、 労働者、 評議会の議長は工場・ 療機関の Ŕ 力審 れ の社会保険予算の作成および社会保険予算の執行の監督、 よび災害の原因)参加、 (a)現行法規に従い、 労働者、 分、 職員全員に、 の活 評議会の人員は工場 查委員会 (幼稚園、 (保険代表、 (g) 病 動 労働者、 職員の子供の児童機関への派遣ならびに同機関の監督、 労働者、 人の療養食治療への派遣、 の監督、 (втэк) 託児所、ピオニール・キャンプなど) 社会保険支出の の除去、 その総会、 職員 現地委員会の議長が当たる。 社会保険職場委員会の委員、 疾病証明書発行の適正の点検、 職員およびその家族にたいする埋葬手当の裁定、 の活動 の 仮病摘発の組織および実施、 サ (C)病人およびその家族への援助のための同志的家庭監督の組 時的労働不能手当の裁定およびその額の決定、 ・現地委員会によって五人から三五人の間で決定されるが、 ナトリウムおよび保養地 職場会議および工場新聞を通じ、 および社会保険機関の年 毎四半期 これに必要な社会保険資金による補助金の額および支給期 の報告の掲示、 社会保険評議会の主な任務は、 保険医、 医療協議委員会の活動への参加、 d現行法規に従い、 の組織、 金裁定事務へ の派遣、 加保険 企業または施設付属医院の医 kd 社会保険職場委員会 工場・ 休息 料払込の監督およびその 児童機関網の拡大および利用 (i) 労 の参加、 の家利用 (b) 現 分娩手当、 働者、 医師の定めた養生方法 地委員会の社会保険関 罹病および災害率 年 券および の解決、 金支給 職員 つぎのようにな 一の毎 の年 両親 旅 (f) (e) 四 師 企業または の 確 半 監督、 金受給 行者 療養 にたい 病院、 お よび実 の引 の 期 の間 の 職 保 す 係 医 下

職員の異

M社会保険手当の誤った支給に関する労働者

会保険に関する管理部の報告提出の監督およびその確保、

長は、社会保険評議会員が担当している。

実施、 分、である。また、社会保険評議会は、その任務遂行のため、評議会員、職場委員会委員および保険代 表 に よっかい 議申立の解決、病院、医院そのほかの医療機関ならびに児童機関のサービスに関する不服申立の審査および対策の て、疾病災害対策班、医療機関監督班、 (0)社会保険の法令への違反者(疾病証明書を不法に発行した医師、保険料を払込まない管理機関など)の処 保健班、年金班、財政班などいくつかの班を組織する。なお、これらの班

どほぼ、 主な使命は①罹病の労働者、職員にたいする援助、②罹病および災害率の引下げならびに労働および生活条件の健 の議長は、 ところに、 に選出される。各班は一名の保険代表を選出するが、保険代表は、労働組合の班の総会で選らばれる。保険代表の スを保障し、かつ国家社会保険の日常の実務に、労働組合の活動家を誘致するため、労働組合の班(グループ)毎 つぎに、社会保険職場委員会であるが、この委員会には、企業または施設の職場および部局で職場委員会のある 職場段階で社会保険評議会と同じ任務を遂行する。保険代表は、労働者、職員にたいするよりよいサービ 職場委員会のもとに、同委員会の委員および保険代表中の三―九名で組織される。社会保険職場委員会 職場委員会の議長が担当する。社会保険職場委員会は、保険代表の活動の指導のほか、手当金の決定な

助することにある。そして託児所は、 をもつ勤労婦人に、 によると、託児所は二ケ月以上三歳未満の子供の公共的保育の施設と定められ、託児所の目的は、右の年齢の子供 一一月一七日付でソ連保健人民委員部は「都市および工業中心地の託児所に関する」決定をしている。この決定(6) 国の経済、文化、 社会・政治生活に参加する可能性を提供し、その子供の健康明朗な保育を援 地方保健機関の所管に属し、 その指導と監督を受け、地方予算および一定の

全化となっている。

比率による両親の支出によって維持されることになっている。

第1表 労働組合員である労働者・職 . DEAL AND THE TANK TANK TANK

貝への一時的労働不能于当				
同一の企業あるいは 施設での継続勤務年数	手 当	額		
6年以上	稼得賃金の100%			
3年から6年未満	"	80%		
2年から3年未満	"	60%		
2年未満	"	50%		

(注) "Решения партии и правительства хозяиственным вопросам", том 2. Москва. Политиздат, 1967. стр. 665-672. より作成

存して決定されることにした。

第1表は労働組合員である

歳 未

以 満

上の 0

による保障を大幅に変更し、手当額は、当該企業、

施設での継続勤務年数

依

時的労働不能 施設の管理機関に

手当

カ月前に予告することなどを要求している。つづいて、

榯

間

を厳守すること、

自分の希望で退職する場合には企業、

者、

職

質の一

時的労働不能手当である。

労働組合員である

八歲 八

未

成 労 に

更と、 他面 …」と述べているように、 労 一では、 施設での 働 年金保障の改善を提案している。 組合機関とともに、 正直な、そして誠実な勤労者への奨励をめざしていた。この決議は年金、 継 続勤 務年数と関連させ、 一面 自分の労働義務に不誠実な態度をとるすべての者と決定的に闘うことを義務づけてい で労働規律違反、 る。 具体的に主な内容をみることにする。 社会保険による保障に、より大きな格差を実施することをめざす一連の つまらぬ理由で欠勤をする労働者、 強欲、 労働にたいする不誠実な態度との闘いをめざしているが、 職員を解雇すること、定められ まず、企業と施設の管理機関にたい 手当の裁定、 金額を一つの企 た労働

律を破る者とある企業から他の企業に気楽に走り移る者でなく、誠実に働く労働者と職員だけを奨励するように…

真面目な従業員となまけ者、

決議である。この決議は、「今後は、

つぎが、

前述の一二月二八日付ソ連人民委員会議、

ソ連共産党(ボ)中央委員会および全ソ労働組合中央評議会

渡り者に同一の態度をとらないように、

労

働

規 る

上の 者は、 継 石炭採堀などで働 続 二年以上の継続勤務年数で稼得賃金の八〇%、 勤 般には労働者、 務年数で稼得賃金の一〇〇%、 く 職員は六年以上の継続勤務年 労働組合員である石炭工業の地下従業員は、二 二年 未満 は同六〇%とされた。 数のある場合にのみ、 二年未満 の場 るは 同六 年以 稼

第2表 (一般的疾病による)第1等級と第2等級 身体障害者への付加金 (年金への%)

部 類	継続勤務年数	年金への%に よる付加金
第1部類一地下労働と有害労働に従事してい た労働者,職員	3年から5年未満 5年 / 10年 / 10年以上	10% 20 25
第2部類―冶金工業,機械製作工業,電気化 学工業,石炭工業,鉱業,石油工 業,基礎化学工業,ゴム工業,鉄 道と水運,および通信生産企業の 労働者,職員	4年から8年未満 8年 / 12年 / 12年以上	10 15 20
第3部類―そのほかの労働者,職員	5年から10年未満 10年 / 15年 / 15年以上	10 15 20

(注) 第1表の注と同じ。

手当が支給され

た

にその一〇~二五%の付加金が支給された。また、年金申請 前の一つの企業あるいは施設での継続勤務年数にたいして付 病による) 第一 の三つの部類に、 が支給されることになったことである この決議で年金保障が改善されたが、 等級と第二等級の労働身体障害者に、 継 続 勤務年数ごとに、 その第一は、へ一 (表2第)。労働者、 定められている年 年金申 般的 職 前 金 加 請 疾

違反、 得賃金全額 休暇は、 られることになった。 能手当を受ける権利が与えられた。 労働組合員は、 しい労働場所で六ケ月以上働き続けた後にのみ、 (施設) 以前は産前 となり、非労働組合員に不利にした。 施設での一一カ月間の継続勤務ごとに労働者、 犯罪、 に七ヵ月以上継続して働き続けた者にこの休暇が与え 産前 <u>-</u> 00% それ Ī. Ξ 六日、 五 前表で示した労働組合員にたいする額 に自己の希望で退職した労働者 Ħ 産 産後二八日間提供されること に 女子の労働者、 を補償されることになった。 後五六日) が、 定期休暇 職員には、 このほか、 この場合にも当該企業 は 般 妊 職 に、 時的 労働規律 娠と出産 職 員に与え の二分の 員 な な 当該 労働 は ね 非 た 矛 新 の 企 の

になった。

年金での第二の変更は、

労働者、

第3表 障害年金の裁定に必要な勤続年数

hr.	H:A	勤 続 年 数		
年	齢	男 子	女 子	地下労働と有害 労働の従事者
20歳から22歳	战未満	3年	2年	2年
22 // 25	"	4	3	3
25 / 30	11	6	4	4
30 // 35	//	8	5	5
35 // 40	//	10	7	6
40 / 45	//	12	9	7
45 / 50	//	14	11	8
50 1/ 55	//	16	13	10
55 / 60	//	18	14	12
60歳以」	=	20	15	14

(注) 第1表の注と同じ。

第4表 最低年金額(付加金を含む)

年金受給者のカテゴリー	労 働不 能 家族員なし	1名の労働不 能家族員あり	2名以上の労働 不能家族員あり
老齢年金あるいは永年勤続年 金を受けている年金受給者, および第1等級身体障害者	ループル 50	ルーブル 60	ルーブル 75
第2等級身体障害者	40	50	60
扶養者を喪失した家族員	_	30	40

(注) 第1表の注と同じ。

なった。

これより低くてはならないという年最低額、すなわち、誰でも年金は、最後に、第4表のように、年金の

得賃金と関係なく支給されることにき続ける年金受給者には、年金は稼第三には、老齢年金の裁定後、働長さに関係なく年金が裁定された。

長さに関係なく年金が裁定された。害者となった場合には、勤務期間の災害あるいは職業病によって身体障

体障害者になった場合、それと、労働数であった。 また、二○歳未満で身

員であれば誰でも取得できた短い年ような勤続年数は一般の労働者、職

職員に障害年金を裁定する場合、第3表のように年齢ごとに性別、 別に勤続年数を必要とされた。この 労働の種類

*17*5

より低くてはならないと定められた。 金の最低限が定められたことである。なお、第三等級身体障害者への国家社会保険による年金は、 このほか、三七年から地方予算で支弁し始めた、就労していない、国家社会保険の年金を受けている年金受給者 月額二五ループル

の年金と手当への支出、それと、これらの年金受給者へのサナトリウム・療養地サービスへの支出は、

労働英雄の称号が定められ、「労働功労」章と「労働勲功」章が設けられている。 社会保険の資金によって行われるようになった。裁定と支給は引き続き社会保障機関が実施した。 っとも大きな意義をもった法令であり、労働規律の強化と労働力流動防止という国の重点政策の遂行に役立った。 なお、三八年一二月には、 以上が三八年一二月二八日付決議の主な内容である。この決議は、第三次五ヵ年計画期間の社会保障分野で、も ソ連最高会議幹部会により、労働上での功績を顕彰する最高級のものとして社会主義

会保障部から郵送され、 の財政部の長。労働者または職員として企業または施設に勤務していない年金受給者には年金は、 会によって行われる。 社会保障部に直接文書で提出される。年金の裁定は、市または区ソビエト執行委員会の、 社会保険年金 関する」ロシア共和国社会保障人民委員部の訓令を一月四日付で確認した。この訓令によると、年金の申請では、 三九年には、 (老齢、 まず、 (/) 議長 障害、 ロシア共和国人民委員会議は、「社会保障機関による社会保険年金の裁定および支給手 勤務している年金受給者には年金は、その職場の労働組合により……支給されることにな 永年勤続、 ――社会保障部長、问委員――当該市または区の基幹労働組合の代表者、 労働英雄、 扶養者喪失の各年金)の申請は、 申請者居住地の市または区の つぎの人員からなる委員 市または区の社 市または区 ,続に

つづいて、

ソ連保健人民委員部は、二月一九日付で、「医療・予防機関の協力評議会規則」を確認した。この 協い連保健人民委員部は、二月一九日付で、「医療・予防機関の協力評議会規則」を確認した。この 協

再び国家

このように、社会保障による国民への給付・サービスは具体的に、

制度的に充実されてきた。

険評議会) 当該医療機関の医員、 人員で組織された。すなわち、⑴医療・予防機関の指導者(評議会議長)、⑴党および労働組合団体の長ならび に 所、病院その他の医療・予防機関に組織されるとなっている。医療・予防協力評議会は、区保健部により、 力評議会の目的は、 住民にたいする医療給付の質を改善し、 議長、 労働組合の保険医および保険代表、は赤十字社の代表、 医療・予防機関の活動に、住民大衆を積極的に参加させ、医療および予防措置を広く普及し、 パ区または市ソビエトの保健部の長、 罹病および災害率を引下げるため、すべての公衆保健指導所、 ||医療機関の管轄区域の企業の工場・現地委員会 八大住宅および共同住宅の活 動 医院、 家の代 つぎの 診療 保

()国家衛生監査の職員で、人員は一五

---四○名の間である。

に、 遣している労働組合に、社会保障機関による年金の適時の支給および年金受給者へのサービスならびに身体障害者 を組織し、 動を改善する措置に関する」決定をした。この決定は、社会保険評議会のある工場・現地委員会にたいし、(ヨ) の就職斡旋のために支出された資金の正しい利用を監督するよう義務づけた。 三月には、全ソ労働組合中央評議会書記局は、二九日付「労働者、職員への年金サービスの分野での労働組合活 常任代表を派遣することを提議している。また、年金裁定委員会および労働能力審査会 年金受給者へのサービス改善の具体的計画を作成すること、労働組合団体にたいし、 (втэк) 年金裁 に代表を派 定 委員 年金班

手続に関する」ソ連財務人民委員部訓令は、幼稚園の財政についてほぼつぎのように定めた。すなわち、 て賄われ、 経費は、 このほかの分野でも三九年には、 両親の負担および企業長資金(企業長の自由処分にまかされる企業利潤の一部)ならびに予算支出によっ 法律に定められた以外、両親から支出されることを禁止するという内容である。 たとえば四月二一日付「幼稚園の維持費、その支出計画の作成および支出報告

幼稚園

の

国家支出は、三八年水準の二倍以上となり、

ソ連全予算の約三分の一を占めた。

総生産の年当りの成長率は平均一三%であったが、防衛産業は三九%にもなった。 高会議第四回特別会期は、 た、党と政府は、 防衛産業を発展させる強行的手段をとらざるを得なくされた。第三次五カ年計画期における工業 九月一日付で「普通義務兵役に関する」法令を採択し、 国民の動員力を強 四〇年における防衛力増強への 化し た ŧ

九三九年の九月には、

第二次大戦が始まり、

ファシスト侵略者によるソ連への攻撃の脅威が高まった。

制に移行させ、また、 を動員するために、労働時間を六ー七時間から八時間に延長し、すべての企業と施設における週六日労働日を七日 企業と施設からの労働者の無断離職の禁止に関する」法令を採択した。これは、工業生産高の急速な増大に勤労者企業と施設からの労働者の無断離職の禁止に関する」法令を採択した。これは、工業生産高の急速な増大に勤労者 このような状況のもとで、四〇年六月二六日、ソ連最高会議幹部会は、「八時間労働日、七日労働週への移行と、 労働者、職員に勝手に企業と施設から離れることを禁止した内容である。

定期服 級幹部級の軍勤務員とその家族への年金に関する」決議および四一年六月五日には「最高、 金と手当に関する」決議を採択した。 めざす一連の規範的法令を採択した。すなわち、ソ連人民委員会議は、四〇年七月一六日、「定期服役の兵卒 と 下 国の防衛力の強化に関する緊急措置とならんで政府は、軍勤務員とその家族にたいする年金保障の全面的改善を 役の者、 義務期間以上服役の下級幹部の者、 義務期間以上服役の兵卒級専門家、およびこれらの家族への年 上級および中級幹部級

央 働 活動にたいする労働組合団体の監督およびその罹病対策実施にたいし、 \$組合中央評議会によって確認された「労働組合機関の保険医の活動規則」である。これによると、 (1) このほか、四〇年には、 地 方 州委員会ならびに工場・現地委員会の保険医の使命は、 医療に関係するいくつかの規則が定められている。その一つは、三月一五日付で全ソ労 労働者、 労働組合団体を援助することである。 職員にたいする、 保険機関の医療給付 労働 組 合の中 ま

ソ連最

療協

談 養 委員

く会は、

(a)

医長

(院長)

またはその医療部

門

の

代理

(委員会議長)、(的主治医、

(c)

一ない

し二名の

専

医

治療 労働能 健機関 治療 所 ことを義務づけられてい 州委員 場委員会、 臛 O および労働 力審 病 病 5 分働組合員 相 原因 によると、 お 談所 よび ぉ の 会の保険医 険医は、 力を審査することにある。 査の労働 よびべ つは、 施設、 (b) 除 予 外 |保護委員会と共同 同 などにおける、 去の具体 科医 防機 評議会および保険代表 員 ッ 医 同じく 能力審 を自由に訪問する権利を与えられ、 たる) それぞれの が当該労働 ۴ 療 は当該委員 関 策の (c) 協議委員会の基本的 に ならび 患者 〇〇床以上 四〇年の八月一 お 查委員会 実施、 . る。 ける疾病 を諮 労働 組 労働組合機関の指導のもとに活動 この 合員 して、 にその付属食堂、 会 問 の幹部 者、 (p) 医 (втэк) 医療協議委員会 に っ ほ 証 である) 差向 各科 職員お か、 への訓 療機関の医師 その実際活動を行うことになっている。 明書の点検および保管の 〇日付 会に、 保険医 任 H の活動の監督である。 一務は、 の罹 (c)療養所に設置される。 た主治 令の発布、 よびその家族にた 工場 ソ連保健人民委員部 共同 は、 病原因 医 患者にたいす および療養・ ٠ (常設) 工場 住宅、 その任務遂行の 現地委員会 (d) (=) の調査ならびに医院、 精 療養食堂の活動 ٠ は、 浴場、 神科医 現地委員会の社会保険評議会、 、監督、 į いする医療給 (a) 治 、る医 保養委員会の疾病証 の保険医 労働者、 確認 一で構成. (□) その基本的任務とし そして、 療給 ため、 (1) 療医七名以上の外来診 当該労働組合員たる労 の 罹 は、 付 「医療機関の医療協議委員会規則」である
врачебно-консультационного комисия 病率 の監督および 職員の罹病状況は、 (1) 付 の質を向上し、 外来診 病院 企業 の質 引下 同 診 療 委員会の社会保険評 お の げ対策お 所その他 医 療機関 よび 組 明書発行 師 療養食 織 こては、 施設 的 五 動者、 当 名 の医療協議委員 療機関、 同職場委員会、 監 よび の医 該 の適正 (1) **以上** の 督 ~ そ 毎月、 治結果 病院 医 企業 に 関 療機 職 Ō 機 (b) 労 関と共 お 員に奉 議 の の監督ならびに お よび 医 関 働 会 中 調 よび施設 産 師 ĸ に 央 社会 查 院、 保険代 療養所 会 報 お 仕する保 五 告する 地方 保 ΰ は、 名以上 職 (44) Ų١ Ë 労 険 ~ そ (a) 児 表 から 働 職 Ø

によって、

また、

病院のベッド一〇〇床以上の各科の医療協議委員会は、

個各科部長またはその代理

会

員

会

る。

長、 証明書発行に関する異議の申立の審査、8労働能力の診断、治療、監査の見地から、医師または保健機関 必要性の決定、 期間の決定)、(()難症または病名不詳の患者の治療の適正の監査、(1)他の医療機関で診察または特別治療を受 的労働不能者の一ヵ月以内の、当該企業または施設における労働転換 ることになっている。匈疾病証明書による休暇の一〇日以上の延長および疑義ある場合の労働不能の決定、 長)、(6)主治医、(6)一ないし二名の専門医によって構成される。医療協議委員会は具体的に、つぎの事項を審 験の対象たるべき難病の患者を、当該医療機関の研究会議の審議に付するための選定。 医長またはその医療部門の代理、労働組合の保険医によって、医療協議委員会に差向けられることになってい e労働能力喪失の程度決定のため、 患者の労働能力審査会(Brak)への派遣、 (労働転換の必要性、 患者は、 指定労働の種類、 主治 (1)治療および疾病 医、 の科学実 各 (b) 一時 ハける 転換

共の企業および施設で、 旋に関する」訓令を発した。ここには、身体障害者の就職斡旋は、社会保障機関により、 身付障害者の就職斡旋を重視し、 かの国家機関から年金を受給している障害年金受給者、旧老齢年金、 と書かれている。 あるコルホーズ員は、 六歳以上の身体障害者に就職を斡旋することになっており、就職斡旋の対象者は、 |家社会保障の基本的形態の一つであり、また、要員を生産に保持し、身体障害者の物質的改善を目的とする、 就職斡旋の範囲については、 コルホーズ社会相互扶助金庫理事会により、区社会保障部の協力のもとに就職が斡旋される 容易な仕事に就かされることによって実現され、身体障害者(盲人、聾啞者をふくむ)で ロシア共和国社会保健人民委員部は四一年六月五日付で、「身体障害者の就 労働能力審査会(BTPK)の当該決定のある場合、 永年勤続年金の受給者、個人年金、 (4)社会保障機関およびそのほ 国営、 協同組合および公 社会保障機関は アカデミ

身体障害者就職斡旋年度計画を作成することを義務づけられ、この計画は、区(市)勤労者代議員ソピエト執行委 白な障害によって制限されている者である。なお、区および市の社会保障部は、当該区の企業および施設について 合、(f)身体障害と確定されないが、 者である扶養者を喪失した家族で、これらの家族が、労働不能であるか、一六歳未満の未成年を扶養して いる 場 身体障害者、偶発およびそのほかの身体障害者、は盲人、聾啞者、囘労働者、職員および⑻、⑹、⑹、싒で示した ー年金受給者および労働英雄年金受給者、⑹年金を受けていない労働・戦争・軍務の身体障害者、 労働能力審査会(BTЭK)の結論で、その労働能力が、 明白な病状あるいは明 子供の時からの

な企業が働いていた。(8) 関連する分野として、 補装具・整形手術企業の発展がある。 ロシア共和国では、四○年にすでに三八のこのよう

員会によって承認される。

た また、二六年から四一年までに高齢者と身体障害者のホームで国家保障を受けている者の数は、 ほぼ三倍に増え

成された。これは、協同組合資金で実施され、すべての保険機能を、その制度のなかで行った。(ヨリ このほか、第三次五ヵ年計画の時期には、協同組合化された、家内工業者と手工業者に別個の社会保険制度が形 このように、この時期には、社会保障の各分野の制度的な整備が着実にすすめられた。

総生産は、 国の防衛力を強化するための支出を大幅に増加させなければならなかったにもかかわらず、四〇年における工業 一三年に比べ八・五倍にも高まり、勤労者の物質的福祉も向上した。国民所得は、三八年の一、〇五〇

億ルー 親への手当そのほかの支出が増大し、年金受給者は、四一年にすでに、四〇〇万人を数えるに至った。また、保健 iv から四○年には一、二八○億ルーブルに増加した。社会保障の水準も高まった。社会保険費、® 多子の母

〇)、医師の数は一五万五、〇〇〇(同二万八、〇〇〇)人、人口一万人当り七・九(同一・八)人、ベッド数は七 九、六○○ルーブルと大幅に増えている。そして、四○年には病院数は四七万二、○○○(一三年五 万 三、 ○○ にたいする国家予算額も、三三年に二億五、〇〇〇ルーブル、三八年九億四、〇〇〇ルーブル、四一年には一一億

九万一、〇〇〇(同二〇万一、〇〇〇)床、人口一万人当り四〇(同一三)床という水準に達している。(鉛)

をめざす政策がきびしく遂行され、多くの社会保障制度が、その目的のために改編された。また、財政的に支出を 同時に、この時期には、国の工業力の急テンポの増強と国防力の強化のため、労働規律の厳守、労働力流動防止

必要とする社会保障制度の部分には着実にそれを増大させるとともに、当面、節約できる部分は節約するという政

策も実施された。

Î エム・ペ・キム編「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、四九四頁。

CII CCCP 1939r. No. 1, cr. 1.

3 全ソ労働組合中央評議会編「ソヴェトの国家社会保険」、尾形昭二訳編、理論社、一九五三年、四八頁。

4 前掲書、四九頁。

профявижения. профиздат, Москва, 1973. стр. 63. "Социальное страхование в СССР", Допуш. в качестве учеб, пособия для студентов высших школ

5 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、八三頁。

Москва, 1967. стр. 665 Решения партии и правительства по хозяиственным вопросам (1917-1960), политической литература,

(7) 前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、四五二頁。 「ソ連邦共産党史」⑵、大月書店、七三二頁。

20

- 8 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一四八頁。
- 9
- 前掲書、一〇八頁。
- 前掲書、一一二頁。
- 前掲書、八八頁。
- 前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、四九六頁。
- CII CCCP 1940r. No. 19, cr. 465.
- В.С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1974. стр. "Советское пенсионное право", «Юридическая литератури», Москва, 1974. стр. 85.
- (△) CH CCCP 1941r. No. 15, cr. 282 前掲、"Советское пенсионие право", стр. 85 "Право социального обеспечения в СССР", стр. 100.
- 前掲書、一〇六頁。 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、五一頁。

16 <u>15</u>

- <u>18</u> 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一五六頁。 "Социальное обеспечение", No. 4, аперель, 1978. стр. 17. "Сопиальное обеспечение и страхование в СССР", «Юридическая литертура», Москва, 1972, стр. 462.
- <u>19</u> 前掲、"Советское пенсионное право". стр. 86

前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、五〇〇頁。

21 H・E・ジゲリスト「ソヴェトの社会と医学」、津田安訳、創元社、一九五二年、六八頁(ユ・リシツィン、カ・バティギソン「ソ連の保健と社会保障」、石島ユタカ訳、ナウカ社、八三頁。

第七章 第二次大戦 (大祖国戦争)期(一九四一年六月—四五年八月)

一九四一年六月二二日、ファシスト・ドイツは、ソ連領上への攻撃を開始した。この攻撃は、ソ連国民の平和的

な社会主義建設を中断してしまった。大祖国戦争の時期が始まった。

法令によって、兵役義務者の動員が布告され、ソ連のヨーロッパ地域に戒厳令が実施された。 ソ連政府は、ドイツ侵略軍にたいする祖国戦争を国民に呼びかけたが、 同日、 共産党は、「すべて ソ連最高会議幹部会

を戦線のために、すべてを勝利のために」というスローガンを掲げた。

稼得賃金と関係なく定め、就労する年金受給者への年金額を引上げた。このことは、 そのため戦時の困難さにもかかわらず、社会保険による労働者、職員への保障は改善され続けた。 戦争に突入すると同時に、社会保障は敵の最短期の粉砕と銃後の勤労者へのサービス改善の必要に従属された。 祖国のために労働したいと希 政府は、年金を

任務-当然のことだが、祖国戦争の全期間、および戦後の一定期間のなかで、社会保障の分野では、まず第一に、主要 ――敵にたいする軍事的勝利 ――を直接的に担当した人びとの保障ということが提起された。

望する数千名の年金受給者を企業に復帰させた。

定と支給手続に関する」指令を採択した。 ソ連最髙会議幹部会は、 四一年六月二六日に、「戦時における兵卒および下級幹部軍勤務員の家族への手当 の 裁

祖国戦争による身体障害者には、勤務期間と関係なく一時的労働不能手当を最高額に定めた。また、 戦時期にソ

連人民委員会議は、戦線のサービスと結びつき、軍勤務員と同じような危険にさらされている若干のカテゴリーの

ઢૃરૂ 務員により高く定められていた年金保障などの社会保障立法を適用することに関しての決議を何回か採 択 して い

職員(たとえば、軍事行動の地帯で働く海上艦隊の従業員、戦線付近の地域の鉄道従業員など)に、軍動

労働者、

された。社会保険基金によって軍勤務員の家族の授護も行われた。 障害者の就職斡旋と日常生活上のサービスの改善に関する法律が、 祖国 |戦争による身体障害者の日常生活上と労働の世話についても戦時に多くの仕事が行われた。 四二年、 四三年、 四四年と三回にわたって発布 戦争による身体

身体障害者協同組合アルテリの保障が発展し、また、 社会保険資金による労働者、職員の社会保障の分野では、保障の水準を多くの場合には維持し、そして高めた。 コルホーズ相互扶助金庫が重要な役割を果した。

訓練、それと、 決議は、まず、連邦構成共和国の社会保障人民委員に、祖国戦争身体障害者の就職斡旋および新しい職業のための 以下、 四二年に、ソ連人民委員会議は、五月六日付「祖国戦争身体障害者の就職斡旋に関する」決議を発布した。この(8) 戦時期の社会保障の動向を具体的に述べることにする。

さらに、 連邦構成共和国および自治共和国の人民委員会議、州および区の勤労者代議員ソビエト執行委員会につぎ 彼らのうち身体障害者ホームを必要とする者のホームへの入居にたいする個人的責任を負わせた。

要な生産および日常生活上の諸条件をつくることにたいする個人的責任を負わせる、ということである。さらに連 **6)経営機関およびソビエト機関の指導者に、祖国戦争身体障害者へ、住宅の最優先の提供を保障して、すべての必** 戦争身体障害者にたいし、個人的な扱い方で、適当な仕事を、最短期に、 のことを提案している。すなわち、⑭企業、施設および組織の指導者に、社会保障機関によって指向けられた祖国 遅滞なく提供するよう義務づけること、

邦構成共和国の社会保障人民委員に、健康状態によって、従来の専門の仕事をできない祖国戦争身体障害者にたい

し新しい専門の訓練を組織するよう義務づけた。 政府は、祖国戦争身体障害者に、すべての国家の施設と組織で労働に就く特権を与えた。この年にはまた、彼ら

に特別なホームの広範なネットが創設され、これは後に、寄宿舎に改組されている。

令をだすように指令した。この場合、企業および公共事業の管理機関には、身体障害者に仕事を与える場合には、 により、 「労働能力審査会(Brэk)の勧告」を十分に考慮すべきこと、 超過勤務を強要してはならないことを強調した。 戦時下における国民経済分野での労働力不足の問題と関連し、四二年八月にソ連人民委員会議は、二八日付法令 社会保障機関にたいし、「第三等級に属するすべての障害年金受給者」に三ヵ月以内に仕事に従事する 命

戦時経済をもつようになっていた。戦局では、四二年末から赤軍は、攻勢に移り、四三年二月にはスターリングラ 四二年の中ごろには、ソ連は国民経済の戦時経済への改組を完了し、年末にはそれが整備され、急速に成長する 受給できた。このような政策により、多くの年金生活者が企業に復帰した。

また、新しい仕事に就く障害年金受給者は、どれだけ多く稼得賃金を得ても、それに関係なく障害年金を継続的に

- ド会戦で勝利するなど、根本的転換が生じた。

た。労働日は延長され、時間外労働義務が実施され、年次休暇と追加休暇は廃止された。銃後と戦線での根本的な(6) 戦時に労働者の大部分を占めたのは婦人と青年であった。四二年末、工業での婦人労働者は、五二%を占 めて い 者、職員が軍隊に召集され労働力が不足するなかで、新しい就業規則を実施し、新しい労働者を大量に採用した。 四三年に全連邦社会主義競争は、さらに大規模になり、労働意欲の高揚が全労働者階級に拡がった。多くの労働

んだ。国民所得の三分の一近くが戦争に向けられ、必需品の販売は三分の一に減少した。四二年秋から四三年の時

国の総力を集中した結果、達成されたのである。国民は、敵に勝利するためにはきびしい窮乏に耐えしの

転換は、

指導所の結論

により、

結核病をもち、

働き続けている労働者、

職

員を治療食および夜間

サ

ナト

ij

ゥ

ムに派

職種 遣 (2)療協議 ならない。 り、 って、 ıν の労働に移され 家社会保険資 で働くこれらの労働者、 多量のほこりの発生する労働、 労働者、 者および一 病をもつ労働者、 ざれ 1 人工気胸 企業 の軽 ブ 委員 前記 ル 職員 以下 の ٧١ 、労働、 会は、 (4)管理機 を受け 般的 (7)の害をともなわない他の労働に移され の労働 技能 活動 金か Ó 手当が ない な中毒 まず、 た後、 ら補 または他 職員 性 関によっ 転 外来患者総合病院 は、 換期 労働者、 の結核患者 総合され 囯 (の就職斡旋に関する」訓令を承認した。 現象をともなう周期的な病気昻進をもつ者に適用された。 加、間、 つぎのように定められた。 家社会保険資 または最近病状が昻進した経験をもつ労働者、 職員は、 月五日、 て、 の軽 職員は、 る。 ただし三ヵ月以内 は、 夜間 あるい い労働に移される。 (3)結核病公衆保健指 ソ 交替 時 結核病 ある 連人民委員会議は、 会に 間外労働を許されない。 は高度の湿度または高熱を受ける労働に就けてはならない。 社会保障機関付属 労働 い よっ は、 の労働者、 が ば、 て支給され b 該当者 解 る。 すなわ 放され、 この場合、 労働者、 導所の医療協議委員会の結論にしたがい、 職員は、 が働 結核 全ソ労働組合中央評議会およびソ連保健人民委員部 の労働能力審査会 ち、 る。 病 V 職 昼 ている企業の保健所の SADRBHYHKT (1)結核病の労働者、 (8) 蒷 (6)間 この訓令は、 結核病公衆保健指導所の医療協議委員 賃金が低下したときは、 には、 他の労働に移されるべきであるが、 交替労働、 工 場委員会付属社会保 平 職員は、 坸 (втэк) 軽い 稼 可 得 能なら朝交替労 この訓令によって、 賃金の五〇%、 活動性結核の者、 企業の管理機関によっ 職員は、 斡旋 医 によって、 師を協議 その差額は、 険 の問題を解決する場合、 評議 有害な蒸気、 会 働 の 企業の管理機関によ E ため は ただし月額 技能転換講習に派 このような条件 移 人工気胸 され 会の 結 参加させる。 結核病をも 核 カ て、 該 ガ 結論 企業 なけ 病 月 ス 従来 公衆保 ま 治療 間、 「結核 でこ れば たは 医 ょ 国 の の

期は、

戦費が

戦

時を通じて最大であっ

ければならない。

体障害者の就職斡旋措置に関する」ソ連人民委員会議の決議である。この決議の主な内容は、(印) 労働不能手当を、 措置に関する」ソ連閣僚会議決議である。これは、企業または施設で働く祖国戦争の身体障害者にたいする一時的 一月二〇日には、二つの決議が公布された。その一つは、一月二〇日付「祖国戦争身体障害者の就業 継続勤務期間と関係なく支給することを定めた。もう一つは、同じ一月二〇日付の「祖国戦争身 つぎのようになって

員養成講座のある官庁にたいし、第三等級の祖国戦争身体障害者を、労働能力審査会(BTOK)の結論にしたがい、 民委員部にたいし、第一等級および第二等級の祖国戦争身体障害者に新しい職業を教える義務を負わせる。 にたいし、 能力審査会 いる。 で働く祖国戦争身体障害者には、時間外労働を強制してはならない。⑤企業または施設で働く祖国戦争身体障害者 ①連邦構成共和国の社会保障人民委員部にたいし、就労していない第三等級の祖国戦争身体障害者に、 継続勤 (втэк) 務期間の有無にかかわらず、 の結論を考慮し、居住地の企業または施設で仕事をする義務を負わせる。④企業または施設 一時的労働不能手当が支給される。 (7)連邦構成共和国の社会保障人 幹部要

手続に関する」訓令が承認された。この訓令は、 で定められている規定と規準による分娩手当と埋葬手当を支給することを含んでいた。 六月一七日には、 ソ連人民委員会議の決議で、「兵卒級および下級幹部の家族への年金と手当の裁定および 支 給 年金を受給している軍勤務員家族にたいして、国家社会保険立法

教育のため採用する義務を負わせる、という内容である。

に、 手足の多数の切断 ルクス名称モスクワ補装具工場、 か 戦争の時期に、 損 傷をもった負傷者の複雑な補装具取付を行った後送病院が付け加えられた。 整形手術と補装具研究病院は、モスクワ補装具科学・研究所に改組された。 および補装具取付研究所で、試験・実験的製作所が開設され、補装具の新 そして、 これに、

(市)

社会保障部長は、

当人を個人的に受け、

区(市)

社会保障部の管理下にある、

労働の性質と欠員の職務をよ

身体障害者が赤軍に

く知り、その者にもっとも適する仕事を勧める。

種についての労働能力審査会(BTЭK)の結論、

ď

国民経済の最重要部門に労働力を派遣する緊急性、

あるいはそれと隣接した専門へのその者の利用の望ましいこと、c、

しい組立と現存のものの改良のため、 中央補装具取付組立ビューローが創設された。(ほ)

議は、 争身体障害者に提供される労働の性質、条件を現場でよく知る。⑶祖国戦争身体障害者を考慮にいれる け、そこからの必要な労働力の申請を受け、……企業、施設、組織、コルホーズおよびソフホーズによって祖国戦 る。(1)区―市社会保障部は、自分の区―市の企業、 害者に適当な仕事を提供し、必要な生産および日常生活上の諸条件をつくるよう義務づけた。これとの関連で、祖 的役割が著しく増大した。このような判断の上にたって、 国戦争身体障害者の就職斡旋の仕事は、もっとも重要な国家的課題であり、社会保障部従業員の義務 とし て、 は、社会保障機関の指導者に、 祖国戦争身体障害者の就職斡旋手続に関する」ロシア共和国社会保障人民委員部訓令である。(第) 祖国戦争身体障害者の就職斡旋についての三つ目の法令が、四四年の四月にでている。すなわち、四月一一日付 四三年にソ連は、 社会保障部で検討されなければならなかった。このため、身体障害者の就職斡旋業務での社会保障部の組織 企業、 施設および組織の指導者に最短期に、遅滞なく、社会保障機関によって指向けられた祖国戦争身体障 ドイツ軍に壊滅的な打撃を加えたが、 祖国戦争身体障害者の就職斡旋にたいし、個人的責任を負わせ、同時に人民委員会 施設、組織、 四月一一日付訓令は、 四四年には戦争の終結期にはい コルホーズおよびソフホーズと直接的な関係を設 ほぼつぎのようなことを定めてい いった。 ソ連人民委員会議 場合、 区 区

身体障

身体障害の性質と等級、および勧められる職

召集されるまで働いていた企業、施設および組織にその者を就職斡旋する必要性、b、身体障害者の以前の専門、

(4)仕事を勧める場合、社会保障部長は、a、

害者の就職斡旋を、

国が

機関に直ちに通知することになっている。このほかにも手続についていくつか定められているが、

祖国戦争身体障

いかに重視していたかがここから理解できる。

労働 には、区(市)社会保障部長は、施設、 応じた仕事をその者に与える問題を提起する。 る。仕事での正しくない利用を見つけた場合には、区(市)社会保障部長は、 社会保障部は、 が留められている。 害者の住所と個 組合組織 (必要な場合には当該執行委員会) に、 仕事でのその者の利用の適正(専門、 人的な希望を考慮する。 このほか、 (7)身体障害者の就職斡旋に関する通知を受けた後、一○−一五日期間に、 企業あるいは組織の指導者の責任を問うため、このことについて検事局の なお、 注記で、 祖国戦争身体障害者を仕事に採用することを根拠なく拒否した場合 労働能力審査会 身体障害の性質および身体障害者の希望に応じた) 身体障害者には、 (втэк) 専門と労働場所を選択する無条件 企業あるいは施設の指導者、そして の結論、 専門およびその者の希望に 区 を点検す の権利 (市)

組合の中央、州、 改善に関する」決定を採択している。この決定の主な内容をみると、つぎのようになっている。(タ) のサー 央評議会は、七月八日付「祖国戦争身体障害者への就職斡旋および日常生活サービスについての労働組合の仕事の 労働組合も当然、 ビスの分野における諸欠陥を除去する義務を負わせ、企業で働くすべての祖国戦争身体障害者 工場 祖国 現地委員会に、 「戦争身体障害者についての活動を重視した。たとえば、 祖国戦争身体障害者にたいする就職斡旋、 四四年の七月にも全ソ労働組合中 生産教育、 物質的 すなわち、 の登録を保障 日常生活上 (1) 労働

し、身体障害者に提供されるべき新しい職務と職種を現わし、労働能力審査会(BT9K)の結論におうじた、各身体

労働場

所

の設置

彼らに必要な仕事での便宜の創出、

および彼らへの工作機械、

工具とその他の設備

の適応につい

②工場および現地委員会にたいし、

身体障

害者の

身体障害者の生産条件に関心をもち、

企業の技師

技術職

利用の適正を厳しく監視しなければならない。

て常時、

配慮するよう提案する。

労働組合組織は常時、

障害者の生産での

三つを決定している

「I、」を中心に内容を述べることにする。

に、 らに調達するよう努力することを義務づける、 のため、企業の社会保険評議会および社会保険委員会、それと保険代表にたいし、祖国戦争身体障害者 に、 工場委員会の特別な注意を、祖国戦争身体障害者への医療サービスの全面的改善の必要性に向けること。 員それと幹部労働者を、 治療と補装具の援助を与え、 身体障害者の労働条件の軽減を目ざす合理化措置の実施に参加させなければならない。 病気の身体障害者を地域の総合病院と保健所に優先的に受入れ、必要な医薬を彼病気の身体障害者を地域の総合病院と保健所に優先的に受入れ、必要な医薬を彼 などである。このほか、 技能の向上、 文化的欲求の充足のための諸 この目的 第 (5)

援助も定められている。

増大、 性のメダル』の設立に関する」指令を公布した。この指令は、「I、多子と独身の母親への国家援助の増大に 保護を強化する目的で、ソ連最高会議幹部会は、四四年七月八日付「妊婦、多子および独身の母親への国家援助 族にとって、 護しながら、 メダル『母性のメダル』と勲章『母親の栄誉』の設立に関して、および名誉称号『英雄的母』の制定に関して」の て」、「Ⅱ、妊婦、母親にたいする特典の増大に関して、および母性と幼児の保護施設網の拡大措置に関して」、「Ⅲ、 ような状況のもとで妊婦、 子供と母親、家庭の強化についての配慮は、ソビエト国家の最重要課題の一つであった。母親と幼児の利益を保 母性と幼時の保護の強化に関する、名誉称号『英雄的母』の制定、および勲章『母親の栄誉』とメダル『母 国は、 より著しい物質的困難がある戦時と戦後に、 妊婦と、子供を扶養し養育している母親に多くの物質的援助をしている。ところが、多人数家 多子の母親と独身の母親への物質的援助を増大し、子だくさんを奨励し、母性と幼時の 国の援助の措置をより拡大することが要求された。この 関 の

⑴六人の子供を有する多子の母親にたいし、七人目以後、子供が生れる毎に国家手当を支給する現行手続に代っ

第1表 多子の母親への手当

(単位:ループ

				一時的	毎月手当
2子を	で有する母親に、	3人目の		400	_
3	"	4	//	1,300	80
4	"	5	"	1,700	120
5	"	6	"	2,000	140
6	"	7	"	2,500	200
7	"	8	//	同上	同上
8	"	9	//	3,500	250
9	"	10	"	同上	同上
10子を	を有する母親に,	次の各	子供の出生の場合	5,000	300

の国家手当を、この指令の発布後に生れた子供の扶養と養育にたいし、つぎ いは消息が絶えた子供は、考慮される。③独身の母親(結婚していない)へ 多子の国家手当を決定する場合、祖国戦争の戦線で非業の死をとげる、ある の毎月手当は、分娩の二年目から子供が五歳に達するまで支給される。…… 家手当の支給を、つぎの手続と額で実施する(第1表)。…… 多子の母親へ 三人目以後、子供が生れる毎に支給するように定める。②多子の母親への国

子供三人以上の。 子供一人の場合 子供一人の場合

子供三人以上の場合 同二〇〇ループル 子供二人の場合 独身の母親への国家手当は、子供が一二歳に達するまで支払われる。三人 同一五〇ルーブル

合 同一五〇ルーブル

親が結婚した場合にも、この項で規定した手当を受ける権利は、 保 持 さ れ る。……⑷独身の母親が、生まれた子供を養育のため子供施設に入れること 命令の⑵項にしたがって受ける多子の手当に追加して支給される。独身の母 以上の子供を有する独身の母親には、この項目で規定した国家手当は、この を希望する場合には、子供施設は、全額国家の負担で子供を扶養と養育のた

め受入れることを義務づけられた。子供の母親は、自分で養育するため、子

て、国家手当は、二人の子供を有する多子の母親(有夫と寡婦)にたいし、

嬰児にたいする一時手当の額を、四五ルーブルから一二〇ルーブルに引上げ、この額で、新生児に下滑一揃を母親 カ月、八カ月、 が購入できるよう保障されなければならないことを定める。なお、この手当の受給に必要な勤務期間を、従来の四 **家手当は支給されない。⑸社会保険および協同組合アルテリ相互扶助金庫の資金から支給される、生れたばかりの** 供施設から、自分の子供を取り戻す権利を有する。子供の施設に子供がいる期間にたいしては、子供にたいする国 「≒」では、⑹妊娠と出産の休暇期間を六三日から七七日間に増し、産前三五日、産後四二日(二八日から)間 一二カ月から、一律に三カ月に短縮した。以上が「I」の主な内容である。

み、養育した母親を褒賞するために設立するということ、似一〇人の子供を生み、養育した母親は、「英雄 的 母」 四カ月の妊婦は、時間外労働に、乳児をもつ女子は、授乳期間中、夜間労働に従事させてはならない、などを決定 とし、この場合の手当の額は従来通りとし、双児および異常出産の場合には産後休暇を五六日とした。……忉妊娠 「母親の栄誉」を、七人の子供(第三等級勲章)、八人の子供(第二等級勲章)、九人の子供(第一等級勲章)を生 等級メダル)を生み、養育した母親を褒賞するために設立すること、⑴第一等級、第二等級および第三等級勲章 「■」は、⑿第一等級と第二等級メダル「母性のメダル」を、五人の子供(第二等級メダル)、六人の子 供 第

よび支給ならびに特典の付与に関する」決議を採択した。この決議は、幻妊娠と出産の休暇は、婦人相談所、母親(邱) 供を多く生み、育てることを奨励することを目的としていた。 八月には、ソ連人民委員会議は、さらに、一八日付「妊婦、多子および独身の母親にたいする国家手当の裁定お このように、この指令は、妊婦、多子および独身の母親への国家の援助を増大し、母性と幼時の保護を強め、子

勲章とソ連最高会議幹部会の証書の授与を伴う名誉称号「英雄的母」を付与されることを定めている。

という内容である。このように、妊娠と出産の手当の受給に必要な継続勤務期間が短縮された。 は施設に三カ月以上(従来は七カ月以上)継続勤務する者に、妊娠と出産の休暇期間にたいし手当金を支給する、 と子供の相談所、産院、病院・診療所の産科によって発行される疾病証明書によって付与される、问当該企業また

は二五名と定めている。 とを可能ならしめると述べられている。また、幼稚園は国民教育部、企業、施設、協同組合およびコルホーズによ 家の公共的教育の機関であり、同時に、母親である女子に、生産、国家、文化および社会・政治生活に参加するこ によると、 って組織され、幼稚園の構成は三組または四組がその基本形態で、組は児童の年齢によって組合せ、各組の児童数 このほか、四四年には、ロシア共和国教育人民委員部は、一二月一五日付「幼稚園規則」を確認した。この規則 幼稚園は、三歳以上七歳未満の児童にたいし、その全面的な発育と教育を保障することを目的とする国 交替勤務の親のため、 一週間の間、 休息日を除き、昼夜、児童が過す特別の組もつくられ

名)される保護委員会が組織された。 五年にはいり、 祖国 [戦争で赤軍は、ドイツ軍に最終的打撃を与え、五月八日、遂にドイツは無条件降伏文書に

た。このほか、幼稚園の経営強化と活動改善について、園長を援助するため、両親総会で選出(各組か ら 一 ― 二

保険活動の改善、 告し、対日戦争にはいった。 調印した。こうして対ドイツ戦は終ったが、戦争は続いていた。衆知のように八月八日に、 社会保障の分野では、四五年七月に、ソ連労働組合大会が開かれたが、この大会は、すべての労働組合に、社会 ウラル、 医療援助の向上、社会保険評議会の活動の強化を指示した。また、全ソ労働組合中央評議会にた シベリ ナ、 極東および中央アジア地方に、保健施設を拡充すること、ピオニ ソ連は日本に宣戦を布 1 jν キャン

プ網を拡大し、その活動を改善すること、女子の労働保護、幼稚園および託児所網の拡大と監視に、

特別の注意を

払うことを提案している。(18) 翌八月一日には、 ソ連最高会議幹部会は、「極北地方勤務者の特典に関する」命令を採択した。この命令 は、(ヨ)

齢年金、障害年金および永年勤続年金の受給のための勤務期間を算定する場合、極北地方における勤務の一年を二

老

年として算入することを主な内容としていた。

四五年には、このほか、授乳手当が、総額(九カ月間)九〇ルーブル(月額一〇ルーブル)から、同一八〇ルー

ブル(同二〇ルーブル)と、二倍に引上げられた。 (2)

戦争の時期に、補装具工業は、製品の生産高を四倍に増やし、企業網は増加して、ほぼ二倍になった。(ユ)

青少年のために、ピオニール・キャンプ網も戦時中に著しく拡大された。キャンプで夏期休暇を過ごす子供の数

は、 し、戦局の好転にしたがい、サナトリウムと休息の家は、再び、その本来の使命、すなわち、勤労者の治療と休息 の病院に転換された。これらは、社会保険の資金で維持された。若干の休息の家は、子供の疎開に使用した。 戦争終了まで四○年のときよりも多かった。労働組合のほとんどすべてのサナトリウムと休息の家は、負傷者 しか

のために利用されるようになった。また、戦時には、企業で、労働組合の夜間サナトリウム・予防施設が広範に発

展し、好評を受けた。これらの施設も社会保険の資金で維持された。(2)

四五年九月二日、 日本は無条件降伏文書に調印した。この日、ソ連の大祖国戦争は終り、それとともに第二次世

は、全体として維持され、いくつかの面では拡充さえも行われたことがわかる。 以上に述べたように、祖国戦争の時期には、戦時下というきわめて困難な条件にもかかわらず、ソ連の社会保障

平和な社会主義建設が、戦争によって中断され、社会保障の拡充のテンポが大きく遅らされたことは事実である

至るまで引継がれている面も多い。

る。これらも含め、祖国戦争は、ソ連の社会保障の制度に大きな影響を与え、その影響は、その後も残り、現在に 年金受給者の就労の奨励、女子労働者の保護、妊婦、多子と独身の母親への援助、多子の奨励などに現 われ てい ば、軍勤務員、戦線で働く労働者、職員、祖国戦争身体障害者、戦死者の家族、軍勤務員の家族への保障の重視 える。この時期には、祖国戦争に勝利するという目的に社会保障も従属しなければならなかった。それは、たとえ

が、戦時下という条件のもとで、平時とは異なった面をもちつつも、社会保障はこの時期にも着実に前進したとい

注

- (--) В. С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридичесная литература», Москве, 1974.
- См. «Ведомости Верховного Совета СССР» 1941г. No. 30.
- (<a>つ) "Социальное обеспечение и страхование в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1972, стр. 463. (~) "Социальное страхование в СССР", Допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ профивижения, профиздат, Москва, 1973. стр. 65 全ソ労働組合中央評議会編「ソヴェトの国家社会保険」、尾形昭二訳編、理論社。一九五三年、一五七頁。
- (ч) "Социальное обеспечение", No. 4, аперель, 1978. стр. 17.
- 6 <u>5</u> S・M・シュワルツ「ソ連の労働階級及び労働政策」上、松井七郎訳、巌松堂、一九五五年、一六四頁。 「ソ連邦共産党史」⑶、大月書店、七六三頁。
- 7) 前掲書、七五一頁。
- 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一〇四頁。 前掲、"Connanthoe ofecnevenue n crpaxobanue". crp. 468.

(1)

戦争直後と第四次五ヵ年計画(一九四六―五〇年)の時期

9 13 12 Там же, стр. 467. 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、六三頁。 前掲、"Социальное обеспечение". crp. 17. 前揭、"Социальное обеспечение и страхование". стр. 516. 前揭書、一五七頁。

前掲、"Социальное обеспечение и страхование". стр. 464.

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、四六七頁。

前掲、"Социальное обеспечение и страхование". стр. 572.

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、七三頁。

<u>15</u>

17 16 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、七四頁。 前掲書、六七頁。

尾形昭二著「ソ連の社会保障」、大月書店、一九五九年、二一〇―一頁。

20 前掲、「ソ連の社会保障」、二〇九頁。

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一六七頁。

19 18

前掲、"Социальное обеспечение". стр. 17.

前掲、"Социальное страхование в СССР". стр. 65.

第八章 戦後の国民経済の復興と発展期(一九四五年九月―五五年)

第二次世界大戦終了後、社会主義が世界体制に転化したことにも表われているが、国際情勢は根本的に変化し、

197

発展させることに全力をあげた。 平和と民主主義、社会主義に有利になった。 大祖国戦争が終わった後、 ソ連国民は、社会主義国民経済を復興し、

た。ドイツ軍は一、七一〇の都市と町を破壊し、略奪し、七万以上の村と部落を焼きはらった。また、約三万二、 ○○○の工業企業が全壊または一部破壊され、鉄道線路も六万五、○○○キロが破壊、 この戦争でソ連は、莫大な損害をこうむった。戦線で、二、〇〇〇万人以上のソビエト人が非業の最 後 コルホー ズ九万八、 をとげ 00

〇年以上おくらせた」といわれているほど大きかった。 設、図書館が破壊された。歴史上かってないこのような損害と破壊は、「戦争は、ソ連邦の共産主義への前進 を 〇、ソフホ Ⅰズとエム・テ・エス約五、○○○が略奪され、何万という病院、学校、職業技術学校、高 等 教 育施

燃料などの不足、住宅難の状態にあった。切符配給制も何年間は続くことになった。 も復活した。しかし、国民生活では、戦争による生産力への大損害のため、必需品である食料品、 えば、戦争の終了にともなって、八時間労働制が実施され、義務的な時間外労働は廃止され、 える仕事がはじまっていた。社会主義ソ連では、これも計画的に短期間に実施できた。軍事費の削減は、 り民需生産の割合が増大した。九月四日に戒厳状態は廃止され、労働分野でも非常措置の必要はなくなった。 への投資を大幅に増やすことを可能とした。四五年の第三・四半期には新国民経済計画が採択され、この計画によ |民経済の復興が、当面の課題とされた。すでに一九四五年春から、国民経済を戦時体制から平時体制 労働者、職員の休暇 衣服、 靴および 国民経済 に切りか たと

族への生活上の援助がまず必要とされた。このため、ソ連人民委員会は、九月二一日付「復員者、戦死 兵 士 の 家 勤務員の大規模な復員が行われた。これらの復員者を含め、 [五年には六月二三日、ソ連最高会議は、兵士を一三の年齢別に復員させることに関する法律を採択したが、 祖国戦争身体障害者、 戦死兵士の家族、 軍勤務員の家

以上に高められた。 員ソビエト執行委員会にたいし、住宅で困っている、復員者、軍勤務員家族、祖国戦争身体障害者、および戦死し 復旧した家のある全住宅地の一〇%を、地方ソビエト執行委員会の裁量下に引渡すこと、さらに、地方勤労者代議 第一順位で燃料を保障することを義務づけている。また、人民委員会議と官庁にたいして、新たに建て終えた家と 資材を公定価格で売ること、Ю戦死した兵士の家族、祖国戦争身体障害者、および軍勤務員の困っている家族に、 族、祖国戦争身体障害者および軍勤務員家族に援助する措置に関する」決議を公布した。この決議は、州(地方) はいって、一月二八日付ソ連人民委員会議決議によって、兵卒および軍曹級の第一等級身体障害者への年金は二倍 た兵士の家族に、前記の宅地に住まわせ続けることを義務づける、などを、この決議は、内容としていた。 執行委員会と共和国人民委員会にたいし、@戦死した兵士の家族、祖国戦争身体障害者、および軍勤務員の困って いる家族に、建築木材の調達のため伐木地区を無料で提供する、さらに、住宅の建築と修理のための当該地の建築 祖国戦争の身体障害者、戦死した軍勤務員の家族への保障の措置は、その後にも実施され、たとえば、四六年に

ること、物価を系統的に引下げながら商業を広く展開すること、学校・高等教育施設網を再建し、 もとづいて、農業と国民の消費物資を生産する工業とを発展させること、戦前の消費水準に達して、これを凌駕す 駕する」ことであった。この計画でまず第一に予定されたのは、重工業と鉄道輸送を復興することである。これに な政治経済的課題は、「国内の被災区域を復興し、工農業の水準の戦前水準を回復し、ついでこの水準を大幅 に 凌 た、一九四六―五〇年ソ連国民経済復興発展五ヵ年計画(第四次)を討議し確認した。第四次五ヵ年計画の基本的 四六年三月には、ソ連最高会議第一会期が開催された。この会期は、ソ連人民委員会議を閣僚会議に改組し、ま かつ拡大するこ

と、住宅建設を広く行うこと、国民の保健を改善することが予定された。この計画では、社会保険予算を、戦前のと、住宅建設を広く行うこと、国民の保健を改善することが予定された。この計画では、社会保険予算を、戦前の

四〇%増と予定していた。

の一つとなった。 社会保障、社会保険は、 国民経済のより急速な再建と、より一層の発展という課題の遂行を促進する重要な要因 労働

組合の破壊された文化とスポーツの施設の復興と設備に多額の資金が向けられた。 戦時中に破壊されたサナトリウムと休息の家のネットは復旧され、新たな建物の建設が展開された。また、

四六年に、食料品の価格の変更と関連して「穀物」付加金が導入され、年金が高まった。この付加金は、何回か

の価格引下げがあったが、五六年一〇月一日からの年金の大幅な増加まで維持された。

は、 関する」決定を行なった。この決定は、まず、臼労働組合に、保健機関の保健事業の改善を全面的に援助し、新し 組合の中央委員会および州委員会には、その幹部会の会議で、定期的に企業における疾病および災害の原因につい るよう、あらゆる措置を講じなければならないこと、を定めている。さらに、疾病と災害の防止に関して、 地委員会は、保健機関と協力して、祖国戦争身体障害者に特別の配慮を示し、速かで、高級の医療援助を与えられ るソ連最高会議幹部会の四四年七月八日付指令を遂行しなければならないこと、껟労働組合の工場委員会および現 を集中し、市民にたいする医療援助の質の向上、病院の食事の改善を実現しなければならないこと、闫 労 働 組 合 せた。このほか、この決定により、口労働組合は、病院が、医薬品、燃料、食料品、調度品を常備するように全力 い五ヵ年計画で予定された病院、医院、診療所その他の医療機関の復興および建設を、常時、監視する義務を負わ 五. 勤労婦人に一層の関心を示し、婦人にたいするサービスを改善し、母子保護機関網を拡大し、母子保護に関す |カ年計画の採択後、全ソ労働組合中央評議会は、四六年四月二日付「労働者・職員の罹病・災害率低下措置に 田労働

て審議すること、工場委員会には、医療機関と協力して、職場における疾病および災害の原因を、組織 的 に 調 査

にたいする費用は、

置規則を習得させることなどを義務づけている。 除去すること、医療機関と協力して、四六年中に、 可能なかぎり多数の労働者に、不慮の場合における救急措

この四月にはまた、一七日付ロシア共和国閣僚会議決議で承認された「個人年金規則」により、個人年金が一定

置に関する」決議で、 このほか、祖国戦争の視力障害者の就職斡旋業務を一層改善するため、四月三〇日付「視力障害者の就職斡旋措 ロシア共和国閣僚会議は、ロシア共和国財務省にたいし、四六年五月から、祖国戦争と労働

による視力障害者に、彼らの賃金からの所得税の支払を免除するよう義務づけることを決定している。(エタ

戦争身体障害者、第一等級、第二等級の労働による身体障害者、老齢年金受給者には、義歯、義顎、顔面補装具が こには、個人年金受給者、顎と顔面部分に損傷をもったすべての祖国戦争身体障害者、第一等級、第二等級の祖国 された。すなわち、一つは、七月三日付でソ連保健省の指令によって承認された「無料義歯取付規則」である。 その後、七月には、 祖国戦争身体障害者などにたいする無料の義歯、義顎などの保障に関しての規則、 書簡が出

て製造されるよう保障すること、戦線での負傷と関連し、歯、眼の喪失、顎の損傷をもつ、すべての第一等級、第 は、病院で回復期の治療をしていない祖国戦争身体障害者に、義歯、義顎、義眼が、市民保健網の治療施設によっ の治療をしていない祖国戦争身体障害者への義歯、義顎、義眼、眼鏡の保障手続に関する」書簡である。この書簡 無料で調製されると定めている。もう一つは、同じ七月三日付のロシア共和国保健省および財務省「病院で回復期

四六年には、このほか、託児所に関係し、ソ連保健人民委員部は、九月三〇日付「託児所評議会に関する」決定

市民治療施設の予算で直接支出される資金で負担することなどを内容とした。

二等級祖国戦争身体障害者などに義歯、義顎、義眼を無料で保障すること、無料で交付される補装具と眼鏡の調製

どである。

表、 を行った。これによると、託児所評議会は、託児所の事業を援助し、託児所の事業にたいする社会的監督のために(ミタ) 業計画の審議への参加、ベッドの正しい利用の監視、託児所の仕事にたいする日々の監督、親たちの苦情の審査な 組織され、託児所長はその設置を義務づけられている。託児所評議会は、옏子供の各グループから一名の組織され、託児所長はその設置を義務づけられている。託児所評議会は、옏子供の各グループから一名の (b)託児所を管轄する企業の工場委員会代表、(c)医師、(d)託児所長で構成される。主な活動内容は、 託児所の事 両親代

部門の生産をさらに大規模に発展させることを決定した。 この会期で、 九四六年に国民経済の全部門の再建がほぼ完了した。 四七年度のソ連国民経済復興発展国家計画は、 四七年二月には、ソ連最高会議の会期が招集されたが、 五ヵ年計画で予定されているものと比べて最重要工業

障害者と戦死した軍勤務員の家族を優先的に保障するよう提議している。また、三月一〇日付ロシア共和国社会保障害者と戦死した軍勤務員の家族を優先的に保障するよう提議している。また、三月一〇日付ロシア共和国社会保 障省命令は、社会保障機関によってサナトリウム・療養地治療に派遣される、困っている第一等級と第二等級の祖 現地委員会にたいし、一時的援助基金の負担によって、多数家族の低賃金の労働者、職員とともに、祖国戦争身体 国家社会保険についての労働組合の大衆運動改善に関する」全ソ労働組合中央評議会の決定第一三項は、 四 七年にはいっても、祖国戦争身体障害者への援助の措置が続けて実施されている。たとえば、一月 一 三 日 付 工場・

部門の基幹的な職種の従業員を奨励する目的で、彼らの年金を高める一連の政策を実施した。すなわち、四六年か 鉄金属の生産 員の家族にたいする保障措置とならんで、新たに社会保険を改善する課題が提起され、国民経済のもっとも重要な 第四次五ヵ年計画の時期には、工業、とくに、その主要部門――エネルギー、機械製作、 ――の発展に特別な注意が払われた。このため、前述のような祖国戦争身体障害者と戦死した軍勤務 化学工業、鉄および非 国戦争身体障害者には、

利用券に適当な印をつけ、

往復の旅費を支払うよう指示した。

者には、

五〇歳以上に達したとき、

で、労働を継続する年金受給者は、その賃金の額にかかわりなく、老齢年金および障害年金は全額支給された(四

年金裁定時の賃金の五〇%を終身年金として支給し、石炭工業および炭坑建設

業部門、通信、地質学、鉄道、 ら四七年にかけて一連の省(石炭、冶金、化学、石綿、 いして高い年金が導入された。 海上および河川の輸送) 木材、スレート、映画フィルムおよびそのほかの一連の工 の主要な労働者要員、技師・技術職員および指導職員にた

者、指導職員および技師・技術職員の特権および特典に関する」決議を採択した。この決議により、炭坑の地下労 人の場合は第三等級身体障害者と同じにすることになった。また、石炭工業および炭坑建設に二〇年以上勤務した 失年金は、三人以上の労働不能者を有する家族は、第一等級身体障害者と同じ、二人以上の場合は、第二等級、 すなわち、 働者、職長、石炭工業および炭坑建設の技師・技術職員、指導職員にたいする年金は、つぎのように定められた。 の年金を受給することになった。つづいて九月一〇日付でソ連閣僚会議は、「石炭工業および炭坑建設の地下 労 働 〇ルーブルに引上げた。非鉄金属の従業員の年金は、八月三一日付ソ連閣僚会議の決議により、炭坑従業員と同額 最髙額(三○○ループル)を、機関士には六○○ルーブル、機関士助手に五○○ルーブル、火夫にたいしては四○ より、機関車乗務員の障害年金、扶養者喪失年金および老齢年金の裁定の場合、年金算定の基礎となる従来の賃金 ○○ルーブル)を六○○ルーブルに引上げ、 それ以上の賃金部分にたいして一五○○ルーブルまでにつ い て、 の正常の労働および休息の保障、その物質的・日常生活条件の改善ならびに機関車乗務員の養成に関する」決議に 一等級身体障害者には、その部分の二○%、第二等級は一五%、第三等級には一○%の加算をすること、 このような政策を中心に、具体的にみると、まず、四七年一月二九日付ソ連閣僚会議「鉄道運輸の機関車乗務員 障害年金および扶養者喪失年金の算定のための基礎となる賃金の限度(一般労働者のこの最高限度は三 扶養者喪 第

当は、賃金の一〇〇%、一年以下は同六〇%と定めた(非労働組合員はその半額)。

は、年金算定基礎となる賃金の最高限が引上げられ、老齢年金は年金の最高限はなく賃金、俸給の五〇%と定めら 八年八月九日付ソ連閣僚会議の決議で第三等級身体障害者には適用されなくなる)。このように、これらの従 業 らの一時的労働不能手当について、当該企業で一年以上の継続勤務期間をもつ労働組合員には、一時的労働不能手 れ、労働を継続する者には賃金も年金(老齢、障害)も全額支給されることになった。このほか、この決議は、彼

とにした。すなわち、障害および扶養者喪失年金の算定基礎の賃金最高限度を五〇〇ルーブルとし、それ以上の賃 を終身支給するということである。 する、地質団体または鉱山業に二五年以上勤務した者が五五歳に達した場合には、身体障害決定時の賃金の五〇% 金)の場合は、その部分の二〇%、第二等級(同二人)は同一五%、第三等級(同一人)の場合には一〇%を加算 金部分にたいし、 員および技師・技術員の特権および特典に関する」決議により、これらの従業員の年金をつぎのように支給するこ ソ 連閣僚会議は、その後も一○月一七日付「鉱山および硼素労働者、鉱山および硼素職長ならびに地質省の指導職 第一等級身体障害者への障害年金(および三人以上の労働不能者をもつ家族への扶養 者 喪 人失年

第2部

議で確定された職種の黒色金属技師・技術職員にたいする老齢、障害および扶養者喪失の各年金は、炭坑従業員と 術職員および指導職員、黒色金属企業の冶金、コークス、溶解、延鉄工場の労働者および職長ならびにソ連閣僚会 さらに、一二月には、 同一額となった。 一〇日付ソ連閣僚会議決議により、鉱山業および鉱山建設の地下労働者、 職長、 技師 ·技

さらに、年金関係では、初等と中等学校の教員、師範学校の従業員、都市と農村の医学と薬学関係の従業員、民 このように四七年には、 石炭工業および炭坑の建設、 鉱山、 地質学などの従業員の年金が引上げられた。

多子の母親への国家手当

(単位ルーブル)

				一時的手	毎月手当
2子を	 有する母親に ,	3人目の)子供の出生の場合	200	-
3	11	4	"	650	4
4	"	ó	"	850	6
5	"	6	"	1000	7
6	11	7	"	1250	10
7	11	8	"	1250	10
8	"	9	"	1750	13
9	11	10	"	1750	13
10子を	有する母親に,	次の各引	F供の出生の場合	2500	15

部類の従業員には、新たに永年勤続年金が導入されることになった。(音) 間航空隊の空中・飛行員などの永年勤続年金が著しく高められ、いくつかの は、第1表のようになった。また、独身の母親(結婚していない)への国家 戦時の高い手当額を変更しないことは不公正になるとの理由で、四八年一月 手当の金額に関する」ソ連最高会議幹部会指令が公布されている。この指令は、 前水準に達し、それを凌駕することになった(一一八%)。 ブル、三人以上の場合には同一〇〇ループルと定められた。 手当は、一人の子供の場合は、月額五〇ループル、二人の場合、同七五ルー より、ルーブル購買力を高め、新旧の通貨の交換を一○ルーブル対一ループ であったが、国の経済は高揚し、ルーブルの相場、購買力が著しく高まり、 り、ルーブルの購買力が低下していたため手当額を著しく高めることが必要 四四年七月八日付指令でこれらの母親への手当を実施したときは戦時期であ ルの計算で実施することになった)。したがって多子への母親への国家 手 当 日から、これらの手当額を二分の一に引下げた(四七年末に、通貨改革に 四七年に工業生産高は、戦前水準に接近したが(九三%)、四八年には、戦 四七年には、このほか、一一月二五日付「多子および独身の母親への国家

この四八年にも、

よび指導職員にたいし、一時的労働不能手当を、炭坑従業員と同一とし、障害、扶養者喪失および老齢の各年金に 山業および鉱山建設の技師・技術職員および指導職員、化学職場および化学生産の労働者および技師・技術職員お 鉱山業および化学工業従業員に、つぎのような特典を定めた。 で、石綿(アスベスト)工業の従業員の年金が、炭坑従業員と同額になり、一一月八日付ソ連閣僚会議の決議で、(8) すなわち、鉱山の地下労働者および鉱山の職長、鉱

刺激する手段の一つとして実施された。 ることとした。これらの特典は、いずれも、 続する年金受給者には、老齢および障害年金は、第三等級の身体障害者を除き、その賃金にかかわりなく維持され ついても炭坑従業員と同一とし(四七年一二月一〇日付閣僚会議決議の内容)、さらに、化学工業において労働を継 四八年にはまた、社会保険の一部業務を企業 要員を国民経済のもっとも重要な部門に参加させ、長期の継続労働を (施設) の管理機関に移管した。これは、労働組合の人件費 の節約

合中央評議会書記局の決定で、このことに関連し、つぎのように労働組合組織の責任を明確にした。(第) 四日付「国家社会保険手当の正しい支給にたいする企業、施設および組織の管理機関の責任に関する」全ソ労働組 など)の管理機関に、国家社会保険手当(一時的労働不能手当、妊娠と出産の手当)の裁定の場合における、 正しい支給にたいする企業、施設および組織の管理機関の責任に関する」ソ連閣僚会議の決議により、企業 と労働組合の厳重な監視のもとでの事務の正確な実施のためと思われるが、七月二八日付 職員の継続勤務期間の決定と、裁定の適法性の審査、手当の算定と支給の責任が負わされた。さらに、八月一 「国家社会保険手当金の すなわち、こ

期間の計算に関する現行規定および説明に照合し、厳重に監督する義務を負わせること、そのほかの実務の指示を

企業および施設の管理機関による労働者、

職員の継続勤務期間の適正を、

継続勤務

よび出産手当金の裁定の場合、

の決定は、工場・現地委員会、社会保険評議会および社会保険職場委員会にたいし、一時的労働不能手当、妊娠おの決定は、工場・現地委員会、社会保険評議会および社会保険職場委員会にたいし、一時的労働不能手当、妊娠お

規定している。

ことになった。 いする一時的労働不能手当は、当該企業または施設における継続勤務期間に従って、つぎのよりな額で支給される 月九日付「一時的労働不能手当の金額に関する」ソ連閣僚会議の決議で、労働組合員である労働者および職員にた また、四八年八月に、一時的労働不能手当の受給に関係する継続勤務期間が一~二年延長された。すなわち、

@同一企業または施設における継続勤務期間が八年以上(三八年一二月二八日付決議では六年以上であった) の

(b) .同五年から八年(同三年から六年未満)未満の場合……稼得賃金の八〇%

場合……稼得賃金の一〇〇%

ⓒ同三年から五年未満(同二年から三年未満)の場合……稼得賃金の六○%

(d) |同三年未満(同二年未満)の場合……稼得賃金の五〇%

組合員は、 すべて労働組合員の二分の一の額とされた。このほか、この手当の最高限は一日一六〇ルーブルと定め

なお、労働組合員で一八歳未満の者は、勤務期間に関係なく、一律に、稼得賃金の六○%である。また、非労働

また、ソ連閣僚会議は、一一月五日付で、「労働能力審査会(BTЭK)規則」を承認した。この規則の主な内容は、は、付属病院および託児所を併設することを義務づけ、労働者数に応じたその規模などが詳細に規定された。 社会保障のこのほかの分野では、一〇月二五日付ソ連閣僚会議の決議によって、この後、 企業を建設する場合に

負っている。⑷労働能力の持久的喪失程度の決定と身体障害等級の確定、⑽身体障害者の原因、すなわち、 一般的

社会保障機関の管轄に属する。

②労働能力審査会は、

つぎのようになっている。

(1)労働能力審査会は、

207

次の任務を

内で、企業、

施設および組織の調査を組織的に実施する。

カ て、身体障害者を仕事で適正にしていることについての検査。この目的のため、 体障害者の労働条件調 働の種類の決定 あるいは疾病、 義務の遂行のとき受けた傷 あるいは職業的疾病、 (リハピリテー の決定、心身体障害者にたいする、健康状態あるいは肉体的欠陥との関連で許される労働条件と労 (他の労働への転換、 ≥/ 3 労働あるいは労働でない傷害、子供の時からの身体障害、戦闘あるいは軍務でのそのほかの 査、 ン治療、 それと、 (挫傷、 補装具取付、 傷害)、戦線で、 身体障害者に可能な労働と職種を示すこと、 超過勤務労働と夜間交替労働の免除)、 職業訓練、 あるいは軍務執行の期間に受けた疾病、 新技能教育)、 (e) 企業、 d身体障害者の労働能力回復への協 施設および組織での直接的な、 労働能力審査会は、その活動の区 (f)労働能力審査会の結論 捕虜の時に受け に 従 た っ

会の結論は、 は、基礎専門の専門医三名、 への派遣は、 (3)この委員会は治療施設 この会議での多数決で採択される。……⑿第一等級の身体障害者については、 治療施設の医療協議委員会、それがない場合には、医長と共同して主治医によって行われる。 (総合病院、外来患者診療所、поликлиник амбулатория 社会保障部の代表者および労働組合の代表者によって構成される。 公衆保健指導所など)で、その業務を行う。 AMCHAHCEP 年に一回、第二等級お ……似この委員会 (4)委員会 (8)委員

決議が採択され、八月一六日から両親の負担額がつぎのように決定された。すなわち、子供一名につき、 よび第三等級の身体障害者については、 幼稚園、 託児所について、八月九日付「幼稚園および託児所にたいする負担額に関する」 六カ月に 回 再検査が行われる、 などである。 ソ連閣僚会議 月平均で の

四 |五ル 1 サナトリウム幼稚園、 ル、農村は三〇ルー サ ブ ル ナトリウム託児所および郊外移転 そして、 委託時間一二―一四時間の場合は、 (夏期) の場合には一〇〇%と定められた。 二五%增、 昼夜の場合には五 ے

六○ルーブル、農村は五○ルーブル、№都市および労働者部落の託児所は、

@都市および労働者部落の幼稚園は、

第2表 幼稚園および託児所にたいする両親の負担額(単位:ルーブル)

		都	市			農	村	
収入総額	時間			100%	時間			100%
	9-10	12-14	24	100% 増 の 場 合	9-10	12-14	24	100% 増 の 場 合
幼 稚 園								
—400	40	50	60	80	30	38	45	60
401—600	55	69	83	110	45	56	68	90
601—800	70	88	105	140	60	75	90	120
801—1200	85	106	128	170	75	94	113	150
1201—	100	125	150	200	90	113	135	180
託 児 所								
-400	30	38	45	60	15	19	23	30
401600	40	50	60	80	25	31	38	50
601-800	50	63	7 5	100	35	44	53	70
801—1200	65	81	98	130	50	63	75	100
1201—	80	100	120	160	65	81	98	130

額の半分に減額された。

「子供の家における保育監督強化に関する」 全ソ労働組合

子供の保育に関しては、このほかにも、 一一月二三日付

れた。また、この年に、補装具取付および補装具製作中央合と就学前児童機関の職員組合にたいし、保健機関とも共合と就学前児童機関の職員組合にたいし、保健機関とも共中央評議会の決定がある。この決定は、医事・衛生職員組中央評議会の決定がある。この決定は、医事・衛生職員組

合、五人以上の子供を有する場合には、負担額は別表の金物合、四人の子供を有し、月収四○○ルーブル以下の場て、別表のように確定している(第二表)。ここで収入額とは、父母の収入の合計、父母がない場合は、扶養者の収入とされ、三人の子供を有し、月収四○○ルーブル以上の入され、三人の子供を有し、月収六○○ルーブル以上の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連閣僚会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連関係会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連関係会議は、ソ連財の決議の実施のため八月三○日、ソ連関係会議は、ソ連関の決議の共和の共和の決議の対し、

○%に減額すること、などである。

と、稼得賃金が月額六〇〇ルーブルを超えない独身の母親の子供の幼稚園と託児所での給養にたいする支払は、五

研究所(пниипп)も組織されている。

疾病その他の原因で)定められた手続によって、後見人の養育に移った場合、彼女に定められている、子供の養育 幹部会指令への補足として、つぎのようなことを決定している。すなわち、独身の母親の子供が、(母親の 死 亡)、 善、および婦人の労働条件と日常生活の改善に関する」指令を発布した。これは、四四年七月八日付ソ連最高会議 の子供を有する母親にたいし、労働勤務時間の継続を保持しながら、住居地のほかの仕事へ移る権利を 与 える こ にたいする国家手当は、この後見人に裁定され、支給されること、妊娠した女子の労働者と職員、および一歳未満 四九年にはいると、三月に、ソ連最高会議幹部会は、一九日付で「多子および独身の母親への国家援助業務の改

う課題は、戦後、五○年代初めまでの短期間に解決された。第四次五ヵ年計画期に、労働者、職員の数は、一九四 認した。科学従事者の老齢、障害および扶養者喪失年金は、この規則に従って裁定され、支給されることになった。(4) 員、教授、博士など科学従事者の年金に関し、ソ連閣僚会議は、九月二八日付で、「科学従事者年金保障規則」を承 し、重工業は大きな成果を収めた。農業も戦前の農業生産水準をほぼ復旧することができた。(②) 〇年の三、三九〇万人にたいし、四、〇四〇万人まで増大した。工業全体の総生産は、戦前水準と比べ七三%増加 の改善における労働組合の役割に大きな注意を払った。このような労働者階級の努力により、国民経済の復興とい 四九年四月に開かれたソ連第一〇回労働組合大会は、五ヵ年計画の期限前遂行の課題および社会主義競争の指導 「九年には、年金関係で、畜産と獣医の従業員に永年勤続年金が導入された。また、科学アカデミー会員、同準会(ss)

このような状況のもとで、勤労者の福祉も著しく向上した。五ヵ年計画では、計画終了時に、国民所得の水準を

された。住宅建設も大きく発展した。(4) %上まわった。四七年に配給制度は廃止され、四七−五○年に国家小売価格は三回引下げられている。医療、衛生 戦前より三八%引上げることを予定していたが、これは超過遂行され、国民所得は五年間で、四〇年の水準を六四 予防対策は大幅に改善され、戦時中に破壊された病院、休息の家、サナトリウムが復旧され、新しい施設が建設

誤りが生じた。しかし、全体としては、社会保障の着実な前進ということも含め、この五ヵ年計画は大きな成果を うな欠陥は、当時の歴史的条件のもとにおいて生じたとはいえ、後の時期に解決を持ち越されることになった。 技師・技術職員への過度に高い年金保障、高い年金を裁定する場合の主観主義」などが指摘されているが、このよ 事をしていても、所属している官庁が異なれば、異なった年金が支給された。また、ソ連でも、とくに「指導者、 ある。たとえば、この高くされた年金に関する立法では、保障が官庁的(従属)原則に依っていたため、 員を物質的に刺激するために採用されたこの政策が、同時に、いくつかの本質的な欠陥をもっていたということで あげた。 った。このような客観的条件とスターリンの指導上の弱点などから、社会保障の分野にもいくつかの前述のような はすでに述べた。ただ、ここで指摘しておかなければならないことは、第四次五ヵ年計画のなかで、これらの従業 た、年金では、国民経済の重要部門の主要な従業員にたいする年金の額の引上げ、その他の特典が導入されたこと 第四次五ヵ年計画の遂行には、戦後における短期間での復興と発展という目的を達成するため、多くの困難があ 祖国戦争の身体障害者と戦死した軍勤務員の家族への保障が確実に実施され、母親への保護も改善 され た。 それは、社会主義の物質的・技術的基礎を発展させるうえでの重要な前進であったといえる。 同一の仕 ま

注

(1) 「ソ連邦共産党史」(3)、大月書店、八二二―三頁。

- 2 3 前掲書、八二三頁。 エム・ペ・キム編『ソ連邦の歴史、社会主義の時代』、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、五九二頁。
- 4 "Сопиальное обеспечение и страхование в СССР", «Юрилическая литература», Москве, 1972. стр. 474. 前掲書、五九二頁。
- 5 CII CCCP 1946r. No. 2, cr. 35.
- В.С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1974. стр.
- Ī 前掲、「ソ連邦共産党史」③、八二五頁。
- 9 8 профивижения. профиздат, Москва, 1973. стр. 63. 前揭書、八二五頁。 "Социальное страхование в СССР", Допущ. в. качестве учеб. пособия для студентов высших школ
- <u>12</u> <u>11</u> 全ソ労働組合中央評議会編「ソヴェトの国家社会保険」、尾形昭二訳編、理論社、一九五三年、一〇二頁。 CII PCCP 1946r. No. 5, cr. 21

10

Там же, стр. 65-66.

- 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 102.
- 13 Там же, стр. 503. 面揭、"Социальное обеспечение и страхование в СССР". стр. 468.
- 15 16 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、八四頁。

Там же, стр. 503.

- 17 前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、五九五頁。
- 前揭書、七三頁。
- 前揭、"Социальное обеспечение и страхование". стр. 483.
- 前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一九八頁。

37 36 35 前掲書、八八一九頁。 前掲書、六〇五頁。

34

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、八八頁。

"Социальное обеспечение", No. 4, аперель, 1978. стр. 17. 前掲書、八一頁。

前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР". стр. 327. 前掲、"Право социального обеспечения в СССР. стр. 101 28 前掲書、一一四頁、二〇一頁。

一六三頁。

27 26 25

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一一四頁。

前揭、"Социальное обеспечене и страхование в СССР". стр. 574.

前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 66.

23

一一四頁。

前掲書、 前掲書、

一一三頁、一九九頁。

21

前掲書、

一一三頁。

前揭書、六三頁、一一三頁。

30 前掲書、

31 32 前掲書、

一六三頁。

前掲書、六三頁。

尾形昭二著、「ソ連の社会保障」、大月書店、一九五九年、二一一頁。

前掲、「ソヴェトの国家社会保険」、一五四頁。 前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 435

前掲、"Сооциальное обеспечение и страхование в СССР". стр. 575.

前掲、「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、六〇四頁。

213

第1表 ソ連の工業生産高

(1940年を100とした指数)

機械化を推進し、

費資料の生産を六五%増加させることを計画した。農業では、

収穫率を引上げ、農産物と畜産物

の総生産と

勞

国

	(1040 - 5100 C 01016W)					
	全工業	生産手段 の 生 産	消費資料 の 生 産			
1940年	100	100	100			
1944	104	136	54			
1945	92	112	59			
1946	77	83	67			
1947	93	101	82			
1948	118	130	99			
1949	141	163	107			
1950	173	205	123			
1951	202	239	143			

(資料) マレンコフ著「ソ同盟共産党第19回 大会一般報告 | 大月書店, 国民文庫 45-6頁。

画についての指令が承認された。 五二年一〇月に、

計画

|では、

民経済発展第五次五ヵ年計画 第1表)。 五〇年代 経済をより一層、 初めまでに、 戦争で破壊された国民経済の復興は成功的に遂行され、 拡大、 の遂行に着手した。 発展させる方針を実行できるようになった。

(2) 第

五次五

カ年計画の時期

(一九五

立 五年) 43

前揭、

"Право социального обеспечения в СССР". стр. 101

第一九回党大会が開かれ、この大会で、 重工業の優先的な発展を予定し、 産全体では七○%増、そのうち、 産 発電所の出力を二倍にすることを定めた。 一九五一―五五年度ソ連国民経済発展第五次五カ年 機械製作工業、 生産手段の生産を八〇%、 金属加工 工 そして、 業 工業生 の 消 計

生

者 %増加させることを定めた。 の社会保 民所得は計 商品生産とを増やすことを予定した。 社会保 の物質的文化的生活水準をさらに向上させることを定め、 険にたい 障分野については、 画 期間 する国家の直接支出は、 に六〇%増加することになっていた。 また、 計 画期間における労働者、 保健の改善と発展を保障す この計画 五〇年と比べ では いまた、 、約三〇 職 蒷 勤

214

国民経済の発展も順調にすすんだ

九五一年に、

ソ連は、

ソ連

ションおよび農業機械化学校で働く、

け、医科学での成果の実際への最短期の定着を保障すること、最新の医薬、そのほかの治療・予防手段、 % 新式の診断と治療の医療設備の生産の拡大に特別な注意を向けて医薬品、医療設備、器具の生産を五〇年に比べ二 措置を拡大すること、予防の問題に特別な注意を集中して、医科学従事者の努力を保健の最重 要 所に最新の医療設備を取付け、その仕事の修練を高めること、この期間に医師数を二五%以上増やし、医師の改善 ム、休息の家、幼稚園、託児所の各ネットを拡大することを予定した。このほか、保健では、病院、 五倍に増加させることを定めた。 幼稚園の収容数二〇%、そして託児所の収容数は四〇%増やして、病院、公衆保健指導所、 計画期間中に、病院のベッド数を二〇%以上、サナトリウムの収容数を約三〇%、休息の家の収容数三〇 産院、 (課題 公衆保健指導 の解決に向 サナトリウ それと最

この時期における社会保障の動向を具体的にみると、まず、農業の機械化という政府の重点政策とも関連し、 機械・トラクターステーション、森林保護ステーション、機械畜産ステーション、牧草地土地改良ステー 五

実行された。

第一九回党大会後まもない、

五三年三月にイ・ヴェ・

スターリンは、死去したが、

第五次五ヵ年計画

は、

着実に

て、五三年には、農業機械・トラクターステー 社会保険が適用されるようになった。 指導者と重要職員および専門家にたいする永年勤続年金が導入された。 ションと専門ステーションのすべての常用、 季節および臨時労働者

そし

与えられた。 議の決議により、 四年には、 三月九日付「視力障害者への都市内輸送機関による無料の乗車の権利の提供に関する」ソ連閣僚会 ソ連のすべての都市で視力障害者は、 タクシ ーを除く都市内輸送機関を無料で利用できる権利が

を受ける権利は、すべての労働者および職員、それと、現行立法にしたがって社会保険を適用されているそのほか 第一二○条および第一二二条にしたがい、この規則の手続により、つぎのような国家社会保険手当が支給される。 手当の裁定および支給手続規則」を承認した。この規則は、「I、一般規定」のところで「⑴ソ連憲法(基本 法) の部類の勤労者である」と定めている。以下、この規則には、たとえば、「一時的労働不能手当」では、「一、一時 (4)一時的労働不能手当、(6)妊娠と出産の手当、(6)分娩手当、(6)埋葬手当、(6)技能転換手当。(1)この規則による手当 五五年にはいると、一月二二日付ソ連閣僚会議の決議にもとづき、全ソ労働組合中央評議会は、「国家社会 保 険

的労働不能手当支給の事由」、「二、手当を受ける権利」、「三、手当額」、「四、手当の算定」、「五、手当の剥奪」、

「六、手当の裁定と支給」というように、各手当について、その内容が詳しく規定されている。

この規則は、労働者と職員、およびそれらと同等な人びとの手当保障に関する現行立法の基礎となった。

注目しなければならない。なお、この時期には、産業協同組合制度とコルホーズにおける物質的保障に関しては、 は、五六年の国家年金法とともに、ソ連における社会保障の発展での新しい段階が始まったことを示すものとして 在も効力をもち、社会保険手当の裁定と支給を調整する多数の法令を一括した、独立した文書が編纂され たこ と が拡大した。また、「国家社会保険手当の裁定および支給手続規則」にみられるように、変更を加えられながら 現 の継続的な発展、計画にみられたような保健の改善が行われるとともに、高齢者と身体障害者のホーム・寄宿舎網 第五次五ヵ年計画の時期には、前述のように、国民経済の重要部門の従業員への年金保障における特典制度など

であったが、八五%増というように超過達成された。このような成果によってようやく、ソ連では、その後、社会 第五次五ヵ年計画は、五五年五月一日、四年と四ヵ月で期限前に遂行された。鉱工業生産は、計画では七〇%増

本質的な変化はなかった。

保障を根本的に改善して行くための経済的前提がつくられた。

1

- (1) 「ソ連邦共産党史」(3)、大月書店、八四四頁。
- 1971. стр. 361-2. КПСС в резолющиях и решениях сьездов, конфереций и пренумов ЦК. том шестой, политиздат, Москва,
- 3 В.С. Андреев, "Право социального обеспечения в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1974.
- 4 профивижения. профизиат, Москва, 1973. стр. 66. "Социальное страхование в СССР", Цопущ, в качестве учеб, пособия для студентов высших школ
- 5 6 "Социальное обеспечение и страхование в СССР", «Юридическая литература», Москва, 1972. стр. 483. 前掲、"Право социального обеспечения в СССР". стр. 102.
- 7 前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР". стр. 54-88
- 8 エム・ペ・キム編『ソ連邦の歴史、社会主義の時代』、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、六二七頁。

第九章 第二〇回党大会以降現在までの時期(|九五六—八〇年)

① 第六次五ヵ年計画の時期(一九五六――五八、六〇年)

障は、国民経済の発展とともに計画的に改善されるようになった。 障の分野も含め、国民の物質的福祉を向上させる措置を系統的に実施することを可能にした。この時期から社会保 戦争によって破壊された国民経済の復興の結果、ソ連は社会主義生産の強大な発展をした。このことは、社会保

祉と文化水準を著しく引上げることであった。

手段の生産のいっそう強力な増大を保障し、農業生産の急激な高揚を実現し、それにもとづいて、 工業の優先的発展、たえまない技術進歩、労働生産性の向上、にもとづいて、国民経済の全部門、 一九五六一六〇年度ソ連国民経済発展第六次五カ年計画に関する指令を採択した。この計画の主要課題は、 まず第一に生産 国民の物質的福 重

ソ連共産党第二〇回大会が開かれた。この大会は、第一九回党大会以後の党の活

九五六年二月に、

した。 社会保障による給付、多子の母親および独身の母親にたいする給付、 時間労働日を復活すること、五七年以降、 は、五六年から、土曜日と祝祭日の前日の労働時間を二時間短縮すること、一六歳から一八歳未満の未成年者の六 る部分については、妊娠と出産の休暇期間を延長すること、社会保険による労働者と職員にたいする給付と年金、 国民の物質的・文化的生活水準の向上については、この計画は、 なお、 職員 一部の部門では、週五日の八時間労働と二日の休日の制度に移ることを予定した。社会保障に関係す の実質賃金を三〇%引上げること、労働日を短縮することを最初に定めている。 労働者、職員の七時間労働日への移行を段階的に実施することを内容と 五ヵ年間に国民所得を約六〇%増加 奨学金、無料医療援助、 サナトリウムと休息 労働 日 させ 短 るこ 縮

の家

への無料および割引き利用券、

技能資格向上のための無料教育、

有給休暇、

および勤労者にたいするその他の

給付に関する国家支出を一九五五年度の一、五四〇億ルーブルから、

すこと、

を高めることをまず定め、

さらに、

病院のベッド数、

託児所、

幼稚園、

サナトリウム、

休息の家の収容人員を増や

その一層の発展をめざし、

健康をそこなわずに社会の役に立つ仕事のできる身体障害者に就職の機会を与えることなどを規定した。

保健施設がおこなう疾病予防活動の水準を高め、

住民にたいする医

療

(奉仕の質

度を調整し、低い年金額を大幅に引上げ、不当に高い年金額を引下げること、養老保護を改善し、

六○年度には約二、一○○億ルーブルに増や

動

を総

括

ば、

ソ連閣僚会議議長エヌ・ア・ブルガーニンが、

やすこと、さらに、 び治療用の設備と装置の生産拡大に特別の注意を払って六〇年には医薬工業品の生産を五五年に比べ二倍以上に増 集中して、医学の一層の発展を保証すること、新しい、より有効な治療薬と、予防薬、最新の外科器械、診断およ 身体障害者ホームと老人ホームの建設を拡張すること、科学者の努力を、予防と治療の新しい方法と手段の研究に すこと、近代的医療設備を供給して、予防・治療施設の設備を改善すること、病院、託児所、 物の汚染から水源、空気、土地を保護する仕事を改善することに効果的な措置をとることなどを予定した。 工業企業の労働者と職員の労働保護と疾病・災害予防の仕事を改善し、同時にまた工場の廃棄 幼稚園を建設する、

二日(同七七日)間、ただし、異常出産あるいは双子の分娩の場合には産後休暇は七〇日(同五六日) 間 と なっ と出産の休暇期間がさらに延長された。すなわち、産前五六日(従来三五日)、産後五六日(②) 以下、具体的にその動きをみると、一九五六年にはまず、三月二六日発表、四月一日から実施ということで妊娠 (同四二日)、合計一一

この指令にもとづく第六次五ヵ年計画の実施期間に勤労者の社会保障は、著しく改善された。

た。また、この間の妊娠と出産の手当の受給に必要とされた継続勤務期間三ヵ月以上という要件は廃止され

なわち、主として、三二年二月二九日付「身体障害、扶養者喪失および老齢年金保障の改善に関する」連邦社会保 この法律が成立する背景には、すでに実施されていた年金に、つぎのような欠陥があったという事実がある。

律といわれている新しい「国家年金法」が、五六年七月一四日、

ソ連最髙会議で採択された。

ソ連の年金の分野での画期的な法

そして、ソビエト国民の物質的福祉を向上させるうえで決定的な役割を果し、

険評議会決定にもとづいて実施されていた年金制度は、現実に合わなくなっていた。その理由として は、^^^^ たとえ

準は三〇年代の初めに制定されたものであるが、その後、労働者、職員の賃金が著しく上昇したため、戦時および、

ソ連最高会議で指摘しているように、

219

一年金保障の大部分の規

個々の部門の従業員にたいする年金の受給条件と規準に存在したあいまいな差異をなくした。また、 拠をもった格差づけを徹底させ、年金保障の条件をより容易に、そして正しいと認められるものにし、国民経済の を引上げ、年金の最低額、最高額を定め、年金受給者の労働条件、家族状態および労働貢献度に応じた、 稼得賃金に対して比較的高い規準が定められ、 えば、一九五五年と比べ、老齢年金の平均額は二倍以上、一般的疾病による障害年金は一・五倍以上に高まった)、 と戦争直後に生じた年金保障における欠陥を除去した。そして、この国家年金法は、年金額を著しく引上げくたと 度がないというのは不都合である、などということであった。この新しい国家年金法は、まず、これらの不備欠陥(き) 大学および中等専門学校、要員養成の学校、講習所および養成所の学生を含めた。 務期間の場合の年金を、この国家年金法は初めて実施し、年金制度の適用範囲を著しく拡大し、とくに、それは、 した(この結果、老齢年金の最高可能な額は、ほぼ六倍に高まった)。このほか、この法律は、年金保障の最低水準 の部門で重労働に従事する者とのあいだに、年金の不当な差別が存在する、佪年金算定の基礎に「平 均 賃 金」 が不当に高額な年金を受けている、闫特典的条件の適用が不合理であり、指定部門で普通の労働に従事する者と他 「基本賃金」(特典的条件)という二種類の賃金があり、しかも前者は所定の最高限度額以内、 同時に、年金が算定される基礎となる稼得賃金の最高限度額を廃止 後者には何ら の制 完全でない勤 科学的根 ع

ソ連閣僚会議で承認、発布され、若干の他の諸文書が更新され、それ以前に発布されていた種々の多くの法令が完

法典編纂の重要な法令、すなわち、「国家年金裁定および支給手続規則」 (5)

が、

八月四

日に

国家年金法に従って、

一般的規準による年金と

一部の者

戦後の期間中に年金額と賃金水準とのあいだに大きなギャップが形成された、臼年金保障の一般的規準と なら ん

のギャップが著しく大きくなり、そのために大部分の年金受給者が低額の年金を受けているのにたいし、

四七-八年に重要な国民経済部門の従業員にたいして増加年金制が施行されたので、

全あるいは部分的に効力を失った。

第1表 老齢年金の受給資格

カース と明一近っく何く何				
	年齢(歳)	労働勤務 期間(年)		
地下,有害労働条件,または高熱職場での 労働従事者				
男 子	50	20		
女 子	45	15		
そのほかの重労働の労働者、職員				
男 子	55	25		
女 子	50	20		
5人以上の子供を生み8歳まで養育した 女子	50	15		
盲人				
男 子	50	15		
女 子	40	10		
そのほか一般の労働者、職員				
男 子	60	25		
女 子	55	20		

この国家年金法の主要な内容をみると、つぎのようになっている。 講習所および養成所の学生、 |家年金法が適用されるのは、イイ労働者および職員、仲軍勤務員、イイ/大学および中等専門学校、要員 養 成 の 学

律は、老齢年金、障害年金および扶養者喪失年金を定 を喪失した、以上にかかげた者の家族である。この法

めている。

髙くなっている ○─一○○%で、稼得賃金の低い者ほど、この比率は 期間の不足の場合の年金が支給される。 老 齢 年 含む五年以上の労働勤務期間をもつ者には、 縮がある(第1表)。 なお、 年金申請直前の三年間 他の条件によって、年齢の引下げ、労働勤務期間の短 歳、二〇年となっており、労働の種類、 場合、六○歳で 労働勤務期間 二五年、 まず老齢年金をみると、受給資格は、 稼得賃金に対する比率で定められ、稼得賃金の五 (第2表)。 年金算定の基礎となる一 労働条件その 女子は、 一般に男子の 労働勤 五五五 金

カ月平均稼得賃金は、最終の一二カ月間の一カ月平均

加金が支給されることになった。

第2表 老齢年金額(稼得賃金に対する比率)

		年	金		
毎月の稼得賃金 (ルーブル)	地下労働、有害労働条件の作業,高熱職場で働いていたものを除いた労働者,職員		地下労働,有害労働条件の作 業,高熱職場で働いていた労 働者,職員		
		年金の最低額(付加 金なし)ルーブル	稼得質金に 対する%	年金の最低額(付加 金なし)ルーブル	
35以下	100	300	100	. 300	
35 ~ 50	85	350	90	350	
50 ~ 60	75	425	80	450	
60 ~ 80	65	450	70	480	
80 ~100	55	520	60	560	
100以上	50	550	55	600	

給され、労働に従事する老齢年金受給者で、地下労働、

有害労働、または

[─]、○○○ルーブルをこえない場合、月額一五○ルーブルの老齢年金が支

なお、労働に従事する老齢年金受給者には、年金裁定後の稼

得

賃

金

が

高熱職場で働いた者として老齢年金受給で特典を付与された者には、

稼得賃金に関係なく、決定された年金額の五○%が支払われる。 害者は、 は、 因した場合には、 働災害と職業病、 いは長期の喪失の場合に支給される。労働能力の喪失の原因は、 短期であるが年齢に応じた勤務期間が必要である 労働能力の喪失の程度によって、つぎのように第一等級から第三 障害年金である。この年金は、 労働勤務期間を必要としないが、一 および一般の疾病である。戦争、 労働能力の恒久的な喪失、 労働災害と職業病に起 般の疾病 の (第3表)。 戦争、労 場 身体障 合 ある に

労働能力のない家族員一人に対し年金の一〇%、二人以上に同一五%の付 要な労働勤務期間を一○年以上こえている者には年金の一○%の付 稼得賃金、 高額の範囲内で、 三〇〇ルーブル、最高額は同一、二〇〇ルーブルと定められた。また、 ちの任意の五年間の一ヵ月平均稼得質金である。老齢年金の最低額は月額 あるいは年金申請者の希望により、 一五年以上の継続労働勤務期間、 申請前の最終 あるいは受給資格に必 0 车 加 間 のう 最

陪室在会の受給に必要な労働勘数期間

分3次 						
年	齢	労働勤務期間(年)				
		男子	女子	地下労働,有害労働条件と 高熱職場の労働者,職員		
20~23	歳未満	2	1	1		
23~26		3	2	2		
26~31		5	3	3		
31~36		7	5	5		
36~41		10	7	6		
41~46		12	9	7		
46~51		14	11	8		
51~56		16	13	10		
56~61		18	14	12		
61歳以	上	20	15	14		

される。 働条件によってきまる。額は、たとえば、第4表のように算出 障害年金の額は、この等級、 障害年金の最低額、最高額が、それぞれに定められて 稼得賃金、身体障害の原因、労

いる。なお、地下労働、有害労働および高熱職場およびその他

等級までの三つのグループに分類される。

第一等級……自分自身で用を足すことができず、 援助あるいは監視を必要とする者。

常

時、

介

特別につくられた条件のもとで、いくつかの労 働 第二等級……きわめてはっきりした機能障害をもち、 な援助を必要としないが、完全な労働能力の喪失、

のできる ある

常時的

いは

もたず、 者。 第三等級……身体機能破壊のため、著しく低い労働能力しか 身体的条件に適した作業に移さなければ ならない

者。

労働能力のない家族員で、その扶養のもとにあった者となっている。この年金の額は、労働能力をもたない家 扶養者喪失年金である。この年金を受ける権利をもつのは、 死亡した労働者、職員または年 金 受 給 223

の重労働の労働者、職員には、特典的な金額で年金が支給されることになっている。このほか、身 体 障 害者 の介

一定の継続労働勤務期間に対しては付加金が支給される。

ø,

最後は、

労働能力をもたない家族員、

第4表障害年金額

身体障害	身体障害の原因				
の等級	労働災害,職業病	一般の疾病			
第1等級	月額稼得賃金の 500ループル までの 100%およびその残り の部分の18%	月額稼得賃金の 500ループル までの85%およびその残りの 部分の10%			
第2等級	月額稼得賃金の 450ループル までの90%およびその残りの 部分の10%	月額稼得賃金の 450ルーブル までの65%およびその残りの 部分の10%			
第3等級	月額稼得賃金の 400ループル までの65%およびその残りの 部分の10%	月額稼得賃金の 400ループル までの45%およびその残りの 部分の10%			

第5表 扶養者喪失年金額

労働能力 のない家	扶養者の死亡原因				
族員の数	労働災害・職業病	一般の疾病			
3人以上	月額稼得賃金の 500ルーブル までの 100%およびその残り の部分の10%	月額稼得賃金の 500ルーブル までの85%およびその残りの 部分の10%			
2人	月額稼得賃金の 450ルーブル までの90%およびその残りの 部分の10%	月額稼得賃金の 450ルーブル までの65%およびその残りの 部分の10%			
1人	月額稼得賃金の 400ルーブル までの65%およびその残りの 部分の10%	月額稼得金の 400ルーブルま での45%およびその残りの部 分の10%			

族員が三人以上の場合(年金額 ぞれに定められた。 族員の数、 た労働者、職員が、一〇年以上 の一五%)、一般の疾病で死亡し 働者、職員の労働能力のない家 労働災害・職業病で死亡した労 額で年金が支給される。また、 ど重労働に従事して い た 労 働 年金の最低額、最高額が、 る。この場合にも、扶養者喪失 条件、稼得賃金によって決定さ 病)、扶養者の働いていた 労 働 同じく、地下労働、有害労働な (労働災害・職業病、 職員の家族には、特典的な 第5表のようになってい 年金額の具体的な算定の 扶養者の死亡の原因 他の年金と 一般の疾 それ

の継続労働勤務期間をもっていた場合(年金額の一〇一一五%)には付加金が支給される。

このほか、軍勤務員およびその家族に対する年金が定められている。

年金は、区(市)勤労者代議員ソビエト執行委員会によって組織される年金裁定委員会によって裁定されること

になっていた。

以上が、国家年金法の主な内容である。

〇〇万人に年金を支給するようになり、さらに、年金受給者の年金一人当り平均月額を従前の約二〇八ルーブルか ブルの年金額を支出していたソ連政府は、新たに年間一三〇億ルーブルを追加支出し、適用者を拡大し、約一、八 この法律は、五六年一○月一日から実施された。このことにより、従来は約一、○○○万人に年間二五○億ルー

段階の開始を示し、この法律はその後の全般的な社会保障の展開の土台となった。 国家年金法の実施は、ソ連の社会保障、年金の歴史のうえで画期的な出来事であり、社会保障の発展での新たな

ら約三一六ルーブルに引上げた。

労働能力審査委員会(Brэk)などの活動を改善するために、これらの委員会への労働組合の代表者を承認 する こ らの法律相談所にたいし、国家年金法の意義と内容について労働者、職員に広く説明すること、年金裁定委員会、 部会の決定により、労働組合の中央、州、地方、製作所、工場および現地の各委員会、労働組合評議会およびそれ 全ソ労働組合中央評議会は、たとえば、七月二四日付「国家年金法採択と関連した労働組合の課題に関する」幹(6)

五六年にはこのほか、国家年金法は、第六〇条でソ連閣僚会議に、国家に特別の功労のあった者およびその家族

と、そのほか年金に関する労働組合の諸活動を強化する具体的な措置を実施することを義務づけ、国家年金法の内

容を短期間でより完全に実現するために、積極的な役割を果した。

を規定し、その範囲内で決定されるように定められた。 それぞれの個人年金が設けられた。年金額はその区別によって異なる。また個人年金はそれぞれに最高限度額だけ する」ソ連閣僚会議の決議により、同日付で「個人年金規則」が承認された。この規則は、革命活動、 にたいする功労―連邦的意義、連邦構成共和国にたいする功労―共和国的意義、地方的意義の功労―地方的意義の のある者、それと、これらの者が死亡した場合には、その家族員にたいする個人年金を定めた。個人年金は、 社会活動および経済活動の分野で国家に特別な功労をもつ者、あるいは文化、科学および技術の分野で抜群の功労 翌五七年には、ロシア共和国閣僚会議は、四月一三日付「国家年金を受給していない身体障害者と高齢者への物 国家活動 ソ連

られた親族、それと、農業との関連をもたない、盲人と聾啞者を含めた第一等級と第二等級身体障害者、子供のと 質的保障に関する」決議を公布した。この法令は、国家年金を受給していないで、収入源、法律で扶養を義務づけ 議によって、これらの人びとには、(9) きからの身体障害者および偶然の身体障害者にたいし毎月手当を保障することを定めた内容である。 また、八月七日付「作家、作曲家、造型芸術従事者および彼らの家族員の年金保障に関する」ソ連閣僚会議の決 国家年金裁定および支給手続規則で労働者と職員に規定されている規準と手続

員会の委託医師規則」を承認した。この委託医師は、高度の医学教育と実務経験をもつ者が任命され、 で、老齢年金、障害年金および扶養者喪失年金が裁定されることになった 五七年の一二月には、まず、三日に全ソ労働組合中央評議会幹部会は、「労働組合評議会および労働組合中 央 委 組合評

主要な任務は、

議会と労働組合中央委員会のそれぞれの幹部会の指導のもとに働くことになっている。

規則によると、

師 の

勤労者の健康保 委託医

勤労者とその家族への医療サービスの仕方にたいする社会的監視を組織すること、

226

にたいする個人年金による保障手続に関する規定の公布を委嘱したが、一一月一四日付「個人年金規則の承認に関

評議会もまた、

当該の州(地方、共和国)に中間機関をもたない労働組合工場・現地委員会の活動を直接指導する

の仕事の改善、 罹病率の予防と引下げ、彼らの労働条件と日常生活条件の健全化、 のための諸措置を経営組織と保健機関が作成し、実施する手段をとることである。 それと治療・予防と公衆衛生・衛生の施設

導の分野も含め、労働組合活動の一層の改善の方向を定めた。 日常生活上サービスに毎日配慮し、彼らとの恒常的関係を維持することが必要だと考える、と述べ、社会保障の指 組合は社会保障機関の活動をつよめ、労働者、職員への老齢年金あるいは障害年金の裁定に参加し、 七日付「ソ連の労働組合活動に関する」決定を採択した。この決定のなかで、ソ連共産党中央委員総会は、労働 一二月にはまた、ソ連共産党中央委員会一二月総会がひらかれ、この総会のなかで中央委員会幹部会は、一二月 彼らの文化

地域では二七ルーブルより低くてはならないと定められた(非労働組合員も含めて)。つぎに、労働災害と職 ち、 と関連した一時的労働不能手当は、労働組合の組合員であるかどうかに関係なく稼得賃金の一〇〇%の額で支給さ このほか、五七年における社会保障分野での重要な改善は、まず第一に、手当の最低額の引上げである。すなわ 時的労働不能手当、 妊娠と出産の手当が、あらゆる場合に、都市と労働者部落では月額三〇ルーブル、 業病 農村

門別労働組合機関によって全国的に実施されていたが、このことが一定の困難をつくりだし、活動レベルに否定的 る監督は、 に現われた。そこで、再編成に関連し、計画の業務的な職務、社会保険予算の承認、およびこれらの遂行にたいす た。すなわち、このときまでは、各産業部門別労働組合の範囲で、社会保険は労働組合中央委員会と地方の産業部 労働組合評議会に移された。そして、 労働組合の州 (地方、 共和国) 委員会の指導のほかに、 労働組·

また、五七年に労働組合の仕事の再編成が実施されたが、そのことは、社会保険にたいする管理制

度にも反映し

ーズでの彼らの作業期間は、労働勤務期間として算入することを定めた。コルホーズでの作業に移った技師 の決定は、特別の財政資金で支給されていた手当保障を受ける彼らの権利を保持し、国家年金裁定の場合、 ーズ組織の一層の発展と機械・トラクターステーションの再組織に関する」ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議 採択した法律により、エム・テ・エスにあった機械がコルホーズに売り渡された。このことと関連して、 通して生産・技術サービスを行うという従来の形態を変更することが可能になった。五八年三月にソ連最高会議が ・エスの機械化技術員と専門家はコルホーズに移り、 五八年にはいると コルホーズの経済力が強化したため、 コルホーズ員となった。 機械・トラクターステーション(エム・テ・エス) しかし、 同年四月一八日付 エム・テ 「コルホ 新しい コルホ · · 技術

業、医療施設と子供施設、の活動にたいして社会的監視をすること、年金裁定委員会と労働能力審査委員会(Brok)、 蓄積された経験と知識を考慮して、大衆・政治的・文化・教育的仕事を行うこと、 活動に参加させるための措置をとるように義務づけた。そして、労働組合委員会に、年金受給者を、彼らの状態、 部門別労働組合の地方機関、工場・現地委員会に、年金受給者と仕事を著しく改善する、労働組合組織の積極的な 用するよう労働組合の組織に義務づけている。すなわち、幹部会は、共和国、地方および州労働組合評議会、 職員にたいしても、まったく同じ手続きが定められた。また、整理されたコルホーズの土地に組織された、 とに関する」幹部会の決定により、年金受給者を積極的な社会労働に参加させ、彼らの知識、豊かな人生経験を利とに関する」幹部会の決定により、年金受給者を積極的な社会労働に参加させ、彼らの知識、豊かな人生経験を利 ソフホーズおよびそのほかの国営企業の作業に移り、そして労働者と職員となった元コルホーズ員にたいしては、 コ ıν この年の三月には、全ソ労働組合中央評議会は、三月四日付「積極的な社会的労働へ年金受給者を参加させるこ 、ホーズでの作業期間は、 一定の特恵条件で彼らの総労働勤務期間に算入されることになった。 商業企業と公営・日常生活の企 産業

ようになった。このように、社会保険にたいする労働組合の指導も改善された。())

って、劇場、よびそのほか

合理化・発明協会、科学技術協会そのほかの勤労者の自発的組織、 このように、年金受給者を社会的労働に参加させる政策が積極的に始められた。 の仕事に参加させなければならないと定めた。

その後、七月には、ソ連最髙会議幹部会は七月一五日付で、「労働組合製作所、工場・現地委員会権利規則」を(ご)

加し、労働者と職員をサナトリウム・療養地治療と休息の家に派遣し、労働者、職員およびその家族への医療サー 保険を実施し、社会保険手当を裁定し、その代表者を通して、社会保障機関による労働者と職員への年金裁定に参 承認した。この規則の第一一項は、「製作所、工場・現地委員会は、企業、 施設、 組織の労働者と職員の国家社 会

を見守り、 製作所、工場・現場委員会は、企業、 必要な場合には、定められた手続で、保険払込金の拒み得ない徴集を適用する。 施設、 組織によって、社会保険にたいする払込金が適時に払込まれること

ピス組織を点検する。

関連した一時的労働不能手当の支給にたいする支出を、拒み得ない手続きで、国家社会保険予算に、企業、施設、 施について、労働組合工場・現地委員会の権利がより明確化された。 組織が補償することに関し、管理機関にたいする義務的決定をおこなう」と定めている。こうして、社会保険の実 いは安全技術の規則違反の結果であると確認した場合には、工場・現地委員会は、この労働災害あるいは職業病と 製作所、工場・現地委員会が、労働者あるいは職員の労働災害あるいは職業病が管理機関による、労働保護ある

日付「民間航空と飛行の空中・飛行勤務員の年金に関する」ロシア共和国社会保障省指令により、民間航空そのほ(部)

サーカスそのほかの一連の芸能家に永年勤続年金が実施されたことである。もう一つは、一二月二五 の劇場・観覧企業の芸能家の若干の部類にたいする永年勤続年金に関する」ソ連閣僚会議の決議によ このほか、五八年には、年金、とくに永年勤続年金についての改善があった。その一つは、八月六日付「劇場お

かの空中・飛行勤務員の年金保障が改善されたことである。この指令によると、働いている企業と組織がどの官庁 際の一ヵ月平均稼得賃金の五〇%、さらに前述の勤務期間をこえる場合には、一年にたいし三%をプラスした永年 年金を受ける権利を与える職務に男子二五年以上、女子二〇年以上勤務し、その職務での仕事をやめたときに、実 に属しているかに関係なく、機長、操縦士、舵手、落下傘降下者などが、この年金を受ける権利をもつ。そして、

勤続年金が支給される(最高限は稼得賃金の七五%)という内容である。

設での授業料の廃止、全学齢児童への八年制義務教育の実施などが、実現されている。 ないし六時間労働日の制定、労働者、職員の六時間ないし七時間労働日への移行、社会保険による手当保障、それ 祉をみても、低所得の労働者、職員の賃金引上げ、土曜日と祭日の前日の労働時間二時間短縮、未成年者の四時間 かで、勤労者の社会保障は着実に向上するようになった。二〇回党大会の決定にしたがって、勤労者の全般的な福 以上のように、この時期には、ソ連は、工業生産高で世界第二位をしめるというような経済の全般的な高揚のな 国家年金法の制定をはじめとした年金保障の著しい改善、中等学校の上級クラス、 中等專門学校、高等教育施

- (1) 「ソ同盟共産党第二〇回大会」、(第三分冊)日本共産党中央委員会飜訳委員会訳、合同出版社、一九五六年。
- 2 профдвижения. «профиздат», Москва, 1973. стр. 67 "Социальное страхование в СССР", Допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ
- 3 "Ведомости Верховного Совета СССР", 1956г. No. 15, ст. 313
- 4 ヴェ・エス・アンドレーフ著「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、一九七三年、三四九―三六四頁。 "Социальное обеспечение и страхование в СССР", «Юридическая литература», Москва—1972. 国立国会図書館「ソ連邦の国家年金法及びその施行法規」、昭和三四年、訳者小引。

<u>18</u>

16 15 14

- 5 前掲書。
- 前揭、"Социальное обеспечние и страхование в СССР", стр. 193.
- (6) Там же, стр. 248.
- (~) Там же, стр. 333.
- CII CCCP 1957r. No. 2, cr. 8.
- (四) 前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 428. CII PC&CP 1958r. No. 1, cr. 14.
- Там же, стр. 19.

(二) "Бюллетень ВЦСПС" 1957г. No. 23.

前揭、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 50

(9) 前掲、「ソ連の社会保障」、二一五頁。

CII CCCP 1957r. No. 10, cr. 106.

前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 67.

12 <u> 11</u>

- <u>13</u> Там же, стр. 68
- Там же, стр. 68-69.
- CII CCCP 1958r. No. 7, cr. 62, n. 45.
- 前掲、Социальное обеспечение и страхование", стр. 52.
- 17 "Социальное страхование в СССР", профиздат, 1971. стр. 28.

前掲、"Социальное обеспечение и страхование", стр, 322.

- 19 Там же, стр. 322.
- 「ソ連邦共産党史」③、大月書店、八九五頁。

六次五ヵ年計画の最後の二年と次の第七次五ヵ年計画の五年とを一つの計画にまとめたものである。七ヵ年計 臨時第二一 九五九年一月二七日から二月五日にかけ、 回大会が招集された。この七ヵ年計画は、 ソ連国民経済発展七ヵ年計画を検討し、 第六次五ヵ年計画を修正し発展させる過程で構想が生まれ第 承認するため、 ソ連共

(2)

七カ

年計

画

(第六次五ヵ年計画の二年と第七次五ヵ年計画)

の時期

(一九五九—一九六五年)

強化し、 15 薬品工業、とくに抗生物質、その他の最新の効果的な薬剤の製造を著しく発展させること、 も便利な条件をつくりだすため、病院に付属して暖房装置、照明のととのった住宅を無償で医師に与えること、 病院のベッド数、 上げと関連し、 五. 労働者、 従事する石炭産業、 高所得層との賃金格差を縮小させる賃金調整が終了する。六〇年には、 なことを予定している。国民所得は五八年に比べ六五年には六二―六五%増加する。低位および中位所得勤労者と 最大の課 「一九五九年──一九六五年ソ連国民経済発展目標数字」のなかの「ソビエト国民の福祉の向上」では、つぎのよう 「日労働制への移行に着手する、などのことを計画した。社会保障関係では、まず年金については、 託児所、 職員の一日七時間、 それによって国民の生活水準の不断の向上を保障することにあった。この大会で二月五日、採 題は、 六三年と六六年に老齢年金、 重工業の優先的発展にもとづいてすべての経済部門を今後も強力に発展させ、 幼稚園、 託児所のベッド数を著しく増加させること、医療サービスを改善し、 鉱山産業における主要職種の労働者の場合には六時間労働日への移行が完了する。 寄宿学校、 一週四〇時間労働への移行が実現する。六四年から一週三五時間ないし三〇時間、 および普通学校における放課後の残留児童グループの施設網を拡張すること、 それと障害年金、 扶養者喪失年金の最低額を増額すること、 労働者、 職員の七時間労働日、 医師の仕事にとってもっと などを予定した。この 国の経済力を大幅に 最低賃金の引 六二年には 地下作業に 択 保健では 週 の

老人ホームの建設を大規模に組織することなどが計画された。

防病院、 議に、 関する」決議を公布した。これは、国家年金法の第五八条「ソ連政府の決定によって、専門家の個々の範疇 低および最高額、 医師その他)にたいして定められた永年勤続年金は、本法の施行前に決定されたものは、維持される。ソ連閣僚会 いるかを点検するため、その家庭を訪問することを保障され、工場・現地委員会から休息の家、 1 働組合グループ組織者の援助のもとで、労働組合グループは、保険代表も選ぶ。この規則によると、 組合グループにまとまり、 である。企業、 主要な任務の一つとして定めた。もう一つは、一〇月二八日付「労働組合グループ組織者(npoфrpynopre)規則」 令の実施を点検すること、国家社会保険の払込金の正しい算定と適時の払込みなどを点検することを監査委員会の 査機関による国家社会保険予算の収入と支出の計画と執行に関する現行立法、それと労働組合上級機関の決定と指 る。この規則のなかで、労働組合機関の国家社会保険予算に関する財政・経済活動の文書上の監査を行うこと、 が全ソ労働組合中央評議会の決定で承認されている。一つは、二月五日付「労働組合機関の監査委員会規則」であ Ŧi. プ組織者は、保険代表の助力のもとに、病気の労働者、職員に必要な援助を与え、医師の定めた養生法を守って 九年には、このほか、 九年には、 今後の永年勤続年金の裁定および支給方法 治療食の利用券を受取ることについて労働組合員に協力することなどの仕事をすることになってい ソフホーズおよび施設で同じ作業班、同じ集合所、集合機械、職区などで働く労働組合員は、労働 計画の実施前であったが、労働組合の社会保険に関する活動を強化することに関係する二つの規則 労働に従事する年金受給者に支払われる額等)の決定を委任する」という規定に従って定められ その労働組合グループの仕事の指導のために、労働組合グループ組織者が選ばれる。労 ソ連閣僚会議は、一二月一七日付「教育、保健および農業の従業員への永年勤続年金に (年金の対象、 従来支給され、および新たに支給される年金の最 サナトリウム、予 労働組合グル (教師、 監

この計画期間における社会保障の政策の具体的な動きをみることにする。

連閣僚会議の決議もその一つである。

ほか、年金の最低、

最高額などを定めた内容である。

た。 三〇年以上の労働勤務期間のある場合に、 この決議は、 教員と教育従事者は二五年以上、 賃金率あるいは職務俸給額の四○%の永年勤続年金が支給されることの 医師と保健従事者は、 農村地域などでは二五年以上、 都 市 では

月一四日付 六○年にはいってからも永年勤続年金は改善された。 「ソ連住民の医療サー ビスと健康保護のより一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会およびソ 年金とともに医療援助に関する立法も発展した。

合に、 連最高会議幹部会の指令が公布された。この指令は、これらの地域で働く者にたいし、労働能力の一 二月には、 企業、 一〇日付「極北区および極北区と同等と認められた地域で働く者にたいする特典の整理に関する」ソ 施設および組織が、 社会保険手当の額と実際の稼得賃金 (付加金込み) の額との差額を追加払いをす 時的

ること、高い出張旅費、一時手当を支給することなどを定めている。

にたいする監督、 この指令は、 中央評議会幹部会の決定で、「国家社会保険の保険払込金の徴集および資金の使用に関する」指令が承認されて。 の審査手続、 家社会保険資金の使用手続、 険払込金の払 ソ連財務省およびソ連閣僚会議労働・賃金問題国家委員会の同意により、二月二九日付全ソ労働組合 に分 (1)込の 国家社会保険予算への支払、 (11) 個 期限と手続、 カ・ れ、 々の市民と宗教団体による保険払込金払込手続、 社会保険の保険払込金と社会保険資金の使用に関し、 (9)国家社会保険資金の計算と報告書、 6保険払込金についての債務の徴集と延滞利子の加算、 ②保険契約者の登録、 (1)保険払込金の払込と国家社会保険資金 (3)保険払込金料率、 (12)保険契約者の責任、 詳細に規定した。 4保険払込金の算定、 (7)社会保険当座勘定、 (13)保険契約者 の訴願 の使用 (5) 保 (8) 国 た

六○年にはまた、

連のアカデミー劇場と楽団の創作的従業員にたいする永年勤続年金保障に多くの変更が加え

額となる)。

られた。たとえば、 奏団の芸能家にたいする永年勤続年金は、バレーの芸能家と同一に裁定されるようになった。 (®) ーカスのダンサー、 五月一七日付ソ連閣僚会議労働・賃金問題国家委員会説明により、音楽劇場、 職業的舞踊、 舞踏集団(グループ)、民族舞踊演奏団、歌と舞踊(舞踏)および民族合唱 演奏会組織 の演

にたいする一時的労働不能手当を受ける制限が廃止され、この理由で退職した者の継続勤務期間を維持することを 六○年にはまた、一時的労働不能手当による保障が改善された。すなわち、自分の希望で前の仕事を退職した者

働組合の管理へ移譲することに関する決定を採択した。このときから、労働組合の療養地網は増加し、そこでの治 国の保健省に集中された。そして、六〇年にソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議は、結核のものを除く大部分の サナトリウムおよび休息の家、寮養地、賄付宿泊所、寮養地病院、外来総合病院および療養地ホテルを国営から労 このほか、一九五六年から六○年までの期間に、サナトリウム、療養地および休息の家の管理は、連邦構成共和

一○旧ルーブルに相当した(すでに述べた年金、手当などのルーブルによる金額はこれ以後、すべて一○分の一の 一九六一年にはいると、一月一日から現在の価格基準が実施され、旧通貨の交換が行われた。一新ルーブルは、 寮とサービスの質が根本的に改善されるようになった。

れらの人びとへの手当の支給の支出は自治共和国の当該予算と地方予算の負担で社会保障機関によって実施される ホーズ員である高齢者と身体障害者の物質的保障に関する」ロシァ共和国閣僚会議の決議がある。この決議は、こ この一月にはまた、一月七日付「土地をソフホーズおよびそのほかの企業と組織に譲渡したコルホーズの元コ ル

ということなどを定めた内容である。

定めている。

としての労働は労働者、職員としての労働として、総労働勤務期間と継続労働勤務期間に算入されるなどのことを び支給手続で労働者、職員とその家族に定めた根拠に基づいて、社会保障機関が実施し、産業協同組合アルテリ員 した。この決議は、 その後、三月に、 産業協同組合の廃止と関連し、これらの人びととその家族への年金保障は、国家年金裁定およ ソ連閣僚会議は、一日付で「産業協同組合アルテリ元組合員の年金保障に関する」決議を公布

べている。社会保障関係では、まず健康と長寿については、病気を予防し、病気を大幅に減少させ、伝染病を一掃 無料で社会の成員の欲求を充たすことにあてられる社会的消費基金(教育、医療、年金保障、児童施設での子ども無料で社会の成員の欲求を充たすことにあてられる社会的消費基金(教育、医療、年金保障、児童施設での子ども の養育、各種の公共的サービスの無料使用への移行、その他)を拡張することという二つの方法で実現されると述 止と結びつけて、労働の量と質に応じての個人的報酬を引上げること、②労働の量と質にかかわりなく、つまり、 本主義国にもまさる最高の生活水準を確保する課題を掲げ、その課題は、⑴小売価格の引下げ、住民からの徴税廃 審議し、新しい党綱領を承認し、党規約に変更を加えた。この綱領は、国民の物質的福祉の向上について、 一〇月には、 寿命をのばすための広範なプログラムの実行、都市、農村の住民があらゆる種類の高度な医療サービスを完全 ソ連共産党第二二回大会がひらかれた。この大会は、中央委員会の報告と中央監査委員会の報告を どの資

関、

労働組合、コル

薬品を無料にする、などの課題を定めている。労働不能者の物質的保障では、

に受けることができるようにする、現存する無料の医療サービスとならんで、

はコルホース員にも支給し、老齢年金と障害年金を増額する、都市、農村には老人と身体障害者のための快適な養

力を失ったすべての市民の物質的保障をしだいに負担して行き、病気および労働能力喪失の場合の手当、

老齢年金

ホーズは、国民所得の増大につれて、むこう二○年間に、老齢あるいは身体障害の結果労働能

産前産後の休暇を延長する、

国家機

病人のサナトリウムの利用および医

労働者、

職員のいる企業、

施設、組織に、労働組合製作所、工場および現地委員会付属で組織される。年金問題委

嬳 ホームを多数つくり、希望者を全員無料で入所させるなどを課題としている。

第二二回大会後、新しい綱領を実現するための活動が始められた。そして七ヵ年計画の計画目標を実現すること

に全努力がそそがれた。

保険委員会のほかに、年金問題委員会が創設されたのである。 に妨害なく提出することなどを義務づけた。このように、この決定で、労働組合工場・現地委員会の付属で、社会 の口座、それと彼らの労働活動と賃金に関するその他の文書を、書込みの正確さを審査するため労働組合の代表者 承認されること、を定めた。そして、企業、施設および組織の指導者にたいし、労働者と職員の労働手帳、個 て準備されること、労働組合製作所、工場・現地委員会の年金問題委員会規則は全ソ労働組合中央評議会によって 年金問題委員会によって、労働者と職員の最後の労働場所の企業、施設および組織の管理機関と共同して、 る」決定を採択した。この決定は、労働者と職員の年金裁定に必要な文書は労働組合製作所、工場・現地委員会の 全ソ労働組合中央評議会は、一月二日付「労働者、職員の年金保障問題の解決への労働組合の参加の拡 九六二年の一月には、労働者、 職員の年金保障の問題の解決で労働組合の役割を高めるため、ソ連閣僚会議 大に関す 前以 入用

則」、「社会保険委員会規則」および「保険代表規則」が承認された。それぞれの規則の内容をみると、まず年金問(智) 拡大に関する」決定を採択したが、この決定は、労働組合のすべての段階でのこの分野の仕事に広範な活動家を参 題委員会は、 加させる基本的形態を定めた。そして、一月五日付、全ソ労働組合中央評議会幹部会決定で、「年金問題委員 つづいて一月五日に、全ソ労働組合中央評議会幹部会は、「国家社会保険管理での労働組合活動の社会的性 労働者、職員の年金保障問題の解決に労働組合活動家をより広範に参加させるため、五〇〇人以上の 、会規 格 の

働者、

駆者と生産革新者、技師・技術職員、会計・簿記従業員、人事部従業員および年金受給者によって構成され、⑴労

職員に国家年金法および年金保障の分野での彼らの権利を説明する、②企業、

施設あるいは組織で、年金間

労働組合製作所、工場・現地委員会が実施することになっている。年金問題委員会は、

員会の組織されない企業、

施設、

組織では、年金保障問題のすべての実務の仕事は、社会保険委員会あるいは直接

第2部 年金受給者に年金が正しく支給されていることを点検する、などが、その任務とされている。 者、職員およびその家族 法律相談所の各従業員、企業と施設の法律顧問を参加させる、⑶企業(施設、組織) 題に関する相談所、 つけるため、一○○人以上の労働者、職員がいる企業、施設あるいは組織に、労働組合製作所、工場あるいは現地 ている年金受給者、来る年に、老齢年金裁定に必要な年齢に達する労働者、職員を計算し、④年金裁定のため労働 社会保険委員会は、労働者と職員へのサービスを改善し、国家社会保険の仕事への参加に労働組合活動家を引き 講義、 (扶養者喪失の場合)に必要な労働勤務期間と賃金に関する文書を準備し、 報告、座談の実施を組織し、このために、労働組合機関、 の管理機関と共同して、働い 社会保障部、 労働組合評議会 (5)働いている

地委員会の議長がなる。 委員会の構成は、 委員会付属で組織される。社会保険職場委員会は、労働組合の職場委員会の存在する職場に組織される。 施設あるいは組織の管理機関による、 時的労働不能手当、 保険代表である。労働組合製作所、工場・現地委員会付属委員会の議長は、労働組合製作所、工場・現 労働組合員である、 妊娠と出産の手当を裁定し、金額を決定し、国家社会保険のそのほかの手当を裁定し、 労働組合製作所、工場・現地委員会付属社会保険委員会の任務は、⑴現行立法に従って、 生産先駆者と生産革新者、技師・技術職員、事務職員、治療・予防施設の医 労働者、 職員の継続労働勤務期間確定の適法性を監視する、 (2) 企業 社会保険 (施設、 企業

で働く者の労働条件を労働保護委員会と共同で研究し、その改善を提案し、健康増進措置の総合計画の作成

労働組合員である、生産先

第20回党大会以降現在までの時期 グル 交換を組織し、保険活動家の仕事を改善する措置をとり、その仕事に年金受給者を参加させる、⑴国家社会保険の 労働者、 員会の承認のため提出されなければならない)、옎子供の施設(託児所、幼稚園、ピオニール・キャンプ な ど)へ 援助を組織し、医師の定めた養成法の患者による遵守を点検する、「「国家社会保険資金による労働者と職員へのサ ドの正しい交付を点検する、⑹病気の労働者、職員およびそれらの家族にたいし家庭と治療施設への入院で同志的 予防措置の実施、労働者、職員の公衆保健指導的監視の組織で医療施設と保健機関に協力し、医師による疾病カ 険の日々の仕事に広範な労働組合活動家を参加させる目的で、すべての労働組合グループで選出される。 でほぼ同様な任務を果す。 予算見積り案を作成し、その見積の執行を監視する、など多面にわたっている。社会保険職場委員会は、 同で)、⑼社会保険の諸問題についての講義、相談、座談会を組織する、⑽保険代表と社会保険職場委員会の 経 ソビェトと共同で)の交付に関する決定をする(これらの問題についての決定は、労働組合製作所、工場・現地委 ナトリウム、予防施設、休息の家、賄付宿泊所の利用券、治療(栄養)食への補助金、それと観光利用券(体育集団 て、労働者、 的労働不能の結果による労働時間の損失を少なくする措置を定める、 に参加する、 最後に、保険代表である。保険代表は、労働者と職員によりよいサービスを保障するため、そして、国家社会保 ープ組織者、 職員の子供を派遣し、これらの施設での仕事を監督する(子供と青年のなかでの仕事に関する委員会と共 職員の医療サービスの組織を点検し、勤労者への医療援助改善の提案をする、⑸疾病の個々の種類 (3)罹病率の状態、その原因を分析し、 および労働組合製作所、 工場・現地委員会付属社会保険委員会の指導のもとに、 企業 (施設、 組織)の管理機関と共同で、労働者、 (4)治療・予防施設付属の社会評議会と共同し 保険代表は、 職員の一時 労働組 職場段階

ぎのような仕事をする。⑷労働保護の社会的監督官と共同で、管理機関による、生産職区と労働場所における労働

は、 助する、⑴社会保険と社会保障に関する立法を研究し、労働者、職員に、手当と年金の裁定と受給、社会保険のそ 療、それと治療(栄養)食を必要とする労働者、職員を計算し、彼らを治療に派遣する、あるいは社会保険資金を 供の世話を組織するなど)のため訪問する、入院治療にある労働者、職員に配慮し、注意する、それぞれの病人が の入所、ピオニール・キャンプ、子供サナトリウム、 の状況を解明し、その原因を除去する提案を社会保険委員会に提出する、伽専門あるいはサナトリウム・ 指定された治療を厳格に実施し、最短期の回復のため医師の定めた養生法を遵守するように見守り、必要な場合に の向上の諸措置の作成に参加する、⑴病気の労働者と職員の家庭に、必要な援助(医師を呼ぶ、薬剤の受取り、子 交付を点検する、(e)職長、班長および医療施設の医師と共に、疾病率の予防、それと生産職区での公衆衛生的教養 生産でのすべての必要な治療・予防、公衆衛生・衛生学の措置の実現を見守る、心医師による疾病カードの正しい 医師を固着させるよう努力する、心企業の労働者、職員への予防身体検査の定期的な実施と、この検査結果による 予防施設の従業員に協力し、長期と頻発の病気の労働者と職員に、系統的な公衆保健指導的監視のため当該専門の 労働者、職員に物質的援助をする問題を労働組合に提起する、 (栄養)食に配分する問題を社会保険委員会に提起する、⑴労働者、職員に、彼らの子供の託児所、 林間学校などへの派遣について、社会保険委員会を通じ、 (8)労働と日常生活の傷害と結びついた災害事故 幼稚園 療養地治 授

た 年金保障の分野では、国家年金法第五条と国家年金裁定および支給手続規則第一五三条にある「年金は、勤労者 労働組合による社会保険の諸活動を発展させる組織に関する一連の規則が、 この時期に 定められ

のほかの種類の援助、

の規定を説明する。

条件改善措置の実施を監視する、心労働組合グループに合同している労働者、職員への医療援助の組織改善で治療

定され、

イカで、

代議員区 手当は、手当の申請者の物質的状態を全面的に審査した後、勤労者代議員区(市)ソビエト執行委員会によって裁 権利をもたないで、 びとへの毎月手当の裁定業務での欠陥をなくす目的で、毎月手当は、これらの人びとのうち、国家年金を受給する したコルホーズの元加盟員への毎月手当の裁定と支給の整理に関する」決議を採択した。この決議は、これらの人(※) 年金裁定委員会の権利と義務、年金裁定委員会の仕事の方法という三つの部分に分けてまとめられている。 則によると、年金裁定委員会の任務は、年金の正しい、適時の裁定、年金裁定に必要な文書の受取りでの市民への 議の決議によって、「勤労者代議員区(市)ソビエト執行委員会付属年金裁定委員会規則」が承認された。こ の 規 会保障部部長(委員会議長)、区(市)財務部部長および労働組合組織の代表者で構成され、軍勤務員とその 家 族 り広範な公共団体の参加である。この委員会は、勤労者代議員区(市)ソビエト執行委員会の決定で、区(市) 援助、その仕事の組織で労働組合製作所、工場・現地委員会年金問題委員会への協力、社会保障機関の活動へのよ 〇日付「勤労者代議員区(市)ソビエト執行委員会付属年金裁定委員会規則の承認に関する」ロシア共和国閣僚会 このほか、六二年には、ソ連閣僚会議は、九月一三日付「土地をソフホーズおよびそのほかの企業と組織に移譲 の年金裁定の場合には、このほか区(市)軍事委員がはいることになっている。この規則の内容は、一般規定、 (市)ソビエト執行委員会が組織する年金裁定委員会によって裁定される」という規定に従って、 物質的に困っている第一等級と第二等級身体障害者と高齢者に裁定できることを定めた。この 七月

ㅁ 九六三年にはいると、三月一一日付ロシァ共和国閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定で「労働能力 シァ共和国 |閣僚会議も、 一〇月一〇日付でほぼ同じ内容の決議を採択した。

連邦構成共和国の国家予算の資金で支払われることになっている。

手当の額は都市と都市タイプの町に住む者には一〇ルーブル、農村地域に住む者には八ルーブル五〇コペ

訓練、 障機関の管轄に属し、つぎのような任務を負っている。 審査委員会(BTak) の決定) 者にその人の健康状態で可能な労働条件と労働の性格の決定、⑹身体障害者の労働能力回復を促進する措置 族員への年金裁定に関する問題解決のため、社会保障機関の委託により、扶養者の死亡の原因の決定、 と身体障害の等級の確定、 いる身体障害者の労働条件の研究、および身体障害者の労働機構の正しさの点検、⑻治療・予防施設の医師に、労 新技能教育、 の確定、 ⑦身体障害者に可能な労働と職種を示す目的での、企業、 規則」が承認された。この規則の一般規定によると、(答) リハビリテーシ ②身体障害になった時期の確定、 ョン治療、 補装具取付および労働装置、 すなわち、⑴労働能力の恒久的あるいは長期的喪失の決定 ③勤労者の間で身体障害の原因の確定、 労働能力審査委員会 施設、 手操縦の自動小型車、 組織および農業で直接、 (BT9K) 自動車の 4)死亡者の家 (5)身体障害 は社会保 働いて 心要度 (職業

巿 会保障部代表者および労働組合組織の代表者で構成されることになっている。 と関連した傷害あるいはそのほかの健康破壊を受けた労働者、職員の労働能力の喪失程度の確定、 働能力審査の原則と方法の知識を与えること、⑨損害を与えた企業、施設および組織の補償額の決定のため、 数区および区労働能力審査委員会(BTOK)は、三名の医師専門家(内科医、 外科医、 神経病専門医)、 である。 また、 当該社 労働

道標となった。この法律によって、ソ連で初めて、社会保障の中央(全国的規模での)基金による全国的な年金保 る。この法律は、ソ連で統一的な年金制度およびコルホーズ員の全国的な手当保障制度を創設する方向への重要な に、 初めて、女子コルホーズ員に妊娠と出産の手当が定められた。年金の具体的内容をみると、老齢年金の受給資格は 害年金、そしてその家族に扶養者喪失年金が保障されるようになった。このほか、この基金によって全国的規模で 障制度が実現された。 が可能になった。それが、六四年七月一五日ソ連最高会議で採択された「コルホーズ構成員年 金・手 当 法」で あ 大した結果、 則と規準によって裁定され、コルホーズの資金で支給された。しかし、コルホーズ経済が強化され、国の資力が増 年金額は、月額五〇ルーブルまでの稼得賃金はその五〇%、五〇ルーブルをこえる場合は、こえる部分の二五%を 齢が五歳だけ高い。 画期的なことといえる。国民経済の発展が社会保障のすべての制度の完成を可能にしたが、すでに六〇年代の初め ホーズ員の社会保障の発展である。これは、ソ連の社会保障の歴史全体のなかでも、国家年金法の実現とならんで り、社会保障の管理体制が改善されているが、この年における、社会保障の分野でもっとも重要な出来事は、コル 定と支給にたいする統制の一層の強化に関する」ロシア共和国閣僚会議および全ソ労働組合中央評議会の決定によ 六四年にはいると、五月一二日付「社会保障機関の仕事のなかでの集団主義のより一層の拡大、および年金の裁 コルホーズ員の局地的な年金制度は広範に発展していた。このコルホーズ員への年金は、農場で定められた規 六五歳で労働勤務期間二五年、女子は、六○歳、二○年となっている。労働者、 一九六四-五年にはコルホーズ農民にたいする中央集権化された国家年金・手当制度に移行すること 五人以上の子供を生み、 コルホーズ員は、この法律で、全国的規模での統一的な条件と規準によって、老齢年金、障 八歳まで養育した女子コルホーズ員は、 五五歳、 職員と比べ、受給年 五年である。老齢

の年金支給に連邦予算から割当てられている資金によって、社会保障機関が支給する。

第1表障害年金額

身体障害の等級		「基礎的」稼得 賃金(ルーブル)	「基礎的部分へ の」パーセント	「基礎的」をこえる質 金部分へのパーセント		
第	1	等	級	50	50	25
第	2	等	級	50	40	25

(注) 第1等級の場合は、50ルーブルまでの賃金(基礎的)の50%と50ルーブルを こえる賃金部分の25%を加えた額となる。第2等級も同様な計算方法で算出 される。

第2表 扶養者喪失年金額

労働不能の家族員数	「基礎的」稼得 賃金(ルーブル)	「基礎的」部分 へのパーセント	「基礎的」をこえる賃 金部分へのパーセント
3人以上	50	50	25
2 人	50	40	25
1 人	50	30	10

(注) 具体的な算出法は障害年金の前出表の注を参照のこと。

は 合は、 は 額 は、 平均稼得賃金である。 れている。 員で労働能力をもたない者である。この年金の額は、 だけである。 条件は、 のように算出され、 と第二等級の身体障害者に支給され、 最髙額は同一〇二ル 加えた額とされた。 一〇歳未満の者に一 五年間のうちの任意の継続五年間の労働にたいする一ヵ月 ズ員にたいする妊娠と出産の手当は、 の二〇%増となっている。 この年金を受けなかった。 その期間 コ 二〇%増となる。 職業病による身体障害の場合は、この表で算出された v 朩 労働者、 年金の算定基礎となる稼得質金は、 i 障害年金の額は、第1表に示した。なお、 の月平 ズ員の死亡の場合、その扶養をうけていた家族 職員の場合と類似しており、 均 労働災害、職業病による扶養者喪失の場 年の労働勤務期間が定められていること この年金の最低額 ーブルと定めた。 稼得賃金から算出される。 五年未満しか働いていない それぞれに最低額と最高額が定めら 扶養者喪失年金を受給できるの 必要とされた労働勤務期間 第三等級身 体 障害年金は、 は月額 女子の労働者、 二二ル 年金申請 異なるの 女子コ 者 _ し プ 第 障 の 第2表 年 職員 ル 労働 害 等 前 ル 者 金 級 朩 の の

険払込金を支払わない)で実施されている。

七月一五日付法律にしたがって、その後、

と同じ期間 、ズの所得からの控除とソ連国家予算の支出で構成されるコルホーズ員社会保障中央連邦基金から支給することに (通常、 産前産後各五六日)、同じ手続、規準で定められた。 この法律で定めた年金と手当は、 コル ホ

以上が「コルホーズ構成員年金・手当法」の主要な内容である。

は、 して、その家族員に扶養者喪失年金を裁定する、また、これらの者には、労働者、職員に規定されている規準によ 運転手・機械技師、トラクター運転手、コンパイン操縦者、自動車運転手、常置施設で働く機械技師、旋盤工、仕 である。なお、これらの者への年金保障と社会保険のそのほかの保障は、国家の負担(コルホーズは彼らの社会保 って一時的労働不能手当を支給し、さらに社会保険のそのほかの種類の保障が提供されるということを定めた内容 上工、発動機工、無線オペレーター、電気工および生産資格をもち、修理と技術サービスに従事する者にたいして 産のあらゆる班で専門に働くコルホーズ専門家、会計係長(上級会計係)、コルホーズ機械化技術員(トラタ 会保険に関する」決議を採択した。この決議は、 つづいて、ソ連閣僚会議は、七月二〇日付「コルホーズの議長、専門家および機械化技術員の国家年金保障と社 国家年金裁定および支給手続規則で労働者、職員に規定されている規準と手続きで、老齢年金、障害年金、そ コルホーズの議長、高等あるいは中等教育を受け、 コル ホ ーズ生

付

よび支給手続規則」、一一月六日付「コルホーズ員社会保障中央連邦基金規則」、一一月六日付「コルホーズ構成員(部)

の保障形態の組織的根拠を綿密に作成した一連の決議を採択した。すなわち、ソ連閣僚会議は、一〇月 一 七 日

ソ連閣僚会議は、年金と手当保障の規範を発展させただけでなく、こ

「コルホーズ構成員年金裁定および支給手続規則」、一一月四日付「女子コルホーズ構成員妊娠と出産手当裁 定 お(s)

年金および手当裁定委員会規則」、および同じく一一月六日付「コルホーズ員社会保障評議会規則」を決議 で 承認(等)

している。

このように六四年には、 第七次計画の最終の年の六五年にはいるが、この年にはまず医療・保健の分野での活動についての重要な規則が コルホーズ員の年金・手当の保障が飛躍的に前進したことが特徴である。

組織、 問題の解決に勤労者を参加させることである。社会評議会は、病院、 的目的は、 のより一層の改善措置に関する」ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議の決定に従って組織され、 施設付属社会評議会規則」である。 公布された。 ŋ 療養地治療所およびそのほかの治療・予防施設の付属で設けられる。また、社会評議会は、 それと党、ソビエト、 リニック、 公共的住宅および街の委員会によって推される代表者によって組織され、その構成に当該医療施設の委任医 国民保健業務の管理のなかに民主主義的原則をより発展させること、住民にたいする医療サービスの諸 すなわち、 婦人と子供相談所、 全ソ労働組合中央評議会が二月五日、 労働組合、共産青年同盟、経営および公共社会団体の各組織、赤十字社と赤半月社の この社会評議会は、六〇年一月一四日付「ソ連住民の医療サー 公衆保健指導所、 公衆衛生・伝染病学研究所、 ソ連保健省が二月一一日にそれぞれ承認した「医療 独立の外来患者・総合病院的施設、 薬局、 サナトリウム、 当該医療施設の従 その創設の基本 ビスと健康保護 医療衛生 休息の

化に協力する、⑵医療施設の当面と将来の活動計画を検討し、この計画案について施設の管理機関に助言を与え、

することに協力し、

すべての構成小部門施設

(記録所、実験室、

処置医療室、

食糧食庫など)

の仕事

の正しい組織

職員に優先権的医療サービスを保障

援助を改善する措置の作成に参加し、協力する、それと、工業企業の労働者、

の予防的および公衆衛生・衛生学的活動のために必要な条件をつくりだし、病人への外来患者・

つぎのようなことが、この社会評議会の任務となっている。すなわち、

(1)医療施設、 総合病院と入院

薬局

師も含まれる。そして、

援助する、ことである。 期的な医療検査と公衆保健サービスの組織化、 (7)一時的労働不能の検査の質を向上させるよう全面的に努力し、疾病カードの交付を監視し、工業企業労働者の定 監視に参加する、⑥生産企業の労働者、学生、 るべき問題を解決する、 ことに協力する、 る、⑶上級機関の指令的訓令、住民への医療サービスの高度な完成と質の保障に必要な要件を医療施設が遂行する 医療施設の労働条件改善の提案を作成する、医療従事者の創意的積極性を発展させ、 へのサービス組織化の新しい形態と方法の広範な定着のため、施設の内部的予備を利用することを全面的に促進す ④医療施設の指導者、 (5)生産と日常生活の部屋、 部長および当該施設のそのほかの構成小部門の長の情報を聴き、 住民の間への公衆衛生の宣伝の組織と実施で保健機関を援助する、 企業に登録された外来患者総合病院の生産での予防的活動の改善に 商業組織、 共同食堂企業などの公衆衛生状態にたいする社会的 その仕事の著しい改善と住民 審議され

されている規定と規準によって裁定し、その支給をコルホーズ員社会保障中央連邦基金で行なうことを定めた内容 を採択した。この決議は、 日付で「土地をソフホーズおよびその他の企業と組織に移譲したコルホーズの元構成員の年金保障に関する」 金、その家族員にたいする扶養者喪失年金をコルホーズ構成員年金および手当法でコルホーズ員とその家族に規定 この医療施設付属社会評議会は、医療施設の仕事に全面的に援助と協力を与える活動を続けることになった。 コ ルホーズ構成員年金および手当法は、六五年一月から発効したが、これとの関連で、ソ連閣僚会議は、 これらの元コルホーズ構成員 (漁業コルホーズも含む)にたいする老齢 年 鉂 障 四月一 害年 決議

247

六五年だけで約八○○万人に国家年金を確定した。

六五年には、

このほか第一等級と第二等級の障害年金と扶養者喪失年金の最低額がともに引上げられた。

またこの年末までに、たとえば、

ロシア共和国で髙齢者と身

体障害者のホーム・寄宿舎での収容数は六○年と比べ三五%ほど増加している。 ® この計画期間に勤労者の物質的生活水準は向上した。すべての経済部門で賃金が整理され、引上げられた。

のかなりの部分について税金が減免された。勤労者の多くの部類の年金が増額され、コルホーズ員の年金が実施さ

れ、年金受給者の総数は、七ヵ年間に二、〇〇〇万人から三、二〇〇万人に増加している。

保障、保健をよりいっそう改善し、それを受ける国民の権利をより完全に実現していくための種々の社会団体の活 動に関する諸規則が完備したこと、それと、いうまでもなく、コルホーズ員とその家族にたいする統一的な国家年 社会保障分野の特徴は、年金、手当および保健の全般的な着実な発展ということであるが、そのなかでも、社会 手当が創設され、その保障形態の組織的根拠についての諸規則が作成されたことなどである。

- (1) 「ソ連邦共産党第二一回大会」(第二分冊)、日本共産党中央委員会宣伝教育部訳編、合同出版社、一九五九年。
- 2 "Социальное обеспечение и страхование в СССР, ««Юридическая литература», Москва-1972, стр. 48.
- (∞) Там же, стр. 47.
- (→) Там же, стр. 310
- стр. 103. В. С. Андреев, "Право сочивльного обеспечения в СССР". «Юридическая литература», Москва,
- 6 Там же, стр. 103
- 1 面揭 "Социальное обеспечение и страхование. в СССР", стр. 367.
- 3 Там же, стр. 402.
- 9 Там же, стр. 320
- "Социальное страхование в СССР", Допущ в качестве учеб. пособия для студентов высших школ

住民

23

профдвижения, «Профиздат», Москва, 1973. стр. 69.

- Там же, стр. 71.
- Тан же, стр. 71-72.
- 13 前掲 "Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 431.
- Там же, стр. 251-2.
- ヴェ・エス・アンドレーフ著「ソ連の社会保障」、柴田嘉彦訳、民衆社、一九七三年、二一五頁。
- 「ソピエト連邦共産党綱領」、ソ連大使館、一九六一年。

15

- 前掲 "Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 23. (СП СССР 1962г. No. 1 ст. 3)
- 前掲 "Сошиальное страхование в СССР", стр. 70.
- сентябрь 1969г.) "Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 41. («Сборник постановлений ВЦСПС» Июль-

Там же, стр. 42.

(☎) Там же, стр. 45. («Сборник постановлений ВЦСПС». Январь-март 1962г.)

- («Справочник профсоюзного работника», М., 1970, стр. 413)
- Там же, стр. 256. (СП РСФСР 1962г. No. 15, ст. 80)
- Там же, стр. 256.

21

Там же, стр. 430. (СП СССР 1962г. No. 17, ст. 153)

Там же, стр. 431. (СП РСФСР 1962r. No. 19, ст. 100)

- 25 Там же, стр. 441. (СП РСФСР 1963г. No. 6, ст. 34)
- Там же, стр. 585. (СПСССР 1963г. No. 20, ст. 198)
- 前掲 "Право социального обеспечения в СССР", стр. 103. (СП РСФСР 1964г. No. 8, ст. 60)
- 前掲 "Социальное обеспечене и страхование в СССР", стр. 269. («Ведомости Верховного Совета СССР»

1964r. No. 29, cr. 340)

前掲、「ソ連の社会保障」、三六五―三七〇頁。

30 29 Tam me, crp. 273. (CII CCCP 1964r. No. 20, cr. 128) 前掲 "Социольное обеспечение и страхование в СССР", стр. 301. (СП СССР 1964г. No. 13, ст. 89)

(云) CH CCCP 1964г. No. 22, ст. 136. (云) 前掲 "Социальное обеспочение (云) Там же стр 298 (СП СССР 19

"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 424. (СП СССР 1964г. No. 22, ст. 137)

(S) Там же, стр. 298. (СП СССР 1964г. No. 22. ст. 138)

34 Tam me, crp. 295. (CH CCCP 1964r. No. 22. cr. 139)

35 Там же, стр. 175. («Сборник постановлений ВЦСПС». Январь-март 1965г.)

(56) Там же, стр. 293. (СП СССР 1965г. No. 8-9, ст. 68)

"Социальное обеспечение," No. 4, аперель, 1978. стр. 33.

(3) 第八次五ヵ年計画の時期(一九六六―七〇年)

立案された。指令には、五ヵ年計画の主要な任務は、「科学と技術の達成の最大限の活用、社会的生産全体の 工 業 た。この計画は、国の物質的・技術的基盤をさらに拡大し、国の経済力と防衛力を強化することを保障する目的で 七〇年度ソ連国民経済発展五ヵ年計画に関する指令を承認した。これは、ソ連の第八次長期国民経済計 画 で あっ 九六六年三月二九日から四月八日まで、ソ連共産党第二三回大会がひらかれた。この大会は、一九六六―一九

定したテンポを保障し、それによって国民の生活水準の確実な向上、ソ連のすべての人びとの物質・文化的欲求の さらに完全な充足をかちとること」にあると述べている。このため、社会的総生産物、国民所得、国民の実質所得

的方式による発展、その効率と労働生産性の向上にもとづいて、工業生産のいちじるしい成長、農業発展の高い安

まれている

めることを予定していた。国民の福祉を髙めるために、勤労者の賃金収入を増大させるとともに、社会的消費基金がない。 の増大テンポは、これまでの五カ年計画より高く見積られた。そして、この指令は、国民の福祉の向上の速度を早

をこの五ヵ年に四〇%増やすことが計画された。

当支給を改善すること、などを予定している。保健では、専門的医療を拡大し、保健事業の物質・技術的基礎をさ らに強化すること、都市と農村の地区病院、総合病院を数多く新設し、医薬品の生産を増大させることなどが見込 よる身体障害者の第三等級に該当するコルホーズ員に年金を支給すること、囘労働能力喪失の場合の勤労者への手 と、(d)身体障害者の第一等級に該当するコルホーズ員のための年金の最低額を引上げ、労働災害あるいは職業病に すること、⑹コルホーズ員の老齢年金受給年齢を労働者、職員のそれと同じにし、また同じ年金算定法をきめるこ Ю若干の部門の工業企業で緊張度の高い仕事に従事している個々の職種の女子労働者の老齢年金を五○歳から支給 年金と手当の分野の計画では、匈労働者、職員、コルホーズ員の老齢年金の最低額を三〇%以上引上げること、

が、六月に同中央委員会総会は、テーゼ「十月社会主義大革命の五〇周年」を討議し承認した。この記念の年に、 い計画化方式と経済的奨励方式に移されるなかですすめられた。 一九六七年一月に、ソ連共産党中央委員会は「十月社会主義大革命五〇周年記念日の準備に関する」決定をした

大会後、第八次五ヵ年計画の指令を遂行するための活動を直ちに開始した。この計画の遂行は、国民経済が新し

関する」決議を採択した。この決議は、第二三回党大会決定の遂行の一環として公布され、国民の福祉を向上させ 九月に、ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議は、二六日付「ソビエト国民の福祉をいっそう、向上させる措置に 251

三月、ソ連共産党、政府、労働組合の決定によって、労働者、職員の週休二日制への切換えが始まった。そして、

るため、

労働者、職員の最低賃金を月額六〇ルーブルに引上げるとともに賃金を増額し、年次休暇の最低を一二日

%(従来は一二年以上の継続労働勤務期間の場合に九○%)、五年から八年未満の労働勤務期間の場合、同八 ○ % まず、労働者、職員にたいする一時的労働不能手当の額を、八年以上労働勤務期間のある場合に稼得賃金の一〇〇 から一五日に延長し、賃金にたいする税金を引下げたが、社会保障関係でも保障を著しく改善する措置をとった。

合には げる、⑵同じく、将校、上級と中級幹部級の者には、職務俸給額から算出される(軍階級による俸給額を考慮しな 軍曹および曹長級軍勤務員にたいする年金を、第一等級と第二等級身体障害者には月額一五ルーブル(最高限度額 ブルから二〇ルーブルに、 あるいは職業病による第一等級障害年金の最低額を月額一八ルーブルから三〇ルーブルに、 歳から五○歳に、すなわち五歳引下げる、⑸コルホーズ構成員にたいする老齢年金受給資格年金を、男子の場合六 ⑷労働強度の高い労働に従事する繊維工業企業の個々の職種の女子従業員にたいする老齢年金受給資格年齢を五五 体障害者への老齢年金裁定年齢を男子の場合に六〇歳から五五歳に、女子の場合、五五歳から五〇歳に引下げる、 級身体障害者の年金最低額を月額四〇ループルまで引上げる、⑶前述のような大祖国戦争などによる傷病による身 い)第一等級と第二等級の身体障害者には月額二五ルーブル(最高限度額の範囲で)、五八年五月一日より第 三 等 の範囲で)、五八年五月一日より第三等級身体障害者への年金最低額を月額二一ルーブルから三〇ルーブルに 引 上 けた傷、 に引上げた。そして年金保障はつぎのように改善された。⑴ソ連の防衛のときとかそのほかの軍務の遂行のとき受 五歳から六○歳、女子の場合に六○歳から五五歳に、すなわち五歳引下げる、⑹コルホーズ員にたいし、労働災害 五 挫傷または損傷の結果、あるいは戦線に滞在したことと関連した疾病の結果、身体障害者となった、兵卒、 ル 1 プ ルから二五ルーブルに引上げ、第二等級障害年金の最低額は、それぞれの場合に、 ーニルーブルから一六ルーブルに引上げる、(7)労働災害あるいは職業病による第三等級 一般的な疾病による場 月額 一四ルー

を五歳引下げた。

身体障害のコルホーズ員に年金保障を実施する、⑻一六歳に達した、第一等級と第二等級の子供の時からの身体障 害者にたいし、月額一六ルーブルの手当を定める、という内容である。

る」指令を公布し、極北区に一五年以上、これと同等の地域に二○年以上働く者にたいする老齢年金受給資格年齢 が導入された。このほか、一六歳に達した、子供の時からの身体障害者(第一等級、第二等級)に新たに手当を実 と第二等級の障害年金の最低額が引上げられ、さらに、労働災害、職業病による第三等級身体障害者に新たに年金 病による身体障害者の老齢年金、繊維工業の女子従業員の老齢年金の受給年齢がともに五歳引下げられた。またコ 施することを定めた。こうして、この決議は、ソ連の社会保障の発展の歴史で大きな意義をもつことになった。 ルホーズ員については老齢年金の受給年齢が同じく五歳引下げられて労働者、職員と同一になり、また、第一等級 同じ九月二六日付で、ソ連閣僚会議幹部会は、「極北区およびこれと同等の地域で働く者への特典の拡大に 関 す このように、この決議によって、労働者、職員の一時的労働不能手当、戦傷病による障害年金が増額され、戦傷

した女子コルホーズ員の老齢年金受給資格は、五〇歳(五五歳であったのを)、労働勤務期間一五年とされている。 子供の時からの身体障害者にたいする毎月手当については、一一月一〇日付「子供の時からの身体障害者への毎 なお、九月二六日付ソ連閣僚会議決議の成稿では、五人またはそれ以上の子供を生み、その子供を八歳まで養育

月手当に関する」ソ連閣僚会議の決議により、この手当は勤労者代議員区(市)ソビエト執行委員会付属年金裁定

巌労働・賃金問題国家委員会と全ソ労働組合中央評議会に、第一等級と第二等級の子供の時からの身体障害者への 委員会によって裁定されること、支給は国家予算で行なわれることが定められた。また、閣僚会議は、ソ連閣僚会

毎月手当裁定および支給手続に関する訓令を確定することを委任したが、労働・賃金問題国家委員会は、一一月一

253

六七年には、

第1表 労働組合別保険料率

No. 7 24 No. 20 No. 1 1 1								
労働組合	料率	労働組合	料率					
石炭工業労働者	9.0%	建設および建設資材工業労働者	6.1%					
石油および化学工業労 働者	8.4	宋力剛石 医療従業員	5.5					
冶金工業労働者	7.9	教育, 高等学校および 科学施設従業員	5.5					
機械製作労働者 造船工業労働者	7.7	文化從事者	5.5					
· 我道輸送労働者	7.5	国家施設従業員	5.5					
航空および防衛工業労 働者	7.3	通信従業員 自動車輸送および舗装	5.3					
勁甲 繊維および軽工業労働	6.8	道路労働者	5.3					
者	***	地質調査作業労働者	4.8					
食料品工業労働者	6.8	林業,紙および木材加 工工業労働者	4.7					
海洋および河川艦隊労 働者	6.7	地方工業および公営・	4.7					
航空従業員	6.7	日常生活企業労働者	**					
発電所および電気工学 工業労働者	6.6	国営商業および消費協 同組合従業員	4.5					
無線および電子工業労働者	6.6	農業および調達労働者 および職員	4.4					

勤続年金に関する規範的法令を相互に束ね、多数あることを除くため、いくつかの種類にそれを統合、整理した。 部類の芸術家への永年勤続年金についてのソ連政府の決定の統合に関する」決議を採択し、これらの芸術家の永年 一二月にソ連閣僚会議は、二八日付「劇場およびそのほかの劇場・興業的企業および集団の若干の 六八年には、まず一月二日付ソ連閣僚会議の決議

うに定められた。 (す)

により、労働組合別の保険払込料率が、第1表のよ

権利および義務に関する」ソ連最高会議幹部会指令(ユ) 障害者・盲人へ追加特典を提供する法令、四月には八 を解決するうえでの農村および町勤労者代議員ソビ 日付「農村および町勤労者代議員ソビエトの基本的 ・文化建設、活動の民主主義原則の完成という課題 が採択されている。後者の指令は、経済および社会 つづいて、運輸機関を利用する場合における身体

勤労者代議員ソビエトの任務として、そこには、年

エトの役割をより高めるためにだされた。これらの

労働不能手当支給のために予定される資金予備の創設、のために向ける、ということである。

る。 よび天災で苦しむ市民への一時手当の交付に関し、上級ソビエト執行委員会に提案をすることなどが定められてい 定された範囲で、国家年金を受給する権利を有しない者に手当を裁定し、多子と独身の母親への手当 裁 定、 お

息の家の利用券の資金への追加納入金は、労働組合によって、勤労者の休息の組織改善のために利用される、60企 価格で交付される利用券に労働者、職員から徴集される格差料金を設定した結果として受ける、サナトリウムと休 々の企業 国家社会保険による勤労者へのそのほかの種類の保障の項目の二項目にする、心家族の物質的状態に応じて特典的 家社会保険予算の支出部分を、働いている年金受給者と働いていない年金受給者への年金を含む年金の支給の項目、 改善にたいする企業と労働組合の集団の関心を高めることを目的としており、ほぼつぎのような内容である。 国家社会保険の仕事の組織化をいっそう改善し、この業務の管理を完成し、さらに、疾病率と外傷の予防の仕事の およびこの目的に割当てられる資金の利用についての仕事の組織化の改善に関する」決議を採択した。この決議は 翌四月九日に、 組織および施設で労働者、職員が一時的労働不能を減少させた結果、先年に受けた資金を節約した部分は、 (組織、 施設) ソ連閣僚会議は、 あるいは国内の個々の区で、予防と健康増進の仕事の改善、疾病率の増大の場合の一時的 社会保険資金計画の効率を一層向上させる新しい手続を定めた「国家社会保険 (a) 国

働組合の仕事の改善に関する」決定を採択した。ここでは、前述の任務とともに、六九年から開始されることが予 働組合の仕事の完成を促進することを強調した。そして、この総会は、五月二二日付「国家社会保険についての労働組合の仕事の完成を促進することを強調した。 健康増進の仕事の改善、一時的労働能力喪失のいっそうの減少にたいする集団の関心の向上、社会保険に関する労

五月にひらかれた全ソ労働組合中央評議会第二回総会は、四月九日付の前記の決議で規定された措置の実施が、

仕事を著しく改善すること、勤労者の労働保護に配分される資金をもっとも合理的に利用すること、予防と健康増 合によって完全に実施されることから、労働組合組織は、国家社会保険予算の計画化の完成とその執行の組織化の 定されている、国家社会保険による勤労者へのすべての種類の保障(年金を除く)にたいする支出配分が、 こと、勤労者の治療と休息の組織を改善すること、を保障する課題に取組む内容を定めている。 進の仕事をいっそう強化すること、疾病率と外傷を減少させること、さらに、健康で安全な労働条件をつくりだす 労働組

の計画、配分および計算の手続に関する」訓令を承認した。この訓令は、上国家社会保険の 予 算 と見 積の承認手定を採択し、前述の課題への労働組合の取組みを強化するとともに、同日付幹部会の決定で、「国家社会保険 資 金(W)) 見積の計画化手続、Ⅲ国家社会保険予算(見積)執行作業の組織化、に分け、それぞれ手続を定めている。 続、Ⅱ共和国、地方、州、市および区委員会の予算と労働組合製作所、工場および現地委員会の社会保険に関する 当てられる資金利用についての仕事の組織化の改善に関する』ソ連閣僚会議決議の遂行措置に関する」幹部会の決 その後、全ソ労働組合中央評議会は、六月七日付「一九六八年四月九日付『国家社会保険、およびその目的に割

科学的組織の課題を提起した。このために、保健の物質的・経済的基盤のいっそうの拡大と専門化された大病院と 民の保健に特別の注意を払い、一般罹病率および伝染病罹病率の低下、外傷患者の減少、労働・生活条件の改善、 医療センター 国民の衛生知識の向上、治療および衛生予防施設業務の改善、最新科学の成果の保健への広範な導入および労働 「国の保健のいっそうの改善と医学の発展についての措置に関する」決定である。この法令は医療の質の向上と国 保健の改善もすすめられた。その一つは、六八年七月五日、ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議が 採 を近年中に建設することが予定された。

ロシア共和国閣僚会議は、二〇日付で「ロシア共和国社会保障省に関する規則」を承認している。この

上 (1) (256 は、 る」決議を採択した。 とと関連した健康増進措置基金」を形成した。これは六八年にすでに述べた諸決議、決定に従ったもので、労働組とと関連した健康増進措置基金」を形成した。これは六八年にすでに述べた諸決議、決定に従ったもので、労働組 改善基金」、「収入計画の実際の執行、利用券による計画以上の入金を考慮して治療と休息への支出を増加させるこう。 8を (の) (8) 多の) おります (8) あります (8) の規則によると、社会保障省の主要な任務として、つぎのことが掲げられている。すなわち、⑴高齢者と労働不能 見積りより節約した部分による基金である。 合が一時的労働不能手当の支出を減らす、あるいは保険料を適正に算出するなどにより当初の国家社会保険予算の フォンドを適時に実施する、60全ロシア盲人協会と全ロシア聾啞者協会を監視し、監督する、ことである。 ビスをする、⑨資本投資を合理的に利用し、その効率を高め、建設の価格を低め、期間を短縮し、生産施設と基本 ビスに関する措置を作成する、⑥住民の補装具、整形手術的援助を組織する、⑦身体障害者へ交通機関を保障する の厳守を保障する、⑸身体障害者の授職と職業訓練、それと年金受給者と手当受給者への物質的・日常生活上サー の裁定と支給の仕事を指導する、③労働能力審査を組織し、それを指導する、④国家計画課題を遂行し、国家規律 者の社会的必要をもっとも完全に充たす目的で社会保障業務を全面的に発展させる、②現行立法に従い年金と手当 その後、四月には、ソ連閣僚会議は、九日付で「国家年金裁定および支給手続規則に変更を加えること に 関 す このほか六八年には、子供の学齢前施設と幼児ホームでの子供の食事への支出基準の引上げが実施されている。 (ユ) 六九年になると、まず一月一日から労働組合は、「一時的労働不能手当資金節約による予防と健康増進の仕 事 労働場所の企業、 この決議の内容は、労働者、職員およびそれらの家族(扶養者喪失の場合)への年金の届出 の

工場・現地委員会と

共同して、届出の受領後一〇日以内に勤務期間と稼得賃金についての必要な文書を作成し、提出された届出と管理

組織の管理機関に提出されること、管理機関は労働組合製作所、

施設、

機関の提出書とともに、それを届出人の居住地の区(市)社会保障部に出すよう義務づけること、 年金受給者にとって社会保障部での年金裁定のめんどうを省き、年金裁定のすべての進行を 簡 単 に し などである。こ

合)による年金裁定の適時の申告を保障し、労働手帳の正しい管理、定員割当あるいは熟練資格便覧と正確に一致 らに労働組合製作所、工場・現地委員会にたいしては、管理機関と共同して、労働勤務期間と稼得賃金に関して、 給手続に変更を加えることに関する』ソ連閣僚会議決議と関連した労働組合組織の仕事に関する」幹部会決定をし した職種と職務の名称の記録を規則的に点検し、管理機関に、仕事の任命と移動について労働手帳への新たな書込 年金受給に必要な文書の準備に責任を担当する役職員を定め、労働者、職員およびそれらの家族 た。この決定は、四月九日付決議を労働者、職員に広く説明することを労働組合の評議会と委員会に義務づけ、さ このことと関連し、 全ソ労働組合中央評議会は、 五月一六日、「一九六九年四月九日付 『国家年金裁定および (扶養者喪失の場 支

れた「コルホーズ模範定款」である。この模範定款によって、ソ連では初めてコルホーズ員の社会保険が実施され みごとに、それを適時に労働者と職員に知らせることを要求するように義務づけた。 住む家の建設と修 ることになった。模範定款は、まず第四項で「コルホーズ構成員は、社会保障、文化・日常生活サービス、および ひらかれた第三回全ソ・コルホーズ大会で採択され、一一月二八日ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議で承認さ って、老齢年金、障害年金、扶養者喪失年金、このほか女子は妊娠と出産の手当を受ける」とし、そのほかの項で 六九年末からソ連では、社会保障立法の発展での新しい段階が開始された。その第一の契機は、 三九項で「コルホーズ構成員は現行立法に従い、 .理でコルホーズの援助、燃料の保障を受ける権利を有する」と社会保障を受ける権利を明確に指 コルホーズ員社会保障中央連邦基金の資金によ 六九年一一月に

する」訓令、「コ

ル

訓令では、コルホーズ員社会保険中央連邦基金は、追加支払い、

付全ソ労働組合中央評議会決定で「コルホーズ員社会保険中央連邦基金の形成、計画、支出および計算の手続に関

ホーズ員社会保険手当裁定および支給手続規則」、および「コルホーズの保険代表規則」を承認(産)

機関を援助すること、そのほかコルホーズ員とその家族員の健康の強化と体育にたいする日常の配慮についても指 は、 づけた。このことは、全体として、コルホーズ員の社会保障を労働者、職員の保障に接近させることになった。 とができる」などが付け加えられている。このほか、四一項では、コルホーズでの治療と予防の措置の実施で保健 すべての種類の年金に追加払いを行りこと、コルホーズ建設のベテランとコルホーズ集団経営の発展に特別な功労 供される」と。四〇項には、さらに続けて、「コルホーズは、総会の決定により、コルホーズ員に定められて いる ホーズ員社会保険実施措置に関する」決定を採択し、七〇年三月四日付コルホーズ連邦ソビエト決議と四月一五日(ミョン) 摘している。 ーズのサナトリウム、休息の家、ピオニール・キャンプ、老人と身体障害者のホーム、の建設に資金を配分するこ 成員にたいし、その資金で物質的援助をする。 のあった者に個人年金を定めることができる。 よって、一時的労働不能手当、サナトリウムと休息の家の利用券を受け、彼らには社会保険のそのほかの種類も提 ように述べている。 このように、この模範定款は、コルホーズ員の社会保障の充実、そして、コルホーズ員の社会保険の発足を義務 模範定款の前述の規範の発展のなかで、ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会は、七〇年三月二七日付 すでに存在する社会保障中央連邦基金と個々のコルホーズ資金による社会保障を確認した後、四〇項でつぎのすでに存在する社会保障のである。 すなわち、「コルホーズ構成員は、定められた手続に従い、 コルホーズは、コルホーズ員総会の決定で、 コ ル ホーズは、年金と手当を受けていない労働不能のコル コルホーズ員社会保険中央 基 金に コルホーズと数コルホ ホ トーズ構 「コル

コルホーズで採用されている支払制度によ

満――稼得賃金の五〇%、 医療援助の組織化の改善、治療・予防措置、公衆衛生・衛生学的措置の実施そのほかの仕事を行なう。 区など)での総会で選ばれ、 同九〇%と規定している。 よる場合には、 働不能手当、分娩手当、埋葬手当が支給され、さらに、コルホーズ連邦ソビエトによって定められた規準により、 の支出総額への二・四%の額でのコルホーズの払込金によって形成され、この基金で、コルホーズ員に、一時的労の支出総額への二・四%の額でのコルホーズの払込金によって形成され、この基金で、コルホーズ員に、一時的労 ホーズ員社会保険手当裁定および支給手続規則は、 サナトリウム、休息の家の利用券の購入、子供へのサービスに資金が配分されることなどが定められている。 さらに、ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会は、三月二七日付「コルホーズ構成員社会保険実施措置に関す 継続労働勤務期間に関係なく、稼得賃金の一○○%、その他の場合には、継続労働勤務期間三年未 コルホーズの保険代表は、先進的コルホーズ員のなかから、生産小部門 三年から五年未満 コルホ ーズの労働組合委員会の指導のもとで、 ──同六○%、五年から八年未満──同七○%、八年とそれ以上── 一時的労働不能手当の額について、労働災害、職業病の結果に 生産小部門における、 労働条件の改善 班、 農場、 コル

施の委任と関連し、 者、職員に規定された手続きで医療施設によって交付されることも定められた。四月一五日付決定は、社会保険実 る」決定、全ソ労働組合中央評議会幹部会は、四月一五日付「コルホーズ員社会保険に関する」決定を採択した。(※) の準備をゆだね、 コルホーズ構成員の社会保険の実施を労働組合組織に委託した。また、コルホーズ構成員への疾病カードは、 三月二七日付決定は、 労働組合組織の付属で社会保険委員会を創設することを勧めた。 労働組合評議会、 社会保険中央連邦基金の形成と執行の手続に関するコルホーズ連邦ソビエトの提案を承認し および農業・調達労働者・職員労働組合委員会に、その仕事の実際的な遂行 労働

このように、六九年末から七○年にかけて統一的なコルホーズ員社会保険制度の組織的準備が行なわれ、コル

ホ

るそのほかすべての貨幣と現物による支給、物質的援助を含めた、コルホーズ構成員への労働支払にたいする実際

「ソ連および連邦構成共和国保健立法基礎」、 七〇年七月一五日付「ソ連および連邦構成共和国労働立法基礎」(第) 社会保障立法の発展での新しい段階の始まりの第二の契機は、 ソ連最高会議が採択した六九年一二月 一 九日付 な

ズ員に社会保険が実施されることになった。

ど社会保障にとって重要な法令が制定されたことである。

条「住民の健康保護―すべての国家機関、社会的組織の義務」では、「住民の健康保護は、すべての国家 施設および組織の義務である。これらの機関、企業、 「保健立法基礎」は、 第一編、第一条から第九編、第五五条までに分かれている。 施設および組織の、住民の健康保護に関する権限は、 主な内容を紹介すると、 機 関、 企 ソ

邦構成共和国の立法で規定された手続で、住民の健康保護の保障に参加する。 労働組合、 協同組合組織、 赤十字社と赤半月社その他の社会的組織は、 その定款 (規則) に従い、 ソ連および連

連および連邦構成共和国の立法によって決定される。

び医療・衛生措置の制度によって保障され、つぎの方法で実施される。 る。そして第五条「ソ連における保健組織の基礎」には、「ソ連における住民の健康保護は、社会的、経済的 健施設が提供する、だれでも利用できる無料で熟練した医療援助を保障される」と無料医療の保障を確 認 国と社会の義務として位置づけている。つづいて第四条「市民への医療援助の保障」では、「ソ連市民は、 ソ連市民は、自らの健康と社会の他の成員の健康に配慮深い態度をとらなければならない」と住民の健康保護を 国 およ て

(3) 外

部環境を健全にし、貯水池、土壌および大気の衛生的保護を保障する措置を行なう。⑷保健施設および医療産業企

な公衆衛生・衛生条件をつくり、

生産外傷、

職業病の原因、

そのほか健康に悪影響を与える要因を除去する。

②生産および生活の場に必要

⑴広範な健康増進および予防の措置を実施し、青年の健康保護に特別に配慮する。

家の養成を計画的に実施する。㎞保健施設の活動に科学、技術および医療実践の成果を利用し、これらの施設に最 基地および勤労者の治療と休息のためのそのほかの施設の網を拡大する。⑻市民の身体的および衛生的教育を行な 典的条件で提供することを次第に拡大しながら行なう。⑴サナトリウム、予防病院、休息の家、 用および診断用の資材を無料で提供することを、そのほかの医療援助の場合にも、治療用の資材を無料あるいは特 よび教養を高め、 集団的体育およびスポーツを発展させる。例科学を発達させ、科学研究、科学要員と保健分野の高熟練の専門 公衆衛生指導的監視を漸次的に拡大し、専門的医療援助を発達させる。⑥入院治療の場合に治療 賄付宿泊所、 観光

を果した。 このほかにも、 保健立法基礎は、社会保障に関連する多くの諸問題を扱っており、社会保障の発展に大きな役割

者集団を広範に参加させる」と、住民の健康保護の具体的な方法を述べている。

新の設備を装備する。仰住民の栄養の科学的・衛生基盤を発達させる。⑫住民の健康保護に社会的組織および勤労

の適用。 労働立法基礎」は、 社会保険資金」では「全労働者および職員は、義務的国家社会保険に該当する。 第一三章で国家社会保険を扱い、まず、 最初の第一〇〇条「全労働者、 職員への社会保険

員の賃金からのいかなる控除もなく、企業、施設、組織によって支払われる。企業、施設、組織による保険払込金 く第一〇一条「社会保険による保障の種類」は、「労働者および職員、ただし、しかるべき場合には、 の不払いは、国家社会保険による保障を受ける労働者および職員の権利を失わさない。」と規定されてい る。つ づ 労働者および職員の国家社会保険は、国家の負担で実施される。社会保険にたいする払込金は、労働者および職 彼らの 家 族

員は、国家社会保険の手続で、つぎのように保障される。⑴一時的労働不能手当、このほか女子は妊娠と出産の手

業の網を計画的に発展させる。⑸あらゆる種類の医療援助にたいする住民の必要を無料で充たし、医療援助の質お

当、⑵分娩の場合の手当、埋葬手当、⑶老齢年金、障害年金、扶養者喪失年金、それと、従業員の若干の部類に定まり、②ののでは、「これ」のでは、「これ」のでは、「これ」という。 められている永年勤続年金。

額で支給される。疾病あるいは災害の場合には、手当は労働能力の回復あるいは身体障害の確定まで支給される。 とき、病気の家族員の看護、隔離、サナトリウム・療養地治療および補装具取付の場合に――稼得賃金全額までの 妊娠と出産の手当」は、「一時的労働不能手当は、疾病、災害のとき、罹病との関連で他の仕事に一時的に移 て利用される」と、社会保険による給付の具体的な種類を掲げている。以下、第一〇二条「一時的労働不能手当、 へのサービス、治療(栄養)食、ピオニール・キャンプの維持および国家社会保険によるそのほかの措置にたいし 妊娠と出産の手当は、妊娠と出産の全休暇期間の間、稼得賃金の三分の二から全額までの額で支給され る」、第 国家社会保険の資金はまた、労働者および職員のサナトリウム・療養地治療、予防病院および休息の家での彼ら

家族員への扶養者喪失年金は、国家年金法に従って裁定される」と、国家社会保険のそれぞれの給付の基本的内容 一○三条「老齢年金、障害年金、扶養者喪失年金」では、「労働者と職員への老齢年金と障害年金、および彼ら の

ことと、労働能力をもつ年金受給者の労働の継続にたいする物質的関心をよりたかめることを目的とし、企業、施 措置に関する」ソ連閣僚会議の決議である。この決議は、老齢年金受給者の労働を国民経済でより広範に利用する は六九年一二月三一日付「年金裁定後の労働の継続に労働能力をもつ老齢年金受給者の物質的関心を一層たかめる このほか、六九年末から七○年の時期には、いくつかの法令が公布されている。そのなかで、重要な法令の一つ

263

すると同時に、働きつづける場合、賃金と合せ年金の全額、あるいは七五%、五〇%を支給することを定めた内容 設および組織の指導者に生産上の必要性がある場合に労働能力をもつ老齢年金受給者を仕事に就かせることを勧告

である。 具体的にみると、年金全額支給されるのは、 つぎの職業・職種となっている。すなわち、

a労働者、下級サービス職員、 郵便集配人、通信通信手、郵便差出郵便物と印刷著書の仕分け人、電信手および全ソ印刷企業合同の売店販売 出納係、 コック、 食堂給仕、および小売商業と共同食堂のこれらに相当したそのほかの従業員の部類、 および生産訓練職長も含む職長(以上は労働場所に関係ない)、

建築、組立および修理・建築労働の現場監督、

責任ある執行者、ソ連国立銀行および貯金局の支所、代理店および営業所の市の東国立銀行および貯金局の支所、代理店および営業所の市のでは、

(業務) 局

(部)の出納係、

検査員および会計係ー

中級および下級医療職員、赤十字社と赤半月社同盟組織の家庭医療保健指導的医療看護婦、治療・予防施設、老人 管理職員、 保健施設、 住民への日常生活的サービスの企業、 技師・技術職員を除く)、 就学前子供施設(幼稚園、 託児所など)、労働能力審査委員会および老人および身体障害者ホー 第二次原料の集め、 およびその第一次加工の企業、 組織の従業員 ムの

農村青年学校を含む農村地域での普通教育学校の教員、 農村地域での職業・技術学校の教員。 および身体障害者ホー

ムの医

(ただし、国家年金法で規定されている老齢年金最低額以下であってはならない)。すなわち、 (b) 年金の五〇%、 多数の職種 ウラル、シベリアおよび極東の区では七五%を支給される職業・職種はつぎのように定められた (風に掲げた者を除く) の通信従業員

理局、汽船管理局および民間航空管理局を除く)、通信、住宅企業および公営事業、住民への日常生活的サー 建築、 組立および修理・建築組織、 輸送の現業的企業と組織 (鉄道管理局、 自動車および都市輸送管 ピス

企業、以上の技師・技術職員:

公衆衛生・予防施設、裁判・医学鑑定施設、就学前子供施設(幼稚園、託児所など)、労働能力審査委員 会、 農業の国営企業の技師・技術職員と専門家、 獣医学企業の獣医、獣医の助手、獣医技手、

以

上の医師、

薬学従業員とそのほかの薬局従業員(似に掲げた者を除く)、

労働者青年学校を含む、普通教育学校の教員および職業・技術学校の教員(⑷に掲げた者を除く)、就学前 と 校

勤労者代議員農村および町ソビエトの議長、副議長および書記、 である。

外子供施設の養育者と教師

ただし、すべての場合、年金と稼得賃金の合計が月額三〇〇ルーブルを越えることはできないことに 定 めら れ

た。

なお、この決議は、翌七一年一月一日から実施された。

的に書かれており、病名については、1中毒から26精神神経症まで二六種類が掲げられた。 ここには、 このほか、七○年二月二五─六日に、ソ連保健者と全ソ労働組合中央評議会は、「職業病一覧表」を承認した。(※) 病名、疾病を惹起する職業的有害性、当該疾病が特にあるいはもっぱらみられる職種と生産の例が具体

よび支給手続規則」を承認した。この規則は、⑴多子の母親への国家手当、⑵独身の母親への国家手当、⑶多子と(83) さらに、ソ連閣僚会議は、七〇年八月一二日付決議で、「妊婦、多子の母親および独身の母親への手当の裁 定 お

独身の母親への国家手当裁定の申請、④多子と独身の母親への国家手当の裁定、⑸多子と独身の母親への国家手当 の支給、⑹妊娠と出産の手当の裁定と支給に分けて、その内容を定めている。多子の母親への国家手当は、第2表

第2表 多子の母親への国家手当額

				一馬	手当	毎	月手	当
2人の	子供をもつ氏	親に, 3人目の	の子供を生ん	だ場合 20	レーブル			
3	11	4	"	65	"		4 n	ーブル
4	11	5	"	85	11		6	11
5	11	6	"	100	11		7	11
6	11	7	"	125	11		10	11
7	11	8	"	125	"		10	11
8	"	9	"	175	"	12ルー		ペイカ
9	"	10	11	175	"	12ルー	ブル	ペイカ
10	"	それ以上の	の子供を生む	ことに250	"	15ルー	ブル	

月額五ルーブル、二人にたいし同七ルーブル五〇コペイカ、三人とそ で支給される。 れ以上の子供には月額一〇ルーブルの額が、子供が一二歳に達するま の額で支給される。独身の母親への国家手当は、一人の子供にたいし

これらの国家手当の支給は、社会保障機関によって実施される。

当は、母あるいは父が子供の分娩の日まで継続三ヵ月以上、当該企業 **着一組の購入にたいする一時手当(一二ルーブル)および子供の授乳** にたいする手当(一八ループル)が支給される。ただし、これらの手 職員として働く母あるいは父には、国家社会保険資金から、嬰児の下 産の手当を支給すると規定されていた。子供の分娩の場合、 る。この休暇の期間にたいし、現行立法で定める手続と額で妊娠と出 よび二人とそれ以上の子供を生んだ場合には産後休暇は七○日間であ 計一一二日間の妊娠と出産の休暇が与えられる。ただし、異常出産お ルーブルを越えない場合に支給されることになっている。以上がこの (施設、組織)で働き続け、手当を申請する親の稼得賃金が月額六〇 各妊婦—労働者、職員、 コルホーズ員は、産前五六日、 産後五六日 労働者

規則に定めてある手当の主要な内容である。

第八次五ヵ年計画のなかで、ソ連の社会的生産の発展テンポは高ま

ŋ 実質所得は、計画では三○%増であったのが三三%に増えた。 一・五倍に増加した。六六−七○年の消費フォンドも六一−六五年と比べてほぼ二倍になった。国民一人当たりの 労働生産性は三七%向上した。経済の土台である重工業はいっそう発展し、工業生産物の生産高は五ヵ年間に

ルホーズ農民の労働報酬も四二%増加した。(3) 施され、勤労者の最低有給休暇日数が延長された。労働者、職員の一連の部類の賃金所得税率が引下げられた。 職員の賃金は二六%増加し、最低賃金が六〇ルーブルに引上げられ、週休二日五日労働制への移行が実

増額、年金裁定手続の変更、社会保険資金の効率的運用、それとの関連での労働組合の仕事の改善、さらには子供 北区などでの就労者についても同じく老齢年金受給年齢が五歳引げられた。このほか一時的労働不能手当の改善、 れに関連した諸規則、諸規定がつくられた。コルホーズ員の老齢年金受給年齢の五歳引下げをはじめとして、コル る、「保健立法基礎」、「労働立法基礎」という重要な立法が制定されたこともこの期間の特徴である。 の時からの身体障害者への手当の新設など社会保障の多くの拡充がなされた。また、社会保障に大きな影響を与え 女子従業員の老齢年金受給年齢の五歳引下げが実施された。また、戦傷病身体障害者(年金の引上げと 合 せ)、極 ホーズ員の社会保障は、労働者、職員の社会保障にいっそう接近させられた。労働者、職員についても、繊維工業 と、まず、コルホーズ員の社会保障がひき続き発展したことである。統一的なコルホーズ員社会保険が発足し、そ に達し、六一年の二、一九〇万人と比べほぼ二倍になっている。この計画期間の社会保障分野での特徴をまとめる すでに述べたように勤労者の社会保障は著しく改善された。ソ連の年金受給者の数は、七〇年に四、〇一〇万人

注

(1) 「世界政治資料」、日本共産党中央委員会発行、一九六六年、第二四一号。

- 2 前揭誌、四五頁。
- (3) 「ソ連邦共産党史」(3)、大月書店、九八二頁。
- (ч) "Основные законодательные акт по советскому госдарственному строительству и праву", Том П, издательство «Мысль», Москва, 1972. стр. 157-159
- (ص) "Советское пенсионное право", «Юридическая лигература», Москва, 1974. стр. 156.
- (c) "Социальное обеспечение и страхование в СССР", «Юридическая литература», Москва—1972. стр. 432. (CII CCCP 1967r. No. 29, cr. 202)
- (~) Там же, стр. 433-434.
- (c) Там же, стр. 319-321. (CH CCCP 1968r. No. 2, ст. 6)
- 9 Там же, стр. 392. (СП СССР 1968г. No. 2 ст. 7)
- <u>10</u> Там же, стр. 34. («Ведомости Верховного Совета СССР» 1968г. №. 16, ст. 131.)
- "Социальное страхование в СССР", допущ. в качестве учеб. пособия для студентов высших школ Там же, стр. 24-25. (СП СССР 1968г. No. 7, ст. 38)

профивижения, «Профизиат», Москва, 1973. стр. 70.

- <u>13</u> Апрель-яюнь 1968 г.) 福揭、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 25. («Сборник постановлений ВЦСПС»)
- Там же, стр. 28-29. («Сборник постановлений ВЦСПС». Апрель-июнь 1968г.)
- (5) Tam me, crp. 390-402.
- <u>16</u> ユ・リシツィン、バティギン著「ソ連の保健と社会保障」、石島ユタカ訳、ナウカ、一九七九年、三八頁。

前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 36-41. (СП РСФСР 1968г. No. 19, ст. 99)

18 CII CCCP 1968r. No. 23, cr. 172. 17

- 前掲、"Социалиное обеспечение и страхование в СССР", стр. 28.
- Там же, стр. 23.

(4)

第九次五ヵ年計画の時期(一九七一一七五年)

- Там же, стр. 250-251. («Сборник постановлений ВЦСПС». Апрель-июнь 1969г.)
- (%) Tam me, crp. 15. (CH CCCP 1969r. No. 26, cr. 150) (%) CH CCCP 1970r. No. 6, cr. 41.
- колхозов. Сборник материалов, Профиздат, 1970) 前掲、"Социальное обеспечение и страхование в СССР", стр. 419-424. (Социальное страхование членов
- (%) Там же, стр. 106-117. (%) Там же, стр. 46-47.
- (%) Tam me, crp. 17. (CII CCCP 1970r. No. 6, cr. 41)
- 28 Там же, стр. 17-18. («Сборник постановлений ВЦСПС». Апрель-июнь 1970г.)
- <u>30</u> Там же. стр. 8-9. («Ведомости Верховного Совета СССР» 1970г. No. 29, ст. 265)

Там же, стр. 9-14. («Ведомости Верховного Совета СССР» 1969г. No. 52, ст. 466)

(75) Tam me, crp. 244-246. (CII CCCP 1970r. No. 2, cr. 13)

Там же, стр. 90-100.

- (33) Tam se, crp. 576-585. (CH CCCP 1970r. No. 15, cr. 123)
- エム・ペ・キュ編「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、七一三頁。
- れた。大会は、中央委員会活動報告とともに、一九七一年—一九七五年国民経済発展五ヵ年計画に関する指令を承 ソ連共産党第二三回大会後五年を経た一九七一年の三月三〇日から四月九日にかけて、第二四回党大会が開催さ

はある最も重要な課題の解決に力をそそいだものであったが、いまではもっと広い範囲にわたる問題を同時に立派 ある。党は、国の経済発展のこの時期の到達段階におけるソビエト社会の生活の特質について「以前には党と国民 範な社会的施策のプログラムが立てられたが、その目的は、すべての住民層の福祉を向上させること、都市住民と 農村住民の生活水準を近づけること、勤労者が労働し休息する条件を改善し、青少年の教育条件を改善することで

国民の福祉の向上が今後長期にわたる経済政策の最高の目標とされ、その方向で第九次五ヵ年計画

であった。

指令は「国民生活水準の向上」について具体的につぎのような措置を予定した。 すなわち、労働者、職員の賃金を平均二〇―二二%、コルホーズ員の労働報酬を三〇―三五%引上げ、最低賃金

に解決し、国民の福祉の向上にもっと大きな人手と資力をそそぐことができる」ようになった点を強調している。

を月七〇ループルにする、など労働報酬を改善する。

に達しない家庭には児童手当を支給する。病気の子供の看護のための有給休暇日数(一時的労働不能手当による) 庭への物質的援助を増し、働いている母親への特典の幅を拡げる。家族員一人当たりの平均所得が月五〇ルーブル 社会的消費基金を五年間に四〇%増大させる。若い世代の教育にとってよい条件をつくるために、子供をもつ家

を増やす。働く婦人の妊娠と出産の手当は労働勤務期間に関係なく稼得賃金全額を支給する。子供の施設網の拡大

就労させる条件をつくる。 勤労者の社会保険と年金保障を改善し、労働者、職員、コルホーズ員の老齢年金の最低額を引上げ、農村に定住 農業に関係する労働者、職員の年金算定条件をコルホーズ員にも適用する。労働能力のある年金受給者を広く 障害年金、労働災害と戦争による障害年金、扶養者喪失年金、それと軍勤務員の遺家族

の年金を増額する。

をはかる。

の広

道具で装備する活動を改善する。病院給食費の規準を高める。医療と保健の重要問題の学術研究をもっと幅広く発 息をいっそう発展させる措置を講じる。老人ホームと身体障害者ホームの増設をはかる。身体障害者への交通機関 展させる。医師の数を増し、医療要員の養成の水準を高める。サナトリウム、療養地での療養、勤労者の組織的休 れた医療サービスの質を高め、住民にあらゆる種類の医療を保障し、救急ステーション、公衆衛生・防疫ステー ョン網の拡大をはかる。医薬品にたいする住民と保健施設の需要を充たす。保健施設を最新式の医療設備、 保健については、大きな専門病院と多面的病院、総合病院、公衆保健指導所などをひきつづき建設し、専門化さい。 ***^タッルホ 器具、

第九次五ヵ年計画期間の社会保障の歴史について述べる。 実現されるということがソ連での特徴となってきている。以下、指令で予定された措置の具体的な実施を中心に、 社会保障に関する措置は、五ヵ年計画の度に計画のなかで、より広範に、より具体的に規定され、また、それが

および補装具・整形手術的製品の保障を改善する、などである。

七一年に、まず、七月三日付でソ連最高会議幹部会の指令が二つ採択された。

最高額は、現行の月額一二〇ルーブルに維持した。 ら労働者と職員の老齢年金の最低額は、月額四五ルーブル(三○ルーブルから五○%増)に引上げられた。なお、 その一つは、「労働者と職員への老齢年金の最低額引上げに関する」指令である。この指令により、七月一 日 か

員にたいする老齢年金の最低額を月額二○ルーブル(一二ルーブルから)に引上げる(最高額は一二○ルーブル)、 法で労働者、職員に規定されている年金算定手続をコルホーズ構成員とその家族にも適用する、⑵コルホ もう一つは、「コルホーズ員年金保障をいっそう改善する措置に関する」指令である。この指令は、(**) (1) 国家 ーズ構成 金

③コルホーズ構成員にたいする障害年金の最低額を、労働災害あるいは職業病による場合、第一等級身体障害者は

に、 から)ルーブルに、それぞれ引上げる、⑭コルホーズ員の家族にたいする扶養者喪失年金の最低額を、労働不能家 月額三五(三〇から)ルーブル、第二等級は同二五 一般的疾病による場合には、第一等級身体障害者は月額三〇(二五から)ルーブル、第二等級は同二〇(一六 (二〇から)ルーブル、第三等級身体障害者は同一六ルーブル

域では二○年以上働き続けたコルホーズ構成員には、老齢年金受給資格年齢を男子の場合、六○から五五歳に、女 族員三人あるいはそれ以上の場合、月額三〇(一五から)ルーブル、同二人の場合、同二〇(一二から)ルーブル、 同一人の場合、同一六(九から)ループルに、それぞれ引上げる、⑤極北の区に一五年以上、極北の区と同等の地

よびそれらの家族と同じ算定方法で年金が算出されることになった。 このように、この二つの指令により、年金の最低額が引上げられ、 コルホーズ員とその家族も労働者、 お

子の場合に、五五から五○歳に引下げる、という内容である。

する規則」を承認した。 つづいて、ソ連最高会議幹部会は、九月二七日付指令で新しい「労働組合製作所、 工場・現地委員会の権利に関

第2部

び治療食にたいする利用券を提供し、勤労者の子供をピオニール・キャンプに派遣し、労働者、職員および彼らの 社会保険による手当を裁定し、労働者、職員に、サナトリウム・ この規則には、労働組合製作所、 工場・現地委員会は、 企業、 施設、 療養地治療、休息の家、 組織の労働者、 職員の社会保険を実施 観光・健康増進施設およ

この委員会は、 このほか、この労働組合委員会の同意によって、管理機関は、 休息の家、 管理機関と共同して、年金裁定の場合、労働者、職員と彼らの家族員に必要な文書を準備し、年金 サナトリウム、賄付宿泊所、 観光基地および旅行コースの利用券を労働者、 社会・文化措置および住宅建設資金で 職員に提供すること、 支 われ

家族員への医療サービスの組織を点検する、と定められている。

七三年にはいり、

裁定のためそれを提出し、身体障害者の就職問題を解決し、自分たちの代表を通して、社会保障機関による労働者 と職員への年金裁定に参加することなどについても規定している。

は、「漁業コルホーズ員社会保険実施措置に関する」特別決議を採択した。 七二年には、漁業コルホーズ員の社会保険を実施するため、五月四日、ソ連閣僚会議と全ソ労働組合中央評議会

手続」を削り、旧規則実施後の国家年金の変更を加えた内容である。 新しい規則は、五六年の旧規則から、「畑)すでに裁定されていた年金を国家年金法の採択との関連で再計算す る さらに八月三日には、ソ連閣僚会議によって、新しい「国家年金裁定および支給手続規則」が承認された。 この

ら病院の食事と薬品の経費が増額され、九月一日から医師、託児所および幼稚園の教育者の賃金が、教員とともに 係をもつ環境の健全化と自然保護に関する総合的措置の実現を規定した。保健関係では、また、七二年一月一日か ついての措置に関する」決議が、九月にソ連最高会議によって採択された。この決議は、 このほか、七二年には、保健にとって大きな意味をもつ「自然保護のいっそうの発展と天然資源の合理的利用に 国民の保健問題と直接関

族への医療サービスとサナトリウム・療養地サービスの仕方にたいする社会的監視を組織すること、勤労者の健康 部会の指導のもとに働き、高度の医療教育と実務経験をもつ者が任命される。その主要な任務は、勤労者とその家 した。この規則によると、労働組合委託医師は、当該労働組合評議会、共和国、地方、州労働組合中央委員会の幹 働組合中央委員会の委託医師規則」に代わり、新しく「労働組合委託医師規則」を、二月九日付幹部会決定で承認

二月には、全ソ労働組合中央評議会は、前述の五七年一二月三日付「労働組合評議会および労

保護、罹病率と身体障害の予防と引下げ、彼らの労働条件と日常生活条件の健全化、それと治療・予防と公衆衛生

の内容を定めている。

れることになっている。この規則は、「一般的規定」のほか、「委託医師の義務」と「委託医師の権利」に分け、そ 社会保険評議会の構成員として働き、その仕事は、地域別、 とること、である(傍点部分は新しく入れられた)。 衛生の施設の仕事の改善、のための諸措置を経営組織、 委託医師は、労働組合評議会社会保険部と労働組合中央委員会 保健機関および社会保障機関が作成し、 産業部門あるいは数産業部門別の原則によって組織さ 実施する手段を

組織の解散、 を越えないという条件ならば保持される。また、@極東の区およびそれと同等の地域で働いた者が、企業、施設、 そのほかの現行立法の規範で別に定めていないなら、ある労働から他の労働への移動の場合、労働の中断が一ヵ月 続労働勤務期間に算入されるとして、その場合の具体的な条件を述べた内容である。 れている。そして、この規則によって規定された場合には、それ以前の労働あるいはそのほかの活動の期間も、継 労働勤務期間の算定規則」が承認された。この規則にはまず、労働者、職員への国家社会保険による手当を裁定す るときには、継続労働勤務期間は、当該企業、施設、組織での最終継続労働の継続期間によって決定されると定めら その後、四月一三日には、 従業員数あるいは定員の縮小の結果、労働契約期限満了直後に退職後、 ソ連閣僚会議によって、「国家社会保険手当裁定の場合における労働者、 たとえば、 他の労働に就く場合、 もし、 職員の この規則と (b) 外国 継 続

第2部

される、などである。

の子供を持つ母親は、

中断が二ヵ月を越えないという条件のとき、継続期間が保持される。労働での中断が三ヵ月を越えない場合に保持

あるいは国際組織での労働を解任された後、ソ連での労働に就く場合などでは、

労働の

当該労働の継続を妨げる健康状態によって、退職、労働に就いた場合に定めている。妊婦と一歳未満

労働契約を破棄した場合、幼児が一歳になるまでに労働に就くときは、継続勤務期間

逆に継続期間が保持されない場合としては、労働契約、労働内規の違反、確実な理由なしの

の施設、

組織および企業、

娠と出産の手当、分娩手当の金額決定のための継続勤務期間を算定する場合に適用されることになった。 欠勤、犯罪などで退職した場合が掲げられている。このほか個々の種類の活動を継続勤務期間に含める条件をいく ヵ月を越えなければ継続勤務期間に含まれるなど)。この規則は、七三年六月一日以降、一時的労働不能 手 当、妊 つか変更している(たとえば、職業・技術教育の学校と講習所での教育期間は、その修了日と就労日までの間が三

間以内、 さらに、独身の母親、寡婦、離婚婦人にたいしては、七歳未満の病気の子供への疾病カードと看護の手当を一〇日 四歳未満の病気の子供への疾病カードと看護の手当を子供の看護に必要な期間(ただし七日間以内)交付、支給、 た)。これは非労働組合員(従来は労働組合員と格差)にもコルホーズ員にも同じように適用された。 **うになった(それまでは、** 年一二月一日から、労働勤務期間の長さに関係なく、妊娠と出産の全休暇期間中、稼得賃金の全額で支給されるよ 供の看護の手当による保障の改善に関する」決議を採択した。この決議により、まず、妊娠と出産の手当は、七三 その後、七月二六日、ソ連閣僚会議は、第二四回大会の指令にしたがって、「妊娠と出産の手当および病気 交付、支給すると定め、この措置は、七三年一二月一日より地域別に年次計画で実施されること に なっ 労働勤務期間により稼得賃金の三分の二から全額までで、三年以上の場合に全額であっ つぎに、 の子

連した追加特典をいっそう改善する措置に関する」決議を採択した。このなかで、ソ連閣僚会議は、連邦構成共和 より広範に参加させる追加的な措置を採用すること、老齢年金と障害年金受給者の労働利用に予定されている現在 働いていた企業、 国閣僚会議、 さらに、九月一四日付でソ連閣僚会議は「老齢年金と障害年金受給者の労働の国民経済への利用およびそれと関 ソ連省庁にたいし、労働能力をもつ、老齢年金、障害年金の受給者および家政従事者を、彼らが以前 国民消費の商品生産と関連した企業、それと商業、住民への日常生活サービス分野での仕事に、

強化されている。 と家事従事者の労働を国民経済に利用していく政策、そして、そのために特典を導入、拡大する政策は、その後も めた。このほか、 拡大と改良、従業員の物質的利潤と社会・文化および住宅の条件の改善のため利潤を向けることができるように定 得て、これらの年金受給者の出来高ノルマを引下げるよう提案し、さらに、これらの企業、職場、職区に、生産 本的には地方工業省のシステムに集中するより勧めている。また、企業と組織の指導者に労働組合委員会の同意を 障害年金受給者に、労働時間の短縮、年休日数の増加などを規定した。このような、年金受給者

の企業(生産合同)、職場、職区の拡大とそれらの新設を保障することを義務づけた。そして、それらの企業 を 基

に関する」指令を採択した。この指令の特徴は、⑴ソ連の防衛、 的にみると、第1表、第2表のようになる。なお、年金への付加金は、たとえば、労働による第一等級身体障害者 ものを一定額(ルーブル)に変える、ということである。一般の労働者、職員の障害年金、 る、⑵障害年金と扶養者喪失年金の最低額と最高額を引上げる、⑶年金への付加金を従来、 労働不能家族員三人以上と二人の場合の扶養者喪失年金、の額を老齢年金にたいする比率で算出するように変更す 労働不能家族員三人以上と二人の場合の扶養者喪失年金、それと、労働者、職員の第一等級と第二等級障害年金、 務員の第一等級と第二等級の障害年金、および前述の理由の結果、死亡した定期服役の兵卒級軍勤務員の家族への は損傷の結果、あるいは戦線に滞在したことと関係のある疾病の結果、身体障害者となった定期服役の兵卒級軍勤 の看護にたいする付加金は年金の一五%となっていたのが月額一五ルーブルにというように変った。 一一月には、ソ連最高会議幹部会は、二一日付「身体障害者と扶養者を喪失した家族への年金額の一層 そのほかの兵役義務遂行のときの負傷、 扶養者喪失年金を具体 年金額の比率であった 挫傷また の引上げ

これらの措置によって、これらの年金は、三七―五五%髙まった。扶養者喪失の軍勤務員家族への年金額の引上

第1表障 害 年 金

身体障害 の 原 因	身体障害 の 等 級	年	金	額	最(氐 額	最高	高額
W E W H-	第1等級	老編年金の	110%		ル・ 70	- ブル (36)		- ブル (120)
労働災害または職	第2等級	"	100%		450	28.5)	120	(90)
業病	第3等級	稼得賃金の40 残りの賃金部		までの65%と	25	(21)	60	(45)
	第1等級	老齢年金の	100%		70	(30)	120	(120)
一般の疾 病	第2等級	"	90%		45	(23)	120	(60)
	第3等級	稼得賃金の40 残りの賃金部		までの45%と	21	(16)	60	(40)

(注) 最低額と最高額の()内は以前の額。

第2表 扶養者喪失年金

	労働不能の 家 族 員 数		金	額	最化	医額	最i	寄額
W 151 /// 1-1-	3人以上	老齢年金の	1109	%	ル・ 70	- ブル (30)		- ブル (120)
労働災害または職	2人	"	100%	6	45	(23)	120	(90)
業病 1人		稼得質金の40ルーブルまでの65%と 残りの質金部分の10%			23	(16)	60	(45)
	3人以上	老齢年金の	100%		70	(30)	120	(90)
一般の疾 病	2人	"	90%		45	(23)	120	(60)
	1人	稼得賃金の40 残りの賃金部	ルーブルま 分の10%	での45%と	23	(16)	60	(40)

(注) 最低額,最高額の()内は以前の額

れ げは、 七三年一二月一日から、そのほかの人びとへの一部の年金増額は七四年一二月一五日から、それぞれ実施さ

それぞれの規則に必要な修正を加えた。 する年金にも労働者、職員と同様な変更(老齢年金にたいする比率による年金算定方法のみ)をすることを含め、 コルホーズ構成員年金裁定および支給手続規則に修正を加えることに関する」決議を採択し、コルホーズ員にたい この指令との関連で、同じ七三年一一月二一日、ソ連閣僚会議は、「国家年金裁定および支給手続 規則、 および

らの年金額のより正しい相互関係を設定したという点にも大きな意義をもっている。 と二人の場合の扶養者喪失年金に、より簡単、明瞭な算定方法を導入し、老齢年金を中心として、老齢年金とこれ 七四年にはいっても第二四回党大会の指令を実現する活動は続けられた。その一つは、九月二四日付「子供をも これらの法令は、単なる年金額の引上げだけでなく、第一等級と第二等級身体障害者、労働不能家族員三人以上

に関する」指令を採択した。この法令により、七四年一一月一日から、家族員一人当たり平均総所得が月額五〇ル 決定である。これと関連し、ソ連最高会議幹部会は、九月二五日付で「低所得家庭への子供にたいする手当の実施 った。「低所得家庭への子供にたいする手当の裁定および支給手続規則」も九月二五日付ソ連閣僚会議決議で承認 ーブルを越えない家庭にたいし、八歳に達しない子供各一人に月額一二ルーブルの児童手当が支給されることにな つ低所得家庭への物質的援助をよりいっそう増大することに関する」ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の

の決議である。この決議は、七五年一二月一日から、一六歳(学生は一八歳)に達しない三人あるいはそれ以上の もう一つは、 一二月一三日付「労働者、職員への一時的労働不能手当による保障の改善に関する」ソ連閣僚会議

子供を扶養している労働者、職員には、あらゆる場合に、一時的労働不能手当は継続労働勤務期間に関係なく、 得賃金の一○○%の額で支給する(ただし労働組合員でない者は稼得賃金の五○%)、働いている身体障害者 に た いする結核病との関連による一時的労働不能手当による保障の期間を延長する、ということを定めている。 稼

以上を含む二〇年以上の労働勤務期間をもつ場合(これより早い年齢での年金受給権利をもたないなら)、老 齢 年 運転手、 採取および泥炭整理の機械の機関手、トラクターの基底の上に組立てられた、建設、道路および積荷・荷卸の機械 生産でのブルドーザー機関手(ブルドーザー運転手)、トラクターの基底の上に組立てられた、沼沢・準 備、 の引下げに関する」ソ連最高会議幹部会の指令にもとづき、農業生産でのトラクター運転手・機関手、 の機関手(運転手)、トラクターの基底の上に組立てられた、あし取入機の機関手、掘削機の機関手、 第九次五ヵ年計画の最終の年である七五年にはいると、三月七日付「女子・機械化技術員への老齢年金裁定年齢 トラクター運転手・機関手、そして働く女子・機械化技術員は、五〇歳に達し、これらの職種での一五年 トラク そのほ 泥炭 かの

および軍勤務員のうち就労している第三等級身体障害者への年金裁定手続の変更に関する」指令で、つぎのように つづいて、ソ連最高会議幹部会は、四月二三日付「戦線で戦死した軍勤務員の家族への年金保障の一層の改善、

金を受給できることになった。これは四月一日から実施された。

定めた。すなわち、七五年五月一日より、@戦死した定期服役の兵卒級軍勤務員の、労働不能家族員一人をもつ遺

疾病の結果、身体障害者となった軍勤務員のうち、就労している第三等級身体障害者にたいし、稼得賃金と年金を たはそのほかの兵役義務の遂行のとき受けた傷、挫傷または損傷の結果、 家族への扶養者喪失年金の最低額を月額二七ルーブルから三三ルーブルに引上げる、心戦線で子供を戦死させた親 にたいし、その親がその子供の被扶養者であったかどうかに関係なく扶養者喪失年金を裁定する、⑹ソ連の防衛ま あるいは戦線に滞在したことと関連した

合わせ月額三〇〇ルーブルを越えない場合には、年金を全額支給する、という内容である。

九月一日には、「国家年金裁定および支給手続規則」に必要な変更と追加が行われた。

第九次五ヵ年計画の時期に、ソ連の国民所得は二八%、工業生産高は四三%増加し、 この時期に、

「有史以来」の広範な社会的諸対策が実現されたといわれている。人口一人当たりの実質所得は約二五%上昇、

た。コルホーズ員の年金保障の改善がすすみ、労働者、職員の保障にいっそう接近し、また、労働者、職員ととも に老齢年金の最低額も引上げられた。障害者と扶養者を喪失した家族、大祖国戦争の遺家族の年金も改善された。 休二日制労働が実施された。社会保障の分野では、すでに述べたように勤労者の年金保障がまず根本的に改善され

そのほか、女子・機械化技術員の老齢年金受給年齢が五歳引下げられた。労働能力をもつ年金受給者の労働を国民 経済に利用するための措置もすすめられた。七五年の年金受給者数は、四、四四〇万人に達している。

的労働不能手当も改善された。 手当についても、妊娠と出産手当が稼得賃金全額になり、病気の子供の看護のための有給休暇が延長され、 一時

また、低所得家庭への児童手当の支給も始められた。

○、七四年―七○、七五年―八二とそれぞれ建設された。この期間だけで五六万六、○○○人を受診できる新しい 診療所が活動を始めている。医療の専門化も発展した。公衆衛生・防疫ステーションもこの計画期に三〇〇建設さ 保健についても、 第八次五ヵ年計画と比較して薬品および医療工業品の生産は四三%増大している。 この期間に、大病院(六○○以上のベッド数)は、七一年に三九、七二年―四五、七三年―五

このように、この時期には第九次五ヵ年計画で定めた課題が、計画的に着実に実施されたということができる。

ソ連では、

13 12

- (1)「ソ連共産党第二四回大会報告・決議・指令」、ソ連大使館広報課編訳、大月書店、一九七一年。
- $\langle \sim
 angle$ "Основные законодательные акт по советскому государственному строительству и праву", том II. вздатемьство «Мысль», Москва, 1972. стр. 154-155. («Ведомости Верховного Совета СССР», 1971. No. 23,
- Там же, стр. 155-157. («Ведомости Верховного Совета СССР», 1971, No. 23, ст. 239)
- (~) "Социальное обеспечение и стражование в СССР", «Юридическая литература», Москва-1972. стр. 22. («Ведмости Верховного Совета СССР» 1971г. No. 39, ст. 382)
- CII CCCP 1972r. No. 9, cr. 49.

<u> 5</u>

- (c) "Социальное страхование в СССР", Сборник официальных материалов, Москва, Профиздат—1976. стр. 137-187.
- (7) ユ・リシツィン、カ・パティギン著「ソ連の保健と社会保障」、石島ユタカ訳、ナウカ、一九七九年、四一頁。
- 9 8 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 16-18.
- Там же, стр. 48-55
- CII CCCP 1973r. No. 18, cr. 102.

10

- 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 192-196. «Ведомости Верховного Совета СССР» 1973г. No. 48, ст. 678
- CII CCCP 1973r. No. 25. cr. 143.
- CII CCCP 1974r. No. 21, cr. 121
- 15 «Ведомости Верховного Совета СССР» 1974г. No. 52, ст. 886.
- CII CCCP 1975r. No. 1, cr. 1.
- OH CCCP 1975r. cr. 64.
- «Ведомости Верховного Совета СССР» 1975г. No. 18, ст. 282.

- (19) 前掲、"Социальное страхование в СССР", стр. 137-187.
- エム・ペ・キム編「ソ連邦の歴史、社会主義の時代」、「プログレス」出版所、モスクワ、一九七七年版、七九一頁。
- (5) 第一〇次五ヵ年計画の時期(一九七六一八〇年)

前掲、「ソ連の保健と社会保障」、四四一四六頁。

の実質所得は二○−二二%増え、労働者、職員の平均賃金は一六−一八%高まり、五ヵ年計画末までに月額一七○ 髙は三五-三九%増加し、農業生産物の年平均生産は一四-一七%髙まることを予定した。また、住民一人当たり 策の長期の指向を反映しているため、第九次五ヵ年計画と一致している。第一○次五ヵ年計画の期間に、工業生産 る。主要課題と基本方向の点で、最高の目的が国民の物質的および文化的水準の不断の向上という共産党の経済政 べての環での仕事の質の全面的改善を基礎として、国民の物質的、文化的生活水準の向上をめざす共産党の方針を 社会的生産の活発で均衡のとれた発展とその効率の向上、科学技術進歩の促進、労働生産性の向上、国民経済のす ルーブルになり、集団経営からのコルホーズ員の所得は平均で二四―二七%上昇することを定めた。 一貫して実現していくことである。これを基礎として、国民福祉のいっそうの向上をはかる措置の体系 を 実 現 | 九八○年度国民経済発展の基本方向」を承認した。この基本方向によると、第一○次五ヵ年計画の主要課題は、 九七六年二月二四日から三月五日までソ連共産党第二五回大会がひらかれたが、この大会は、「一九七六 年 ― す

社会保障に関連しては、つぎのようなことを計画している。

をもつ元コルホーズ員にたいする年金を実施し、また、 をいっそう接近させる。そのため、 コルホーズ員にたいする年金の最低額を引上げる。 コルホーズと、 国営企業、 コルホーズ員のうちの第一等級身体障害者の年金に、その 施設および組織で、 コルホーズ農民と、 年金受給に必要な労働勤務期間 労働者、 職員の社会保障

もっと十分に利用する。引続き働くことを希望する高齢労働者、身体障害者にたいする特典を拡大する、などであ 歳になるまで)、賃金の一部を支給する。年金受給者と身体障害者が社会的労働へさらに幅広く参加する可能 性 を なく支給する。多子の母親への年金保障の特典を拡大する。また、産後の育児休暇にたいし、一年間(子供が満一 介護にたいする付加金を支給する。子供の時からの身体障害者にたいする手当を増額し、それを子供の年齢に関係

健康保護、保健については、つぎのように計画された。

る。

る。 改善措置を講ずる。老人および身体障害者ホーム、産院、子供の家、 する。身体障害者と老人のホーム・寄宿舎網を拡充する。身体障害者用の補装具取付・整形・機能回復センターを 年現在二九三万床)に増やす(人口一万人当り一二三床)。新開地と農村地帯で、外来診療所、薬局の建設を 拡 大 品・医療器具にたいする需要をさらに十分に充たす。医療サービスの質を高め、治療施設での労働組織 を 改善 す の向上をはかる。このほか、年金受給者にたいし、若干の種類の医薬品の価格を引下げる、などを予定した。 の支出規準を引上げる。医師、薬剤師、中級医療要員(補助医と看護婦)、調剤要員の養成を改善し、その熟 引続き建設し、個人用移動手段と補装具・整形器具の生産を拡大し、その質を改善する。身体障害者の職業訓 このように、第一○次五ヵ年計画では、社会保障(保健も含め)について、よりいっそう多面的、具体的な措置 現代科学の成果、新しい診断・治療方法を医療実務のなかにさらに広く導入する。病気の予防をつよめる。 総合医療施設と専門医療施設の建設を合理的に結合する。八〇年までに病院のベッド数を約三三〇万床(七四 一部の専門病院と専門科の給食その他の経費 練 医薬

を規定している。 その具体化のため直ちに活動が開始されたが、七六年には、第二五回大会の始まる直前に、ソ連最高会議幹部会

上げられた(一五年未満は一般と同じ月額一二〇ルーブル)。

引上げに関する」指令を公布した。この指令にもとづき、四月一日より、石炭とスレート工業、および石炭とスレ は、二月一二日付「石炭、スレート工業、および石炭、スレート鉱山建設の従業員にたいする老齢年金の最高額 職員の老齢年金の最髙額は、 された、生産、職場、職種および職務の一覧表による、これらの鉱山での地下労働に関連した職務で働く労働者と ート鉱山建設で、一五年以上、とくに有害、およびきつい労働条件の鉱山の地下労働、およびソ連閣僚会議で承認 一五年から二〇年未満―月額一四〇ループル、二〇年以上―月額一六〇ループルに引 の

ら実施されたが、国家年金法第九条側に従って、特典的条件と特典的金額で国家年金を受ける権利を与えられる個 業員にたいする老齢年金の最高額の引上げに関する」ソ連最高会議幹部会の指令である。この指令は、七月一日か 々の種類の労働に従事する製鉄従業員にたいする老齢年金の最高額を、一五年から二〇年未満の勤務期間の場合、 同様な内容の指令は、七七年に製鉄従業員にたいしても公布された。すなわち、それは、六月一三日付「製鉄従

月額一四○ループル、二○年以上─月額一六○ルーブルまで増額する、という内容である。

に参加させる措置の一つとして実施された。 の追加的措置に関する」決議を採択している。これは、老齢年金受給者とともに身体障害者を社会的労働に積極的 七七年にはまた、ソ連閣僚会議は、一〇月三日付で、「ソ連閣僚会議労働・社会問題国家委員会規則」を承 認 しく なお、七六年には、一二月一〇日付でソ連閣僚会議は、「身体障害者の職業訓練と就職斡旋の組織改善につ い て

源の利用、社会保障の分野での統一的な国家政策の実施に責任をもつ、と定めている。その主要な任務のなかに、 労働・社会問題国家委員会(「ockomtpy A CCCP)は連邦的共和国国家管理機関であり、 た。これにより、労働・賃金問題国家委員会は、労働・社会問題国家委員会となった。この規則は、ソ連閣僚会議 労働、労働支払、 労働資

政と経営問題を除く)、それと社会保障分野のそのほかの省と、官庁の仕事を調整する。 内での調整」が含まれている。この任務に従って、この国家委員会は、「紀連邦構成共和国社会保障省の仕事 「社会保障のよりいっそうの発展と完成に関する提案の作成」T労働と社会保障問題に関する科学的研究の実施と国 財

らの労働の国民経済への合理的利用のため、その提案をソ連閣僚会議の検討に持込む」などの活動をする。この第 一〇次五ヵ年計画期間中にはまた、社会保障にも重大な影響を与える憲法の改正が行われた。すなわち、七七年一 社会保障のよりいっそうの完成に関する提案を作成し、年金受給者と身体障害者の物質的状態の恒常的改善と彼

し、また、コルホーズ農民の社会保障を受ける権利も規定している。すなわち、 ける権利」(第四二条)を新たに独立させ、「物質的保障を受ける権利」(第四三条) 三六年の旧憲法では、社会保障に関して、基本的には第一二〇条で定めていたが、新憲法では、「健康保 護を 受 とともに内容をより具体 的 に

「第四二条 ソ連の市民は健康保護を受ける権利を有する。

〇月七日、第九期ソ連最高会議第七次臨時総会で、新しい憲法を採択した。

安全技術と生産衛生の発展と改良、広範な予防措置の実施、環境の健全化対策、教育ならびに労働教育と関連のな の活動的な生涯の保障を目指す科学的研究の展開、によって保障される。」 い児童労働の禁止も含めた成長する世代の健康についての特別の配慮、疾病の予防と疾病率の引下げ、市民の長命 この権利は、国家保健機関が与える無料の熟練した医療援助、市民の治療および健康増進のための施設網の拡大、

失の場合に、物質的保障を受ける権利を有する。 この権利は、労働者、職員、ならびにコルホーズ員の社会保険、 ソ連の市民は、老齢のとき、疾病、 労働能力の完全な、あるいは部分的な喪失、ならびに扶養者喪 一時的労働不能手当、国家とコルホーズの負担

用語を使用)、障害年金、扶養者喪失年金の給付、労働能力を喪失した市民の就職斡旋、高齢者と身体障害者 につ による、年齢年金(筆者注。老齢に達しないで受ける年金という意味で、老齢年金ではなく、この年齢年金という

いての配慮、 その他の形態の社会保障、によって保証される。」と述べられている。

たとえば、男女の平等の権利 このほか、 社会保障に関連をもつ広範な諸施策についても規定されている。 (第三五条)には、「妊婦と母親への有給休暇ならびにその他の特典の提

の子供を持つ女子の労働時間の漸次的短縮を含めた母性と子供の法的保護と物質的および精神的援助」、

供

年少

労働の権利(第四○条)では、「ソ連の市民は労働の権利、すなわち天分、才能、職業教育と一般教育に適合し、

生産力のたえまない成長、無料の職業教育、労働資格の向上および新しい専門の習得、 た最低額を割ることのない支払いを伴う保障された仕事をうる権利を有する。この権利は、社会主義的経済制度、 社会的需要を考慮に入れた職業、業務と作業の種類を選択する権利を含めて、労働の量と質に応じた、国家の定め 職業指導と職業斡旋の制度

施設網の拡大、大衆的スポーツ、体育および観光の発展、居住地での休息のための恵まれた可能性と自由時間の合 また、休息の権利(第四一条)には、「年次有給休暇と毎週の休息日の提供、さらに文化・教育施設と健康 増 進

理的な利用のそのほかの条件の創出」、

の発展によって保障される」こと、

給食の組織化と改良、分娩手当の支給、多子家庭への手当と特典、ならびにその他の種類の手当と家庭 援 助 の 提 そして、国家による家庭の保護(第五三条)では、「広範な子供施設網の創設と発展、日常生活サービスと 公 共

このような社会保障についての広範な、具体的な規定は、資本主義国にみられない。また、それが現実に実施さ

供」などである。

ている。

1 ム

また、

七月に、ソ連最高会議は、六日付で「コルホーズ員の年金保障の一層の改善に関する」ソ連法 を 採 択 し(8)

れている点も社会主義国の憲法の特徴ということができるだろう。 市民の社会保障を受ける権利をより具体的に定着させた。 新しい憲法は、社会的権利の一つとして、

ソ連

この基金は、 よってコルホ 認している。この新しい規則は、六四年一一月六日付の旧規則に修正を加えた内容であり、一般規定のところには ホーズ構成員への妊娠と出産手当、心コルホーズ構成員、コルホーズ構成員のうちの年金受給者および労働契約に って形成され、この基金から、魞コルホーズ構成員への老齢年金、障害年金および扶養者喪失年金、엕女子―コル 翌七八年には、まず、一月二七日付でソ連閣僚会議は、新しい「コルホーズ員社会保障中央連邦基金規則」を承でいる。 コル ーズで働く労働者と職員の低所得家庭への児童手当、が支給される、と定めている。 ホーズ、 数コル . ホ ・ーズ企業および組織からの控除金、ならびに国家予算からの毎年の支出金によ

ると、「ホーム・寄宿舎」、「労働ベテラン賄付宿泊所」、「精神神経症寄宿舎」、「子供のホーム・寄宿舎」 という 名 称に分かれる。ホーム・寄宿舎は、所属の上級機関と人民代議員ソビエト執行委員会の指導のもとにその活動を行 定された医療・社会施設であり、 と身体障害者ホームは、看護、日常生活上および医療サービスを必要とする高齢者と身体障害者の定住のために予 よびホーム・寄宿舎からの退所の条件、焵ホーム・寄宿舎の指導、から構成されている。模範規則によると、老人 承認に関する」決定を採択した。この模範規則は、(一) 般規定、(コホーム・寄宿舎の任務と機能、) ||入所、 また、 ソ連閣僚会議労働・社会問題国家委員会は、六月二〇日付で「老人および身体障害者 朩 ・寄宿舎は、共和国あるいは地方予算で維持され、法人としての権利を享有する、と定められ タイプ、 サービス受給者数 (寝台・席)および所属によって異なる。 ホ 1 タイプによ ム模範規則 給養お

もつ場合には、コルホーズ員と同じ条件と規準による年金が支給されることになった。これらの措置によって、 た。この法律は、八〇年一月一日より実施されたが、まずコルホーズ員の老齢年金、障害年金および扶養者喪失年 ては、コルホーズで、あるいはコルホーズと、国営そのほかの企業、組織、施設で、必要とされる労働勤務期間を 働者、職員と同一の額と手続きで年金に、介護のための付加金を追加支給する。さらに、元コルホーズ員にたいし 三人以上の労働不能家族員の場合、月額で三〇ルーブルから四五ルーブル、二人の場合、二〇から二八ルーブル、 ルに、第一等級障害年金の最低額を同じく三〇ルーブルから四五ルーブルに増額し、扶養者喪失年金の最低額は、 金をつぎのように引上げた。すなわち、老齢年金と第二等級障害年金の最低額を月額二〇ルーブルから二八ループ 一人の場合には一六から二〇ルーブルにそれぞれ引上げた。また、コルホーズ員の第一等級の身体障害者には、労 コ

と第二等級身体障害者にたいする税金への追加特典に関する」決定を採択した。この二つの決定は、ともに第二次 質的・日常生活上の諸条件のより一層の改善措置に関する」決定、ソ連最高会議が、「大祖国戦争による第一 等 七八年には、このほか、一一月三〇日に、ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議は、「大祖国戦争の関係者 の 級 物

第2部

ルホーズ農民と労働者、職員の年金保障はいっそう接近した。

身体障害者に質の高い医療を与える、年に一回以上徹底した身体検査を実施する、 従業員への、仕事上でのよい結果の達成にたいするプレミアム支給に関する」規則を承認した。これは、高齢者と 者と身体障害者の年齢と関心を考慮して文化・大衆的仕事を組織する、などの指標を定め、施設がこれらの指標を 日付で、ソ連閣僚会議労働・社会問題国家委員会は、「連邦構成共和国社会保障省老人および身体障害者ホーム の 大戦の犠牲者への物質的保障の水準をより高く引上げることを目的としている。 老人および身体障害者ホーム模範規則についてはすでに述べたが、老人と身体障害者ホームに関連し、一二月四 合理的な給食を組織する、

ビスの水準を引上げることを目的としている。 の向上」という全ソ連的政策の一環であり、これらのホームにいる人びとへの医療および文化・日常生活上のサー 遂行した場合に、そこで働く従業員にプレミアムを支給する、という内容である。この規則は、仕事の「効率と質

野での科学的・研究の仕事を拡大し、この区でもっとも重要な社会・衛生問題を解決するために、八月一三日、ソ 害者には、同一六ルーブルを二五ルーブルにそれぞれ増額した。同時に、一六歳未満の年齢にある、子供の時から の身体障害の子供(「子供・身体障害者」)にたいしても、月額二〇ルーブルの額の手当を新たに導入した。 た。すなわち、第一等級身体障害の場合には、月額一六ルーブルであった手当を三〇ルーブルに、第二等級身体障 り、八〇年一月一日より、一六歳に達した、子供の時からの身体障害者への毎月手当がつぎのように引 上 げら れ 委員会とソ連閣僚会議は、「子供の時からの身体障害者の物質的保障の改善に関する」決定を採択した。これ に よ この年には、シベリアと極東の区で、医療科学をよりいっそう発展させ、理論的および大学付属病院的医学の分 七九年にはいると、第二五回党大会での基本方向で定められた政策に沿って、五月二三日付で、ソ連共産党中央

央委員会とソ連閣僚会議は、一一日付「国民経済における年金受給者の労働を物質的に刺激する措置に関する」決 ている。 また、七九年の九月には、国民経済での年金受給者の労働の利用をよりいっそう拡大する目的で、ソ連共産党中

連共産党中央委員会とソ連閣僚会議は、「シベリアと極東の区での医学のより一層の発展に関する」決定を採 択 し

働時間で、主に生産分野で、さらに、商業企業とそのほかの企業、および住民サービスの組織での労働に、より広 定を行なった。この決定は、八〇年一月一日から実施されたが、その主な内容はつぎのようになっている。すなわ (1)連邦構成共和国閣僚会議、ソ連の省、国家委員会および官庁は、国民経済での労働、とくに、完全でない労

される従業員部類一覧表にもとづいて)が支給される、⑷老齢年金に移行した、働いている祖国戦争身体障害者にまれる。 供される、⑶働いている年金受給者には、裁定された年金の五○%、七五%および一○○%(ソ連閣僚会議で承認 働く年金受給者(労働場所に関係なく)、それと、農業の国営企業の農芸と畜産で班長として働く年金受給者 に 提 ブルを越えないこと、付加金と年金の合計額は月額一五○ルーブルを越えないことを条件とし、この付加金は、労 ことが目的に適っていると認め、働いている年金受給者に、労働の期間に年金を支給するかわりに、希望によって 働をやめた後に裁定される。この付加金を受ける権利は、まず第一に、労働者(下級サービス職員)と職長として 年金年齢到達後の労働の各一年に一〇ルーブルの額で付加金を裁定する、ただし、付加金の総額は月額で四〇ル

で決めることができるようになった。 ○○%、七五%、五○%)か、年金を付加金で増やす権利(労働をやめてから受給)を取得するかを、自分の希望 金が支給されることになった。そして、働く年金受給者は、働きながら年金を受ける(職種によって老齢年金の一 このように、この決定により、八〇年一月一日から、年金受給資格年齢に達した後の労働にたいして年金に付加

は、労働場所に関係なく、裁定された年金の一○○%が支給される(ただし、年金と賃金の総計は月額三○○ルⅠ

ブルを越えない)、などである。

会議幹部会の指令が公布され、また、「労働期間に老齢年金を受給する権利をもつ従業員部類一覧表の承認に 関 す る」ソ連閣僚会議の決議が採択され、この一覧表が承認された。 同日、この決定と同時に、「年金受給年齢に到達後の労働にたいする年金への付加金の実施に関する」ソ連 最 高

この一覧表は、⑴、老齢年金の一〇〇%を受ける権利をもつ従業員、⑷賃金と無関係、⑹賃金と合せ月額三〇〇

範に年金受給者を参加させる追加的な措置をとる、②年金年齢到達後の労働にたいして年金への付加金を導入する

る権利をもつ従業員に、賃金と合せ月額三○○ループルの範囲内、に分けて従業員の部類を掲げている。このうち ル および極東の区では七五%(この場合、ソ連「国家年金」法で定められた老齢年金最低額を下まわらない)を受け ーブルの範囲内、 (○賃金と合せ月額一五○ルーブルの範囲内、 ②、老齢年金の五〇%、 ただしウラル、シベリア

⑴の⑻は八○年一月一日から実施されたが、⑸、⑹、および⑵は、八五年一二月三一日に実施される。 主な従業員の部類を具体的にみると、つぎのようになっている。

Ċ

えられた労働の、生産、職場、職種および職務の目録 1~1 による従業員 五六年八月二二日付ソ連閣僚会議決議で承認された、特典的条件と特典的金額で国家年金を受ける権利の与

目録 №1 による、 目録 子1 による、 冶金、 現存および建設中のすべての石炭およびスレート鉱山での地下労働に従事する従業員 コークス、 コークス炬および熱無煙炭生産で、地下労働、塊状集積および選鉱に従事し

目録 〒1 による冶金生産で、地下労働、 目録 №1 による地下労働に従事する、鉄および非鉄冶金の鉱山と鉱坑の建設組織の従業員 塊状集積および選鉱に従事する非鉄冶金企業の従業員、 ている製鉄企業の従業員

目録 〒1 による地下労働で地下鉄建設に従事する従業員

(b) 労働者(下級サービス職員)、および職長(生産訓練の職長も含む) ――労働場所に関係ない

鉄道輸送の現業の企業、組織の技師・技術職員

組立および修理・建築労働に従事する現場監督、

企業、 建物および設備の建設(再建)の設計と見積の審査のため定員職務に省と官庁によって採用される専門家、

實任ある執行者、

び生産教示ビュー 生産班で建設に直接働いている、 ㅁ ーの先進労働方法の教官、 企業合同「オルクテフストロ」、 規準・研究組織、 科学労働組織センタ 1 お ょ

ソ連国立銀行および貯金局の支所、代理店および営業所の市 (業務) 局 部 の出納係、 検査員および会計係 1

住民への日常生活的サービスの企業、 第二次原料の集め、 およびその第一次加工の企業、 組織の従業員 (行政

管理職員、技師・技術職員を除く)、

保健施設、

就学前子供施設(幼稚園、

託児所など)、労働能力審査委員会および老人と身体障害者ホームの 中

治療予防施設、労働能力審

級

査委員会および老人と身体障害者ホームの医師 農村地域での普通教育学校の教員、農村地域での職業・技術学校の教員'

および下級医療職員、赤十字社と赤半月社同盟組織の家庭医療保健指導的医療看護婦、

校外子供施設の舞台監督、バレーの演出者、合唱団の指揮者および第一バイオリニストとしての専門で働いている 農村で、高等あるいは中等専門教育をもち、芸術独自活動集団(サークル)の指導者、 クラブおよびそのほかの

芸術従事者

より特典的な条件で労働期間に年金を受ける権利をもたない場合のすべての従業員部類、

(2)

公営事業、住民への日常生活的サービス企業などの) 技師•技術職員(工業企業、建築、 組立および修理「建築組織、 輸送の現業企業と組織、 通信、 住宅企業および

農業企業の技師・技術職員、 獣医施設の獣医、 獣医の助手および獣医技手、

鉄道輸送の現業企業と組織の事務職員

輸送文書の評価人、

バイカル――アムール鉄道本線などの建設とサービスの仕事に従事する従業員!

企業、施設および組織の監督・審査小部門で簿記、 監督・審査労働に従事する従業員、

企業、建物および設備の建設(再建)の設計と見積の審査に従事する従業員 ソ連国立銀行と貯金局の営業所の支所、代理店および市(業務)局(部)の会計係、

薬学従業員とそのほかの薬局従業員

市と労働者部落での普通教育の教員と職業・技術学校の教員、 就学前と校外子供施設の養育者、

基金の保管主任、基金の保管者、ソ連文書保管局の古文献学者、古文書学者、古文専門家ヘオヘンビ

建設要員養成の技芸学校の教員

働いている芸術従事者 びそのほかの校外子供施設の舞台監督、バレーの演出者、 都 官庁の軍事防衛、および内務機関付属の官庁外防衛の軍事小部門の幹部でない構成員 |市と労働者部落で、高等あるいは中等専門教育をもち、芸術独自活動集団 合唱団の指揮者および第一バイオリニストとして専門で (サークル) の指導者、

クラブおよ

以上が一覧表に含まれている主な従業員部類である。

農村と町人民代議員ソビエトの議長、

副議長および書記。

第一○次五ヵ年計画の最後の年である八○年にはいると、 まず、 一月七日付で、 ソ連最高会議幹部会は、「同

うことである。

なお、この指令の実施は、八三年一月一日からである。

内容は、 の企業、 この条件の場合に、付加金は、年金の一〇%未満の範囲内で、定められている年金最高額以上に加算される、とい 働勤務期間にたいする、年金への付加金を受ける権利を有しない場合には、一○%から二○%に引上げる、そして していた、労働者と職員への継続労働勤務期間にたいする、老齢年金への付加金の額を、もし、同時に彼らが総労 施設、 継続労働勤務期間の二五年以上、ただし子供を有する女子は二〇年以上を一つの企業、 組織での継続労働勤務期間にたいする老齢年金への付加金の増額に関する」指令を採択した。この(ダ) 施設、 組織で労働

ため、 化に関する」ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議の決定のなかの五三項の「労働資源の再生産にたいする支出の より完全な補償、新技術の定着による経済効率の正しい決定と、労働力の合理的利用への刺激の強化、 合別国家社会保険払込料率は、具体的に第1表のようになった。この新しい払込料率(保険料率)は、八二年一月 の決議は、一九七九年七月一二日付「生産効率と労働の質の向上にたいする経済機構の、計画化の改善と作用の強 同じ一月に、 国家社会保険現行払込金料率を第一一次五ヵ年計画中に引上げる」という規定に従ったものである。 ソ連閣僚会議は、二三日付で「労働組合別国家社会保険払込金料率に関する」決議を採択した。こ(8) を保障する

鉄道あるいは通過的および地方的河川艦隊の船での無料の旅行の権利が与えられ、心第三等級身体障害者およびそ

につぎのような追加的特典が与えられる。すなわち、⑷第一等級と第二等級の身体障害者には、

年に一回

(往復)、

諸条件改善の追加措置に関する」決定を採択した。この決定の主要な内容をみると、まず、祖国戦争の身体障害者 (変) 物質的・日常生活的諸条件をよりいっそう改善するため、二月二一日付「大祖国戦争参加者の物質的・日常生活的

ソ連共産党中央委員会とソ連閣僚会議は、大祖国戦争ソ連国民勝利三五周年と関連し、

戦争関係者の

日からの実施である。

第1表 労働組合別国家社会保険払込料率(賃金に対する比率)

労 働 組 合	料率	労 働 組 合	料率
航空工業労働者	14%	石油およびガス工業労働者	14%
航空従業員	14	防衛工業労働者	14
自動車輸送および舗装道路労	5.3	一般機械製作労働者	14
働者	0.0	食料品工業労働者	14
自動車用トラクター用および 農業用機械製作労働者	14	教育,高等学校および科学施 設従業員	7
地質調査作業労働者	7	無線電子工業労働者	14
国営商業および消費協同組合 従業員	7	通信従業員	7
国家施設従業員	7	農業従業員	4.4
鉄道輸送労働者	10	建設および建設資材工業労働 者	12
文化從事者	7	名 造船工業労働者	14
林業・紙および木材加工業労働者	8	短船工業労働名 繊維および軽工業労働者	14
機械製作および器具製造労働	14	重機械製作労働者	14
者		五炭工業労働者 石炭工業労働者	9
医療従業員		心炎工衆ガ関名 化学および石油化学工業労働	
医療産業従業員	14	化チやよび石価化チ工来方動 者	14
保健従業員	7	発電所および電気工学工業労	14
地方産業および公営・日常生 活企業労働者		働者	14
地方産業従業員	12		
公営•日常生活企業 従業員	4.7		
冶金工業労働者	10		
海洋および河川艦隊労働者	10		

者にたいし、支払われる障害年 なく、その賃金の所得税の払込 に、支払われた賃金の額に関係 する、ⓒ第三等級身 体 障 害者 ない家に住む者には、住民販売 料金、そして、中央暖房を有し ガス、電力の利用の定められた には家賃、および、暖房、水道 の者と一諸に住んでいる家族員 いうこと、さらに、定期服役の 金の額を一○%引上げる(定め ち第一等級と第二等級身体障害 少尉補と准士官級軍勤務員のう 務期間以上服役の兵卒と軍曹、 価格をすべて五〇%割引で提供 に定めた規準の範囲で買う燃料 られた最高額の範囲内で)、 ・を免除する、は定期服役と義

引上げる必要があると認めること、などを定めており、八〇年五月一日より実施された。 兵卒級軍勤務員のうち祖国戦争第三等級身体障害者への障害年金の最低額を月額三三ループル から四〇ルーブルに

保障の一層の改善に関する」ソ連最高会議幹部会の指令によって、つぎのことが決定された。す なわ ち、 さらに八〇年五月三〇日には、「大祖国戦争の身体障害者および戦線で死亡した軍勤務員の家族にたいする 年 金 (1)ソ連

「国家年金」法で規定されている大祖国戦争第一等級および第二等級身体障害者の障害年金を一〇%(年金最高額

定住し、農業と関係をもつ年金受給者に規定している一五%の減額なしに、全額で裁定する、という内容である。 務員のうちの年金受給者および軍勤務員・扶養者喪失年金を受けている年金受給者にたいする年金は、農村地域に 係なく、そして高年齢への到達時あるいは身体障害者となった時に関係なく、扶養者喪失年金を裁定する、③軍勤 の範囲内で)引上げる、⑵戦線で死亡した軍勤務員の妻にたいし、戦死した軍勤務員の扶養にあったかどうかに関

この指令も、八〇年五月一日から実施されている。

保障と物質的・日常生活諸条件の一層の改善に関する」決定を行い、年金については、五月三〇日付ソ連最高会議 て、年に一回、 幹部会の指令とほぼ同じ内容を規定しているが、そのほか、祖国戦争の第一等級身体障害者にたいし、 なお八○年五月二六日に、ソ連閣僚会議は、「祖国戦争の身体障害者と、戦線で死亡した軍勤務員の家族の 年 金 サナトリウムあるいは休息の家への利用券の代りに、八〇ルーブルの貨幣報償金を支給することを 希望によっ

の増大のなかで、 第一〇次五 カ年計画では、このほか年金受給者の増加、年金制度の改正(とくにコルホーズ員) 年金業務の質を高め、 年金、手当の裁定と支給で誤りのない、遅れのない仕事の達成 を する こ に伴う年金業務

そのため業務の中央集権化、機械化・自動化を組織することが強調されている。

定めている。

また、年金受給者と身体障害者の労働の利用をいっそう改善することが依然として大きな課題となっている。

i

- (1) 「ソ連共産党第二五回大会資料集」、ソ連大使館広報部編訳、ありえす書房、一九七六年。
- (~) CII CCCP 1976r. No. 6, cr. 29.
- (¬¬) «Ведомости Верховного Совета СССР» 1977г. No. 25, ст. 382. CII CCCP 1977r. No. 20, cr. 124.
- (4) CH CCCP 1977r. No. 26, cr. 170.
- (сь) «Ведомости Верховного Совета СССР» 1977г. No. 41, ст. 617.
- 宮沢俊義編「世界憲法集」(第三版)、岩波文庫、一九八〇年。 新ソ連憲法・資料集」、ノーポスチ通信社編、稲子恒夫訳、ありえす書房、一九七八年。
- (c) CII CCCP 1978r. No. 4, cr. 24.
- (т) «Выллетень», государственный комитет СССР по труду и социальным вопросам, Москва, 1978г. No. 10,
- (~) CII CCCP 1978r. No. 18, cr. 110.
- (5) CII CCCP 1978r. No. 27, cr. 164.
- (\(\mathbb{C}\)) CII CCCP 1978r. No. 27, cr, 165.
- ц) 前掲、《Бюллетень》, 1979. No. 2, стр. 31.
- (A) CH CCCP 1979r. No. 14, cr. 89.
- (\(\mathref{\pi}\)) CII CCCP 1979r. No. 23, cr. 144. (\(\mathref{\pi}\)) CII CCCP 1979r. No. 24, cr. 152.
- 白) Tam жe, cr. 153. 白) Tam жe, cr. 154.

- 18 CII CCCP 1980r. CII CCCP 1980r. No. 4, CT. 29. No. 3, cr. 18
- 20 19 CII CCCP 1979r. No. 18, cr. 118.
- «Ведомости Верховного Совета СССР» 1980г. No. 23, ст. 439.
- CII CCCP 1980r. No. 16-17, cr. 102

第一〇章 結 V.

社会保障の形成、発展にも大きな影響を与えたことは、すでに述べたことから明らかであろう。 れ、一〇年以上もその戦争による破壊の復興に力を費やさなければならなかった。これらの諸条件がソ連における され、そのなかで世界の歴史で初めての経験である社会主義の建設という未知の道をすすまなければな ら な か ならなかった。経済はもちろん、そのほか多くの面でロシアは遅れた国であった。そのうえ、帝国主義諸国に包囲 た。この困難さは、その過程での誤りは不可避であるといえるほどであった。しかも、二度も苛酷な戦争を強いら 十月社会主義革命後のロシァにおける社会主義の建設は、最初からきわめて困難な条件のもとで出発しなければ

は資本家のつよい抵抗を受け、破壊された経済、きわめてとぼしい財政力、社会保障の専門家もほとんどいないと 開始された。社会主義のもとでの社会保障の具体化は、もちろん世界で初めての経験であった。しかも、その実施 な低い水準にあった。社会保障、社会保険の本格的な実施は、社会主義革命後、社会主義国ロシアになって初めて 十月社会主義革命以前のロシアは、経済的に発展が遅れていただけでなく、社会保険、社会保障がきわめて劣悪

ソビエト政権は、このようなきびしい条件のもとにあっても、レーニンの労働者保険綱領で定式化された、

いう状況のもとで始めなければならなかった。

結 び 時的労働不能の保障、妊娠と出産の保障、分娩と埋葬の保障、および失業の保障に限られた。同時に障害年金の改 会保険の実現に一定の限界をおしつけ、一度に完全な規模で社会保険を実施することを不可能とした。最初は、 られた。そして、 社会主義の建設に着手することになるが、ここでは、社会主義の建設者――労働者階級の保障に最大の注意が向け 者、孤児への物質的援助が社会保障の重点であった。 べての活動は、敵を粉砕するという課題に従属され、赤軍兵士の身体障害者とその家族、貧困な病気と高齢の勤労 それがみられた。帝国主義国の干渉、国内戦争は、その実現をきわめて困難にした。やがて戦時共産主義のもとで ビエト政権は、着実にその内容を実現した。労働災害補償の改善、新しい疾病保険の実施、失業保険の新設などに 保険の分野での諸要求の実現に直ちに取組んだ。具体的にみても、完全な社会保険の実施を革命直後に宣言し、 化するなかで、 になった。三六年に第二次憲法が制定されるが、ここには、社会保障の権利が定着された。しかし、国際情勢が悪 に反映させられることになる。また、社会保険の管理が労働組合に移された。第三次五ヵ年計画の時期には、 まった。そこでは、生産の重要度、勤務期間、労働にたいする態度、労働組合員であることなどが社会保険の給付 の時期に失業者は存在しなくなり、失業保険は消滅した。この頃から、「生産を注視した」社会保険の再編成 が として労働者、職員の社会保障に向けられた。第一次五ヵ年計画のなかで老齢年金も実施されはじめた。また、 全勤労者を対象にして国の負担で社会保障を実施することになった(勤労者社会保障規則)。この時期は、国 の す 永年勤続年金の実施も徐々にすすめられた。社会主義的工業化と農業集団化の開始後も、特別な注意は、依然 強欲および労働にたいする不真面目との闘争、誠実な従業員を刺激する政策に社会保険は従属すること 国防力の増強を強いられ、やがて、第二次大戦をむかえる。この条件は、社会保障の前 企業の負担による労働者、 職員の社会保険に再び戻った。しかしこの時期の経済的困難は、 外国の干渉と内戦の終了後、新経済政策(ネップ) に移り、 を妨げ

始

社

た。それにもかかわらず戦時下にも軍勤務員の年金保障の改善、多子の母親、独身の母親への手当が改善、

給されるようになった。 賃金全額となり、 も大きな影響を与えた「ソ連および連邦構成共和国保健立法基礎」、「ソ連および連邦構成共和国労働立法基礎」も 業の女子従業員、極北区などでの就業者の年金年齢の引下げもおこなわれるようになった。このほか、社会保障に 員の年金年齢は五歳引下げられ労働者、職員と同一になった。また、コルホーズ員の社会保険も発足した。 を系統的に実現することが初めて可能になった。社会保障の根本的改善のための経済的前提がようやく つ くら れ る政策が社会保険にも反映させられた。しかし、国民経済は、やがて復興し、その結果、国民の福祉を高める措置 祖国戦争の身体障害者と戦死した軍勤務員の家族への保障とともに重視された。長期の継続労働勤務期間を刺 コルホーズ員には、 ズ員の年金最低額が引上げられ、第一等級身体障害者の年金に、その介護にたいする付加金が実施され、 コルホーズ員の社会保障は、労働者、職員のそれにより接近させられた。また、妊娠と出産の手当の額は、すべて 職員を主な対象としたが、つぎの第七次五ヵ年計画期間の六四年には、「コルホーズ構成員年金・手当法」が制定さ その具体的な現われの一つが第六次五ヵ年計画期における五六年の「国家年金法」であった。これは、 コルホーズ員とその家族にも年金が統一的に実施され始めた。さらに第八次五ヵ年計画のなかで、コル いっそう労働者、 一時的労働不能手当も三人以上の子供を扶養している場合、労働勤務期間に関連なく賃金全額支 第九次五ヵ年計画では、 コ コルホーズ、あるいはコルホーズと国営企業、 ル . ホ 低所得家庭への児童手当も新設された。さらに第一○次五ヵ年計画の期間には、 1 職員の社会保障に近づけられている。子供の時からの身体障害者には、手当が引上げら ズ員と同じ条件と規準で年金が支給される、 コルホーズ員にも労働者、職員と同じ年金算定方法が実施されるなど、 施設、 など、 組織で、必要な労働勤務期間をもつ場合 コ ルホーズ員の社会保障の改 善 また、元 労働者、 コルホ ホー か 1 ズ

寄せるため、これらの部門の指導的職種の従業員にたいし高い年金が定められるなど、これらの従業員の保障

戦後、復興が開始されるが、その時期は、国民経済の重要な部門に労働力を引

れるなど社会保障は、充実された。

ΰ

は、より具体的にいっそう拡充させられた。 一六歳未満でも手当が支給されるようになった。また、新しい憲法も、この期間に採択され、社会保障の権利

る身体障害者、戦死者の家族への保障が大きな位置を占めていることもソ連の一つの特徴であろう。 なり、継続労働勤務期間は意義をもっていないということでもわかる。そのほか、革命、戦争との関連で戦争によ 面をつよくもつようになった。このようなソ連の特殊性は、たとえば、他の社会主義国では、年金保障でソ連と異 経済のそのような発展のための政策の実現のためにすべての力が集中され、社会保障もその政策に従属させられる を必要とし、そのことが、財政的に社会保障の前進にとって一定のプレーキをかけたことは否定できない。また、 国内戦、大戦による経済復興のため、急テンポの経済成長を達成しなければならなかった。そのために尨大な資金 したものである。ここからいえることは、ソ連では、工業国への転化、社会主義的工業化、同時に国防力の強化、 以上は、すでに詳述したことであるが、ソ連における社会保障の形成、発展の特徴を大まかにつかむために整理 しかし社会主義国ソ連の社会保障の歴史は、大きな流れでみれば、いかなる困難な時期にも社会保障は拡充され

そのような政策は実施され始めた段階で、社会保障を完成させる途上にあることも事実である。拡充のテンポは急 主義経済が発展するもとで、ようやく系統的、計画的、そして全面的に拡充できるようになった。とはいえまだ、 れ、社会保障はこれらの場合の保障とは無関係になった。ソ連での社会保障は、第二次大戦後、復興が終り、社会 国民の福祉を向上させる主要な手段となってきていることを証明している。貧困、失業は、革命後まもなく一掃さ 経済力の高い安定した発展とともに着実に前進しており、社会保障は、レーニンの労働者保険綱領の発展のなかで

は、資本主義にたいする社会主義の制度的優位性を事実によってはっきりと証明しているといえる。 る社会主義ということとも関連をもっている。それにもかかわらず、社会主義国ソ連の社会保障の歴史と現行制度 速であるが、まだ、改善、発展されなければならない部分が多く残されている。もちろん、このことは生成期にあ

社会主義

の社会保障の理

解のた

んめに、

まず社会主義における分配をみることにする。

との問題を明らか

ĸ

して

第三部 ソ連の現行社会保障制度

第一章 社会主義の社会保障

は生産 由 を全面的発展とを保障する」 よってまた、 社会主義社会では、 の発展のなかで国民の生活を向上させる重要な手段として位置づけられ、 自分自身の労働の全生産物の所有者」(エンゲルス)となり、「社会の全成員の完全な福祉と自い、、、教働者階級が「いっさいの労働手段―土地、原料、機械、その他―の所有者となり、それ シーニ ン)ことが生産の目的となっている。このためこの社会では、 意識的に計画的に改善がすすめ 社会保障

彼ら自身のものになる。ただし、ここで社会的総生産物のすべてが直接、個々人のあいだに分配されるのではない。 九巻)である。これによると、社会主義社会では生産手段は国有および勤労者の共有財産になり、 いるのは、よく知られているようにマルクスの「ゴータ綱領批判」(マルクス・エンゲルス全集、大月版、 労働の成果は 第

第一に、

て

Ø

5

ろんな欲求を共同でみたすために

ひどくふえ、

そして新社会が発達するにつれてますますふえる」と指摘していることである。

人のあい

だに分配

され

る。

あてる部分」は、

新しい社会になっ

た「最初から今日

Ö

社

会

ζ

これらの控除を

べ、 な 分全 接に生産に属さない一般管理費。 5 0 事故や天災による障害にもそなえる予備 る部分。 ح P Ø ľ k うな控 ……第三に、 人に 消耗された生産手段を置きかえるための補塡分。第二に、 直 除 接分配 のあとに 労 働、不 される 残 る ……第二に、 Ō 能者等のための元本」が P では のは なく、 社会的総生産物のうち消費手段として使用さ 積立または保険積立」が社会的 学校や衛生設備等々のようないろんな欲求を共同でみたすため さらにつぎのものがそこから控除され それで ある。 ح ح 総生産物から控除さ で注目すべ る。 'n きは、 る部 すな 分で わ n マ き、「第一に、 あるが、 なけ ル ク ス 'n ば が、 第

金がは、 保健 ための 主義生 国民所得の分配は、 うけた残りの部分が**、** ح のように社会主義社会では、 一産がた 基金をつくるに予定する部分も社会的総生産物 どは社 働 会的 えず発展し、 応じた支払い 消 具 費 なるない 体的 「労働に応じて」各個 基が金が 国民所得が増大するにつれてそのなかで大きな割合をしめるようになっている。 <u></u>
の
一 には、 部であり、 (賃金)とともに国民の福祉 第 社会の欲求を共 図のように行なわ 国 |民所得 同でみたすための部分 Ø Ö _ れる。 部として無償で働く人びとに与えられ 一部から支出される。社会主義国での社会的総生 を向上させるために重要な役割を果し ここからわかるように、 (学校、 保健施設など) 社会主義国 る。 も労働不 「での ており、 社 会的 社会保障、 1消費基 産 能 位物と 者 Ó

(2) 保障 (1)すべ

が

全面的であり、

その種類の多いこと(ただし、

失業者が存在しないため失業保険はない)。

ö

義国

K

ょ

ける社会保障

. の 一

般

的特

徴

は、

っ

ぎのように

まとめることができる。

て 社

勤 主

労

に社会保

険が適用され

7

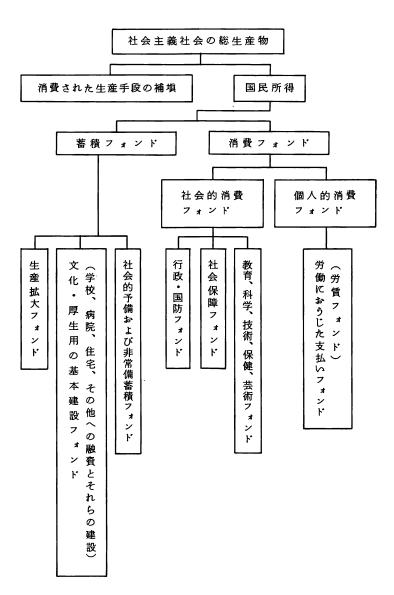
いること。

304

生産を拡張するための追

加部分。

第1図



ح

れらの特徴は、

- (3)保障の水準が高く、 生産の発展のなかで計画的にたえず向上されていること。
- (4) 労 働に応じた分配という社会主義の原則を一定程度、反映していること。
- (6)社会保障が被保障者自身によって民主的に運営されていること。 (5)社会保障 (医療もふくめ)はすべて国の費用負担で実施され、 勤労者はいっさい負担をしないこと。

ほとんどすべての現存の社会主義国に共通してい

第二章 現行制度体系

連に おいてもまだ社会保障の 概念、 範囲について統一された見解はない が、 般につぎのような制度全体を

(1) 労働者、 職員、それと若干のそのほかの人びとを対象とする「国家社会保険」。 広義で社会保障と称している。

ソ

(2)

コル

ホーズ員社会保険」。

(3)3 ル ホ 1 ズ 員社会保障中央連邦基金による「コ ル ホ 1 ズ員社会保障」。

(4)種々の社会組織 (作家同盟など) の特別基金による保障 (個 Þ Ø コ ル ホ ì - ズ基金、 芸術基金、文学基金、フォンド

音

楽基金および映画同盟基金)。

(5) 国 (1)狭義の社会保障、 家予算からの直接支出金による社会保障としてつぎの三つの (ロ) 無料の医療、 17子供の施設での子供の扶養と養育。 形 態が ある。

それぞれの制度の主要な内容をみることにする。

老齡年金受給資故 第1表

カゴ衣 心即十立文和貝格									
	年 齢	労働勤務 期間							
地下、有害条件、または高熱職場	(歳)	(年)							
での労働従事者 …									
男子	50	20							
女子	45	15							
困難な条件のもとでの労働従事者									
(きつい労働条件、極北地区など)									
男子	55	25							
女子	50	20							
5人以上の子供を生み8歳まで養									
育した女子	50	15							
盲 人									
男子	50	15							
女子	40	10							
そのほかの労働者と職員									
男子	60	25							
女子	55	20							
コルホーズ員									
男子	60	25							
女子	55	20							
繊維工業、農業機械で働く女子	50	20							

た賃金総額への一定比率であって産業別に異なり、 一な財 ح Ø 制 源とし、 度は、 労働者、 従業員の負担なしで、 職員を主な対象とし、 労働組合の管理 企業、 四・四〜九(八二年より一四)%の範囲にある。 施設 のもとで実施されている。 あるいは組織からの保険料と国家予算からの補 なお保険料率は従業員に支払 助金を

(1)老齢年金、障害年金、扶養者喪失年金、それと一部の職種での永年勤続年金、 (1)一

時的労働不

主

(1)

国家社会保険

行の種類は、

ある (第1表)。 歳で労働勤務期間二五年、女子は五十五歳で二〇年で ンプでの子供の給養などである。 でのサービス、 能手当、 サナト 老齢年金の受給資格は、 妊娠と出産の手当、八分娩手当、 リウム・療養地治療、 治療(栄養)食、 労働の種類、労働条件そのほかによ 一般には男子の場合、六〇 予防施設と休息の家 ピオニ 1 埋葬手 ル キ ۲

年間を含む五年以上の労働勤務期間をもつ者にも、 金の四分の一を下まわらない)で年金が支給される。 (労働勤務期間に比例して年金額がきまるが、完全年

○年の引下げ、短縮がある。なお、年金申請直前の三

って、この年齢の五~一〇歳、

労働勤務期間

0

五

Ś

滅額

老輪任会の任会類の決定出塞(1956年注)

第2次											
		年	金								
毎月の 賃 金	件の作業	か、有害労働条 を、高熱職場で いたものを除く ・職員	件の作業、高熱職場								
(ルーブル)	賃金に たいす る%	年金の最低額 付加金なし ル ー ブル	賃金に たいす る%	年金の最低額 付加金なし ル - ブル							
35 以下	100	30	100	30							
35~50	85	35	90	35							
50~60	75	42.5	80	45							
60~80 80~100	65 55	45 52	70 60	48 56							
100以上	50	55	55	60							

注 現在の年金の最低額は45ルーブルになっている。

額が引き上げられる。

年金額計算の算定基礎となる平均稼得賃金は、

最高額は同一二〇ループルと定めてい

る

が、

職 種、

労働条件で最高

)%という水準にある。

なって O

る 囲 一の額は、 内に

(第2表)。 あっ

ソ連全体でのとの比

率の平均は、

六〇~七

ル

一般に年金の最低額は月額四五ループ

%

の範

て、

稼得賃金の低いものほど、

老齢年金

稼得賃金にたいする比率で定められ、

るい

は受給資格に必要な労働勤務期間を一○年以上とえている者に

|囲内で、||五年以上の継続労働勤務期間をもつ者、

あ 前

述

Ø

最 心高額

の範

れぞれの平均一ヵ月稼得賃金の高い方を受給者の希望できめる。 最終の一二カ月、あるいは最終の一○年間のうちの任意の五年間のそ

は年金の一○%の付加金が、

また、

労働能力のない家族員一人にた

二人以上に同一

五%の付加金が支給され

る。

年

の場合 金 ア、 K 極東地区などで働くときは年金の七五%) 課税はない。 (在職)、 年金は職種によって全額 また、 年金受給者は自分の希望によって年金を受けながら働く(賃金を得て)ことができる。 (在職年金受給者のうち九五%以上)、 5 が支給されている。 し年金の一〇%、 あるいは半額(ウラル、シベ IJ そ

害年 ・金は、 労働能 力 Ø 恒久的 あるいは長期の喪失の場合に支給される。 と の 年金 の受給には労働 災害、 職業

病

あるいは戦争に起因する場合には労働勤

務期間

に関係しない。

あるが、

性

年齢、

労働条件に応じた労働勤務期間を必要とする(第3表)。 しかし、 身体障害者は、 般の傷病による場合には、 労働能力の喪失の 短 期

で

五〇~一〇 高 308

との比率は

障害 労働 る と第二等級の身体障害者には、 し 障 た (第4表)。 者に 作 勤 害年金の額は、 業 務期間にたい たい K 移 する障害年金には、 らな そのほか、身体障害者の介護、 け 'n との身体障害等級、 ば な

5 な

5

者。

低い

労働能力しかもたず、

具体:

的条件に適

働

第3表 障害年金の受給に必要な労働勤務期間

		労 働 鲭	协務期間(年)
	男 子	女 子	地下労働、有害労働条件と 髙熟職場の労働者と職員
20~23歳	2	1	1
23~26	3	2	2
26~31	5	3	3
31~36	7	5	5
36~41	10	7	6
41~46	12	9	7
46~51	14	11	8
51~56	16	13	10
56~61	18	14	12
61 歳以上	20	15	14

くら 完全な労働能力の喪失、 害をもち、 第二等級……きわ Ø 等級……身体機能破壊のため、 できる者。 ñ た条件のもとでのみ、 常時 的な援助を必要としないが、 めてはっ あるいは特別につ きりした機能 いくつかの 著 労

等級までの三つのグル |に応じてつぎのように第一等級から第三 等級……自分自身で用を足すことが ープに分けられる。

程

きず、

常時、

介護、

援助、

あるいは監視

で

必要とする者。

第4表 障害年金(付加金を除く)額

身体障害	身体障害	すの原因	最 低 額	最高額
の程度	労働災害・職業病	一般の疾病	政 145、459、	取 向 破
第 1 等 級	老齢年金の110%	老齢年金の100%	月額 70 ルーブル	月額120ルーブル
第 2 等 級	" 100	<i>"</i> 90	45	120
第 3 等 級	月額賃金の40ルー ブルまでの65%と その残りの賃金部 分の10%	月額賃金の40ルー ブルまでの45%と その残りの賃金部 分の10%	21 (ただし、労 働災害・職業 病の場合 25)	60

して付加金が支給される。 労働能力のない家族員が一人の場合月額一〇ルーブル、 介護 K 稼得賃金、 たいし月 労働能力をもたない たとえば、 額一 障害 五 ル の原因および労働条件できま 働 1 ブ 5 て N Ø 5 家族員、 ない 付 加 第一 金 定の 第一等級 等級身体 継 続

第5表 扶養者喪失年金(付加金を除く)額

労働能力の	扶養者の	最 低 額	最高額	
ない家族員数	労働災害・職業病	一般の疾病	最低額	最高額
3人以上	老齢年金の110%	老齢年金の100%	月額 70 ルーブル	月額 120 ルーブル
2 人	<i>"</i> 100	<i>"</i> 90	45	120
1 人	月額賃金の40ルーブル までの65%とその残り の賃金部分の10%	月額賃金の40ルーブル までの65%とその残り の賃金部分の10%	23	60

偶者、 れている。 養されていた労働能力をもたない者に支給される。家族には子、 同二人二〇ルーブル、 扶養者喪失年金は、 父母、 祖父母、 義父子、 第一等級で同三人以上の場合に三○ループルの付加金が定めら 死亡した労働者、 義父母、継子がはいる。 職員などと年金受給者の家族で、 労働能力をもたない者とは、 孫 兄弟、 死亡前 姉妹、

配 養者の八歳未満の子、兄弟、 子六〇歳以上、 扶養者の働いていたときの労働条件および稼得賃金できまる (1)祖父母、 偶者 である。 (P) 第 との年金の額は、 女子五五歳以上)、(二六歳未満(学生は一八歳未満)、 一等級、 第二等級、 姉妹および孫を世話し、働いていない両親の一人または 労働能力をもたない それに通常、 第三等級身体障害者、 家族員の数、 (第5表)。 扶養者の い高齢者 死亡原因、 第

5 う名称 永年勤 年 金では以上の三つの種類の年金が柱となっているが、このほか、永年勤続年金と の年金が一 続年金は、 部の職 教員、 医師、 種に定められてい 飛行士、 芸能家などと、 る。 その 関連の職 種 Ø b Ø Ŕ

なく疾病と傷害の場合、回病気の家族員の看護が必要な場合、엕保菌者として一 五〇%である。 畊 的労働不能手当は、 つぎのような場合に支給される。 すなわち、 (1) 原因 に関係 時的

た場合に支給される。

年金額は、

たとえば、教員では稼得賃金の四〇%、

飛行 種

: 士は同

定の勤務期間

へたとえば、

教員、

飛行士で二五年以上)

をもち、

その職

を退職

K

配 扶 問

.題委員会、そして職場の保険代表が社会保険の実務を担当し、

関連の活動を行なっている。

第6表 一時的労働	不能手当の金額
継続労働勤務期間	手 当 額
3 年 未 満	賃金の50%
3年以上5年未満	<i>"</i> 60%
5年以上8年未満	" 80 %
8年以上	" 100%

労働

免除、

あるいは隔離の場合、

に結核による郊外での休息のための追加休暇期間、

的身体障害、

あるい

は医

療上の理

由で他の作業

への一

時的移動

の期間、

(4)

病院で補

装

んをつ

树部分 具

額がきまる(第6表)。支給期間 額(一○○%)となっている。 ける期間、 の三人以上の子供を扶養している場合には、 である。 手当の額は、 そのほかの一般の場合には、 は一般に、 労働災害と職業病の場合と、 労働能力を喪失した第 労働勤務期間に関係なく、 継続労働勤 六歳 日 目 (学生は か 務期間 通常 6 Ó の稼得賃金 復 K 一八 よっ または障害 歳 て手当 以 下 あ全

年 金の裁定の日までである。 妊娠と出産 の手当は、 妊娠と出産の休暇期間、

なく、稼得賃金の一○○%で支給され 一二日間、 ただ Ļ 双生児の 出産 あるいは異常出産 . る。 の場合には産後休暇七〇日間 すなわち、 産前五 にた 六旦、 5 労働勤 産後五六日、 務期間 合計 に関

係

ル

ブルで、

畤

的

K

支払

ゎ ħ

る

分娩手当は、

新生児の下着一

組の購入のための一二ルーブルと子供の授乳のための一八ループルの合計三〇

れ 五 埋 ルーブル、 葬手当は、 一〇ループルで支給される一時手当である。 都市 の場合には、 ○歳未満一○ループル、 ○歳以上二○ループ ル、 農村の場合に は そ ħ ぞ

地方では、 ている。 国 家 社会保険は、 労働組合の産業別組 施設、 すべて労働 組織では、 織 組合によって管理されている。 Ø 共 そこの労働組合工場 和 国 地 方、 州 の各委員会と、 ・現地委員会によっ 全ソ労働組合中央評議会が全体を管理、 共 和 国 て組 地方、 織 される社会保険委員会、 州 Ø 労働 組 合評 議 会が管 指導 年金

311

(2) コルホーズ員社会保険

達労 込金 ح)働者 で Ø サ 構 制 ナ 成 度 ١ 職 ð は IJ, 員労働 ゥ n る ۲, コ n コ 組 休 ホ N 合が 息 1 ホ ズ Ø 1 管 農 ズ 家などの 民 理 員 して とその 社会保険中 利 お 家族 b 用 券、 央連 を対 コ 子供 N 象とし、 ホ 邦 基金 1 $\hat{}$ Ø ズ 労 サ 厄 より、 各 働 1 組合委員会が各コ ピ コ ス n などの 朩 時 1 的 ズ |労働 か 給 らの 付 を 不 荇 能手 ル 労働支払 たう。 ホ 1 当 ズ 基が金が での社会保険業務 ح 分 の社会保 娩 手当、 Ø -険 四 埋 % は、 葬 手 Ø の遂行 当 保 農 業 を 険 支給 料 調 で 払

(3) コルホーズ員社会保障

きな役割

を

果し

て

5

労 金 n P 的 邦 働 は 基 ĸ Ø 基は ح 最 金衫 同二八 条件に 本 同じであるが、 ħ 的 部 K 低 は 額 K 0 ľ ょ 労 低 は 各 ル 9 る特 所得 働 1 て、 コ 労 者 ブ N 働 典 家 ル コ ホ 最低 能 で が 職 庭 1 N あることが障害年金で労働者、 力 な 員 ホ ズ ^ の児 5 ٤ 額 1 K Ø ح. 同 ょ な は月額二八 ズ 員 る 5 じであるが、 童手当を給 家族員三人以上の 総 ^ Ø ま 所 老齢 た、 得 ルー Ö 第 付する。 五 年 プ % 솿 等級障害年 般 ル、 Ø 障 納 Ø **性害年金、** 最高額 老齢 場 疾 付 金と国 合 病 職 ĸ 年 月額 員と異なって 金の最低額が月額四 は同一二〇ルー 金の受給資格、 よる第三等級 および家族へ 家 匹 Ø 補 五 N 助金で構成され 1 プ 身体障 5 の扶養者喪失年金、 ブル 算定方法は、 る。 ル、 二人は また、 害者 五 である。 N 1 るコ Ø 同 コ ブ 障害 とも 三八 障 v ル、 N ホ 害 ホ 第二等 年 ĸ それ N 1 年 1 金が 労働 1 ズ員の扶養者喪失年 솿 ズ ブ 員社 に ま 扶 者 妊 級障害年 だ 養 会保 娠 (者喪 職員 と出 な 人の場 曈 5 失年 金の ح کر と基 産 中 Ø 央 を 숲 連 手 本

同二〇ル

1

プ

N

で

あ

る。

妊

娠と出産の手当は、

労働

者

職員と同

ĸ

支給さ

'n

る。

コ

N

ホ

1

ズ

員社会保障は、

コ

Ø N 務を担当している。 ーズ代表機関としてのコルホーズ員社会保障ソビエトによって実施され、 いずれの場合も国家の社会保障機関の参加のもとに実施される。 コル ホ Ì ズ理事会もそのいくつか

(4)国 家社会保障

(1)

狭

義 õ

社会保

国 家予算の 直 一接支出金による社会保障の形態の一つとして、 まず狭義の社会保障がある。

婚 者を対象とする個人年金、 していない)の母親への手当、低所得家庭への児童手当、子供のときからの身体障害(児)者への手当および収 ح これは、 国家予算の支出によるつぎのよう給付である。すなわち、 科学アカデミー会員、大学教授など科学従事者への年金、それと多子の母親、独身(結 軍勤務員とその家族への年金と手当、 功労 入源

ームでの給養、年金受給者への物質的・日常生活上サービスなどが、ここにはいる。 への手当は、三人目の子供が生まれると二〇ルーブル、それ以上の子供の場 合には最

ない身体障害者と高齢者への手当、身体障害者の訓練と就職の斡旋、

補装具の支給、老人および身体障害

児

高

人目以

者 の

多子の母親

から一五ループル 上 の二五〇ル ー ブ (一一人目以上)までの毎月手当(子供が五歳に達するまで)である。 ルまでの範囲での一時的手当と、四人以上の子供をもつ母親への子供の数に応じた四 独身の母親には、一人 N 1 ブ

収入を家族員数で除す)が月額五〇ループル未満の低所得家庭にたいして、八歳に達しない子供一人当たり月額 の子供にたいし月額五ループル、二人に同七ループル五〇カペイク、三人以上は一〇ループルの 一二歳に達するまで支給されている。 低所得家庭への児童手当は、家族員一人当たり平均収入 毎月手当 (家族全体の が、子

一二ループルで支給される。一六歳に達した子供のときからの身体障害者には、第一等級身体障害の場合に月額

1

カ

Ø

額

で支給

され

る

び療養 ニ〇ル 三〇ル ープ 1 地 部 ル 落 n に住 Ø 手 第二等級の場合には同二六ループル、さらに、子供のときからの一六歳未満の身体障害児に 当が W でい あ る。 る 場合には月額 との ほ か、 収 0 入 源 N ープ Ó ない ル 身体障 農 村 害者と高 地域と別荘部落 齢 者 'n Ø 住 手 む場合 当 は ĸ 都 市 は 同 労 八 働 n 者部 1 ブ 落 n f 五 ě 月額 ぉ ľ

連の 員 は ソ ح)機能は、 労働組合および社会保障委員会 ピ の 狭 ェ 義 ٢ の社会保障 (議 執行委員会とそれによっ 会 k ぁ た は 3 国 家社 執 行委員 会保障 (勤労者代議員ソビエ 7 会社会保障部、 機関、 組 に織され すな る国 b 家 そ ち 年 れ ١ 共 金裁定委員会が直接的 Ł 和 の代議員で構成される) そ 国 Ō の社会保障 管轄下 Ó 省、 労 働 に行 能 地 カ 方、 なっ と協力してその仕事を遂行 審 州 査 ている。 一委員 区 会 が実 市 社 Ø 一会保障 施 勤 ずる。 労者代 機関 議

(m) • 医

する

達し K た国 科学と技術 ソ た医 家 連での保健 的 療 Ø 社 を 無 会 的 は、 料 結合させていること、 措 であるととと、 疾病 置 0 社会主: の予防と治療、 義 だれ 的制 (水) f 度とされている。 がたやすく 健康的な労働と日常生活の条件の保障、 労働組 合が 利用 積極的に参加し そして、 できること、 それ ラ い (4) は るとと、 防を基 (1) 国 家 的 高 などを 本 性 方針としていること、 い労働能力と長命、 格 原則としてい を P っ てい る کے を目 (二) 指 (|| 健 熟 し

健 施設は、 治 療 予 居 住 防 母性と幼児の保 場 に あ る。 地区、 護、 衛 分区 生 |受け持ち制 伝染病防 止に区分され を原則 としてお ż 5 b る。 住民 は 居 住 地 Ø 外 来,

•

•

診療所、 職場の医 療 務室などの治療機関が 予防施設は、 /・来総合病院 院、 そして家庭で医 地 と職 あり、 ここでは傷病の治療だけでなく、 療を受ける。 ま た、 企業、 施設などに付属さ 労働条件の調査、 病院、 総 従業員の健康状態の系 合病院、 婦人相 談所、

動

K

日常的に協力をしている。

統的な検査など予防措置をとっている。

て医 は、 入院治安 連 師のだす処方箋で薬局で買う医薬品だけは現在、 では、 療 医療費、 軍 勤 務員、 往診費、 歳未満 入院費、 の乳幼児、 手 術費など医療サー 応急手当そのほ 有料である。 ピ かか ス の場合は無料であるが、 はすべて無料 とのようにして薬局で買う薬品は多くない である。 ただ 外 来の Ļ 医薬 軽 5 品 病気に K つい 7

その価格は一般にコストより安い。

防止施設としては、 し た婦人と一般の婦 保 健では予防 が重視 衛生・伝染病ステー 人・母親への され、 専門の医療機関・公衆保健指導ディスパンセール サー ピス ショ の主 ンが存在する。 な施設は、 婦 À 所が総合病院とともに予防活動を行 相談室と産院である。 ま た 主要 な 2 衛 て 生 5 る。 • 妊 娠

とのほか、 の普及、 はすべて常設の保健委員会をもち、 つのは、 保 健 事業は、 各共 相 談 医 療 和 など保健活動 施設に 国の保健省、 国 家 が主として国家予算で行なっており、 ある社会評議 ĸ それと州、 日常的に広く参加している。 との委員会は、 会 区、 企業、 市 アパ の勤労者代議員ソビエ 1 ソビエト代議員、 ١ などにある衛生管理所などを通じ一 保建省がすべてを管掌している。 赤十字社、 医療従事者、 ١ 赤半月社などの大衆的組織も保健組 の保健部である。 住民代表で構成され 勤労者 般の住民 住民 に直 杔 議 が 員 接 衛 て 責任 ソ 織 生 ピ 5 の活 知 る。 エ を Ŕ

九九〇六 九八八八〇九九九九 八九九五 九〇五 九〇四 九〇三 九〇二 九八七 則。共済基金模範規約。勅令で国営労働者保険の検討を指示。「改良の時代」、「労働者災害補償法」。最初の党「綱領」。 疾病の労働者保険の準備 「社会民主党綱領草案」。 治療施設の し保護する共済組合。 労働 (者保険綱領)。 無償 を命ずる。 Ø 引 バクー 渡 ベ Ļ で労働協 テ ある ルプ 5 n は 1 約 成 ح

 九	 九 九			——— 九 九	
九 三 〇	九二九二八		九 二 五 二 四	九九二三二	九 二 一 八
合(アルテリ)模範定款。 一 「	子齢九齢	路線)。「「日本命一〇周年記念日宣言(七時間労働日、年金基金二倍増など)。「同い年金。十月革命一〇周年記念日宣言(七時間労働日、年金基金二倍増など)。る身体障害者への年金を実際の一カ月賃金から算出。	:国)社会保険評農村地域の図書	ビエト連邦)。)。	新経済政策(ネップ)への移行(~一九二五)。「賃労働に従事する者への社会保険に関する」法令(一一・一定(六・一四)、ソビエト憲法採択(七・一〇)。「勤労者社会保障規則」(一〇・三〇)。労働法典(十二・二)。三一)。「国家保護人民委員部の社会保障人民委員部への改称に関する」法令(四・二六)。「休暇に関する」決「勤労被搾取人民の権利の宣言」(一・一八)。医療協議会ソビエト(一・三〇)。職業紹介所の国有化(一・「勤労被搾取人民の権利の宣言」(一・一八)。医療協議会ソビエト(一・三〇)。職業紹介所の国有化(一・一・一)。疾病保険規則(一二・二九)。 上・一一)。疾病保険規則(一二・二九)。

九四 九四〇 九 九九三三六 五四六 九三一 九三九 コルホ 年金。 どに特別保険基金創設全ソ労組中央評議会第 1 ズ共済 (生産の重要度、 組 度、勤務期間、勤務態度を社会保険の運営にとりいれる)。作家と造型芸術家に永年勤続(産業部門別中央社会保険金庫)。ソ連中央執行委員会、人民委員会議「社会保険に関す5五回総会「生産を注視した」社会保険の再編成に関する決定。重工業および鉄道輸送な 。 民間航空の空中・飛行員に永年勤続年金。|中央評議会の統合。社会保険の管理が労働組合に移行。 およびとの問題での濫用の防止措置に関する」決議 障害年金の障害度六等級制から三等級制にかわる。 。第三次五ヵ年計画(一九三八―四二)。 軍勤務員とその家族へ 下級幹部軍勤務員の家族へ 社会保険組織を地域別 Ø 年金保障改善。 (人民委員 分娩手当 Ø 年 規

					_	_								_		_					
一 九 五 七	一九五六	五.	一九五三		九五一	四		一九四八		一九四七		一九四六			一九四五		匹	一九四三			
能国休 手家暇 当年期	二〇回党大会。第六次五ヵ年計画(一九五六―六〇家社会保険手当の裁定および支給手続規則。	力障害者の都市内輸送機関の無料利適用。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年勤続年金。 一九回党大会。機械・トラク	五次五カ年計画(一九五一―五五)。	産と獣医の従業員に永年勤続年金。科学従事者年金保障規則。	業の建設の場合、付属病院、託児所の併設を義務づける。労働能力審管・一時的労働不能手当の受給に関係する継続勤務期間を一~二年延	、。、「川」、、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	子および独身の母親への国家手当の金額変更。一連の永年勤続年金の新たな実施と引上げ。	炭、冶金、化学鉄道など一連の重要な省の主要な労働者要員、技師・技術職員、	四次五ヵ年計画(一九四六―五〇)。個人年金規則。祖	卒、軍曹級の第一等級身体障害者の年金二倍以上引	および戦死兵士の家族への援助。	乳手当の引上げ。第二次世界大戦終了。八時間労働制実施、義	ドイツ戦終結。極北地方勤務者への特典(年金受給資格勤務期間)。	後休暇六週間(四週間から)に増加。育児用品手当の引上げ	子(三人目以上)の母親への国家手当、独身の母親への国家手当実	核病の労働者、職員の就職斡旋。	争身体障害者の就職斡旋強化。第三等級障	争身体障害者に最高額の一時的労働不能	と手当

九六三 九 九 九 六 六 六 九 九 九六〇 九 九 九 六二 矢 五 五 七六五 四 九 八 機労会労 組移 • ŀ 合行。 ラの ク 業 1867。 「おいでは、作曲家の年金を労働者、職員と同一に裁定。 病 K ょ る 時 的 労 働 不 手当 を 菲 組合員 K P 賃 金 全 社 会保 合員への年金保障。 険 Ø 務 手当が労働者、 一等級公休暇 Ø 邦基金規則。 引上 会 規 部 引の日 颠 を労 害げの任 第二二 保険代表 働 金コ 数 職 組 J 理を国 延 員 織 間 合 N コホ長 ٤ 党 者 評 K ホ

同

規 大 規

算

議

v

1

									牛 表
一 九 七 六	一九七四		一九七三	一九七二	九七一	力 七 C		一九六八	
る。 は、身体障害者の社会的労働が、身体障害者の社会的労働が、身体障害者の社会的労働が、のでは、対している。 は、対している。 は、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	明引に引系: 「貴 st t t t i t i t i t i t i t i t i t i t	は、「引い」とはいるの年金への付加金を固定額(ルー合は除く)。これらの年金への付加金を固定額(ルー受給者の労働に追加特典。障害年金、扶養者喪失年出産の手当は勤務期間に関係なく賃金全額支給。病	組合委託医師規則。国家社会保険手当裁定の場合における労働者、職員の継続労働勤務期間算定規則。然保護のいっそうの発展と天然資源の合理的利用措置に関する」最高会議決議。	コルホーズ員社会保険実施。新しい国家年金裁定・支給手続規則。	『AR権判規』。 ズ員の年金算定を労働者、職員と同一化。コルホーズ員の年金最低額の引上げ。新しい労働組合工場・現地委第二四回党大会。第九次五ヵ年計画(一九七一―七五)。労働者、職員への老齢年金最低額の引上げ。コルホー規則。	。善措置。ソ連および連邦構成共和国労働立法基礎。妊婦、ホーズ員社会保険手当裁定・支給手続規則。コルホーズにホース員社会保険年業施 ニカルコーラ社会保険年表連邦専	、 てしたではない。 これには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないには、 ないに、 ないに、 ないに、 ないに、 ないに、 ないに、 ないに、 ないに	支出基準引上げ。の保健の一層の改善と医学の発会保険保険料率。運輸機関利用	などの芸術家への永年勤時からの身体障害者への凶で働く人への特典拡大

九八〇 九七八七八 九 七九 加同給子大引新製 措一者供祖上し鉄 の継続勤務期間にたいする老齢年金への付款する措置(年金年齢到達後の労働に、年記者への手当引上げと、子供の時からの一六記条件の改善措置。 (に混合職歴通算年金。 (信額引上げ。新しい「憲法」制定。 老人および身体障害者法」制定。 ・付加金増額。大祖国戦争関係者の生活改善追年金への付加金)。 、歳未満の身体障害児への手当新設。年金受 ホ ı ム 模範! 規 颠 コ N ホ 1 ズ 員 ô 年 金

著者紹介

柴田嘉彦

1930年 東京都に生まれる

1955年 早稲田大学政治経済学部卒

1958年 同大学院商学研究科修士課程修了

現 在 日本福祉大学社会福祉学部教授

主要著書・翻訳書

1973年 ヴエ・エス・アンドレーフ著「ソ連の社会保障」、民衆社。(翻訳)

1974年 「現代労働組合事典」、大月書店。(共編著)

1975年 「社会保障」,水曜社。(著書)

1976年 「社会保障事典」,大月書店。(共編著)

1981年 「社会保障の基礎理論」, 水曜社。(著書)

ソ連社会保障発達史一歴史と現状一

1981年3月1日, 第一刷発行

定価 3,500円

検印

省 略

著 者 柴 田 嘉 彦

発行者 鈴 木 貞 義

発行所 (株)文化書房博文社

〒112 東京都文京区目白台1-9-9

電 話 (03) 947—2034

振 替 東京8-86955

